

# 全国廃棄物・リサイクル行政 主管課長会議資料

令和元年8月1日（木）

環境省  
環境再生・資源循環局



# 目 次

## (総務課・循環型社会推進室)

1. 環境再生・資源循環局の組織、予算	7
2. 循環型社会形成の推進について	8
3. 3Rイニシアティブ推進と循環産業の国際展開支援	13
4. 大阪湾フェニックス計画について	21

## (リサイクル推進室)

1. プラスチックの資源循環に関する環境省の取組	25
2. 家電リサイクル法について	31
3. 小型家電リサイクル法について	35
4. パソコン及び小型充電式電池のリサイクルについて	39
5. 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について	40
6. 食品廃棄物対策	42
7. 自動車リサイクル法について	47
8. 太陽光パネル等のリユース・リサイクル・適正処分	49
9. 使用済紙おむつのリサイクルの推進について	50
10. リユースの推進について	51

## (廃棄物適正処理推進課)

1. 一般廃棄物の適正処理の推進について	55
2. 広域化・集約化の推進等について	69
3. 循環型社会形成推進交付金制度等	73
4. 地域循環共生圏の構築及び気候変動対策について	79

5. 廃棄物処理に係る研究・技術開発の推進	87
6. その他	88

#### (災害廃棄物対策室)

1. 近年の自然災害における災害廃棄物対策	127
2. 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正等	131
3. 自治体における災害廃棄物対策及び各種支援	134
4. 大規模災害発生時における災害廃棄物対策に関する検討について	140

#### (浄化槽推進室)

1. 浄化槽法の一部を改正する法律について	145
2. 浄化槽の設置整備・維持管理の現状	149
3. 令和元年度整備関連予算について	152
4. 浄化槽の普及促進に向けた取組	164
5. 浄化槽の維持管理の強化等について	172
6. その他	175

#### (廃棄物規制課)

1. 昨今の廃プラスチック類等の処理状況	181
2. 排出事業者責任について	184
3. PCB 廃棄物処理に向けた取組について	186
4. バーゼル法について	191
5. その他産業廃棄物処理制度の動向について	193

(東日本大震災対応について)

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 放射性物質に汚染された廃棄物の処理について | 221 |
| 2. 除染・中間貯蔵施設の現状について      | 232 |

(フロン類の排出抑制について)

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 現状と課題                          | 243 |
| 2. 業務用冷凍空調機器の管理者が行うべき取組           | 245 |
| 3. 建物解体時のフロン類の排出抑制                | 248 |
| 4. 充填回収業者のうち、産業廃棄物処分業許可を有する事業者の特徴 | 250 |
| 5. おわりに                           | 251 |



# **総務課・循環型社会推進室**



## 1. 環境再生・資源循環局の組織、予算

### 環境再生・資源循環局の組織

(令和元年7月1日現在)

環境再生・資源循環局(168) 局長:山本

次長:森山

審議官:松澤

#### 総務課 課長:土居

- 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する総合調整
- 環境の保全に関する基本的な政策の企画立案・推進(廃棄物の排出抑制・適正処理、清掃、資源再利用促進に関するものに限る。)
- 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること 他

#### 循環型社会推進室 室長:富安

- 循環型社会形成推進基本計画に関すること
- 循環型社会白書の作成に関すること
- 循環産業の国際展開に関すること

#### リサイクル推進室 室長:富安

- 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関する事務のうち、廃棄物の再生に関すること
- 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準、指針、方針、計画の策定等に関すること

#### 廃棄物適正処理推進課 課長:名倉

- 一般廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関する事務(災害廃棄物の適正処理及び処理基準を除く)
- 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準及び規制等
- 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括 他

#### 浄化槽推進室 室長:松田

- 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること

#### 放射性物質汚染廃棄物対策室 室長:黒川

- 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理に関すること

(処理施設の整備及び管理を除く)

#### 廃棄物規制課 課長:成田

- 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する事務
- 産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関する事務(PCB、支障の除去を除く)
- 廃棄物の処理に関する基準に関する事務

#### 環境再生事業担当参事官室 参事官:新田

- 環境の保全に関する基本的な政策の企画・立案、推進(事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務に限る。)
- 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整(事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務に限る。) 他

#### 除染業務室 室長:大倉

- 除染に係る国際協力・広報、除去土壤の処分基準の策定、森林除染等に関する事務

#### 災害廃棄物対策室 室長:名倉

- 災害廃棄物の適正処理に関する事務

#### 不法投棄原状回復事業室 室長:成田

- 不法投棄の原状回復

#### 特定廃棄物担当参事官室 参事官:則久、企画官:塚田

- 特定廃棄物(放射性物質汚染対処特措法の第20条に規定する特定廃棄物をいう。)の適正な処理に関する事務(環境再生施設整備担当参事官の所掌に属するものを除く。)

#### 環境再生施設整備担当参事官室 参事官:細川

- 中間貯蔵施設の整備及び運営、保全その他の管理に関する事務

#### PCB適正処理室 室長:成田

- PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する事務

#### 放射性物質汚染対処技術参事官室 参事官:遠見

- 事故由来放射性物質による環境の汚染の対処に係る技術に関する事務の総括に関する事務

## 2019年度 環境省 予算の概要

(単位:億円)

	平成30年度 当初予算額	平成30年度 第2次補正 予算	2019年度	
			当初予算	対前年比
<b>【一般会計】</b>				
一般政策経費等	1,488	680	1,609 →うち当局分550(省予算の34%)	108%
<b>【エネルギー対策特別会計】</b>				
エネルギー対策 特別会計	1,575	270	1,706 →うち当局分390(省予算の23%)	108%
<b>【小計】</b>				
一般会計+エネ特	3,063	950	3,315	108%
<b>【東日本大震災復興特別会計】</b>				
(復興庁一括計上)	6,526	—	5,560 →うち当局分5,469(省予算の98%)	85%
<b>【合計】</b>				
合計	9,589	950	8,874 →うち当局分6,410(省予算の72%)	93%

## 2. 循環型社会形成の推進について

### (1) 循環型社会形成推進基本計画の策定について

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、政府は循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定している。循環基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており、平成25年5月の第三次循環基本計画閣議決定から5年近くが経過したため、平成30年6月19日に第四次循環基本計画を閣議決定した。構成としては、

1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組  
(環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上)
  2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
  3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
  4. 適正処理の更なる推進と環境再生
  5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築
  6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
  7. 循環分野における技術開発、人材育成、情報発信等
- の7項目に基づき策定した。

これらの方針性の実現に向けて、おおむね2025年における数値目標を設定するとともに、国が講すべき施策を示している。

地方公共団体におかれても、第四次循環基本計画及び本文に記載した「各主体の役割」のうち「地方公共団体に期待される役割」等を踏まえた施策展開をお願いしたい。

＜参考資料＞

循環型社会形成推進基本計画

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

## 第四次循環型社会形成推進基本計画に定める将来像・目標値

将来像	持続可能な社会づくりとの統合的な取組																													
	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開																									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> <li>✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域の資源生産性向上</li> <li>✓ 生物多様性の確保</li> <li>✓ 低炭素化</li> <li>✓ 地域の活性化</li> <li>✓ 災害に強いコンパクトで強靭なまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備）</li> <li>✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等）</li> <li>✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靭化）</li> </ul>																									
循環分野における基盤整備																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成</li> <li>✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会</li> </ul>																														
目標値	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年度</th> <th>2015年度</th> <th>2025年度目標</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性（万円/トン）</td> <td>24</td> <td>38</td> <td><b>49</b> (+102%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口側の循環利用率（%）</td> <td>10</td> <td>16</td> <td><b>18</b> (+8ポイント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口側の循環利用率（%）</td> <td>36</td> <td>44</td> <td><b>47</b> (+11ポイント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終処分量（百万トン）</td> <td>57</td> <td>14</td> <td><b>13</b> (▲77%)</td> <td>( ) 内は2000年度比</td> </tr> </tbody> </table>						2000年度	2015年度	2025年度目標		資源生産性（万円/トン）	24	38	<b>49</b> (+102%)		入口側の循環利用率（%）	10	16	<b>18</b> (+8ポイント)		出口側の循環利用率（%）	36	44	<b>47</b> (+11ポイント)		最終処分量（百万トン）	57	14	<b>13</b> (▲77%)	( ) 内は2000年度比
	2000年度	2015年度	2025年度目標																											
資源生産性（万円/トン）	24	38	<b>49</b> (+102%)																											
入口側の循環利用率（%）	10	16	<b>18</b> (+8ポイント)																											
出口側の循環利用率（%）	36	44	<b>47</b> (+11ポイント)																											
最終処分量（百万トン）	57	14	<b>13</b> (▲77%)	( ) 内は2000年度比																										

## 第四次循環型社会形成推進基本計画における国の取組

国の取組	持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域循環共生圏の形成</li> <li>○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価</li> <li>○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動</li> <li>○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制</li> <li>○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物エネルギーの徹底活用</li> <li>○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策</li> <li>○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進</li> <li>○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的・効率的な処理体制</li> <li>・地域での新たな価値創出に資する処理施設</li> <li>・環境産業全体の健全化・振興</li> </ul> </li> <li>○環境再生 <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策</li> <li>・空き家・空き店舗対策</li> <li>・東日本大震災からの環境再生</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画</li> <li>・国民へ情報発信、コミュニケーション</li> </ul> </li> <li>○地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ブロック協議会</li> <li>・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催</li> </ul> </li> <li>○全国 <ul style="list-style-type: none"> <li>・D.Waste-Netの体制強化</li> <li>・災害時に拠点となる廃棄物処理施設</li> <li>・IT等最新技術の活用</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル</li> <li>・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進</li> </ul> </li> <li>○海外展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開</li> <li>・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援</li> </ul> </li> </ul>
循環分野における基盤整備					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子マニフェストを含む情報の活用</li> <li>○技術開発等(廃棄物分野のIT活用)</li> <li>○人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン)</li> </ul>					

## （2）「地域循環共生圏」の形成推進について

平成28年度から、エネルギー対策特別会計を活用し、地域の資源循環の高度化及び脱炭素化に資する取組の実現可能性調査を支援している。今年度は「地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業」の一部として「地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業の実現可能性調査支援」の公募を行ったところである。これまでに採択された取組を参考としつつ、地域循環共生圏形成による地域活性化を図っていただきたい。

また、地域循環共生圏の形成に繋がるシーズの掘り起こし及び先進事例の紹介等を行うため、「たからの環ワークショップ～地域循環共生圏の形成に向けて～」を三重県、鳥取県で開催した。今年度も全国3か所でワークショップの開催を予定しているため、周知の御協力をお願いするとともに、是非、参加頂きたい。

地域循環共生圏形成の先進事例とも言えるエコタウンに関しては、最初の承認から20年が経過したことも踏まえ、エコタウン地域におけるこれまでの取組を総括し、エコタウン政策の成果を取りまとめたパンフレットを作成したほか、地域の資源循環の取組を多種多様な地域循環共生圏の形成へ発展させるため、優良事例等を広く紹介するシンポジウムを開催した。パンフレットについては、下記参考資料のとおり環境省HPに掲載しているので、参考にしていただきたい。



### ＜参考資料＞

2019年度エネルギー対策特別会計予算（案）補助金・委託費等事業（事業概要）：脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（一部総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省連携事業）（1）－4. ②【エネ特】

[http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/mat31y\\_01-24.pdf](http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/mat31y_01-24.pdf)

エコタウンの歩みと発展

[http://www.env.go.jp/recycle/ecotown\\_pamphlet.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/ecotown_pamphlet.pdf)

地域循環共生圏（循環分野）形成に向けて

[http://www.env.go.jp/recycle/RegionalCES\\_pamphlet.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/RegionalCES_pamphlet.pdf)

### （3）積極的な情報発信等による行動喚起の促進

循環型社会の構築には、企業活動や国民のライフスタイルにおいて3Rの取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要がある。

そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて3Rの意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠。本年6月に公表した「環境・循環型社会・生物多様性白書」では、循環型社会の基本的な考え方を振り返り、循環型社会の実現に向けた課題を整理するとともに、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環産業の質にも着目し、①地域循環共生圏の形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を記述した。白書は、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>）にも掲載しているので、廃棄物・リサイクル関係法の施行状況や各種データとともに学校やコミュニティなどでの循環型社会形成に向けた地域学習・普及啓発のために御活用願いたい。

国民の取組推進に向けた直接的なアプローチとしては、第四次循環基本計画に基づき“限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。”をキーメッセージとした“Re-Style”を展開している。

同事業では、循環型社会のライフスタイルを“Re-Style”と提唱し、資源の重要性や3Rへの共感、行動喚起等を目指したWebサイト（<http://www.re-style.env.go.jp/>）による情報発信と、イベントや店頭展開などの取組を平行して実施している

今年度も、引き続き、コアターゲットである若年層の関心カテゴリー（歌、動画、ダンス等）に着目したコンテンツを発信していくとともに、認知と共感、行動喚起を促進する“Re-Style FES!”を全国で開催し、さらに消費者向け3R行動喚起事業「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等にて実施する予定である。

また、中学校で必修化され、若年層の関心が高いダンスと連動した“全国高等学校 Re-Style DANCE CUP！”を開催するなど、認知・共感に向けた新しい取組を展開していく予定である。

上記の各事業等に対して、地方公共団体から管下の県民、市民等への告知・参加促進等の御助力・御協力を願いしたい。



今年度も10月の3R推進月間に合わせて、3R推進全国大会を10月29日に新潟市にて開催する予定である。

今後とも3Rに関する情報発信や態度変容に向けた行動喚起について地方公共団体の御協力をお願いしたい。

#### ※ 3R活動推進フォーラム

我が国でごみゼロ社会作りに取り組んできた「ごみゼロパートナーシップ会議」が、その機能を拡充・発展し、平成18年1月、新たに「3R活動推進フォーラム」として発足した。

同フォーラムは、会員による3Rの取組をさらに進めるほか、会員相互の連携した活動の展開など、幅広い関係者のパートナーシップの下で、国内での3Rと循環型社会づくりの具体的活動を進めるとともに、我が国での経験と成果を世界に向けて発信していくこととしている。上記全国大会のほか、セミナー、3R推進ポスターコンクール、関係団体との各種連携事業、環境大臣表彰の推薦などを実施している。

すでに全都道府県を含め、60以上の地方自治体に同フォーラムに参加いただいているが、自治体会員については、会費を免除しており、これを機に同フォーラム (<https://3r-forum.jp/>)への積極的な参画・協力をお願いしたい。

### 3. 3Rイニシアティブ推進と循環産業の国際展開支援

#### (1) 3Rイニシアティブの国際的な展開－1

グローバルな経済成長と人口増加に伴い、廃棄物の発生量が急増している。また、リサイクルなどを目的にした循環資源の国際移動に伴う環境汚染などが懸念されている。新興国では、リサイクル制度の整備が不十分であったり、運用面で課題があつたりする例も存在する。こうした状況において、我が国は、国内における廃棄物・リサイクル対策の実績を基に、国際的な循環型社会の構築に向けて積極的に貢献していく必要がある。

こうした中、平成16年のG8シーアイランドサミット（米国）において、我が国の提案を受け、3Rを国際的に推進する「3Rイニシアティブ」の開始が合意された。その後も、平成20年のG8神戸環境大臣会合における「神戸3R行動計画」の合意、それに基づく平成23年の「G8及びOECD諸国における資源生産性」の報告書発表、同年の国連持続可能な開発委員会の会期間会合（CSD19）で設立が指示された「地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ」の発足等、国際的な3Rの取組が進んできた。

平成27年の国連サミットにおいては、地球サミット（平成4年）で採択されたアジェンダ21及びリオ+20（平成24年）での決定事項や、ミレニアム開発目標（MDGs）の評価を踏まえ、2030アジェンダが採択された。アジェンダで掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）では17のGoalを設定しており、そのうちGoal12（持続可能な消費と生産）では、その細目として「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、「12.3 小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」、「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」が掲げられている。我が国としても、循環型社会を形成することで、2030年までにこれらの目標を達成していく必要がある。

#### (2) 3Rイニシアティブの国際的な展開－2

平成27年のG7エルマウサミット（ドイツ）では、首脳宣言の中で資源効率性が取り上げられ、産業界、公的部門、研究機関、消費者等のステークホルダーがベストプラクティスを共有するフォーラムとして、「資源効率性のためのG7アライアンス」が設立された。同アライアンスは、議長国が主導してワークショップを開催することとしており、設立以降毎年ワークショップが開

催されている。

平成 28 年に開催されたG 7 富山環境大臣会合においては、国連環境計画 (UNEP) 国際資源パネル (IRP) による統合報告書と、それを補完する OECD による政策ガイダンスが発表された。UNEP-IRP の統合報告書には、資源効率性の向上は、パリ協定や持続可能な 2030 アジェンダの実現にとって不可欠であるとともに、経済成長や雇用の創出にも寄与するといった内容が盛り込まれている。

なお、UNEP-IRP は天然資源の利用による環境への影響の科学的評価等を行うパネルとして平成 19 年に創設され、金属のリサイクル率、天然資源の利用やその環境に対する影響と経済成長との間のデカップリングなど、世界の資源管理に関する科学的報告を発出している。

さらに、G 7 富山環境大臣会合においては、コミュニケ附属書として「富山物質循環フレームワーク」が採択された。同フレームワークでは、G 7 として「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むこととしている。SDGs 及びパリ協定の実施に向けて国際的に協調して資源効率性や 3 R に取り組むという強い意志を示した、世界の先進事例ともいべき国際的枠組となっている。

翌年の平成 29 年 6 月には、G 7 ボローニャ環境大臣会合のコミュニケ附属書として「ボローニャ・5 ケ年ロードマップ」が採択された。同ロードマップは、富山物質循環フレームワークを踏まえ、G 7 各国が率先して実行すべき具体的な行動が示された。

平成 30 年 6 月にカナダ・ケベック州にて開催されたG 7 シャルルボワ・サミットにおいて発出されたコミュニケにおいては、「健全な海洋及び強靭な沿岸部コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリント」を承認し、海洋の知識を向上し、持続可能な海洋と漁業を促進し、強靭な沿岸及び沿岸コミュニティを支援し、海洋プラスチックごみやその他の海洋ごみに対処するとされた。

令和元年 5 月のG 7 メッス環境大臣会合のコミュニケでは、資源効率性に関する政策の重要性を認識するとともに、企業が果たす重要な役割を強調し、民間部門及び社会全体で資源効率を促進するための適切な施策、アプローチ、及びパートナーシップを確立することを目指すこととされた。

G 7 のみならず G20 の枠組みでも、具体的な 3 R の取組が始まっている。平成 29 年 7 月の G20 ハンブルクサミット（ドイツ）の首脳宣言では、「G20 資源効率性対話」の設立が合意された。本対話では、ライフサイクル全体にわたる天然資源利用の効率性、持続可能性の向上や持続可能な消費生産形態の促進に向け、グッド・プラクティスや各国の経験を共有することとしており、同年 11 月にベルリン（ドイツ）で設立総会が開催され、平成 30 年 8 月には

ペルト・イグアス（アルゼンチン）で第2回会合が開催された。

令和元年6月に軽井沢で開催された関係閣僚会合では、G20資源効率性対話における取組を評価し、日本が議長国を務める同対話の会合で同対話のロードマップを作成することに合意した。同月に大阪で開催されたサミットの成果文書「G20大阪宣言」には、資源効率性向上が、SDGs達成、及び、広範な環境問題に対処し、競争力及び経済成長を向上し、資源を持続可能な方法で管理し、雇用を創出することに貢献することへの認識と、上記ロードマップ策定への期待が盛り込まれた。

また、平成29年にヘルシンキ（フィンランド）で開催された世界循環経済フォーラムを、平成30年10月22日～23日に、日本国環境省及びフィンランド政府イノベーション基金（SITRA）の主催の下、「世界循環経済フォーラム（WCEF）2018」として横浜で開催した。本フォーラムでは、64か国、1,000名以上の方々が参加する中、循環経済に関する世界中の好事例の紹介や、SDGsの達成に向けた循環経済の役割等について議論が行われた。

今後、「富山物質循環フレームワーク」や「ボローニヤ・5ヶ年ロードマップ」、G20の成果等、国際的な議論を踏まえ、我が国の循環型社会に係る政策を進めていく必要がある。

### （3）アジア太平洋地域における3Rイニシアティブ

アジア太平洋地域における国際的な取組も進んでいる。

平成21年に、アジアの途上国における廃棄物の適正処理や3Rの推進による循環型社会構築に向けて、各国政府、国際機関、援助機関といった多様な関係者が協調して取り組む基盤となる「アジア3R推進フォーラム」が、我が国の提唱により設立された。同フォーラムの下で、政府間会合の定期的開催によるハイレベルによる政策対話の実施、各国の3Rプロジェクト実施への国際機関の支援推進などが進められている。

第2回会合（平成22年、マレーシア）、第3回会合（平成23年、シンガポール）を経て、平成25年3月にハノイ（ベトナム）で開催された第4回会合では、2013年から2023年におけるアジアの持続可能な3R目標を明記した「ハノイ3R宣言」を採択した。第5回会合（平成26年、インドネシア）からは、「アジア太平洋3R推進フォーラム」に名称を改め、第6回会合（平成27年、モルディブ）、第7回会合（平成28年、オーストラリア）と開催を継続してきた。第8回会合では、アジア・太平洋地域の3Rに関する情報を取りまとめた「アジア・太平洋3R白書」が発表された。第9回会合は、「自足経済に向けた手段としての3R－持続可能な開発目標に対する示唆－」を全体

テーマに、平成 31 年 3 月にバンコク（タイ）で開催され、約 40 か国から、大臣・副大臣級をはじめ、国際機関及び援助機関、民間企業、NGO などから 500 名程度が参加した。本会合においては、3 R 及び循環経済によるプラスチックごみ汚染防止に向けた「バンコク 3 R 宣言」が採択された。

このようにアジア太平洋 3 R 推進フォーラムは、アジア・太平洋各国における 3 R 推進による循環型社会の構築に向け、幅広い関係者の協力の基盤となっている。

また、平成 29 年 11 月にマニラで開催された日 ASEAN 首脳会議においては、安倍晋三首相より「日 ASEAN 環境協力イニシアティブ」が提唱され、ASEAN 諸国から幅広い支持を得た。このイニシアティブは、ASEAN 地域での SDGs 達成に向け、これまでの協力を抜本的に強化推進し、質の高い環境インフラの普及と様々な分野での環境協力プロジェクトを包括的かつ重層的に促進することとしており、その優先分野の一つとして、廃棄物・リサイクル分野が挙げられている。平成 30 年 11 月にシンガポールで開催された ASEAN + 3 首脳会議においては、安倍首相より「ASEAN+3 海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。本イニシアティブは、日中韓の連携の下、3 R や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備、国別行動計画策定支援等について、ASEAN 諸国を支援するとともに、海洋プラスチックごみ問題に係る意識啓発や科学的知見の充実・共有等の域内協力を進めるものである。現在、これらのイニシアティブの下、ASEAN 諸国との協力を進めるとともに、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への資金拠出を通じ、ASEAN 各国の廃棄物管理に関する意思決定の支援を行っている。

#### （4）アフリカにおける 3 R イニシアティブ

アフリカについては、平成 29 年 4 月に我が国その他アフリカ 24 か国や国際機関から 150 名以上がマプト（モザンビーク）に集まり、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立した。本プラットフォームは、アフリカ開発会議（TICAD）VI における廃棄物セミナー（平成 28 年）での議論を踏まえて、環境省、国際協力機構（JICA）、UNEP、国際連合人間居住計画（UN-HABITAT）及び横浜市のイニシアティブにより設立されたものである。都市の廃棄物に関する知見・経験の共有や、アフリカやその他の地域における中央政府、地方自治体、研究機関、民間部門などのネットワーキングの促進を行い、廃棄物管理への投資を促し、アフリカ各国における廃棄物管理の政策優先順位を上げることで、SDGs の目標年である 2030 年に「きれいな街と健康な暮らし」がアフリカで実現することを目指している。

平成 30 年 6 月には、ラバト（モロッコ）で第 1 回全体会合を開催し、アフリカの 32 か国、38 都市、関係者含め、合計 250 名以上の参加を得て、モロッコにおける廃棄物管理、SDGs の達成に向けたデータ収集や官民連携、アフリカにおけるファイナンスや、本年 8 月に横浜にて開催予定の TICAD 7 へ向けた行動計画等について議論を行った。平成 30 年 10 月には TICAD 閣僚会合サイドイベントを東京にて開催し、同プラットフォームの活動の重要性や、その成果を TICAD 7 にインプットしていく方向性について、認識の共有がなされた。

令和元年 8 月 26 日～27 日には、TICAD 7 の公式サイドイベントとして第 2 回全体会合を横浜で開催する予定である。本会合では、「レジリエントな都市の実現に向けた持続可能な廃棄物管理」をテーマに、アフリカ諸国が直面する廃棄物管理の課題に関する発表・意見交換や、アフリカ各国からの参加者にアフリカでの事業展開に関心を有する日本企業を紹介するセッション等を行うことを予定している。今後とも、同プラットフォームを通じ、アフリカ諸国への支援を進めていく予定である。

## （5）廃棄物・リサイクル分野のインフラ輸出戦略

途上国においては、経済成長によりもたらされる廃棄物問題や公害問題の影響を回避するために、先進国の教訓を活かし、優れたインフラを早期に導入・普及することにより公害被害や対策のコストを減らし、トータルの環境対策のコストを最小化する「一足飛び型」の発展を目指す必要がある。

内閣官房長官を議長とした経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」（平成 29 年度改訂版）において、従来からの気候変動の緩和分野に加え、廃棄物分野が位置づけられたのを踏まえ、平成 29 年 7 月、環境省において、インフラシステム輸出戦略の環境関連部分を具体的かつ総合的に進めるために「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定した。

環境インフラ海外展開基本戦略の主要な取組は、以下のとおりである。

1. 二国間政策対話、地域内フォーラム等を活用したトップセールスの実施
2. 制度から技術、ファイナンスまでのパッケージ支援とその経済的社会的効果の発信
3. 民間企業、自治体、関係省庁や国内外の援助機関等と連携した実施体制の強化

この他、廃棄物・リサイクル分野を含む六つの具体的分野と地域別の実施方針を盛り込んでいる。

この戦略において、廃棄物・リサイクル分野における分野別アクションとしては、日本事業者による実現可能性調査（Feasibility Study；FS）支援及び

モデル事業、二国間合同委員会を通じた、質の高い技術の導入の環境整備やファイナンスモデルの開発・適用、住民理解形成や廃棄物処理・リサイクル施設の計画・入札・設計・運営に至るまでの研修、多国間での協力基盤の場の設定・活用、高度な技術の導入による長期的な環境負荷低減・経済効果分析及び地域の循環産業基礎データの整備・発信を進めることとしている。

さらに平成30年6月7日には「インフラシステム輸出戦略（平成29年度改訂版）」に基づき、環境分野及びリサイクル分野の海外展開戦略を策定するとともに、同日には「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」も決定された。

「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」及び「成長戦略（2019年）」においても引き続き循環産業の国際展開の推進が掲げられる等、環境インフラの海外展開は益々重要になっている。今後、こうした戦略等を基に、我が国の質の高いインフラの海外展開を進め、途上国の環境改善促進に貢献していくこととしている。自治体の皆様におかれても、循環産業の海外展開に向け、是非御協力を願いしたい。

## （6）廃棄物・リサイクル分野における国際協力の取組

環境省では、国際的な3Rイニシアティブやインフラ輸出戦略を踏まえ、国際協力や我が国循環産業の海外展開支援を行っている。取組の中では、我が国が優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度のパッケージとしての提供を進めている。

インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ミャンマー等のアジア諸国をはじめとして進めている二国間協力の例としては、以下のものがある。

制度整備等の支援の例としては、タイとの間では産業廃棄物の輸送に関する実施基準の整備や産業廃棄物のリサイクルガイドラインの作成等の支援を行っており、平成29年度には、タイ工業省の産業廃棄物リサイクルガイドラインに対し新たに追加6品目の調査・助言を実施した。マレーシアとの間では廃棄物発電技術選定ガイドラインの策定支援を、インドネシアとの間では廃棄物発電導入を包括的にサポートする支援プログラムを、それぞれ実施している。さらにベトナムとの間では3R・廃棄物処理に係る法令作成支援等を、フィリピンとの間では廃棄物発電施設導入ガイドライン策定支援等をそれぞれ行っている。

施設整備の支援の例としては、ダバオ（フィリピン）における廃棄物発電施設が挙げられる。環境省が実施する日比環境対話を契機として廃棄物発電導入に係る実現可能性調査やガイドライン作成支援等が進んだこと等を背景に、

平成 30 年 2 月には、「ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画」が無償資金協力案件として閣議決定された。これは、技術・制度・ファイナンスまでのパッケージでの支援が実を結んだ例である。この他、ヤンゴン（ミャンマー）においては、JCM 資金支援事業による廃棄物発電施設の設計・建設が進み、焼却炉が平成 29 年 4 月に竣工している。

そのほか、新たな取組として、「環境インフラ海外展開基本戦略」において、途上国において「ジャパン環境ウィーク」を設定し、政務またはハイレベルも出席して我が国の環境技術等を紹介することが挙げられる。「ジャパン環境ウィーク」の初の取組である、平成 30 年 1 月の「日本・ミャンマー環境ウィーク」に引き続き、平成 31 年 1 月 9 日～11 日には「日本・ベトナム環境ウィーク」を開催した。開催期間中、勝俣環境大臣政務官とベトナム天然資源環境副大臣との「日本・ベトナム環境政策対話」、我が国企業参加の下、環境インフラ技術を紹介する「環境インフラ技術セミナー」、ベトナムにおける課題や我が国が貢献できる分野について議論する「廃棄物管理及び 3R に関するベトナム天然資源環境省－日本国環境省合同委員会」を実施した。環境インフラの普及に向けて、環境技術を、幅広くベトナムの政府・自治体・民間企業に紹介した。

さらに環境省では、廃棄物・リサイクル分野の国際協力として、JICA による開発途上国への専門家派遣、開発途上国からの研修員の受け入れ、JICA の実施する調査等についても必要な協力を実施している。JICA の実施する専門家養成研修への積極的な参加についても御協力を願う。

訪日研修としては、我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修に、アジア諸国やケニア、ブラジル等世界各国より平成 26 年度から平成 30 年度にかけて合計延べ 183 名が参加した。アフリカ諸国に対しては、平成 28 年の TICAD VI における廃棄物セミナーを経て、JICA や横浜市と連携し、駐日大使等への説明や我が国の廃棄物処理施設の視察会を行った。

また、我が国循環産業とその技術を活かすためのシステム、並びに廃棄物処理・3R 制度についての知見等をパッケージとして国際展開することにより、循環型社会構築を世界規模で推進し、日本経済の活性化にも貢献することを目的として、環境省では「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」を行っている。具体的には、国際展開計画事業についての実現可能性調査（Feasibility Study ; FS）等への支援、海外情報の収集と国内事業者への提供、我が国循環産業及び技術に関する海外への情報発信等を行っている。

アジア・アフリカをはじめとした開発途上国においては、我が国自治体が有する、廃棄物処理計画等の計画策定や住民の合意形成等に関する経験やノウハウが求められている。また、我が国循環産業の海外展開支援のためには、国家間の協力、事業者による努力だけでなく、自治体の取組との連携及び相手

国との自治体間連携を図っていくことが有効である。今後とも各自治体の御協力をお願いしたい。

## 環境省の廃棄物分野における国際協力と循環産業の国際展開支援

- 途上国の廃棄物発生量は今後とも増加。不適切な廃棄物の管理は、生命や生活に大きな影響。
- 一方、我が国は、優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度を築き上げてきた。



成長戦略、骨太の方針及びインフラシステム輸出戦略において、廃棄物処理のノウハウ・技術の国際展開が位置付けられる等、政府として廃棄物処理の国際展開を推進。  
・**我が国が優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度をパッケージとして提供**

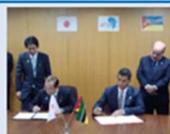
### 1 二国間協力

#### 制度整備等の支援例

【ベトナム】3R・廃棄物処理に係る法令作成支援

【フィリピン】廃棄物発電施設導入ガイドライン策定支援等

【モザンビーク】2019年2月、土地・環境・農村開発省と都市廃棄物分野における協力覚書を締結



#### 【主な取組状況】

ミャンマー・ヤンゴン市におけるJCM資金支援事業による廃棄物焼却発電施設の設計・建設  
・焼却炉(60 t/日処理規模)が2017年4月に竣工。



### 2 多国間協力

#### アジア太平洋3R推進フォーラム



・第9回会合を2019年3月4日～6日にバンコク(タイ)にて開催。

・アジア諸国・太平洋島嶼国等(約40か国)の大蔵・副大臣級、国際機関及び援助機関など500名程度が参加。

#### マレーシアにおける廃棄物発電技術ガイドラインの作成支援

インドネシアでの廃棄物発電導入支援プログラム  
・廃棄物発電に係る技術ガイドライン策定、ビジネスモデル確立、訪日研修実施及び日尼合同委員会開催等、包括的な支援を提供。



#### 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」

・環境省・JICAが事務局となり、知見の共有とネットワーキング等を行うプラットフォーム。2017年4月27日に設立。2019年8月に、TICAD7に合わせ、AFRICAN CLEAN CITIES PLATFORM 横浜にて第2回全体会合を開催予定。

## 4. 大阪湾フェニックス計画について

大都市圏における廃棄物の最終処分場の確保は、極めて困難となっているため、都府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処理場計画（フェニックス計画）を国土交通省と共同で推進している。

近畿圏においては、廃棄物を取り巻く状況の変化に対応するとともに、最終処分場の確保が困難な状況にある自治体が増加していることから、2府4県にまたがる「大阪湾フェニックス計画」が推進されており、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）において、平成元年度から広域処理対象区域（現在 168 市町村を指定）内で排出される廃棄物の最終処分を行っている。近畿 2 府 4 県において発生する一般廃棄物の最終処分量の約 6 割、産業廃棄物の最終処分量の約 3 割を受け入れ、近畿圏における廃棄物の安定的な処分のため重要な機能を果たしている。

平成 30 年度末には、現在稼働している 4 つの処分場を合わせた計画容量の約 81% が埋め立てられており、新たな埋立処分場の確保が課題となるなか、現在、フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業を実施するため、環境影響評価法に基づく手続きが進められており、令和元年度は、環境影響評価準備書の作成を行う。

災害廃棄物の受け入れについては、平成 7 年の阪神・淡路大震災による災害廃棄物を約 280 万トン受け入れ、平成 16 年の台風 23 号による災害廃棄物については、兵庫県下 4 市町から約 2,400 トンを受け入れ、平成 25 年の淡路島地震による災害廃棄物については、約 2 万 6,000 トンを受け入れており、災害復興にも大きく貢献している。今後、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合の広域的な廃棄物処理体制について検討を進めていく中で、災害廃棄物の処分場等の確保という観点も踏まえ、海面処分場の役割に対する社会的要請を考慮する必要があり、令和元年度は、大阪湾圏域における大規模災害に備えた廃棄物処理業務継続のための計画、減災対策、連携協力体制等の基本条件の検討を行う。

今後も引き続き、廃棄物の圏域外への広域移動を抑制しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化を図るなどにより可能な限り処分場の延命化に努める必要があるため、関係府県におかれては管下市町村等関係機関に対する積極的な指導及び本事業への協力を願う。



# **リサイクル推進室**





# 1. プラスチックの資源循環に関する 環境省の取組

プラスチック資源循環・海洋ごみ対策に関する施策			令和元年6月
現行施策一覧		施策詳細	
<b>リデュース 素材代替</b>	<b>代替素材転換</b> <ul style="list-style-type: none"><li>代替素材転換支援：紙、セルロース、バイオプラスチック等への代替の社会実装化を支援（2019年度35億円）</li><li>クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）立上げ</li><li>海洋生分解性ロードマップ策定</li></ul>	<b>リデュース</b> <ul style="list-style-type: none"><li>レジ袋有料化：無料配布禁止等による「価値づけ」</li><li>グリーン購入：会議、食堂等でのワンウェイプラの使用取りやめ</li></ul>	<b>リデュース</b> <ul style="list-style-type: none"><li>産業界の取組：<ul style="list-style-type: none"><li>プラスチックストロー配布中止（飲食業界等）</li><li>レジ袋廃止（コンビニ）</li><li>紙製・生分解性容器への代替（コンビニ）</li></ul></li></ul>
<b>リサイクル 資源循環</b>	<b>国内資源循環体制の構築</b> <ul style="list-style-type: none"><li>リサイクル設備導入支援：中国等による禁輸対応として、リサイクル設備導入を支援（2018年度補正60億円、2019年度33.3億円）。</li></ul>	<b>産業界の取組：</b> <ul style="list-style-type: none"><li>全清飲資源循環宣言（2030年ベットボトル100%有効利用）</li><li>プラ工連資源循環戦略</li><li>プラ協資源循環宣言</li></ul>	<b>国際資源循環</b> <ul style="list-style-type: none"><li>バーゼル条約改正：我が国・ノルウェーの共同提案により、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみをバーゼル条約の規制対象とする附属書改正を採択（2021.1施行）</li></ul>
<b>海洋プラ 対策</b>	<b>海ごみ国内対策</b> <ul style="list-style-type: none"><li>海岸漂着ごみ処理支援：自治体の海岸漂着物回収・処理を財政支援。（2018年度補正31億円、2019年度4億円）</li><li>漁具・漂流ごみ等対策：水産庁と連携し、漁業者による海洋ごみ等の回収・処理を支援</li></ul>	<b>マイクロプラスチック対策</b> <ul style="list-style-type: none"><li>マイクロプラスチック削減徹底を業界に要請</li><li>マイクロプラスチックの実態把握・影響に関する調査研究</li></ul>	<b>国際協力</b> <ul style="list-style-type: none"><li>廃棄物管理・リサイクル分野の国際協力：技術・制度のパッケージ支援（2019年度9億円の内数（環境省））</li><li>ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ：3R等による海プラスチック削減</li><li>国連環境総会（UNEA4）：行動強化のためのマルチステークホルダープラットフォームの新設等</li><li>アジア開発銀行（ADB）：海洋プラスチックごみ対策に協調融資を含め50億ドル（5,500億円）</li><li>海ごみナレッジセンターをERIAに年内開設</li></ul>
<b>国民運動 普及啓発</b>	<b>プラスチック・スマート</b> <ul style="list-style-type: none"><li>プラスチック・スマート：SNS等を活用し、多様な主体の“プラスチックとの賢い付き合い方”を国内外に発信</li><li>プラスチック・スマート・フォーラム：様々な団体の対話・交流を促進</li></ul>	<b>海洋プラスチック官民イノベーション協力体制</b> <ul style="list-style-type: none"><li>海洋プラスチック官民イノベーション協力体制：世界の海洋プラスチック問題解決貢献のため、代替素材開発等の革新的な取組を行っている我が国の企業等の協力体制を構築。</li></ul>	<b>海ごみゼロウィーク</b> <ul style="list-style-type: none"><li>海ごみゼロウィーク：日本財団と連携した海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃アクション（全国1300か所、数十万人動員）</li><li>海ごみゼロアワード：優れた海洋ごみ対策の取組を募集・選定し表彰、世界に発信</li></ul>

マイルストーンの達成（ワンウェイプラ25%排出抑制、容器包装6割リサイクル、使用済プラスチック100%有効利用、再生素材利用倍増、バイオプラスチック200万㌧、）

新たな汚染を生み出さない世界の実現



## 背景

- ◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

## 重点戦略

## 基本原則：「3R+Renewable」

## マイルストーン

リデュース等	▶ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進	◀ リユース・リサイクル▶	① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リサイクル	▶ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ▶ 漁具等の陸域回収徹底 ▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム	◀ リユース・リサイクル▶	② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
再生材 バイオプラスチック	▶ 利用ボテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ▶ バイオプラスチック導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入	◀ 再生利用・バイオマスプラスチック▶	④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
海洋プラスチック対策	▶ プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した ▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ▶ 海岸漂着物等の回収処理 ▶ 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）	▶ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラップ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ▶ 代替イノベーションの推進	⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
国際展開	▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハーディング、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）		
基盤整備	▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ▶ 技術開発（再生可能資源によるプラスチック代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）	▶ 資源循環関連産業の振興 ▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） ▶ 海外展開基盤	

- ◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- ◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進



## 海洋プラスチックごみ対策アクションプランの概要

- 海洋プラスチックごみによる環境汚染は、世界全体で連携して取り組むべき緊急の課題。我が国は、2019年のG20議長国として、各國が連携して効果的に対策が促進されるよう取り組む。
- 同時に、我が国は、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組む。そのための我が国としての具体的な取組を、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」として取りまとめた。  
※プラスチックごみは、世界全体で478～1275万トン／年、途上国が太宗を占め、我が国からは2～6万トン／年、海洋流出していると推計されている（2010年に関する推計値、Jambekas : Science(2015)）
- 重要なことは、「プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるか」。経済活動を制約する必要はなく、廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援など、「新たな汚染を生み出さない」ことに焦点を当て、率先して取り組む。

対策分野	課題	主な対策・取組	指標	
①廃棄物処理制度等による回収・適正処理の徹底	✓ アジア各国の廃棄物禁輸措置に応じた国内処理体制の構築 ✓ 漁具等の適切な回収	▶ 国民の日々のごみ出し・分別回収への協力に基づく、廃棄物処理制度・リサイクル制度による回収の徹底 ▶ 最新技術を活用した国内内回収処理体制の強化や発泡スチロール製魚箱等のリサイクル施設等の整備 （台数等） ▶ 農業由来の使用済プラスチックの回収・適正処理等について関係団体と連携し推進 ▶ 漁具等の陸域における回収等を事業者団体等を通じ徹底▶ > 港湾における船内廃棄物の円滑な受入れ	マイクロプラスチック削減シンボルマーク 不法投棄防止の監視パトロール	プラスチックごみの国内適正処理量
②ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出の防止	✓ 容器包装等のポイ捨てや漁具等の海洋流出が発生	▶ 法律（廃棄物処理法、海洋汚染等防止法等）・条例（ポイ捨て禁止条例）違反の監視・取締りの徹底 ▶ 毎年の全国ごみ大作戦監視ワーク（5/30～6/5）を中心とした国・自治体等による監視中の監視パトロールの実施 ▶ 清涼飲料団体による、△△ボトル100%有効利用を目指し、自販機専用リサイクルボックスを設置する取組を支援 ▶ 河川巡視等による不法投棄の抑制 > 漁業者による漁具の適正管理について事業者団体を通じ徹底		
③陸域での散乱ごみの回収	✓ 海に流出する前に、陸域において散乱ごみを回収することが必要	▶ 住民・企業等が分担して街中、河川、海浜等の清掃美化等を行う取組（アダフト・プログラム）の更なる展開 （助成等を行なう公社）食品容器環境美化協会と連携、45,000団体以上、250万人以上が参加 ※2019.2月時点、同協会調べ） ▶ 道路のゴミランティア・サポート・プログラムの推進 ▶ 河川管理者や自治体、地域住民が実施した清掃活動やごみの回収 ▶ 新たに開始する「海ごみゼロイーク」（5/30～6/8前後）において、青色のアイテムを身に着けた全国一斉清掃アクションを展開。2019年は200箇所で80万人規模、2019～2021年の3年間で240万人の参加を目指す。	不法投棄防止の監視パトロール	散乱プラスチックごみ回収量（陸域）
④海洋に流出したごみの回収	✓ 一旦海洋に流出したプラスチックごみについても回収に取り組む必要	▶ 海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業（2018補正31億円、2019予算4億円）により、 自治体による海岸漂着物の回収処理を推進 ▶ 渔業者による海岸ごみ等の回収・処理を、海岸漂着物等地域対策推進事業、水産多面的機能発揮対策等により支援 ▶ 海洋環境整備船による閉鎖性海域における浮遊ごみの回収、港湾管理者による港湾区域内の浮遊ごみの回収	浮遊ごみの回収活動（全国ごみネットワーク提供）	海洋プラスチックごみ回収量
⑤代替素材の開発・転換等のイノベーション	✓ 海洋に流出しやすい用具を中心に、海洋生分解性プラスチック等を排出して影響の少ない素材への転換が必要	▶ 「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及＆ロードマップ」に基づき、官民連携により技術開発等に取り組む ▶ 代替素材への転換を支援する事業（2019年度第35億円）等により、漁具等も含めた製品について、海洋生分解性プラスチック、紙等への代替を支援 ▶ カラーリング用バイオ等の高い耐久性・強度が必要とされる新しい漁具について海洋生分解性プラスチック等を用いた開発を促進 ▶ プラスチック製・利用間際の「クリーン・オーシャン・マテリアル・フレイアーズ（CLOMA）」を通過したバイオ資源加速 ▶ 革新的リユースによる取組を団体・研究者と「海洋プラスチック官民イノベーション協力体制」を構築し、発信	生分解性プラスチックの袋	代替材料の生産能力/使用量
⑥関係者の連携協働	✓ 幅広い国民各界各層の取組への拡大	▶ 海洋ごみ発生防止に向けらるる主体の取組を促す「プラスチック・スマート」キャンペンの展開 （2019年5月時点に408団体が賛同し取組中、「#プラスチックスマートでSNSも多段発信」） ▶ 「海ごみゼロイーク」による優良取組事例の表彰、「海ごみゼロイークシンボルマーク」による情報発信 ▶ 組合連合の業種別プラスチック関連目標・農林水産業・食品産業の「プラスチック資源循環アクション宣言」を通じた取組促進 ▶ 海岸漂着物処理推進法に基づく地域協議会を通じた連携促進、内陸を含めた複数自治体連携のモデル事業の推進	スパートとしてごみ拾いを競い実じめ取組も	
⑦途上国等における対策促進のための国際貢献	✓ 途上国における廃棄物管理等の対策促進が必要	▶ 途上国に対し、廃棄物法制、廃棄物管理に関する能力構築・制度構築、海洋ごみ国別行動計画の策定、廃棄物規制等の質の高い環境インフラ導入など、ODAを含めた様々な支援を実施 ▶ 「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアチブ」に基づきASEAN諸国を支援 ▶ 東南アジア地域での海洋プラスチックごみモニタリング人材の育成支援	パンダデジタル・ダッカではJICAの協力によりごみ収集率が54%から89%に改善（JICA提供） ミヤママー・ヤンゴンにおける日本による廃棄物発生施設の支援による廃棄物発生施設	国際協力により増加する適正処理廃棄物の量
⑧実態把握・科学的知見の蓄積	✓ 対策実施の基礎として、実態把握・科学的知見の充実が必要	▶ モニタリング手法の国際調和の推進（2019年度は東南アジアが国と国連の実験実施、人材育成研修招請） ▶ 国内における排出量・排出経路等の調査・推計、漂着物や浮遊プラスチック類等の調査 ▶ マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの人や生態系等への影響の調査		

- 我が国のベストプラクティス（経験知見・技術）を国際的に発信・展開しつつ、「新たな汚染を生み出さない世界」を目指した実効的な海洋プラスチックごみ対策に率先して取り組む

※指標の進捗を毎年把握。科学的知見の進展等を踏まえつつ、3年後を目指して見直しを行い、取組を強化していく。



## 脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業

2019年度予算  
3,500百万円(新規)

環境再生・資源循環局  
総務課 リサイクル推進室

### 背景・目的

- 世界的課題である海洋プラスチック問題、資源・廃棄物制約、地球温暖化対策等の観点から、**プラスチックの3Rや再生可能資源への転換が求められる**。
- さらに、中国や東南アジアによる禁輸措置が実施・拡大中であり、大量の廃プラスチックの国内滞留が深刻化し、焼却・埋立量や処理コストも増加。不法投棄・不適正処理も懸念され社会問題化。
- こうした構造的な課題を乗り越え、かつ、イノベーションやライフスタイル変革を通じて新たなグリーン成長を実現するためには、従来型のプラスチック利用を段階的に改め、石油資源由来の素材から紙、**バイオ・生分解性プラスチック等の再生可能資源への転換を図っていくとともに、使用済みの廃プラスチック等の省CO<sub>2</sub>リサイクルシステムを構築することが不可欠**。
- このため、新たに策定する「プラスチック資源循環戦略」に基づき①代替素材である再生可能資源への転換・社会実装化、②使用済素材のリサイクルプロセス構築・省CO<sub>2</sub>化を強力に後押しし、低炭素社会構築に資する国内資源循環システム構築を加速化する。

### 事業概要

#### ①代替素材である紙、バイオ・生分解性プラ（再生可能資源）への転換・社会実装化支援

紙、バイオ・生分解性プラスチック等のプラスチック代替素材の省CO<sub>2</sub>型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、再生可能資源への転換・社会実装化を図る。

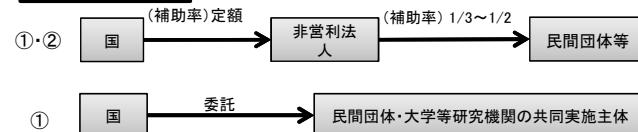
#### ②プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO<sub>2</sub>化支援

複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO<sub>2</sub>化を推進。

### 期待される効果

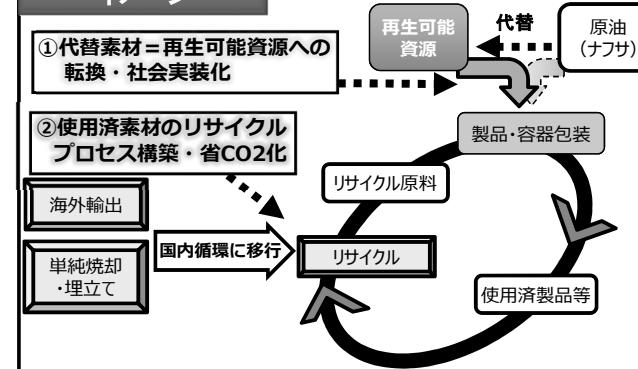
- プラスチック資源循環戦略に掲げるマイルストーンの達成（ワンウェイプラスチック排出抑制、容器包装リサイクル、使用済プラスチック全体の資源有効利用、再生素材利用、バイオマスプラ導入）
- 資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出（新たな成長の源泉）

### 事業スキーム



実施期間: 2019～2023年度

### イメージ



## 省CO<sub>2</sub>型リサイクル等高度化設備導入促進事業

2019年度予算  
3,330百万円(1,500百万円)  
2018年度第2号補正予算  
6,000百万円

環境再生・資源循環局  
総務課 リサイクル推進室

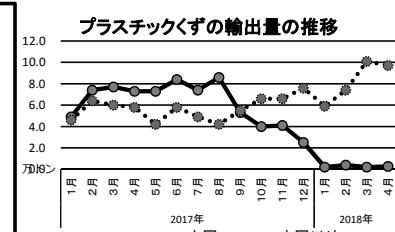
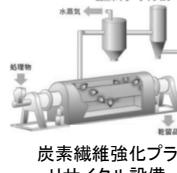
### 背景・目的

- これまで年間約150万トンの廃プラスチックが資源として海外に輸出され、その多くが中国に輸出されていた。一方、2017年12月末に中国が非工業由来の廃プラスチックの禁輸措置を実施。さらに、2018年12月末からは工業由来についても禁輸措置を拡大予定。加えて、中国に代わる輸出先となっていたタイ、ベトナムなども同様の禁輸措置を実施し、他の東南アジア諸国も導入の動きが見られる。この結果、国内での廃プラスチックの滞留が問題となっている。
- 昨年度、国内資源循環のための緊急的な支援制度を創設したが、アジア大の禁輸措置拡大に対応するためには、当該措置を大幅に拡充し、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保することが不可欠。
- 加えて、急速に導入が進んでいる再生可能エネルギー設備等の低炭素製品の排出に適切に対応するため、エネルギー消費の少ない省CO<sub>2</sub>型のリユース・リサイクル設備や「省CO<sub>2</sub>型リサイクル等設備技術実証事業」等により実証された技術・システムの導入を進める必要。
- 以上を通じて、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指す。



### 事業概要

- プラスチックの高度なリサイクルに資する省CO<sub>2</sub>型（トップランナーと同水準）設備への補助
- 低炭素製品等に係るリユース・リサイクルのための省CO<sub>2</sub>型設備への補助  
(例)



### 事業スキーム



実施期間: 3年間 (2018年度～2020年度)

### 期待される効果

- 設備導入によるリユース・リサイクル段階でのCO<sub>2</sub>削減の推進 (2020年度86,000tCO<sub>2</sub>/年の削減効果)
- 環境技術・システムの高度化による循環産業の競争力強化



## 海岸漂着物等地域対策推進事業

2019年度予算 400百万円 (400百万円)  
平成30年度第2号補正予算 3,100百万円

水・大気環境局  
水環境課海洋環境室

### 背景・目的

日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

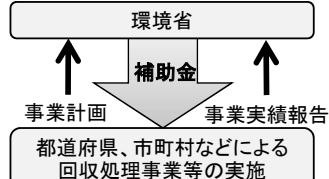
### 事業概要

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

### 事業目的・概要

#### 事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



#### (補助率)

○ 地域計画策定事業(都道府県のみ) … 補助率 1/2、定額※(※流域圈を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。2023年度までの時限措置。)

○ 回収・処理事業、発生抑制対策事業 … 補助率 9/10~7/10

さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置

#### 期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

### イメージ

#### 漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境 沿岸居住環境 船舶航行 観光・漁業



#### 海洋ごみの回収処理事業等の推進



全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、  
海洋環境の保全等を図る。

## 「プラスチック・スマート -for Sustainable Ocean-」 キャンペーン

- 海洋プラスチック問題の解決に向けては、消費者を始め自治体・NGO・企業などの幅広い主体が、一つの旗印の下に連携協働して取組を進めることが必要。
- このため、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要的ワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、我が国の取組を国内外に発信していくキャンペーンを「プラスチック・スマート -for Sustainable Ocean-」と銘打って展開。 ※590団体・804件登録(2019/7/18)

### 個人、消費者

#### <取組例>

- ・ポイ捨て撲滅、ごみ拾い活動への参加
- ・マイバッグの活用、リユースなど
- ・プラスチックの有効利用



### 自治体、NGO、企業など

#### <取組例>

- ・散乱ごみや海岸漂着物の回収
- ・ワンウェイのプラスチックの排出抑制
- ・バイオマスプラスチックや紙などの代替素材の利用

### 「プラスチック・スマート」 キャンペーン



一つの旗印の下に  
取組を集約

共通ロゴマーク

国内外に発信

世界経済フォーラム  
官民連携プラットフォーム  
(PACE)

世界循環経済フォーラム  
(WCEF)

特設キャンペーンサイト

SNS  
(#プラスチックスマート)

「プラスチック・スマート」  
フォーラム

「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」の機会に、フォーラムを実施し、優良な取組を大臣表彰・発表

# 海ごみゼロウィーク

## UMIGOMI Zero WEEK

日本環境省  
毎と日本  
PROJECT  
CHANGE  
BLUE  
BUREAU  
環境省  
Ministry of Environment  
Plastics Smart

### 目的

5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後の期間を、海ごみゼロウィークとして海ごみ削減に向けた全国一斉清掃アクションを全国の個人・団体・企業・自治体へ呼び掛け、ごみ拾い活動を行い、そのアクションを可視化していく。それにより、プロジェクトをオールジャパンで連動し現象化していく、世界へ発信していく。

### 活動の柱

日本財団・環境省から、各団体・機関に応じて下記内容を呼び掛け、海ごみゼロウィークをオールジャパンで促進していく。

#### ①ごみ拾い活動

ごみ拾い活動の呼び掛けを行い、  
ウィーク期間中に広域で実施。  
・政府官公庁  
・NPO・NGO、ボランティア団体  
・地方自治体、地域コミュニティ  
・海と日本連携パートナー、など

#### ②ごみの調査・分析

ごみ拾い活動で収集したごみの調査を行い、どこでどのようなくみがどのくらいの量や種類があるかなどを分析し報告。  
・地方自治体  
・各研究機関  
・NPO・NGO、関連企業等

#### ③海洋ごみ普及啓発

海洋ごみに対する知識・意識向上を目的としたセミナーや学習プログラム、イベントなどを実施していく。  
・地方自治体  
・海洋関係団体  
・NPO・NGO

#### 日本財団・環境省の取組

・各活動やイベントの情報を集約し  
web上で掲出するなど、情報を発信。  
・オリジナルごみ袋の提供  
・後方支援活動(取材・撮影等サポート)

### メッセージ

#### ■趣旨

いま、海洋ごみによって、海の未来は危機に瀕している。海の危機は、人類の危機。そして、海洋ごみの大半は、町から来ている。私たちの身近な生活ごみは、川から海へと流れ、海を汚していく。だからこそ、海の豊かさを守り、これ以上、海にごみをださない、という強い意思で、日本全体が、世界中が連携する必要がある。5月30日（ごみゼロの日）～6月8日（世界海洋デー）前後までを海ごみゼロウィークと定め、日本全体が連帯し、海洋ごみ削減のためのアクションを一斉に行う。ごみを出さない、ごみを捨てない、ごみを拾う。この当たり前な行動は、日本の誇りであり、世界の模範となる。そして、一人ひとりの行動が、海の未来を守ることにつながる。いまこそ、行動を起こそう。日本から世界へ、海の未来を変える挑戦を実現していく。

#### ■共通アクション

アイテムを身に着けて、  
海ごみゼロ袋でみんなで全国一斉清掃アクション！  
青いTシャツや青いタオル、青いアクセサリーなど、青色のアイテムを身に着けて活動に参加して、オリジナルごみ袋でごみ拾いを行う。

### 目標

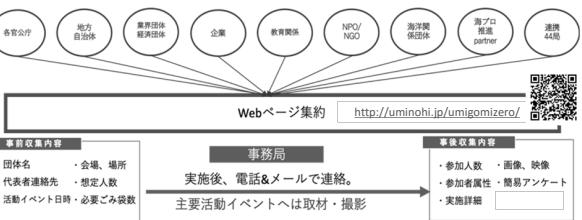
#### 3カ年で延べ、240万人のプロジェクト参加

■2019年海ごみゼロウィーク期間中  
ウィーク全体で、2000箇所で、80万人規模参加を目指す

### 情報集約

#### 環境省

#### 日本財団



# G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境 に関する関係閣僚級会合の成果について

### 開催概要

※19の国およびEU

日 時：令和元年6月15日（土）～16日（日）

場 所：長野県軽井沢町

参加国：G20各国※及び招聘国の関係閣僚

G20 Ministerial Meeting on Energy Transitions and  
Global Environment for Sustainable Growth  
June 15-16, 2019 Karuizawa, Nagano, Japan  
G20  
NET  
Nagano

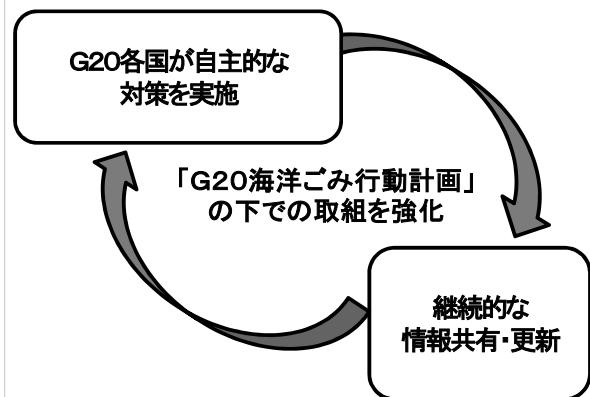
### 気候変動分野の成果等

- ・ 本会合の成果物として、議論の内容をまとめたコミュニケーション・アクションプラン、海洋プラスチックごみ対策実施枠組、適応アクションアジェンダが採択された。
- ・ 特にコミュニケーションについては、G20として一致したメッセージを発出し、気候変動分野でも米国を孤立させることなく、「環境と成長の好循環」という1つのコンセプトにG20が全体で合意できた。
- ・ 日本の長期戦略で取りまとめた「環境と成長の好循環」実現のための三本柱である ①G20の主要な研究機関等を集めた会議体(RD20)等によるイノベーション推進、②民間資金の誘導、③ビジネス環境整備、などについて具体的な取組をまとめた「軽井沢イノベーションアクションプラン」を採択。
- ・ これらの成果については、6月28日（金）、29日（土）のG20大阪サミットでの首脳レベルの合意に繋げることができた。今後は、世界が一丸となって地球規模の環境課題の解決に向けた取組を一層前進させるよう、引き続き全力で取り組んで行く。

# G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組の概要

## 1. 「G20海洋ごみ行動計画」の効果的な実施の促進

- **適正な廃棄物管理、海洋プラスチックごみの回収、革新的な解決策（イノベーション）の展開、各国の能力強化のための国際協力等による、包括的なライフサイクルアプローチを推進**
- G20各国は、**G20資源効率性対話等の機会を活用し、海洋プラスチックごみに関する政策、計画、措置等の情報について、継続的に共有及び更新を実施**



## 2. G20間の協調行動とG20外への展開

- 科学的知見の共有  
(海洋ごみの現状と影響の測定、モニタリング等のための科学的基盤の強化)
- 國際協力の推進
- 革新的な解決策の推進
- 多様な関係者の関与及び意識向上



## G20大阪サミットの成果について①

### 開催概要

日 時： 令和元年6月28日（金）～29日（土）  
場 所： 大阪府大阪市  
参加国： G20各国、EU及び招聘国の首脳



### 環境分野の主な成果

- ・本会合の成果物として、「G20大阪首脳宣言」が採択され、20か国が一致して、「環境と成長の好循環」がイノベーションを通じて行われるパラダイム・シフトが必要とされていること等を確認した。
- ・気候変動に関しては、イノベーションの促進、非国家主体の参加促進、緩和・適応・環境保護・強じんなインフラの連携強化、及び、軽井沢で行われた閣僚会合における成果に留意すること等に一致した。なお、パリ協定については、「同協定の完全な履行についてのコミットメントを再確認する」という文言が入った一方、米国については「同協定から脱退するとの決定を再確認する」との表現となった。
- ・海洋プラスチックごみに関しては、2050年までに汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をG20首脳間で共有し、軽井沢で行われた閣僚会合で策定した「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を承認するものとなった。

## G20大阪サミットの成果について②

### 環境と成長の好循環に関する成果

- ・イノベーションを通じて、「環境と成長の好循環」を加速させるため、世界中から国際的な最良の慣行と知識を集め、公的及び民間の資金、技術及び投資を動員し、ビジネス環境を改善する

「産業界が公的部門と相乗効果を持って重要な役割を果たす形で、環境と成長の好循環が技術革新を通じて行われるパラダイム・シフトが必要とされている。この目的のため、我々は、好循環を加速化させ、強じんで、包摶的で、持続可能な将来への転換を主導する重要性を強調する。我々は、具体的で実際的な行動をとり、世界中から国際的な最良の慣行と知識を集め、公的及び民間の資金、技術及び投資を動員し、ビジネス環境を改善する重要性を強調する。」

### 気候変動に関する成果

- ・持続可能な開発のための包括的資金調達、並びに、低排出及び強じんな開発のための幅広い分野におけるイノベーションを促進するために努力する
- ・非国家主体を含む広範な参加を得て、全てのレベルにおいて気候に関する行動をとる
- ・緩和行動、適応措置、環境保護及び強じんなインフラとの間の一貫性を育む
- ・軽井沢でのG20 エネルギー・環境大臣会合における成果を留意し、国連事務総長の気候行動サミットの成功及びCOP25における具体的成果を期待する
- ・パリ協定の完全な実施についてのコミットメントを再確認する（米国については独自の立場を別途記載）

## G20大阪サミットの成果について③

### 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・G20首脳が、共通のグローバルなビジョンとして共有
- ・他の国際社会のメンバーにもビジョンを共有するよう求める



「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」

### G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

- ・G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択
- (1) G20各国は、以下のような自主的な取組を実施し、効果的な対策と成果を共有、更新
- ①適正な廃棄物管理、②海洋プラスチックごみの回収、③革新的な解決策（イノベーション）の展開、
  - ④各国の能力強化のための国際協力など
- (2) G20各国は、協調して、①国際協力の推進、②イノベーションの推進、③科学的知見の共有、
- ④多様な関係者の関与と意識向上等を実施するとともに、G20以外にも展開
- ・上記を、G20首脳が承認

「我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持する。」

### 資源効率性対話

- ・実施枠組の成果の共有の場として活用
- ・軽井沢での大臣会合でG20資源効率性対話のロードマップを策定することに合意、この合意を、サミットでも承認

「我々は、議長国を務める日本の下でG20資源効率性対話のロードマップが策定されることを期待する。」

## 2. 家電リサイクル法について

### (1) 施行状況

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）は、小売店等による廃家電の引取り、製造業者等によるリサイクルの実施等に関し、都道府県、市区町村を始めとする関係団体等の御協力の下、着実に施行されているところである。

平成 30 年度に全国の指定引取場所で引き取られた家電 4 品目は合計約 1,356 万台（前年度比約 14.1% 増）であった。

また、平成 30 年度における製造業者等の再商品化率は、エアコン 93%、ブラウン管式テレビ 71%、液晶・プラズマテレビ 86%、冷蔵庫・冷凍庫 79%、洗濯機・衣類乾燥機 90% であった。再商品化の実績は引き続き家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回っている。

製造業者等や小売業者、市区町村、国、消費者が廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、平成 27 年 3 月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定した。

回収率については、（適正に回収・リサイクルされた廃家電の台数）／（出荷台数）で算出することとしており、平成 25 年度には 49% であった回収率を平成 30 年度までに 56% 以上とする目標を達成するため、平成 28 年 3 月に、各主体の取組をまとめたアクションプランを作成し、各種取組を行ったところである。

平成 29 年度の回収率は 53.4% と、回収率目標設定以降で最高の回収率となった。平成 28 年度に比べ回収率が大きく伸びた具体的な要因としては、排出者や小売業者に対する周知啓発などの取組に加え、義務違反を行った小売業者に対して勧告を行うなど家電リサイクル法の執行に特に力を入れたことや、廃棄物処理法改正及びバーゼル法改正の施行を見据えた動きなどが考えられる。また、中国による固体廃棄物の輸入規制による雑品輸出ルート縮小の影響が生じている可能性も考えられる。貴都道府県におかれでは、アクションプランに基づき、回収率目標達成に向けた取組を引き続き進めていただきたい。

また、リサイクル料金の費用負担方式については、今後の見直しにおける参考とするべく、諸外国における廃電子電気機器のリサイクル制度について、現状と課題について調査を行っている。

＜参考資料＞

平成 30 年度における家電リサイクル実績について

<http://www.env.go.jp/press/106879.html>

## (2) 小売業者の引取義務外品の回収体制構築について

買換えの場合及び自ら過去に販売した家電4品目については、小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課されていない廃家電（いわゆる「小売業者の引取義務外品」）の回収体制が構築されていない場合は、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがある。このため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村が、地域の実情に応じて小売業者や廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を構築する必要がある。家電リサイクル法施行後17年が経過しており、小売業者の義務外品の回収体制の構築および小売業者に引取義務が課せられている廃家電の排出方法の周知のいずれもが完了している市区町村は平成30年11月時点で全体の65.8%と、前年と比べ20.7ポイント向上し、全国的に取組が広がりつつあるが、人口規模の小さい自治体ほど回収体制が構築されていない状況となっている。

平成28年1月に改正した、廃棄物処理法の基本方針においても、「小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、（中略）平成三十年度までに、百パーセントまで増大させる。」と規定された。

また、環境省では、すべての市区町村において回収体制が構築されるよう、平成27年3月に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を作成し、都道府県を通じて市区町村に提供しているところである。

令和元年度は、平成30年度に引き続き、市区町村の意向を元に、大手家電流通協会及び全国電機商業組合連合会に御協力いただきながら、環境省が小売業者の両団体及び都道府県・市区町村と調整を行い、回収体制構築等の完了に向けた支援を行っている。貴都道府県におかれでは、貴管内の小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていない市区町村に対し、当該ガイドラインに基づく回収体制の構築について、今年度中に取組を完了するよう、周知と協力をお願いしたい。

＜参考資料＞

小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン

[http://www.env.go.jp/recycle/kaden/conf/attach/rep\\_201503.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/kaden/conf/attach/rep_201503.pdf)

## 人口規模別の義務外品の回収体制の構築状況（平成 30 年 11 月 1 日時点）

	「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」の回収体制を構築している市区町村数 (A)	うち、小売業者に引取義務のある廃家電の排出方法の周知も適切になされている市区町村 (A')	全市区町村数 (B)	全市区町村に占める割合 (%)	
				全市区町村に占める割合 (%) (A/B)	全市区町村に占める割合 (%) (A'/B)
市区町村数（件）	1,183 (859)	1,145 (786)	1,741 (1,741)	67.9% (49.3%)	65.8% (45.1%)
政令市	19 (19)	19 (19)	20 (20)	95.0% (95.0%)	95.0% (95.0%)
中核市	51 (39)	51 (39)	54 (48)	94.4% (81.3%)	94.4% (81.3%)
一般市	15万人以上 10万人以上15万人未満 10万人未満	84 (77) 89 (77) 415 (301)	84 (75) 88 (75) 406 (278)	95.5% (82.8%) 87.3% (75.5%) 78.7% (57.0%)	95.5% (80.6%) 86.3% (73.5%) 77.0% (52.7%)
特別区	23 (23)	23 (23)	23 (23)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
町 村	1万人以上 1万人未満	283 (195) 219 (128)	277 (177) 197 (100)	421 (423) 506 (504)	67.2% (46.1%) 43.3% (25.4%)
人口（万人）	11,437 (9,984)	11,357 (9,762)	12,771 (12,763)	89.6% (78.2%)	88.9% (76.5%)

## （3）不適正処理に対する取締りについて

消費者による廃家電の適正排出を促進していくためには、関係主体がそれぞれの立場を最大限活用し、連携しながら普及・啓発を実施する必要がある。貴都道府県におかれては、違法な不用品回収業者に排出されることなく、消費者により、法や自治体の定める適正なルートに排出されるよう、貴管内市区町村に対して、引き続き廃家電の適正排出の啓発を実施していただくとともに、今後、各主体が普及啓発を実施する際には、御協力頂くようお願いしたい。

また、使用済家電の適正な処理を担保し、適切にリサイクル料金を負担している者との公平性や、国内のリサイクルの形骸化、海外での環境汚染に繋がらないよう、貴都道府県におかれては、貴管内の市区町村と連携し、警察などの関係機関に協力を求めつつ違法な不用品回収業者やヤード業者、その他不適正処理を行う業者の指導取締りをお願いしたい。

上記の取組を推進するため、昨年度、違法な不用品回収業者対策のためのセミナーを実施（全国 4箇所で開催）した。今年度も、全国 3箇所程度にて開催を予定しているため、是非、参加いただきたい。

## （4）不法投棄・離島対策等の状況について

平成 29 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数（推計値）は、エアコンが 900 台（構成比 1.7%）、ブラウン管式テレビが 25,400 台（同 46.8%）、液晶・プラズマテレビが 7,500 台（同 13.9%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が 13,000 台（同 24.0%）、電気洗濯機・衣類乾燥機が 7,400 台（同 13.7%）で、4 品目合計では 54,200 台（前年度と比較して約 13.0% 減）となった。

＜参考資料＞

平成 29 年度廃家電の不法投棄等の状況について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/106323.html>

また、一般財団法人家電製品協会が実施している不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力については、令和 2 年度まで延長して実施されることとなっており、令和元年度分の公募結果については、家電製品協会の H P で公開されている。

不法投棄された廃家電の処理費用の負担軽減や離島地域における廃家電の製造業者等への引渡しに関する負担軽減となることから、都道府県におかれでは、貴管内市区町村に対し、本事業の積極的活用を御検討いただくよう周知をお願いしたい。

＜参考資料＞

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力（家電製品協会 H P）

<https://www.aeha.or.jp/recycle/>

## （5）家電 4 品目を取り扱う廃棄物処分業者の実態把握

家電 4 品目の処分を行う者は、廃棄物処理法に基づく処理基準（「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として大臣が定める方法」（平成 11 年 6 月厚生省告示第 148 号））を遵守する必要があり、この処理基準は、家電リサイクル法の再商品化義務者である家電メーカーやその委託先のプラントのほか、廃棄物処分許可業者についても当然適用される。

また、家電メーカーに対して、家電リサイクルの質を担保していく観点から、部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について示したガイドラインを平成 27 年 1 月に策定したところであるが、当該ガイドラインは廃棄物処分許可業者においても遵守することが望ましい。

都道府県におかれでは、家電 4 品目の処分を行う廃棄物処分許可業者について、その実態を把握するとともに、処理基準が遵守されているか、処理基準を満たすための設備が導入されているか等について、指導、監督をお願いしたい。

＜参考資料＞

再商品化率の引き上げと高度なリサイクルの促進について

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-33/mat04.pdf>

再商品化率等ガイドラインの概要について

[http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-34/mat05\\_3.pdf](http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-34/mat05_3.pdf)

### 3. 小型家電リサイクル法について

#### (1) 施行状況

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成 25 年 4 月 1 日に施行され、6 年が経過したところである。現在、小型家電リサイクル法附則に基づき、施行状況の評価・検討が中央環境審議会・産業構造審議会の合同審議会で実施されている。

使用済小型家電の回収量については、平成 28 年度には 6 万 8 千トン、平成 29 年度は 7 万 8 千トンと増加しているが、小型家電リサイクル法に基づく基本方針における回収目標「平成 30 年度までに年間回収量 14 万トン」の達成に向けては更なる取組の促進が必要である。

市町村の参加状況については、参加又は参加の意向を示した市町村が、全国 1,741 市町村（特別区含める）のうち、前回調査（平成 30 年 6 月 1 日現在）では 1,613 市町村（全市町村の 93%）となるなど、市町村による取組が広まっていることを示す結果となった。

今後、環境省としては、市町村のより効率的・効果的な回収スキームの構築に向けた支援を進め、一人当たり回収量の向上に努めて参りたい。引き続き、都道府県等におかれても協力をお願いしたい。

＜参考資料＞

小型家電リサイクル法関係資料

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>

中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 17 回）資料

[http://www.env.go.jp/council/03recycle/\\_4\\_17.html](http://www.env.go.jp/council/03recycle/_4_17.html)

## （2）回収量拡大に向けた市町村への支援について

環境省では平成28年度から市町村における小型家電リサイクルの拡大及び採算性確保に向けた市町村支援事業を実施している。本事業は、これまでに蓄積されたノウハウを活かし、各市町村の現在の取組状況のヒアリングや、清掃工場等の現場確認、小型家電リサイクルに係わる費用便益の分析等を行うことで個別の市町村の状況を十分に把握した上で、対策メニューを提案するものであり、積極的に御活用いただきたい。

また、支援事業等で得られた優良事例や、都道府県が市町村に対して実施している支援の取組の優良事例については、平成30年度にそれぞれ「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」及び「小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集」として取りまとめ、環境省ホームページで公開している。これらの事例も参考に、各市町村に合った小型家電リサイクルについてご検討いただきたい。

さらに、市町村の小型家電リサイクル事業の費用便益を簡便に計算することを目的として、費用便益分析ツールを作成し、環境省ホームページで公開している。このツールを活用し、小型家電リサイクルにおける経済合理性の観点も踏まえ、取組を促進するようお願いしたい。

市民への広報普及については、市町村から配布されるごみカレンダーや広報誌等の効果が大きいことが分かっており、積極的にこれらの媒体を活用するよう協力をお願いしたい。併せて、学校教育で実際に活用できる資料教材である「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」の積極的なご活用をお願いしたい。

### ＜参考資料＞

市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/tebiki.pdf>

小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集

[http://www.env.go.jp/recycle/recycle/recycling/raremetals/kodenzi\\_reisyu.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/recycle/recycling/raremetals/kodenzi_reisyu.pdf)

市町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/bunseki.xlsx>

小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/kodenzyugyo.html>



「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」

### (3) 個人情報保護対策の適切な実施について

使用済小型電子機器等の中には、個人情報が記録されているものもあるため、個人情報の保護対策に配慮する必要がある。特に他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパソコンや携帯電話・PHS 端末については、十分な配慮が必要である。これらの品目を回収する場合には、消費者に対して個人情報を消去したうえで排出することを周知徹底とともに、収集時及び保管時においても、施錠できる場所で保管する等の適切な個人情報保護対策を講ずるよう、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

なお、小型家電リサイクル制度では、それぞれの実情に合わせた形で市町村毎に回収品目や回収方法を定めているところだが、改めて各市町村における「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」を参照いただき、適切に個人情報保護対策を講じたうえで、積極的に小型家電リサイクルに取り組んでいただきたい。

#### ＜参考資料＞

使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

[http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/g1\\_collect140228.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/g1_collect140228.pdf)

#### （4）認定事業者以外の再資源化事業者との契約について

「市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン」では、適正な再資源化が可能であると各市町村において判断できる場合には、小型家電リサイクル法第5条に規定する「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」（以下「その他適正な者」という。）へ小型家電を引き渡すことも可能とされている。一方で、認定事業者と同様に「適正な再資源化」がなされているかどうか、市町村で御確認頂く必要があるので、御注意頂きたい。

その他適正な者の「適正性」の確認のため、残渣の処理先、当該事業者が再資源化した金属等の重量<sup>1</sup>等について、御確認いただく必要がある。平成31年3月に改定した「市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン」（以下、「契約ガイドライン」という。）において、適正性の確認方法をチェックリスト形式で示しているので、御参考頂きたい。

また、その他適正な者との契約に当たっては、適切に再資源化を実施し得る者を選定できるよう契約ガイドラインに沿った入札方式を採用いただきたい。

以上について、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

##### ＜参考資料＞

市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン

[http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl\\_agree140425.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_agree140425.pdf)

#### （5）携帯電話、パソコンの回収促進について

携帯電話やパソコンはメーカー等による自主回収のスキームも既に実施されているが、様々な排出方法を選択できることによる消費者の利便性向上、さらに、高品位品であるため回収量増加により事業採算性の確保が期待できることから、各市町村におかれても積極的に小型家電リサイクル法に基づく回収を行っていただきたい。

特にパソコンについては、「4. パソコン及び小型充電式電池のリサイクルについて」において後述のとおり、メーカーによる自主回収が従来から実施されてきたことから、小型家電リサイクル法に基づく回収の対象品目に含めていない市区町村が少なくない。こうした背景から、環境省では平成28年11月11日付け事務連絡において各市区町村に対し、回収対象品目にパソコンを追加することを検討いただく様にお願いした。

---

<sup>1</sup> 認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができる。

## 4. パソコン及び小型充電式電池のリサイクルについて

### （1）資源有効利用促進法について

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）においては、政令で指定した製品について製造等事業者による回収及び再資源化の取組を求めており、現在、パソコン及び小型充電式電池を対象製品（指定再資源化製品）に指定している。

＜参考資料＞

環境省ホームページ（資源有効利用促進法の概要）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/gaiyo.html>

#### ① パソコン

事業系パソコンについては、製造等事業者が自ら指定した指定回収場所において自主回収し、再資源化を行い、リサイクル費用は排出者が排出時に負担することとなっている。

家庭系パソコンについては、平成15年10月から製造等事業者による自主回収及び再資源化が開始された。なお、平成15年10月以降、新規に販売されたパソコンについては、当該製品が廃棄される際には当該製造等事業者が無償で引き取ることとしている。

また、一般社団法人パソコン3R推進協会により、自作パソコンや倒産したメーカーのパソコン等のメーカー等不存在パソコンの回収及び再資源化についても、平成16年7月から開始されている。

なお、パソコンについては上述の自主回収のスキームのほか、様々な排出方法を選択できることが消費者の利便性向上になり、ひいては全体としてのリサイクルが促進されることから、小型家電リサイクル法の対象品目にも指定されており、「3. 小型家電リサイクル法について」において前述のとおり、両スキームを活用してリサイクルの推進を図っていただきたい。

＜参考資料＞

一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ（自治体向け広告サンプル）

<http://www.pc3r.jp/home/pdf.html>

#### ② 小型充電式電池

小型充電式電池については、製造等事業者が小型充電式電池使用機器の製造等事業者の協力を得つつ、小形二次電池の使用事業者からの回収及び販売店の店頭等に設置した回収ボックスでの回収を無償で行い、再資源化を実施

している。加えて、一般社団法人 J B R C が一般廃棄物広域認定を取得し、平成 30 年 10 月より、一般廃棄物としての小型充電式電池についても回収・再資源化を開始している。

従来から小型充電式電池は無償で回収されてきた経緯もあり、法に基づく自主回収等が更に進むことによってリサイクルの推進が図られることが期待されるところであり、都道府県においても、小型充電式電池のリサイクル、とりわけ家庭からの回収が円滑に進むよう、小型充電式電池が含まれる機器の情報提供や貴管内における具体的な回収場所の把握、住民への周知など、市町村の住民等に対する普及啓発等の推進をお願いしたい。

また、平成 30 年 9 月 28 日付け事務連絡において、各市区町村に対して依頼しているとおり、各自治体の公共施設等、貴管下市町村における小型充電式電池の回収拠点登録に引き続き御協力ををお願いしたい。

＜参考資料＞

小型充電式電池リサイクルのページ（一般社団法人 J B R C のページ）

<https://www.jbrc.com/>

## 5. 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について

平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までの期間で東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の入賞メダルに小型家電から抽出されたリサイクル金属を用いるプロジェクト（通称「メダルプロジェクト」）が実施された。環境省では、日本全国のすべての国民の参加が得られる体制を構築し、小型家電リサイクル制度がレガシーとして循環型社会に定着することを目指して、本プロジェクトを積極的に推進した。

各自治体、全国の郵便局及び商工会議所・商工会等に対する回収ボックスの設置や全国各地のイベントでの本プロジェクトの P R ・ 小型家電回収を通じ、各自治体との連携を加速させていったところ、プロジェクト終了時点において、本プロジェクトに参加した市区町村数は、全国 1,741 のうち 9 割を超える 1,575 市区町村となった。多くの自治体の協力を得られた結果、令和元年 7 月 10 日には、東京 2020 組織委員会による「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト 100% 達成感謝イベント」も開催され、メダル製作に必要な原材料を確保できたことも発表されたところであり、改めて御礼申し上げたい。

一方で、メダルプロジェクトは平成 31 年 3 月末に終了したが、当該プロジェクト終了後も都市鉱山リサイクルを通じた循環型社会構築のために引き続き小型家電リサイクル制度に取り組む必要がある。については、環境省が今後積極的に推進する「アフターメダルプロジェクト」において、新たに携帯電話・スマ

ートフォン専用回収ボックス等の配布や各自治体・認定事業者等と連携した小型家電リサイクルのPRイベントを実施していく予定であるので、各自治体におかれても引き続き小型家電リサイクル制度の普及啓発に取り組むようお願いしたい。

＜参考資料＞

アフターメダルプロジェクト概要資料

**みんなのメダルプロジェクトから「アフターメダルプロジェクト」の実施へ**

**都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト**

○環境省では、2017年4月から2019年3月まで、東京2020大会で使用するメダルについて、使用済み小型家電リサイクル由来の金属から製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（主催：東京2020大会組織委員会）を積極的に推進。

○組織委員会よりメダル製作に必要な金属量が確保できたとの発表（2019年7月10日）。



メダル作製に必要な量  
メダル総数約5,000個  
金:32kg 銀:3,500kg 銅:2,200kg（組織委員会発表）

※メダルは東京2020組織委員会が製作します。  
※左記の必要な金属量を確保できたと東京2020組織委員会より発表

**メダルプロジェクトの成果をレガシーとして活用し、  
「アフターメダルプロジェクト」の推進を実施！！**

**アフターメダルプロジェクト概要**

○小型家電リサイクルに取り組む自治体等の支援のため、①追加の回収ボックス提供、②広報物品配布、③普及イベント開催時の支援等を実施。

○具体的には、スペシャルオリンピックスと連携回収、地域のスポーツ大会等での利用、ショッピングモール・小売店・交通機関・郵便局・教育機関等での回収促進や、小型家電の解体を通じた障がい者などの働き口拡充等で、継続した小型家電リサイクルの取組を実施。

○その他、環境省と関係者が連携した普及・回収促進イベントの開催を予定。

 **小型家電リサイクルの社会への定着、循環型社会の推進へ！**

## 6. 食品廃棄物対策

＜参考資料＞

環境省 HP 食品リサイクル関係

<http://www.env.go.jp/recycle/food/index.html>

### （1）食品ロスの削減

国連の「持続可能な発展のための2030アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、食品廃棄物に関して、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」目標が掲げられた。今後、こうした国際合意も踏まえながら、我が国における食品ロス削減・食品リサイクルを促進していくこととしている。

平成29年6月に、循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第四次循環計画」という。）が閣議決定され、その

中に、SDGs を踏まえた家庭系の食品ロス削減目標（家庭から発生する食品ロスを 2030 年度までに半減）を含めるとともに、事業系の食品ロス削減目標についても、本年 7 月に策定した食品リサイクル法の基本方針において、2030 年度までに 2000 年度比で半減させるとの目標を定めた。

これまでにも、食品リサイクル法の基本方針等を踏まえ、官民を挙げた食品ロス削減国民運動を展開し取組を促進しており、環境省では、以下に示す事業を通じて食品ロスの削減に取り組んでいるところである。食品ロスの削減は、市町村の廃棄物処理コストの削減にもつながるものであることから、都道府県をはじめ自治体におかれては、地域の状況に応じて、食品ロス削減のため、地域の事業者等とも連携しつつ、きめ細やかな普及啓発に取り組んでいただきたい。

## ① 食品ロスの削減の推進に関する法律の成立

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年 5 月法律第 19 号）が超党派の議員連盟による議員立法にて成立。

国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記している。詳細については、本年 5 月 31 日に消費者庁通知（令和元年 5 月消政策第 126 号）を都道府県食品リサイクル担当部局に送付しているため、参考としていただきたい。

## ② 食品ロス量全国推計値の公表

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」が国全体で年間約 643 万トン（平成 28 年度実績）あるとの推計を平成 31 年 4 月に公表した。

## ③ 「食品ロス削減全国大会」の開催

平成 30 年 10 月 30 日に、京都府京都市において、「第 2 回食品ロス削減全国大会」（主催：京都市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※）を開催した。なお、今年は「第 3 回食品ロス削減全国大会」を 10 月 30 日に徳島県徳島市において開催する。

※…「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体が、広く全国で食べきり運動等を推進し、食品ロスを削減することを目的とする協議会（令和元年 5 月 23 日現在で 47 都道府県 389 市区町村が参加）

#### ④ 市町村による食品ロスに係る調査の支援

廃棄物処理法基本方針では、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数を、平成30年度までに200市町村に増大させる目標を設定した。環境省では、平成29年度より引き続き過去に食品ロスの組成調査を行っていない市町村に対して、組成調査に対する財政的・技術的な支援を行うとともに、環境省のホームページにおいて調査手順書と解説動画を公開している。

#### ⑤ 学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3Rの促進

学校給食における再生利用等の取組を促進するため、学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進に関するモデル事業を平成27年度から開始し、平成30年度は音更町及び藤枝市において事業を実施している。

また、平成29年度には、3年間のモデル事業の結果に基づいて、市区町村の教育現場において、食品ロス削減に係る取組を容易に実施することができ るよう、「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」を作成し、環境省のホームページに公開した。令和元年7月1日現在、前述の音更町及び藤枝市の事例を追加したものを最新版として公開している。自治体におかれでは、必要に応じて本マニュアルを施策の検討にご活用いただきたい。

#### ⑥ 自治体等と連携した普及啓発と情報提供

環境省では、自治体や事業者等における取組を支援するため、宴会での食べきりを促す3010運動の啓発のための三角柱ポップや、消費期限や賞味期限が近い商品から購入することを消費者に対して促す際ためのキャラクター「すぐたべくん」、家庭で発生する食品ロスを日記形式で記録できる「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」といった、啓発資材を作成し、ホームページにて提供している。また、消費者や事業者・自治体の担当者等が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得られるよう、食品ロスに関する情報を集約したポータルサイトを作成した。さらに、地方自治体が食品ロス削減の取組を行う際の参考となるよう、「食品ロス削減のための施策バンク」（全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会作成）の事例のうち先進性や汎用性の高い7つの事例について、具体的な手順等をマニュアルとして取りまとめた。

## (2) 食品リサイクルの推進（食品リサイクル法）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）は、食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収することを目的とし、食品関連事業者に対して、再生利用等実施率や発生抑制の目標値を課している。

平成 29 年 6 月に閣議決定された第四次循環計画において、家庭系食品ロスの削減目標が定められるとともに、事業系食品ロスの削減目標を食品リサイクル法の基本方針の中で設定するとしたことを受け、令和元年度に予定していた施行状況の点検を 1 年前倒しとなる平成 30 年度から開始し、本年 7 月には家庭系食品ロスの削減目標と同様に、2030 年度までに 2000 年度比で半減するとの目標を食品リサイクル法の改正と併せ、基本方針において定めたところ。

また、食品リサイクル法では、食品循環資源の再生利用を促進していくため、再生利用の委託先となる事業者を確保する観点から「登録再生利用事業者制度」が、また、再生品である飼料、肥料等とそれによって生産された農畜水産物の利用までを含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から「再生利用計画認定制度」（いわゆる「食品リサイクルループ」認定制度）が設けられている。

食品リサイクル法が施行して以降、一定の成果が認められるが、未だ目標に達していない業態もあることから、引き続き取組を進める必要がある。

### ① 平成 28 年度における食品循環資源の再生利用等実施率

業種	年間 発生量 (千トン)	業種別 実施率 目標 (%)	再生利用等実施率(%) ( )の数字は再生利用等実施量								
			発生抑制	再生利用			(用途別仕向先)			熱回収	減量
				飼料	肥料	その他					
食品製造業	16,167	95	95 (17,714千t)	13 (2,420千t)	81 (13,090千t)	62 (9,965千t)	15 (2,205千t)	4 (920千t)	3 (533千t)	10 (1,671千t)	
食品卸売業	267	70	65 (228千t)	24 (83千t)	47 (126千t)	14 (38千t)	22 (58千t)	11 (31千t)	1 (3千t)	6 (16千t)	
食品小売業	1,271	55	49 (751千t)	17 (261千t)	38 (482千t)	16 (205千t)	12 (152千t)	10 (125千t)	0 (1千t)	1 (7千t)	
外食産業	1,994	50	23 (504千t)	7 (161千t)	14 (287千t)	3 (61千t)	5 (97千t)	6 (128千t)	0 (0千t)	3 (56千t)	
食品産業計	19,700	—	85 (19,197千t)	13 (2,925千t)	71 (13,984千t)	52 (10,269千t)	13 (2,512千t)	6 (1,204千t)	3 (537千t)	9 (1,751千t)	

### ② 食品関連事業者の発生抑制の目標値

平成 26 年に設定した発生抑制目標値については、9 割の事業者が目標値を達成している状況を踏まえ、本年 7 月の食品リサイクル法の改正において、既に設定されている 31 業種のうち、19 業種で見直しを行うとともに、設定されていなかった 44 業種のうち、新たに 3 業種で目標を定めた。詳細についてはインターネットで「食品廃棄物等の発生抑制の取組」と検索し、農林水産省のホームページを参照のこと。

### ③ 食品リサイクル法の施行状況の点検

平成 29 年 10 月より、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会の合同会合において、食品リサイクル法の施行状況の点検を進め、前述のとおり令和元年 7 月に改正を行った。

### ④ 地域における食品リサイクル推進の取組

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質であること、民間事業者の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高であること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられる。

地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況及び再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方公共団体が主体的な役割を担うことが期待されているところである。各地方自治体においては、以下を活用しつつ、市町村と連携を図りながら食品循環資源の再生利用及び食品ロスの削減等を推進していただきたい。

### ⑤ 食品リサイクル法に基づく定期報告データの都道府県別集計

平成 28 年度（平成 27 年度分の定期報告データ）より、地域における食品廃棄物等の発生状況をよりきめ細かく把握できるよう、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告の様式を変更し、食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量、再生利用量等を都道府県別に報告させ、集計している。平成 29 年度分の定期報告データの集計結果については平成 30 年 4 月に農林水産省のホームページに公表した。インターネットで「食品リサイクル法に基づく定期報告の都道府県データの集計結果について」と検索し、農林水産省のホームページを参照のこと。

### ⑥ 食品廃棄物の不適正転売事案の再発防止策について

食品循環資源の再生利用等を促進するとともに、食品廃棄物の適正処理を徹底することも重要である。平成 28（2016）年 1 月には、登録再生利用事業者による食品廃棄物の不正転売事案が発覚した。再生利用は、食品関連事業者が排出事業者としての適正処理にかかる責任を全うした上で取り組まれるべきものである。

排出事業者責任の徹底に係る取組については、「2. 排出事業者責任について」（P. 184）を参照いただきたい。

## ⑦ 養豚農業振興法を受けた環境省の対応

環境省では、食品リサイクル法に基づく特例措置等を通じ、いわゆる「エコフィード」（食品循環資源を原材料とする飼料）の促進を図ってきた。養豚業におけるエコフィードの利用について、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて更なる促進を図っていただく際の参考としていただけるよう、

- ・食品リサイクル法等の下での特例制度についての紹介
- ・特例制度を活用したエコフィードの利用促進事例等を資料集（ガイドブック）として取りまとめた。

## 7. 自動車リサイクル法について

### （1）施行状況

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）が平成 17 年 1 月から完全施行された。

#### ① 使用済自動車の引取台数

平成 23 年度に自動車リサイクル法施行以降初めて 300 万台を下回ったが、平成 24 年度以降は例年並みに回復し、平成 29 年度は前年度から微増の 330 万台となった。

#### ② 特定再資源化等物品の再資源化等の状況

自動車メーカー等は、自動車破碎残さ（Automobile Shredder Residue、以下「ASR」という。）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、ASR 及びエアバッグ類については達成すべき基準に従って再資源化を、フロン類については破壊を実施する義務がある。平成 28 年度における再資源化の状況は、ASR については 97.9%～98.9%、エアバッグ類については 94% であり、各社ともに基準（ASR：70%、エアバッグ類：85%）を上回る再資源化を達成している。

#### ＜参考資料＞

自動車リサイクル法の施行状況に関する報告（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 第 46 回合同会合議事要旨・資料）

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y033-46/mat07.pdf>

## （2）地方公共団体における法施行の強化について

違法行為や不適正な行為が行われたり、自動車リサイクル法で定められたルート以外のルートで使用済自動車又は解体自動車が処理されないよう、引き続き措置することが重要である。

無許可解体業者等の存在は、事業者の公正な競争環境の維持及び生活環境保全等の観点から不適切であり、これまでも地方公共団体及び関係団体とも連携しつつ、自動車リサイクル法の運用に係る指針の作成等を実施してきたところである。また、各地方公共団体においては、立入検査を計画的に行う等、厳正な法の執行を実施していただいているところである。

とくに、昨今は、解体業者によるエアバッグ類のインターネットオークション販売、許可を持たない事業者への名義貸し、無許可業者による解体ヤードでの無許可解体等の複雑な課題も散見され、これらの課題についても取組を進めたい。

また、平成28年度から、生活環境保全上の支障の調査や未然防止対策について支援する不法投棄・不適正保管対策モデル事業を進めているところ。当該モデル事業を積極的に活用していただき、不適正事案の解決につなげていただきたい。

## （3）不法投棄等の状況及び解消に向けた対応について

各地方公共団体の協力を得て、平成30年3月末時点の使用済自動車の不適正保管（野積等）及び不法投棄等の調査を実施した。

不適正保管及び不法投棄等の台数は、自動車リサイクル法施行時期（平成17年1月1日）前の約22万台（平成16年9月末）から約0.52万台（平成30年3月末）へと大幅に減少している。

また、事案当たり100台以上の大規模案件の件数及び台数については、全国で450件から11件、約13万台から約0.17万台へと大幅に減少しているものの、平成28年度比では全国で8件・0.14万台から件数・台数ともに増加している。

また、不法投棄等の未然防止及び解消に關し、自動車リサイクル法第105条に基づき指定されている指定再資源化機関（（公財）自動車リサイクル促進センター）では、特定再資源化預託金等を活用し、自動車リサイクル法第106条第1項第34号及び第4号に基づく離島対策支援事業及び不法投棄等対策支援事業を実施している。

平成29年度は、離島対策支援事業として82市町村に23,599台分の輸送経費として103,667千円を支援した。不法投棄対策等支援事業については自動車リサイクル促進センターに事案の相談はあったところだが、行政代執行に係る支援要請はなかった。

不法投棄事案は一部地域で依然として残っており、各地方公共団体におかれ

ては、必要に応じて自動車リサイクル促進センターのこれらの事業の活用を積極的に検討頂きつつ、引き続き使用済自動車の不法投棄等の未然防止及び解消に向けた対応をお願いしたい。

＜参考資料＞

離島対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/support/>

不法投棄等対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/unlawfuldumping/>

## 8. 太陽光パネル等のリユース・リサイクル・適正処分

使用済再生可能エネルギー設備（特に、太陽光発電設備、太陽熱利用設備及び風力発電設備）については、平成24年7月から開始した固定価格買取制度の影響もあって導入が急速に進んでおり、将来的には多量に使用済みとなったものが廃棄される。このため、リサイクルをはじめ、その廃棄時における適正な処理を推進していくことが重要である。

平成24年度から、使用済太陽光発電設備等の撤去、運搬、リユース・リサイクル及び適正処分までの一連の工程に関する試験や調査検討を行っている。調査では、将来排出推計、現時点における主な排出源や、太陽光パネルの性状について分析等を行っており、平成25年度より有識者等で構成される検討会において、リユース・リサイクル・適正処分の推進に向けた検討を経済産業省と連携して実施してきたところである。その結果をとりまとめ、平成27年度に「太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書」及び今後のロードマップをとりまとめた。また、ロードマップに沿った施策の一環として、平成28年4月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」をとりまとめ、公表した。

その後、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会の指摘（平成29年2月）や太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査結果に基づく勧告に関する総務省勧告（平成29年9月）や先般の災害対応などを踏まえ、内容の見直しを行い、平成30年12月に第二版をとりまとめ、公表するとともに、本ガイドラインの周知を目的とした事務連絡を自治体及び関連事業者等に周知を行ったところ。

また、太陽光発電の適正な推進を図るため、「太陽光発電のリサイクル・適正処理等に関する検討チーム」を設置し、平成30年7月には、太陽光パネルの適正なリユース・リサイクル・適正処分を進めていくための課題への対応の在り方について検討した結果を取りまとめた。この中では、将来にわたって、太陽光パネルのリサイクル・適正処分を推進していくため、

- ① 排出量の大幅増加も見通した安定処理体制の整備

- ② 製造業者等からの有害物質含有情報の提供による適正かつ円滑な処理状態の確保
  - ③ 資源の有効利用や最終処分場の逼迫回避の観点に立った、市場に左右されない安定的なリサイクル状況の整備
- が必要とされたところであり、これも踏まえ、引き続き、使用済太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けて取り組んでまいりたい。

＜参考資料＞

太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html>

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査＜結果に基づく勧告＞

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107317\\_0908.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html)

## 9. 使用済紙おむつのリサイクルの推進について

高齢化に伴い、我が国における大人用紙おむつの消費量は年々増加しているが、廃棄される使用済み大人用紙おむつの9割以上は一般廃棄物として排出されており、これらのうちの多くは市区町村等の処理施設において焼却処分されているものと考えられる。

環境省では、平成29年度から、紙おむつの処理や再生材の品質・利用に関する技術的な課題を克服し、社会実装につなげていくべく、リサイクルに係る技術開発・実証事業やFSを支援しているところ。また、平成29年度には紙おむつの排出量見込みについて調査を行い、一般廃棄物中の使用済紙おむつの割合は、高齢化に伴う大人用紙おむつの増加等により、現状の4.7～5.1%から、2030年度には7.1～7.8%に増加すると見込まれるとの結果がとりまとめられた。

平成30年6月19日閣議決定の第四次循環型社会形成推進基本計画において、「高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、使用済紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、リサイクルに関するガイドラインの策定等を行う。」と記載されたことを踏まえ、環境省では、紙おむつのリサイクルを実施している市区町村や、今後の検討を進めつつある市区町村に参考にしていただくため、紙おむつリサイクルの取組事例、関連技術、関連規制等を整理したガイドラインを本年度策定する予定である。

## 10. リユースの推進について

### (1) リユースの現況

3Rのうち、各種リサイクル法の施行等によりリサイクルは進展しつつあるが、製品の適正な継続利用の促進を通じた廃棄物の減量化（リユース）については、より一層の促進が必要である。第四次循環型社会形成推進基本計画においても、循環型社会形成に取り組むべき課題の一つとして、リユースをはじめとした2R型ビジネスモデルの確立・普及を促進することが求められている。

平成30年度は、我が国全体でのリユースの市場規模やビジネスの状況について調査した。調査結果は、下記参考資料のとおり掲載しているので、御参照頂きたい。

＜参考資料＞

使用済製品等のリユースの促進について

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>

### (2) リユースの手引き等の資料について

環境省では、リユースの取組推進のため、手引き等の資料を公開している。

リユース業界向けには、コンプライアンス向上のために、リユース業界に関する法令をとりまとめた、「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」、「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」等を公表している。リユース業者の指導を行う際に参考にしていたくためにも、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

事業者向けの資料は、市町村によるリユース取組を育成するための「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」や、事業所から排出される使用済製品（オフィス家具・OA機器等）のリユースを促進するために参考となる情報をまとめた「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を公開している。貴都道府県及び貴管内市町村においても、リユース品としての売却及びリユース品の調達を検討するのに参考になると思われる。是非、貴都道府県の総務部署や管財部署に共有頂くとともに、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

広く市民の方を対象に、リユースの取組について知っていただくことを目的として整理した資料としては「リユース読本」を公開している。貴都道府県におかれても、これらの資料を参考に、リユースの取組を推進していただきたい。

<参考資料>

リユース業に関する環境関連法パンフレット

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf>

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri.pdf>

リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理

[http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri\\_igai.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri_igai.pdf)

市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/27577.pdf>

オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/102969.pdf>

リユース読本

<http://www.env.go.jp/recycle/tokuhon-1.pdf>

# 廢棄物適正處理推進課



## 1. 一般廃棄物の適正処理の推進について

### (1) 一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用の徹底

#### ① 一般廃棄物処理計画の策定及び実施

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本方針（平成 28 年 1 月最終改正）や 3 つのガイドライン、「循環型社会形成推進基本計画」において環境保全を前提とした循環型社会の形成が主唱されていること等を踏まえ、環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。この通知では、市区町村の統括的処理責任をはじめ一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を改めて取りまとめている。また、「ごみ処理基本計画策定指針」については、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本方針（平成 28 年 1 月最終改正）や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく基本方針（平成 27 年 7 月最終改正）を踏まえ、平成 28 年 9 月に改定・周知を行っている。都道府県におかれでは、市区町村の処理責任や一般廃棄物処理計画の重要性を改めて認識した上で、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用がなされるよう貴管内市区町村に対し周知徹底及び助言等をお願いしたい。なお、一般廃棄物処理計画は、市区町村の策定義務であることを廃棄物処理法において明記しており、計画策定に遺漏がないよう、貴管内市区町村に強く指導をお願いしたい。

また、市区町村の処理責任の性格については、市区町村自らが行う場合はもとより、市区町村以外の者に委託して行わせる場合や許可業者に行わせる場合であっても、引き続き市区町村が有するものであり、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決においてこの考え方が改めて示された。この判決が示されたこと、及び市区町村から一般廃棄物の処理委託を受けた業者による大規模な不適正処理事案が解決しないまま長期化していることを踏まえ、環境省では、「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」（平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）を通知したことから、貴管内市区町村に対し、改めて廃棄物処理法の適正な運用のため周知徹底をお願いしたい。

なお、令和元年 10 月 1 日から消費税率が引き上げられる予定であるが、市区町村が他者に委託して一般廃棄物の処理を行わせる場合における受託料等について、消費税の適正かつ円滑な転嫁が行われるよう貴管内市区町村への周知等の御協力ををお願いする。

## ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理

事業活動に伴って生じた廃棄物の取扱いについては、これまでに「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ（平成14年3月、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会）及び「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）（平成14年11月、中央環境審議会）」において整理され、「その性状、排出量、処理困難性等の問題から市区町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いもの」以外のものについては、市区町村の処理責任の下に整理されている。

のことから、事業者から排出される廃棄物のうち、市区町村による処理が可能なものは事業系一般廃棄物として、市区町村による統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に基づき処理がなされてきているところであり、一方で排出事業者の処理責任の下、マニフェストの交付等厳格な対応が求められる産業廃棄物と併せて、全体として適正な処理が確保されることが重要である。なお、事業活動に伴って生じた廃棄物をその性状等に鑑みて一般廃棄物又は産業廃棄物のどちらとして処理するかについては、その区分の趣旨に照らして適切に判断されるべきものであり、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市区町村と産業廃棄物の処理について指導監督権限を有する都道府県等との間においてその扱いを十分に調整する必要がある。以上の点を踏まえ、事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理が確保されるよう、管下市区町村との十分な連携を図られたい。

平成28年1月、ある事業者の子会社等が、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていないにもかかわらず、当該事業者から一般廃棄物の収集運搬を受託し、市区町村の一般廃棄物処理施設まで運搬した事実が判明したことを受け、環境省では、「許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について」（平成28年1月20日付け環廃対発第16012003号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。

本事案では、事業者が市区町村から再三是正するよう指導されていたのにもかかわらず、指導に従わず、無許可の事業者に一般廃棄物の収集運搬の委託を継続して行っていたものであり、一般廃棄物の適正な処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、都道府県におかれでは、廃棄物処理法及び関係法令の遵守に関する一般廃棄物排出事業者への周知の徹底及び適切な指導、類似の事案を把握した場合の厳正な対処について、貴管内市区町村に対する周知徹底をお願いしたい。

また、市区町村の規制権限の及ばない第三者が、一般廃棄物の排出事業者と処理業者との間の契約に介在して、あっせん、仲介、代理等の行為（を行うことについては、市区町村の処理責任の原則の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨、平成11年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成11年8月30日付け衛環第72号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出しており、一般廃棄物の適正処理の確保のため、貴管内市区町村に対し、改めて周知徹底をお願いする。

排出事業者責任については、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化等により強化されてきたところであるが、不適正処理事案は後を絶たず、特に平成28年1月に、食品製造業者及び食品販売事業者から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により不正転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところである。

このため、中央環境審議会においては、平成28年9月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまとめられ、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による不適正な転売防止の取組の具体的な方向性に関連して、排出事業者責任の重要性が指摘されるとともに、平成29年2月には「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」の中で「排出事業者責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされた。これを受けて、環境省では、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」（平成29年3月21日付け環廃対発第1703212号・環廃産発第1703211号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）を通知した。

この通知では、

- ・ 排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、廃棄物処理法における排出事業者責任の各規定の遵守について改めて認識する必要があること。
- ・ 規制権限の及ばない第三者について、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがあること。

など、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められることを通知している。さらに、環境省のウェブサイト上にも、排出事業者責任の徹底をはかる特設サイトを開設しているところ、引き続き、管内の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、都道府県におかれでは、貴管内市区町村に対し、当該市区町村管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うようお願いしたい。

なお、条例において、事業者の行為や事務取扱いの標準となるもの（規則）が廃棄物処理法の規定に適合しない内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい。

＜参考資料＞

排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

### ③ 合理化事業計画

下水道の整備等により影響を受けるし尿処理業者等については、その業務の安定を図ることを通じ、適正処理体制を確保する必要があることから、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和50年法律第31号）第3条第1項に基づく合理化事業計画の策定等により、適切な対策が講じられるよう貴管内市区町村に対し助言されたい。

### ④ 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る手続について

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定）において、行政手続の簡素化等の重要性が指摘されたことも踏まえつつ、都道府県におかれても、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る手続について、必要に応じて行政内部の事務の効率化を検討し、標準処理期間の短縮に努めるよう貴管内市区町村に周知されたい。また、添付書類についても見直しを行い、その必要性を再度確認することで事業者に対しても申請等に必要な情報が十分共有されるよう努めるよう貴管内市区町村に周知されたい。

＜参考資料＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/g1\\_dwdp/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/g1_dwdp/index.html)

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/g1\\_dwdp/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/g1_dwdp/index.html)

平成26年1月28日最高裁判例（裁判所HP）

[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanrei\\_id=83888&hanreiKbn=02](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanrei_id=83888&hanreiKbn=02)

一般廃棄物の適正な処理の確保について

<http://www.env.go.jp/hourei/11/000021.html>

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/g1\\_dwdp/no160915.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/g1_dwdp/no160915.pdf)

「行政手続コスト」削減のための基本計画（一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可）

<http://www.env.go.jp/other/costsakugen/pdf/mat3-2-1.pdf>

## ⑤ 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく廃棄物処理法の改正について

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、各法律において定められている成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が、令和元年6月7日、第198回国会において可決・成立し、同月14日に公布された。

同法には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物処理業の許可に係る欠格事由等についての改正も盛り込まれており、同年12月14日から施行される。同法による廃棄物処理法の改正の概要は以下のとおりである。

- ・ 欠格要件の1つである「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」に改める（第7条第5項第4号イ）。
- ・ 一般廃棄物処理業者等が、「同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者」に該当するに至ったときに、その旨を市町村長に届け出なければならないこととする（第7条の2第5項及び第9条第7項（新設））。

これに伴い、今後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）について所要の改正を検討し、パブコメ実施の上、改正規則を公布予定である。都道府県におかれでは、今回の法改正の趣旨を十分に御理解の上、貴管内市町村において適切に対応がなされるよう周知いただきたい。

### ＜参考資料＞

内閣府HP第196回通常国会提出法案

<https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案新旧対照表

[https://www.cao.go.jp/houan/doc/196\\_7shinkyu.pdf](https://www.cao.go.jp/houan/doc/196_7shinkyu.pdf)

## ⑥ 消費税率引上げに伴う手数料等の取扱いの徹底について

令和元年10月1日から、消費税率の引上げがなされることを踏まえ、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に關し徴収する手数料等について、円滑かつ適正な転嫁が行われるよう適切な対応を行っていただきたい。環境省においても、「消費税率および地方消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取扱いについて（通知）」（令和元年6月28日付け環循適発第1906281号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を発出し、市町村が市町村以外の者に委託して一般廃棄物の処理を行う場合における委託料については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

以下「廃棄物処理法」という。) 第6条の2第2項に基づく同法施行令(昭和46年政令第300号)第4条第5号に基づき、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が必要であるから、消費税の増税分を委託料へ適切に反映することが不可欠であること、法第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者においては、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないため、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、各市町村において当該手数料を定める条例について所要の改正がなされることが不可欠である旨を周知している。都道府県においては、貴管内市町村への周知徹底をお願いする。

#### ＜参考資料＞

消費税の手引き(中小企業庁)

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2013/131008syouhizei.pdf>

消費税転嫁万全対策マニュアル(中小企業庁)

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2017/170307syouhizeimanual.pdf>

「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために〈10%引上げ対応版〉」(内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/pdf/consumption\\_tax\\_190515\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190515_0001.pdf)

## (2) 市区町村の一般廃棄物処理システムの改革

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針(平成28年1月改正)においては、市区町村の役割として、①一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業をいう。)の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること、②経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進をすること、③分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明すること等を挙げている。

このような取組を支援するため、環境省では、平成19年6月に①一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示す「一般廃棄物会計基準」、②有料化の進め方を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」、③一般廃棄物の標準的な分別収集区分やリサイクル、エネルギー回収、最終処分等の処理の考え方を示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システム

の指針（以下「一般廃棄物処理システムの指針」という。）」を公表し、これまでに、市区町村等の担当者を対象とした説明会の開催やガイドラインの見直し、支援ツールの改定等を行ってきた。

都道府県におかれでは、引き続き貴管内市区町村に対してこれらガイドラインの周知を図るとともに、市区町村の一般廃棄物処理システムの3R改革の取組への支援をお願いする。

このうち、「一般廃棄物会計基準の導入」及び「廃棄物処理の有料化」の検討については、令和元年度から循環型社会形成推進交付金等により、ごみ焼却施設を新設する場合の交付要件として追加した。

## ① 一般廃棄物会計基準

「一般廃棄物会計基準」は、市区町村が一般廃棄物会計の導入を進めいくために、費用分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な分析手法を定めるものであり、市区町村や一部事務組合が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となることを目指している。これにより市区町村において、自らの事業の部門ごとの必要経費、事業用資産の価値や事業収入の状況等を把握し、原価やコスト、資産等について標準的な手法による算定及び透明性が確保され、納税者である住民に対する説明責任を果たすことができるようになる。

一般廃棄物会計基準の説明や財務書類の作成支援ツール、FAQ（よくある質問と回答）等の関係資料については環境省のホームページに掲載しているので財務書類作成の際の参考とされたい。なお、令和元年度に一般廃棄物会計基準の改訂、翌年度に都道府県・市区町村への改訂版の周知を予定している。

## ② 一般廃棄物処理有料化の手引き

一般廃棄物処理の有料化は、市区町村が一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために実施するものである。

「一般廃棄物処理有料化の手引き」は、制度設計の考え方、導入に伴う課題等について参考となる情報を示すことにより、市区町村による一般廃棄物処理の有料化に向けた取組を支援するものである。なお、生活系ごみについて有料化を導入している市区町村の割合は年々上昇傾向にあり、平成19年度に、生活系ごみについては約59%、事業系ごみについては約84%であったのに対して、平成29年度にはそれぞれ約64%、約86%となっている（下表参照）。一般廃棄物の3Rの推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、引き続き有料化の推進を図られたい。

ごみの収集手数料導入市区町村の割合

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
生活系 ごみ	61.9%	62.1%	62.2%	63.1%	63.4%	64.3%	64.3%	64.6%
事業系 ごみ	84.2%	82.8%	84.7%	85.0%	84.6%	85.4%	85.7%	85.9%

(※ただし、粗大ごみを除く。)

(「一般廃棄物処理事業実態調査（平成 29 年度）」より)

### ③ 一般廃棄物処理システムの指針

市区町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められる。

このようなことから、「一般廃棄物処理システムの指針」では、(1) 標準的な分別収集区分、(2) 適正な循環的利用及び適正処分の考え方、(3) 一般廃棄物の処理に関する事業の効果を評価するための指標（資源回収、エネルギー回収、最終処分量の減量、温室効果ガス削減、住民サービス水準の向上、地域経済への貢献等）とその評価方法について提示している。

環境省では、市区町村が「一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、他の市区町村、一部事務組合との比較評価を行うための評価支援ツールを作成し、環境省のホームページに掲載している。

#### ＜参考資料＞

一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、一般廃棄物処理システムの指針について

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool\\_gwd3r/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/index.html)

### (3) 使用済物品の適正な処理の確保について

近年、一般家庭等から排出される家電製品等の使用済物品を収集、運搬等する者が増加しており、その営業行為に対する苦情や問い合わせ等が都道府県や市区町村に寄せられる事例がみられるが、それらの中には、適正なリユース・リサイクル業者ではなく、市区町村の許可又は委託がないにも関わらず排出者に処理費用の負担を求めるなどして、廃棄物処理法に基づいた適切な廃棄物の収集運搬等を行っていない者など、廃棄物処理法等に抵触する疑いのある場合も散見される。

また、このような廃棄物処理法等に抵触する違法な廃棄物回収業者により収集された使用済家電製品等は、不法投棄や海外における不適正処理等につながっている可能性が高く、生活環境保全上の支障や、家電リサイクル制度に基づく適正なリサイクルの阻害につながるおそれがあると考えられる。

そこで、これらの違法な廃棄物回収業者を取り締まる上で、疑義が生じやすい廃棄物該当性判断について、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日付け環廃企・環廃対・環廃産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）において考え方を示し、地方自治体における積極的な対応を促進するべく周知したところである。本通知に照らし、岐阜県岐阜市においては空き地形の廃家電無料回収を行う業者について、回収された廃家電は排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断し、取締りを行った。その結果、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の無許可営業に該当するとして、平成25年4月に廃棄物処理法第7条違反として逮捕、略式起訴され、刑が確定した。

都道府県におかれでは、引き続き、貴管内市区町村等と連携し、一般廃棄物の無許可収集運搬対策を実施していただくよう、御協力をお願いしたい。

さらに、住民が廃棄物の排出に当たって問題のある業者を利用しないよう、住民への適切な情報提供をお願いしたい。なお、平成29年には、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものとして政令で定めるもの（有害使用済機器）の保管又は処分を業として行おうとする者（有害使用済機器保管等業者）は、あらかじめ、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事又は政令市長に届け出るとともに、有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、適切に保管又は処分を行わなければならないとする法改正が行われているところである。

#### ＜参考資料＞

使用済物品の適正な処理の確保について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k018.pdf>

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=19506&hou\\_id=14992](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19506&hou_id=14992)

## （4）資源物の持ち去り対策について

資源物の持ち去りは、行政、住民及び指定収集業者による円滑なリサイクルの推進を阻害するものであることから、資源物の持ち去り対策を行うことが、円滑なリサイクルを推進するために必要である。

資源物の持ち去り対策として、資源物の持ち去りに対して罰金等を科している条例を制定したり、パトロールを実施したりするなど、それぞれの自治体の事情に応じて対策が講じられているところである。なお、「資源廃棄物の行政回収制度において、集積所等に置かれた古紙等の収集・運搬（持ち去り）行為を最終的には罰則をもって禁止した」条例について、「古紙回収業者等が業として行う本来の事業活動に対しては彼らの規制を加えるものではない。廃棄物

処理法第7条第1項ただし書が本条例の上記各規定による規則を禁止しているとは解されないことはもちろんであり、本条例の各規定が廃棄物処理法第7条第1項ただし書に違反するものではないことは明白である」とした事案（東京高裁平成19年12月10日第3刑事部判決（最高裁平成20年7月17日第1小法廷決定（上告棄却））がある。今後とも、各自治体の実情等に応じて、条例の制定等も含め、引き続き適切な資源物の持ち去り対策を行っていただきたい。

## （5）建築物の解体時の残置物の取扱いについて

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物（以下「残置物」という。）がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。

都道府県及び市区町村においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。

なお、一般廃棄物については、その処理について市区町村が統括的処理責任を有するところ、残置物の排出者である元々の占有者が、倒産、夜逃げ等において所在が不明である場合等、元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあった際には、当該市区町村における処理方法（排出方法、市区町村が自ら処理しない物については連絡すべき処理業者等）を示す、又は適正な処理業者に対して市区町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従った適正な処理を行っていただきたい。この問題については、平成29年2月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされており、これを受け環境省では、「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」（平成30年6月22日付け循環適発第1806224号・循環規発第1806224号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を通知したことから、管内市区町村に対し、残置物の適正な処理のため周知徹底をお願いしたい。

## （6）一般廃棄物由来の固形燃料（RDF）の廃棄物該当性について

産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合において、少なくとも、有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないとされている（「「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成25年3月29日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の2）。

同通知については、各市区町村がこの趣旨を踏まえて、一般廃棄物由来の固形燃料（RDF）を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合において準用することをもとより妨げるものではない。他方、廃棄物に該当しないと判断するに当たっては、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等の各種判断要素を総合的に勘案する必要があるが、この際には同通知の2の第四の2（1）から（3）までの事項にも留意し、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止する必要があるので注意願いたい。

### ＜参考資料＞

「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg\\_ref/no\\_13032911.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf)

## （7）住宅宿泊事業廃棄物の取扱いについて

平成30年6月15日から住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が施行されているところ、「規制改革推進に関する第4次答申」（平成30年11月19日規制改革推進会議）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき行うこととされる、住宅宿泊事業の遂行に伴い発生する廃棄物（以下「住宅宿泊事業廃棄物」という。）の処理について、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図ることとされた。それを踏まえ、住宅宿泊事業廃棄物に係る対応事例について、「規制改革推進に関する第4次答申（平成30年11月19日規制改革推進会議）において平成30年度中に講ずることとされた措置について（事務連絡）」（平成31年2月28日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）において周知している。都道府県においては、当該事務連絡を御確認の上、住宅宿泊事業主管部局と連携の上、貴管内市町村の実情に応じて、適切に対応されるようお願いしたい。

＜参考資料＞

「規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日規制改革推進会議)において平成30年度中に講ずることとされた措置について(事務連絡)」  
<http://www.mlit.go.jp/common/001287817.pdf>

## (8) 処理困難物や水銀含有廃棄物の処理について

### ① 適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備

適正な処理が困難な廃棄物については、それぞれの廃棄物によって収集運搬時や処分時に留意すべき特性が異なることから、個別品目ごとに順次、市区町村、関係業界及び関係省庁とともに検討を行い、処理体制の構築を図っている。

エアゾール製品については、エアゾール製品等業界によるガス抜きキャップ（中身排出機構、残ガス排出機構、ガス抜きボタン等）が装着された製品に転換（平成24年度実績でガス抜きキャップを装着したエアゾール製品は約99%、カセットコンロのヒートパネル化は100%）を進める一方、市区町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対し、エアゾール製品をごみとして排出する際は、ガス抜きキャップを利用して充填物を出し切るよう周知活動等を推進してきた。平成30年12月16日には大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生したことから、環境省としては、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りが重要であると考え、「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について(通知)」（平成30年12月27日付け）にて周知したところである。

この通知の通り、エアゾール製品等をごみとして排出する際には、①製品を最後まで使い切る、②缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、③ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る、といった適切な取り扱いが必要であり、市区町村において、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、改めて住民への周知を徹底することを市区町村お願いする。

また、排出時に穴開けを不要としている市区町村の割合は、平成31年4月に行った調査では、約40%となっている。廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、本年7月に、都道府県を通じて市区町村等にお知らせした廃エアゾール製品等の処理に関する調査結果の内容を参考に、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村においては、住民による穴開けをさせずに廃エアゾール製品等を安全に処理する体制の確保を願いたい。

<参考資料>

正しいごみへの出し方（一般社団法人日本エアゾール協会）

<http://www.aiaj.or.jp/exhaust.html>

**② リチウムイオン電池の処理について**

別添通知参照。

**③ 不要ライターの収集・処理について**

ライターを使用した子供の火遊びが原因と疑われる火災等が発生していることから、経済産業省において、消費生活用製品安全法施行令を改正（平成 22 年 12 月 27 日施行）し、平成 23 年 9 月 27 日以降、子供が簡単に使用できない「幼児対策（チャイルドレジスタンス）機能」等の安全基準を満たしたことを見たことを示す PSC マークを表示したライター以外は、販売できなくなっている。

このような一連の背景を受け、環境省、消費者庁、経済産業省等関係省庁では、ライターの適切な廃棄方法に係るリーフレットを作成・配布する等の取組を行っているところであり、都道府県におかれでは、引き続き貴管内市区町村等に対する支援等御協力をお願いしたい。

また、一般廃棄物の処理のために市区町村が行う施設整備に対しては、循環型社会形成推進交付金により支援を行っており、エアゾール缶やライター等を処理する設備についても、交付要件を満たす場合には、同交付金の対象となるので、その旨市区町村に対して周知お願いしたい。

<参考資料>

使い捨てライターの処理等に関する調査結果について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12846>

ライターの適切な廃棄方法の周知について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13110>

**④ 水銀含有廃棄物の適正な処理**

市区町村等により分別回収された水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀については、特別管理一般廃棄物へ指定されているところ、廃水銀等の処分基準等を定める廃棄物処理法施行規則が改正され、平成 29 年 10 月に施行されており、また、廃棄物処理施設からの排ガス中の水銀については、改正大気汚染防止法に基づき、排出基準が定められ、平成 30 年 4 月に施行されている。

環境省としては、家庭から排出される水銀添加廃製品の分別回収について、その徹底・拡大を図るため、平成 27 年に、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」及び「市区町村等における水銀使用廃製品の

回収事例集」を策定し、更新事例集（第2版）を市民向けポスター及び回収ボックスのひな型と併せて平成30年6月にホームページにて公表した。

各市区町村においては、事例集の回収実施事例やポスター・回収ボックスといった資材の作成事例を参考に、家庭に退蔵されている水銀体温計・水銀血圧計などを回収する実施するなど、水銀廃棄物の更なる適正処理の推進に向けて御協力をお願いしたい。

## 2. 広域化・集約化の推進等について

### (1) 広域化・集約化の推進について

ごみ処理の広域化については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成9年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に向けた取組が進められてきた。この結果、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方で、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化していることから、環境省は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を発出した。

将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっていることから、各都道府県においては、管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。なお、「一般廃棄物会計基準の導入」及び「廃棄物処理の有料化」に加えて、「施設の広域化・集約化」の検討については、令和元年度から循環型社会形成推進交付金等により、ごみ焼却施設を新設する場合の交付要件として追加した。

### (2) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法では、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに廃棄物処理施設整備計画を定めることとなっており、昨年6月に2022年度までを計画期間とした廃棄物処理施設整備計画を閣議決定した。

今回策定された施設整備計画は、従来から取り組んできた3R・適正処理の推進、気候変動対策や災害対策の強化に加え、同時期に策定された第五次環境基本計画、第四次循環型社会形成推進基本計画とも連動し、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備の観点を記載している点が特徴である。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても充実させている。

施設整備計画における主な目標値は下記のとおり。

	2022年目標	2017年見込み
ごみリサイクル率(%)	27	21
一般廃棄物最終処分場残余年数(年)	20	20
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値(%)	21	19
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合(%)	46	40
浄化槽整備区域内の浄化槽処理人口普及率(%)	70	53
合併処理浄化槽の基数割合(%)	76	62
省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量(万t-CO <sub>2</sub> )	12	5

環境省では、本計画の趣旨を踏まえ、循環型社会形成推進交付金制度の充実等の取組により、一般廃棄物処理施設の整備等を推進しているところである。また、地域において安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていくためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきであることから、前述の通り、本年3月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を発出した。については、本計画の趣旨を踏まえた市区町村による一般廃棄物処理施設の整備等への支援をお願いする。

＜参考資料＞

廃棄物処理施設整備計画

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/109373.pdf>

### (3) インフラ長寿命化計画の策定について

平成25年11月29日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）が決定され、本基本計画に基づき、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成28年度までに策定することとされている。また、各インフラの管理者は、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を令和2年度までに策定することとされている。本基本計画を

踏まえ、環境省では、平成 28 年 3 月に廃棄物処理施設等に係る「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した。環境省では、本計画を踏まえつつ、循環型社会形成推進交付金や「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」（ごみ焼却施設編、し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）（平成 27 年 3 月改訂）の整備等により、市区町村等による長寿命化計画策定に対する財政的・技術的支援を実施している。

環境省が平成 30 年度に実施した一般廃棄物処理事業実態調査によると、平成 29 年 9 月末時点におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）の策定状況は都道府県で 72.3%（47 自治体のうち 34 自治体が策定済み）、市区町村で 29.6%（1,741 自治体のうち 515 自治体が策定済み）、一部事務組合・広域連合で 31.3%（565 団体のうち 177 団体が策定済み）となっている。また、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定状況は、全 4,161 施設のうち、1,429 施設が策定済みとなっている。平成 29 年度時点の計画策定状況の詳細は別紙に記載することとする。インフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を未策定の各自治体においては、上記の調査結果も踏まえ、インフラ長寿命化計画の趣旨を十分御理解いただき、早急にこれを策定いただきたい。特に、「廃棄物処理施設の長寿命化への取組について」（令和元年 5 月 31 日付事務連絡）のとおり、個別施設計画については、廃棄物処理施設を管理する各自治体において、令和 2 年度までのできるだけ早期に策定されたい。また、一部事務組合及び広域連合を対象とした「インフラ長寿命化基本計画に基づくインフラ長寿命化計画（行動計画）策定状況等のフォローアップ調査について（依頼）」において策定状況のフォローアップ調査も実施しているので、各都道府県においては、貴管内一部事務組合及び広域連合も併せて早急に策定いただくよう周知をお願いする。

なお、一般廃棄物処理事業実態調査の調査票にも記載のとおり、個別施設計画については、長寿命化総合計画と同一のものと判断されるため、長寿命化総合計画策定済みの市区町村等においては、このことを念頭に置き、今後の調査にご回答いただきたい。これらの計画に基づき、廃棄物処理施設の長寿命化を図るとともに、施設の更新と改修を組み合わせて、廃棄物処理施設の計画的な整備を図られたい。

その際、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコスト（LCC）を低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入の推進に向けて、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」のほか、平成 23 年 3 月に「一般廃棄物処理施設機器別管理基準等」を取りまとめているので、廃棄物処理施設の長寿命化に当たっての参考にされたい。

#### ＜参考資料＞

##### 廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/7\\_misc.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html)

## （4）廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針等

環境省では廃棄物処理施設設置者や管理者等によるこれら取組みを促進するため、平成 18 年 12 月に「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」を策定している。

都道府県におかれては、貴管内市区町村及び廃棄物処理施設を設置し、又は管理する事業者に対し、引き続き本指針の周知を図り、廃棄物処理施設における事故対応マニュアル作成の推進に努めるとともに、廃棄物処理施設において発生した事故の情報を共有し、事故防止及び事故発生時の対応に役立てるため、他の地方自治体等へ周知を図るべきと考えられる事故発生事例があった場合には、区域を管轄する地方環境事務所あて、情報提供をお願いする。

### ＜参考資料＞

廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/8952.pdf>

一般廃棄物処理施設に係る典型的な事故の概要及び原因、並びにその対策などについて

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h22-01/index.html>

## （5）廃棄物処理施設における PFI 事業の推進

一般廃棄物処理施設の整備については、基本方針や廃棄物処理施設整備計画において、PFI の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとされており、循環型社会形成推進交付金制度においても、今年度より PPP/PFI の検討を要件とした。都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本交付金制度を活用した廃棄物処理施設における PFI 事業の推進のための積極的な周知及び助言をお願いする。

## （6）一般廃棄物処理実態調査の結果等

平成 29 年度における全国の一般廃棄物のごみ総排出量は 4,289 万トンで前年度 4,317 万トンと比べ 0.6% 減少している。また、平成 29 年度におけるリサイクル率は 20.2% で、近年その伸び率が鈍化し横ばいとなっている。都道府県等におかれては廃棄物の減量化の取組みと共に、分別収集や再生利用による循環的利用を推進し、リサイクル率のより一層の向上を図るため、引き続き、貴管内市区町村に対し支援をお願いする。

### ＜参考資料＞

平成 29 年度一般廃棄物処理実態調査結果

[https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/h29/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h29/index.html)

### 3. 循環型社会形成推進交付金制度等

環境省では、平成 17 年度に「循環型社会形成推進交付金」を創設し、廃棄物の 3 R を総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市区町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進しているところである。

#### （1）交付金予算の状況

平成 27 年度より、これまでの循環型社会形成の推進という観点から循環型社会形成推進交付金により行ってきた一般廃棄物処理施設への支援に加えて、災害時の廃棄物処理システムの強靭化及び地球温暖化対策の強化という 2 つの柱を前面に打ち出して支援を充実した。

一方、現状では、多くの一般廃棄物処理施設が更新時期を迎えており、市区町村等からの支援要望額が急激に増加している。このような現状を鑑みると、基幹的設備改良事業による施設の長寿命化、広域化等による施設の集約化、PFI 等の民間活用の推進等によって、廃棄物処理システムのトータルコストの平準化や縮減を図ることの必要性が、今後より一層高まると考えられる。

環境省では、循環型社会形成推進交付金等について、平成 30 年度補正予算（約 470 億円）を確保すると共に、令和元年度当初予算（約 615 億円）と併せて、合計 1,085 億円を計上しているところである。

各自治体におかれては、基幹的設備改良事業による施設の長寿命化や広域化等による施設の集約化、PFI 等の民間活用の推進等により、できるだけ事業費の平準化やコスト縮減が図られるよう御協力を願いたい。

#### （2）循環型社会形成推進交付金制度の状況

令和元年 5 月に、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル及び廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルについて改訂を実施し、また、疑義・回答をまとめた Q & A 集についても改訂を実施した。各自治体におかれては、これらを参照の上、適切に事務を実施されたい。

また、ごみ焼却施設を新設する場合には、「施設の広域化・集約化」「PFI 等の民間活用」「一般廃棄物会計基準の導入」「廃棄物処理の有料化」の検討を新たな交付要件として本年度から追加した。

##### ① 施設の広域化・集約化

広域化・集約化については、平成 31 年 3 月 29 日付環循適発 1903293 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知に基づき、各都道府県は計画を策定し、市区町村はごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと。

なお、新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、広域化・集

約化について検討した結果について循環型社会形成推進地域計画に記載し、提出することとする。

## ② PFI 等の民間活用

新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、事業実施方式として、PPP／PFI の導入の検討を行い、VFM を算定する等、定量的評価及び定性的評価により事業方式を評価し、総合的に最も効率的な方法で施設の整備を行うこと。また、PPP／PFI の導入の検討結果について、交付申請書等とともに提出することとする。

## ③ 一般廃棄物会計基準の導入

新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、一般廃棄物会計基準の導入を検討すること。

なお、2021 年度以降については、環境省が改訂を予定している一般廃棄物会計基準に則して、一般廃棄物処理事業に係る原価計算書、行政コスト計算書、資産負債一覧を作成し、交付申請書等とともに提出することとする。

## ④ 廃棄物処理の有料化

新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、ごみの減量化を図る観点から、家庭系一般廃棄物処理の有料化を検討すること。（粗大ごみの処理手数料や家庭系一般廃棄物の直接搬入の手数料等についてはこれに含まれない。）なお、ごみ分別の推進等、有料化以外の施策で、一人あたりのごみの排出量等を減量させている場合は、この限りではない。

# （3）廃焼却炉の円滑な解体の促進

廃止されたごみ焼却施設の解体・撤去については、解体事業のみを行う場合には、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから交付金の対象とすることはできないが、解体跡地の全部又は一部を活用し、新たな廃棄物処理施設（ストックヤード等を含む）を整備する場合には、廃焼却炉の解体に要する費用（廃棄物運搬・処分費を含む）についても交付対象としている。

また、地方財政法の改正により、平成 26 年度より、公共施設の解体撤去を含めた老朽化対策を総合的かつ計画的に行うために地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」に基づいて行われる解体撤去について、その費用を地方債の対象とする特例措置が創設されたところ。廃焼却炉についても、この制度を活用し円滑な解体が促進されるよう周知及び指導願いたい。

#### (4) 施設整備に係る契約業務等の適正執行

廃棄物処理施設の整備に当たっての工事完了を確認するための検査事務などは、地方自治法、地方公共団体の規則等により行われているものであるが、過去の会計実地検査において、性能発注方式による施設整備を行った場合は、引渡性能試験を確実に実施して要求性能に適合していることを確認すること、さらに、引渡性能試験を含めた竣工検査が完了していないことにより年度内の事業完了が見込めない場合については、必要な手続きを取ることとの指摘を受けている。工事完了を確認するための検査事務などについては、適正な手続きが行われるよう十分に注意願いたい。

また、都道府県が行う交付金・補助金の支出事務について、法令で定める支出期限（毎会計年度の翌年度4月末日）までに支出を完結することが必要であるので、くれぐれも遺漏の無いよう注意願いたい。

循環型社会形成推進交付金等については、①年度間調整が活用できないにもかかわらず、誤認により交付金を受入れ、結果として不用となったケース、②交付対象外の経費を交付対象としていたケース、③一般管理費等の算定に当たり交付要領の諸経費率を使用していないケース、④特殊製品費に関する控除を行っていないケース等で、会計検査院の指摘により返還が発生したケースが数多く見受けられることから、今一度制度を十分に確認願いたい。

#### (5) 施設の適正な維持管理・財産処分等

国庫補助金・交付金を受けて整備された一般廃棄物処理施設については、過去の会計実地検査において、適正な維持管理等が行われていないために起きた設備の故障などを、財産処分の処分制限期間を経過していないままに放置する等の不適切な事態があるとの指摘を受けた。各事業主体においては、設備を常時使用するとともに、施設を適正に維持管理し、処分制限期間内の設備について修理不能等により使用不可になった場合は、財産処分の手続きを行うよう御指導願いたい。

なお、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環企発第08515006号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）により、補助対象財産の処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足している場合に、経過年数（補助目的のために事業を実施した年数）が10年以上の施設については有償譲渡・有償貸付以外の財産処分を包括承認とするなど、財産処分承認手続等の弾力化を図っている。

また、平成26年9月の会計検査報告において、環境省の補助金等で整備された溶融固化施設のうち、適正な運営及び維持管理を行っておらず、長期にわたって使用していないものがあることから、今後の取扱方針を事業主体に対して示すことなどは正改善の処置を求められたことを踏まえ、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分）について」（平成22年3月19日付け環廃対発第

100319001 号、廃棄物・リサイクル対策部長通知)を見直し、今後の継続的な使用の再開が見込まれるものを見直すために適切に財産処分等の手続きを進めるべく、平成 27 年 4 月 28 日付けで「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（溶融固化施設の財産処分）及び休止報告」（環廃対発第 1504281 号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）を発出したところである。本通知に基づき、適切に財産処分等の手続きを進めるよう、周知及び御指導願いたい。

## （6）談合等の不正行為に係る違約金等の取扱い

環境省所管補助事業等において談合等の不正行為により、受注業者等から補助事業者等に対し違約金及び損害賠償金等が納付された場合、当該納付金額のうち補助金等相当額分については、本来、談合等の不正行為がなければ補助金等の交付が必要なかったものであるため、当該過大交付分を減額精算した完了実績報告書を再度提出させ、補助金等適正化法第 15 条に基づき補助金等の額の確定を再度行うことにより、過大交付分を国庫へ返還させることとしているので、貴管内市区町村に対し周知徹底し、遺漏のないよう措置されたい。

なお、「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部所管補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の返還手続き等について」（平成 22 年 2 月 19 日付け環廃企発第 100219001 号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）により、談合等の不正行為があった場合にはその旨を速やかに報告いただくこととしているほか、減額精算に伴う返還額の算出や訴訟費用等の取扱い等について定めている。

## （7）廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約

ごみ処理施設、し尿処理施設などの市区町村等が事業主体となって入札・契約手続を行っている廃棄物処理施設分野では、過去に談合問題が注目され、コンサルタントとメーカーの不透明な関係や、プラントメーカーの見積をそのまま用いることによる見積価格の上昇などの疑いと、結果として予定価格に対する落札価格の比率（落札率）が高いことから、入札・契約において公正な競争が働いていないのではないかといった指摘があった。

このため、環境省では、市区町村が廃棄物処理施設を入札・契約手続きを行う際の参考として「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（平成 18 年 7 月）を策定し、定型的業務を除くいわゆる知的業務については、価格のみによる選定方式から、価格と技術の両面で選定する総合評価方式等に改めることを推奨している。

また、発注の参考となるよう廃棄物処理施設の工事に係る標準発注仕様書や入札・契約データベース（熱回収施設・汚泥再生処理センター）を整備・提供しているところである。

公共工事は、物品の購入などとは異なり、施工者の技術力等により品質が大きく左右される。これは、上流部において実施される調査・設計業務について

も同様であり、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質、ひいては施設の品質とコストに大きな影響を与えるところである。

この点を踏まえて国土交通省においては、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」（平成 23 年 6 月）をとりまとめ、土木コンサル・測量・地質調査業務等もこれを基本として各地方整備局で運用されている。

廃棄物処理事業に係る企画、調査、計画、設計等のコンサルタント業務についても、前述の手引きとともに参考にして頂き、入札方式を検討する際には、価格のみの競争によっていたこれまでの入札方式に代えて、価格の他に「施設の品質や施工方法等」を評価の対象に加え、技術力の部分も総合的に評価し、最も優れた案を提示した者を落札者とする「総合評価落札方式」についても積極的に検討願いたい。

また、公共工事における技能労働者の不足等に伴う労務単価等の高騰があることから、廃棄物処理施設整備事業を着実に実施するため、平成 26 年 5 月 8 日付けて「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」を発出した。

#### ＜参考資料＞

廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/7\\_misc.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html)

廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/7\\_misc.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html)

### （8）汚泥再生処理センター設計時の注意点

汚泥再生処理センターについて、設計時のし尿及び浄化槽汚泥の性状に関する実態調査の不足等により、過大な設備が導入されている事例が見受けられるとして、平成 30 年度に会計検査院から指摘を受け、平成 31 年 2 月に事務連絡（汚泥再生処理センター設計時における資源化設備の処理能力の算定等について）を各都道府県宛に発出したところである。

汚泥再生処理センターの整備に当たっては、資源化設備の処理能力が適切なものとなるよう、収集し尿及び収集浄化槽汚泥の性状等について調査を行うこと等により、実態を適切に把握し、その結果を施設計画に反映させて、妥当な性能及び規模の設備が整備されるよう、貴管内市区町村に対し今一度周知及び指導願いたい。

### （9）東日本大震災復興特別会計について

東日本大震災により被災した市区町村においては、膨大な災害廃棄物等を短期間で処理することとなったため、特定被災地方公共団体に指定されている市区町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施するため、東日本大震災復興特別会計にて予算措置してきたところであるが、本会計の設置期限

は令和2年度とされていることに留意いただくとともに、貴管内市区町村に対し周知及び指導願いたい。

なお、復興庁の後継組織の具体的なあり方については、復興をなし遂げるための組織をつくり上げられるよう、被災自治体の要望書等を踏まえながら、本年中には後継組織の具体的なあり方をお示しできるよう、復興庁において検討が進められている。

## 4. 地域循環共生圏の構築及び気候変動対策について

平成 30 年には、環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画という廃棄物・資源循環政策に関する 3 つの計画が閣議決定された。環境基本計画においては、国連「持続可能な開発目標」(SDGs) や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、目指すべき社会の姿として、農山漁村や都市といった各地域が地域資源を活かした自立・分散型の社会を形成しつつ、不足する部分を相互に補完し、支え合う、「地域循環共生圏」の創造を提示している。この背景には、気候変動や災害の頻発等の環境面の課題、地域経済の疲弊等の経済の課題、人口減少・少子高齢化等の社会面の課題について、環境施策を通じてこれらの課題を統合的に解決し、地域の活性化につなげていくという考え方がある。

これを受け、新たな施設整備計画では、従来から取り組んでいる 3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加えて、重要な方向性として、「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」を掲げている。具体的には、廃棄物処理施設を地域社会インフラの核として捉え、地域のエネルギーセンターとして、廃棄物エネルギーを高効率に回収し、電気や熱を活用して地域産業の振興に役立てることや、災害時の防災拠点として活用すること、あるいは環境教育・環境学習の場として提供することによって、地域の課題解決や地域活性化に貢献する施設整備を目指している。

地域の特性を踏まえ、廃棄物処理を通じた課題解決、新たな価値の創出に向けた取組をお願いしたい。

### (1) 廃棄物分野における気候変動対策の重要性

環境省では、一般廃棄物処理分野における気候変動対策として、3Rの推進による焼却量や最終処分量の抑制を図るとともに、焼却せざるを得ない廃棄物については、そのエネルギーを極力有効活用するよう焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保することにより、化石燃料の使用量の抑制を推進してきたところである。

これらの取組により、廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は近年減少しており、平成 29 年度には 3,800 万 t-CO<sub>2</sub> と平成 17 年度比で 15.8% 減少している状況にある。なお、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の総排出量の約 3 % を占めている。

我が国は、平成 27 年 7 月に地球温暖化対策推進本部にて、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比で 26.0% 減（2005 年度比で 25.4% 減）の水準にするとの削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、気候変動枠組条約事務局に提出し、平成 28 年 5 月に地球温暖化対策計画が閣議決定されたところである。

さらに、エネルギー基本計画では、分散型エネルギーシステムの構築に向けて、再生可能エネルギー電気と並んで重要な地域性の高いエネルギーである再

生エネルギー熱を中心として、廃棄物処理における熱回収を、経済性や地域の特性に応じて進めていくことも重要であるとされている。

これらの動向を踏まえつつ、一般廃棄物分野における気候変動対策について、今後とも、一層推進していく必要がある。

- ・ 廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）では、期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値について、2017年度までの5年間の平均見込みである19%から、2022年度までの5年間の平均で21%とすることを目標としている。

循環型社会形成推進交付金においては、平成26年度より、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する交付率1/2とするメニュー「エネルギー回収型廃棄物処理施設」を創設した。

各市区町村におかれでは、本メニュー等を活用により、ごみ処理の広域化等を推進しつつ、高効率のエネルギー回収・供給が可能となる施設の更新、改造が図られるよう、積極的な取組をお願いする。

- ・ 食物くず、木くず等有機物の最終処分場への直接埋立については、温室効果の高いメタンを発生することから早期に廃止し、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要がある。廃棄物処理施設整備計画においても有機物の直接埋立を原則として行わないこととしているので、該当する市区町村においては循環型社会形成推進交付金を活用しつつ、所要の施設整備に努められるようお願いする。
- ・ 汚泥再生処理センターの前処理設備としての汚泥濃縮装置（移動式を含む）については、浄化槽汚泥の運搬に伴う二酸化炭素の排出量削減や濃縮による搬入量の削減に伴い排水処理に要するエネルギー使用量の削減が見込まれる。このため、平成21年度から、汚泥濃縮装置を汚泥再生処理センターと一体的に整備し、浄化槽汚泥処理システムを構築する場合には、循環型社会形成推進交付金の支援対象と認められているので、施設の更新を予定している市区町村におかれでは活用願いたい。

## （2）エネルギー対策特別会計を活用した対策

我が国の数値目標の達成に貢献するため、エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物・リサイクル分野における温室効果ガス排出削減対策について検討・実証するとともに、その成果の普及を行っている。また、循環型社会形成推進交付金等の活用による一般廃棄物処理施設の適切な更新や災害時の廃棄物処理システムの強靭化も合わせることにより、循環型社会と低炭素社会の統合的な実現に加え、地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりに向けた施策を強力に推進している。

## ① 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

さらに、市町村等が率先して実施する先進的取組については支援を行い、その取組を全国的に周知し、水平展開を図ることが重要である。具体的には、廃棄物処理施設が地域のエネルギーセンターとしての役割を最大限発揮し、地域の低炭素化につながる事業を確立するために、廃棄物焼却施設から生じた熱や電気を周辺施設にて有効活用する取組や廃棄物焼却施設等からの廃棄物発電電力を廃棄物の収集運搬車両に供給する取組などに対して支援を行い、その成果については全国的に水平展開を図る。

また、我が国の地域循環共生圏の構築推進に関して、地域資源循環の高度化及び低炭素化に資する市町村等の取組を支援し、事業の確立・高度化を後押しする。

### ・廃棄物処理施設新設・改良整備等事業に対しての補助

市町村等が行う一般廃棄物処理施設における高効率エネルギー回収を可能とする改良・更新費用の一部を補助することにより、地域のエネルギーセンターとしての役割を担えるよう支援する。

### ・廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備

地域のエネルギーセンターとしての役割が期待される廃棄物処理施設から供給される電力を需要施設で有効活用するため、発電エネルギーを供給及び有効活用する設備への補助を行う。

また、廃棄物処理施設において発電された電力を充電池システム等に供給し、EVパッカー車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図る。廃棄物発電電力を蓄電するシステム及びそれを活用するEVパッカー車の導入費用に対して一部を補助する。

### ・廃棄物の焼却により生じた熱を利活用するための設備

廃棄物焼却施設から生じた熱を供給する地域の需要施設は、廃棄物焼却施設の立地に応じて、工業施設、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に大規模な施設や複数の施設を組み合わせること等によって熱の有効活用を図り、地域を低炭素化するとともに事業採算性が期待できる施設や、地域における富・雇用の創出効果、防災効果等を期待できる施設とする。廃棄物焼却施設から生じた熱を地域の需要施設に供給するための設備への補助を行う。

### ・廃棄物焼却施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係る実現可能性調査（FS調査）

廃棄物焼却施設から生じた熱や発電した電気を地域において有効活用するために、熱・電気利用の見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査に要する費用に対して定額補助する。

## ② 廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業 (民間団体対象分)

環境省では、町村等の廃棄物処理システム（収集運搬、中間処理、最終処分）において、各々の地域特性に応じた適切な低炭素・省CO<sub>2</sub>対策の導入を促進するための事業を実施している。今後は人口規模や地域状況等に応じて全国的に普及すべき各種低炭素・省CO<sub>2</sub>対策の組合せを取りまとめたガイドラインを策定し、広く周知・徹底を図る予定である。

また、廃棄物焼却施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要設備(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への補助を行う。

なお、廃棄物処理に伴って得られる廃棄物エネルギーを地域で適切に利活用していくため、市町村等における廃棄物エネルギー利活用施策の進め方の枠組みを指針として取りまとめている。市区町村等をはじめとする関係者においては指針等を活用し、廃棄物発電を含めた廃棄物エネルギーの利活用に向けて積極的に検討するようお願いする。

### ＜参考資料＞

#### 廃棄物エネルギー利活用計画策定指針

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline/rikatsuyo-shishin.html>

## ③ 中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業

我が国において、廃棄物焼却施設は1,103施設（平成29年度）あるが、中小規模（特に100t／日未満）の一般廃棄物焼却施設（以下「中小廃棄物処理施設」という。）は510施設と約半数を占めている。一方、中小廃棄物処理施設については、発電などの廃棄物エネルギーの有効活用が十分に行われていないことから、温暖化対策の観点から更なる技術的対応が必要とされているところである。

このため、中小廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携した先導的廃棄物処理システム化技術等について、CO<sub>2</sub>排出量の削減や導入コスト等の低減やCO<sub>2</sub>排出量の削減等に関する評価・検証を行い、その成果や技術的知見の水平展開を図ることとしている。

中小廃棄物処理施設を有する自治体においては、廃棄物エネルギーの有効利用に向けて、本事業の活用を積極的に検討するようお願いする。

#### ④ 先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理システム低炭素化支援事業

環境省では、一般廃棄物収集運搬の効率化による低炭素化を目指すため、IoT・AI等を活用した収集作業の最適化を図るためのシステム構築を令和元年度から実施し、初年度はモデル事業を実施予定である。今後は多種多様な汎用性の高いモデルを構築し、その成果を広く市区町村等への周知し水平展開を図る予定である。

#### ⑤ 廃棄物発電の高度化支援事業

環境省では、廃棄物発電施設が有する地域のエネルギーセンターとしての機能を高めることなどを目的として、平成25年度から平成29年度にかけて「廃棄物発電の高度化支援事業」を実施してきたところである。その中で、廃棄物発電のネットワーク化に関するF S調査を行うとともに、発電や余熱利用も含めた廃棄物エネルギーの高度利用の普及加速化に必要な方策や先進事例や導入に当たっての留意点を整理し、平成29年3月に、自治体向けの「廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル」としてとりまとめている。市区町村等をはじめとする関係者においては、各種マニュアル等を活用し、廃棄物発電を含めた廃棄物エネルギーの利活用や高度化に向けて積極的に検討するようお願いする。

＜参考資料＞

廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc\\_manual/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html)

#### ⑥ 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

環境省では、平成26年度から平成28年度にかけて廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業を実施してきたところである。

本事業は、廃棄物埋立処分場等への太陽光発電の導入に当たり、廃棄物の適正処分を確保しつつ、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証し、導入ポテンシャルの有効活用を促進するものである。

本事業の中で、自治体や処分場管理者等が新たに太陽光発電の導入を検討する際に役立つ情報・知見（事業スキーム、処分場特有の配慮事項（発生ガス対策や不等沈下等）への対応、事業採算性の検討方法等）をまとめた「廃棄物最終処分場等への太陽光発電の導入・運用ガイドライン」及び「最終処分場への太陽光発電導入事例集」を平成29年3月にとりまとめている。

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電の導入を検討している自治体においては、ガイドライン等を活用し、積極的に検討するようお願いする。

<参考資料>

廃棄物最終処分場への太陽光発電導入事例集

廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/1c\\_manual/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/1c_manual/index.html)

## ⑦ これまでの検討成果

エネルギー対策特別会計を活用した対策のこれまでの検討結果については、環境省のホームページで公表しているので参考にされたい。

<参考資料>

平成30年度廃棄物エネルギー利活用計画策定検討調査委託業務

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h31-1.html>

平成30年度廃棄物処理システムにおける低炭素・省CO2対策普及促進方策検討調査及び実現可能性調査委託業務報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h31-08/index.html>

中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価事業(CO2分離膜を適用した次世代低炭素型高効率バイオガス発電システム及びコンバインドシステム)

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h31-04.pdf>

中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価事業(メタンガス化+焼却コンバインドシステムの中小廃棄物処理施設への適用性向上)

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h31-05.pdf>

中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価事業(機械選別を用いたメタン発酵処理システムによる中小規模廃棄物処理施設での再資源化・エネルギー化方法の評価・検証)

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h31-02.pdf>

中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価事業(炭化燃料化技術を活用した中小廃棄物処理におけるエネルギー回収評価事業)

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h31-03/>

平成30年度中小廃棄物処理施設における廃棄物エネルギー回収方策等に係る検討調査委託業務

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h31-06.pdf>

## (3) 廃棄物系バイオマスの利活用

### ① 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)では、バイオマス活用の基本理念が定められるとともに、同法に基づく「バイオマス活用推進基本計画」(平成22年12月閣議決定)では、バイオマスの種類毎の利用率目標を含む2020年度における数値目標等が定められたところであるが、策定後5年経過したことを踏まえ内容を見直し、新たな「バイオマス活用推進基本計

画」が平成 28 年 9 月 16 日に閣議決定された。(例えば、2025 年度における紙の利用率：85%、食品廃棄物の利用率：40% 等)。

バイオマス活用推進基本計画に定められた利用率の目標達成のため、環境省では、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用パターン等を「廃棄物系バイオマス活用ロードマップ」として、平成 25 年 6 月に取りまとめた。また、廃棄物系バイオマス利活用の促進のための Web コンテンツを整備するとともに、平成 29 年 3 月に廃棄物系バイオマスの利活用方針や施設整備に向けた基本構想の検討方法をまとめた「廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル」及び地域特性を活かしてメタンガス化を行う際にメタンガス化施設の整備に向けた施設規模や維持管理方法等の具体的な事項をまとめた「メタンガス化施設整備マニュアル(改訂版)」を取りまとめている。今年度は、これら 2 つのマニュアルの周知や先進事例の紹介等に係る説明会を実施している。

自治体におかれては、マニュアル等を活用いただき、廃棄物系バイオマスの利活用の取組みについて、一層の推進・協力をお願いする。

#### ＜参考資料＞

廃棄物系バイオマス活用ロードマップ

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass\\_roadmap/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass_roadmap/index.html)

廃棄物系バイオマス利活用の促進のための Web コンテンツ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/index.html>

廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル

メタンガス化施設整備マニュアル(改訂版)

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc\\_manual/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html)

#### ② 循環型社会形成推進交付金による廃棄物系バイオマス利活用の支援

循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度から、災害廃棄物処理体制の強化に資するエネルギー効率の高い施設について、交付率を 1/2 とする新たなメニューを創設し、メタンガス化施設もその対象としたところである。

各市区町村におかれては、①の成果等も踏まえ、メタンガス化施設の導入等による廃棄物系バイオマスの利活用の取組みについて、積極的にご検討いただきたい。

### (4) 地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条に基づき、事業者が事業活動に伴い使用する設備について、温室効果ガスの排出抑制に資するものを選択し、使用する努力義務を果たす上で講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針(排出抑制等指針)が策定されており、平成 24 年 2 月に廃棄物処理部門における指針が追加された。

上記の趣旨を踏まえ、廃棄物処理分野における温室効果ガスの排出削減に向け、更なる取組をお願いする。取組に当たっては、「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」（平成24年3月）を参照されたい。

＜参考資料＞

排出抑制等指針について

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html>

廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/pdf/manual201203.pdf>

## （5）再生可能エネルギーの固定価格買取制度

平成24年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第108号）（以下「FIT法」という。）が施行され、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化問題への対応、環境関連産業の育成等の観点から重要な再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されている。

なお、一般廃棄物による廃棄物発電を行う場合、調達価格・期間は下記のとおりとなる（平成31年度）。

- ・バイオマスで発電を行う設備の調達期間は20年
- ・一般廃棄物中のバイオマスで発電を行う場合の電気の調達価格は1kWh当たり17円（+税）
- ・生ごみ等をメタン発酵し、メタンガスで発電を行う場合の電気の調達価格は1kWh当たり39円（+税）

環境省では、同法を活用した廃棄物発電の導入を支援するため、平成25年4月に市区町村担当者向けに「廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT制度）ガイドブック」を公表した。さらに、電気事業法の改正等を踏まえて、廃棄物発電を行う自治体等に影響を及ぼすと考えられる内容等を「改正電気事業法に係るごみ焼却施設Q&A」としてとりまとめた。

これら資料等を基にして、廃棄物処理に伴い発生するエネルギーの回収について、より一層の推進を図られたい。

＜参考資料＞

廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT制度）ガイドブック

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool\\_gwd3r/guide01.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/guide01.pdf)

改正電気事業法に係るごみ焼却施設Q&A

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc\\_manual/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html)

## 5. 廃棄物処理に係る研究・技術開発の推進

### （1）環境研究総合推進費について

環境研究総合推進費（資源循環領域）により、循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発を推進し、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図っている。

令和元年度新規課題公募では「蒸気タービンシステム等の発電効率の更なる向上を目指した廃棄物エネルギー回収技術開発に関する研究」、「ICT・AI技術の活用による産業廃棄物処理業におけるリユース・リサイクルの促進・生産性向上等に資する技術開発に関する研究」、「国際展開・貢献を意識した廃棄物に含有される有害化学物質の分析方法に関する研究」、「最終処分場におけるPOPs及びその候補物質の浸出実態の把握手法及び長期的な溶出予測手法の開発」等を優先テーマに設定し、政策上のニーズをより反映させた研究を推進している。

令和元年度新規課題公募は58件の応募があり、10件の課題を採択した。令和2年度以降も公募時期は、10月頃を予定しているので、地域の大学、企業等の研究機関などに対し、本制度の周知をお願いしたい。

## 6. その他

### (1) 漂流ごみ等の円滑な処理

海岸漂着物対策については、従前より、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）第 13 条に基づき「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定するとともに、基本方針の策定に併せて「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」（環廃対発第 100330002 号、平成 22 年 3 月 30 日）を通知している。

平成 30 年 6 月には、第 196 回国会において、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が、可決、成立され、漂流ごみ等が新たに法の対象となった。法改正を踏まえ令和元年 5 月 31 日にその変更が閣議決定された新たな基本方針では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。

また、同日には、「プラスチック資源循環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議において、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。

こうした状況を踏まえ、環境省及び水産庁は、「漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）」（令和元年 6 月 4 日付け環循適発第 1906041 号・環水大水発第 1906041 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正課長・水・大気環境局水環境課海洋環境室長通知）及び「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年 6 月 4 日付け元水推第 160 号水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）において、都道府県及び市町村、漁業関係団体等に対し、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を

共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である旨を通知した。

これら改正法・基本方針、アクションプラン、戦略及び通知に基づき、地方公共団体においては、引き続き、不法投棄・ポイ捨ての防止等の海岸漂着物の発生抑制や適正処理の推進を行うとともに、都道府県においては、貴管内市町村等とともに漁業者等との連携による漂流ごみ等の回収・処理体制の構築に向けた取組への積極的な御協力をお願いする。

#### ＜参考資料＞

海岸漂着物処理推進法及び基本方針、廃棄物の処理について

[http://www.env.go.jp/water/marine\\_litter/law.html](http://www.env.go.jp/water/marine_litter/law.html)

### （2）廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について

平成29年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置の影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類等の処理に支障が生じているとの声が多くの産業廃棄物処理業者から寄せられている。環境省においては、廃棄物処理センター等の公共関与の産業廃棄物処理施設での受入促進の依頼等を実施しているところであるが、それでもなお、国内での廃プラスチック類の滞留が解消されず、処理が逼迫している状況である。こういった状況により、環境省では、「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」（令和元年5月20日付け環循適発第1905201号・環循規発第1905201号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を発出した。産業廃棄物に関する対策のほか、市町村に対しては、一般廃棄物処理施設において、緊急避難措置として、必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受入れて処理することについて、積極的に検討することを依頼しており、都道府県においては、これらの状況を踏まえ、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

### （3）中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定・活用について

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等は、経営力向上のための人材育成、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣（廃棄物処理業については環境大臣。平成30年7月から申請先を地方環境事務所長に変更）に申請し、認定を受けることにより、固定資産税の軽減措置や各種金融措置の対象となるため、当該制度が活用されるよう、必要に応じて貴管内市町村及び廃棄物処理業者への周知をお願いしたい。

＜参考資料＞

経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

#### （4）大規模イベント等におけるごみ分別ラベル作成ガイダンス

環境省では、オリンピック・パラリンピック等大規模イベント会場等において、ごみ分別が徹底されるよう、地方公共団体や民間事業者等のイベント等開催者を対象とし、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス」を策定し、平成29年10月に公表した。

このガイダンスは、既存のイベント会場や空港等における分別区分の現状や過去に開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会での事例をもとに、イベント会場等におけるごみ分別区分の設定の考え方、分かりやすいごみ分別ラベルを作成する際の留意事項等をとりまとめたものである。各種イベント等を開催する際に活用されたい。

＜参考資料＞

大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/event/guidance.html>

平成20年6月19日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々ご尽力、ご協力いただいているところである。

さて、環境問題の重要性がますます高まっている中、ごみ処理行政において市町村の果たすべき役割もますます大きくなっている。本年3月には循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環法」という。)に基づく循環型社会形成推進基本計画(以下「循環計画」という。)が改定されたところである。改定循環計画においては、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築などを推進することとしている。

一般廃棄物の処理においても、昨年6月に提示した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」(以下総称して「3つのガイドライン」という。)を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら、3R化改革を進めるべきである。

これらの考え方を踏まえ、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、この度平成5年に策定されたごみ処理基本計画策定指針を改定することとした。

については、市町村の処理責任の性格等一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要な事項を下記のとおり取りまとるとともに、ごみ処理に関する基本的な事項について定める「ごみ処理基本計画策定指針」を別添のとおり策定したので、貴職におかれでは、これら重要な事項やごみ処理基本計画策定指針について、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方をお願いしたい。

おって、平成5年3月15日付け衛環第83号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」は廃止する。

## 記

### 1. 環境保全の重要性

廃棄物処理の制度に関しては、汚物掃除法、清掃法を経て、昭和45年のいわゆる公害国会において廃棄物処理法が制定された。清掃法までは、「公衆衛生の向上」が目的とされてきたが、廃棄物処理法制定時に公害関係諸法に共通の「生活環境の保全」という目的が加えられている。これは、高度経済成長期に経験した数多くの公害問題を克服するために新たな理念として加えられたものである。以来、現在に至るまで廃棄物処理法の目的は、第1条の目的規定にあるように「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」である。そして、これらを基盤としてはじめて循環型社会が存立し得るものである。

この度の循環計画の改定に当たっても、冒頭に「環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題」として、改めて環境保全の重要性を力説し、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しているところである。

については、市町村の一般廃棄物行政におかれても、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸として循環型社会の形成のための施策を推進されたい。

### 2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

また、市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する基準（以下「委託基準」という。）を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

さらに、受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない収集運搬や処分が行われた場合、市町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることにかんがみ、市町村は委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のための措置を講じるべきである。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

### 3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならず、かつ、それに従って当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2. で述べたように、市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で

発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、その基本となるものが一般廃棄物処理計画である。

近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらいういわゆる拡大生産者責任(EPR)を求めたり、また、事業系一般廃棄物について排出事業者責任を強化する等の措置を講じてきたところであるが、一般廃棄物については、引き続き市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下でその処理を行わなければならないものである。

なお、昨今、各市町村、住民、事業者等の努力により、ごみ排出量は一般に減少傾向を示しているところである。こうした排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底を図られたい。

(別添略)

環廃対発第 1410081 号  
平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いた  
だいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄  
物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上  
では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処  
理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第  
6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針につい  
て」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄  
物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周  
知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して  
行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行  
わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄  
物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な  
実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方  
に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市  
町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受け  
ている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の  
許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有する

との判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関する、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれましては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方お願いしたい。

## 記

### 1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帶して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のた

めに必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

## 2. 最高裁判決の趣旨

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで 6.19 通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

(別添)

平成26年1月28日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」
- ② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」
- ③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」

- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

環廃対発第 1703212 号  
環廃産発第 1703211 号  
平成 29 年 3 月 21 日

各都道府県・政令市廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

#### 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

事業活動に伴って排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 3 条第 1 項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とする排出事業者責任が規定されており、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化、産業廃棄物管理票の全面義務化等により強化されてきたところである。

しかし、平成 28 年 1 月、建設廃棄物について、下請け業者に処理の委託を無責任に繰り返し、最終的に処理能力の低い無許可解体業者によって不法投棄がなされた不適正処理事案が判明するとともに、同月、食品製造業者及び食品販売事業者が廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところであり、不適正処理事案は後を絶たない。特に、食品廃棄物の不適正転売事案は食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大な事件である。

食品廃棄物の不適正転売事案を受け、平成 28 年 3 月に取りまとめられた「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」（平成 28 年 3 月 14 日環境省）において、食品廃棄物の転売防止対策の強化に取り組むこととされた。また、排出事業者に係る対策としての食品廃棄物の不適正な転売防止対策の強化に関して、平成 28 年 9 月、中央環境審議会において「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまと

められた。同答申では、排出事業者責任について、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組の具体的方向性に関連して、「食品関連事業者が、自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く再認識する」ことが必要であり、「排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定、再生利用の実施状況の把握・管理、処理業者に支払う料金の適正性の確認等の廃棄物処理の根幹的業務が地方公共団体の規制権限の及ばない（中略）第三者に任せきりにされることにより、排出事業者としての意識・認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、排出事業者の責任が果たされなくなること等が危惧」され、「そもそも廃棄物の処理には、不適正な処理をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造的特性がある。このため、排出事業者も、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、再生利用業者との信頼関係を基礎に、廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある」等が指摘されている。

また、平成29年2月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者責任の重要性がすべての事業者に適切に認識されることが重要」であり、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされたところである。

については、貴職におかれでは、排出事業者責任の徹底に係る下記事項について、貴管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、貴管下市町村に対し、当該市町村管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知をお願いしたい。

## 記

### 1. 排出事業者責任とその重要性について

廃棄物処理法第3条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物

であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方お願いしたい。

## 2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者による処理業者への廃棄物処理委託に際し、地方公共団体（一般廃棄物にあっては市町村、産業廃棄物にあっては都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあっせん等」という。）を行う事例が見受けられる。

一般廃棄物については、平成11年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成11年8月30日付け衛環第72号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、第三者によるあっせん等は、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨周知してきたところである。

1. で述べたように、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければならない。

その場合、排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。

これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。

以上のように、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方お願いしたい。

環循適発第 1812271 号  
平成 30 年 12 月 27 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長  
(公印省略)

### 廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、本年 12 月 16 日、札幌市において、大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生した。

エアゾール製品及びカセットボンベ（以下「エアゾール製品等」という。）については、以前から、エアゾール製品等業界によりガス抜きキャップが装着された製品等への転換が進められており、平成 29 年度において、小型品など装着の必要のない一部製品を除いたガス抜きキャップの装着率は約 99%、カセットこんろのヒートパネル化は 100% となっている。また、市区町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対して、エアゾール製品等をごみとして排出する際にはガス抜きキャップを利用して充填物を出し切るよう周知活動等を推進してきたところであるが、上記のような事故が発生していることを踏まえ、改めて、下記のとおり廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて住民への周知を徹底するよう、貴管内市区町村に周知・助言されたい。

また、ごみ収集車や破碎施設での事故防止等の観点から、住民に対して廃エアゾール製品等の排出時の穴開けを指導している市区町村があるが、充填物の残ったエアゾール製品等に不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれがある。このため、廃エアゾール製品等の穴開けについては、毎年実施している全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について」（平成 27 年 6 月 25 日付け事務連絡）等において、排出する際に穴開けをしない方向が望ましいと考えている旨周知してきたところであるが、平成 28 年時点で排出時に穴開けを不要としている市区町村の割合は 27% にとどまっている。一方、例えば、東京消防庁によると、同庁管内において平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間で、エアゾール製品等の穴開けが原因の火災が 260 件発生しているなど、依然として排出時の穴開けが原因の火災が発生している状況である。このことを踏まえ、下記の対策を速やかに講じるよう、貴管内市区町村に周知・助言されたい。

本件については、消防庁においても消防本部等に対して「札幌市爆発火災を踏まえ

た廃エアゾール製品等の排出時の火災防止について」（平成 30 年 12 月 27 日事務連絡）」により火災防止について連絡しているので申し添える。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1. 廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて

エアゾール製品等をごみとして排出する際には、①製品を最後まで使い切る、②缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、③ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る、といった適切な取り扱いが必要である。市区町村におかれては、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、改めて住民への周知を徹底されたい。

なお、一般社団法人日本エアゾール協会のホームページ（<http://www.aiaj.or.jp/exhaust.html>）においてエアゾール製品等の適切な取り扱い方法等が掲載されており、同協会が事務局となっているエアゾール製品処理対策協議会においては、広報用リーフレットや DVD の提供、消費者講座への講師派遣等による周知への協力が可能とのことであり、今後も廃エアゾール製品等の適正処理に向けて連携していくこととしているので申し添える。

### 2. 廃エアゾール製品等の穴開けについて

上記のとおり、廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村におかれては、穴を開けずに充填物を出し切り廃エアゾール製品等を排出させ、処理する体制を整備されたい。この際、収集運搬については、平ボディ車による分別回収、パッカー車を改良することで廃エアゾール製品用のボックスを付属する等収集運搬による事故を防止する方法を検討されたい。また、中間処理については、専用機器の導入、充填物の残った廃エアゾール製品等の選別や安全を確保した上での圧縮後、金属くずとして取り扱うこと等安全を確保できる処分について検討されたい。

なお、環境省において、今後、市区町村における廃エアゾール製品等の処理方法についての調査及び情報提供を行う予定であることを申し添える。

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長  
( 公印省略 )

持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

ごみ処理の広域化については、平成 9 年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成 9 年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成 9 年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は平成 10 年度の 1,769 施設から平成 28 年度には 1,120 施設と約 4 割減少している。施設の規模別では、平成 10 年度には 100 t/ 日以上の施設が 550 施設と全体の約 3 割であったところ、平成 28 年度には 100 t/ 日以上の施設が 591 施設と全体の約 5 割に増加しており、施設の平均規模も平成 10 年度の 109t/ 日から平成 28 年度には 161t/ 日となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量についても平成 10 年の 1,550g-TEQ/ 年から平成 28 年には 24g-TEQ/ 年と大幅に削減されており、目標である 33g-TEQ/ 年を達成している。このように、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成 9 年通知の発出から 20 年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）においては、「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東

京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に1万人未満の市町村では2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「将来にわたりて廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

また、近年、我が国では平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生している。様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。については、各都道府県においては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

## 記

### 1. 広域化・集約化の必要性

#### （1）持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経

済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めが必要である。また、都道府県や市町村の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図っていくことが必要である。

## (2) 気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

## (3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。

## (4) 災害対策の強化

都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

また、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼動を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

## (5) 地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記（2）～（4）の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

## 2. 広域化・集約化計画の策定

### （1）計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。また、広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めること。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

### （2）前回策定の広域化計画の評価

新たに広域化・集約化計画を策定するに当たっては、前回策定の広域化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。

### （3）人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。

### （4）広域化ブロック区割りの設定見直し

上記（2）及び（3）で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況を評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も

含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

#### (5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。

廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。

例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t／日以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できること、既に100t／日以上300t／日未満の施設を設置している地域については、300t／日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

##### ①組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

##### ②ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

##### ③大都市での受入

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

##### ④相互支援

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

##### ⑤他のインフラとの連携

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

##### ⑥民間活用

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

### 3. 広域化・集約化計画に記載する内容

計画には以下の内容を含めること。

#### (1) 計画期間

原則として 10 年とする。2021 年度末を目途に計画策定を目指すこととし、既に計画を策定・運用している場合においては、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて計画の見直し及び推進を行うこと。

#### (2) 広域化ブロック区割り

2. (4) で設定したブロック区割りについて記載すること。

(作成例)

○○ブロック

構成市町村 ・一部事務組合名	人口(万人)	面積(km <sup>2</sup> )	将来推計 (人口・ごみ量等)

#### (3) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

2. (5) で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、必要に応じて、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法（中継施設の設置等を含む。）等についても記載すること。

(作成例)

○○ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 ／再生利用量
ごみ焼却施設			
粗大ごみ処理施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			

メタンガス化施設			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			
その他の施設			

#### 4. 留意事項

- (1) 既に、今後 10 年程度を計画期間とし、上記と同等の内容が含まれた計画が策定されている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなす。また、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。
- (2) 広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うことが望ましい。
- (3) 計画は、必要に応じ見直すこと。

事務連絡  
令和元年5月31日

各都道府県 一般廃棄物主管課 御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

廃棄物処理施設の長寿命化への取組について

一般廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）<sup>1</sup>が策定され、各インフラの管理者は、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、個別施設毎の具体的対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとされているところです。

また、環境省では、基本計画を踏まえ、「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成28年3月。以下「環境省行動計画」という。）<sup>2</sup>を策定したところであり、環境省行動計画において、各地方公共団体が所管する一般廃棄物処理施設の管理者は、個別施設計画を策定し、着実に実施することとされているところです。

そのため個別施設計画を未策定の施設については、基本計画及び環境省行動計画の趣旨を十分に御理解いただき、令和2年度までのできるだけ早期に個別施設計画を策定いただくようお願いいたします。

また、従前より環境省では「廃棄物処理施設長寿命化総合計画の手引き（以下「手引き」という。）」を策定しているところ、個別施設計画と長寿命化計画の関係性について、一般廃棄物処理実態調査においても、同一のものとして扱って差し支えない旨、示しており、昨年6月に行われた全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議においても、その旨周知しているところです。

今般、平成30年度に実施した個別施設計画を策定している市町村等を対象としたアンケート調査（以下「平成30年度調査」という。）をとりまとめ、個別施設計画（又は長寿命化総合計画）の策定状況及びその効果等について共有することとし、また、長寿命化を行う上で欠かすことのできない、廃棄物の清掃及び処理に関する法律施行規則第4条の5第1項第14号及び同条第2項第12号並びに第5条第1項に基づく機能検査及び精密機能検査についても、手引きとの整合を図る形で整理いたしましたので周知いたします。

<sup>1</sup> インフラ長寿命化基本計画は内閣府ホームページ、<sup>2</sup>環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）は環境省ホームページにそれぞれ掲載されているので、適宜参照されたい。

1 インフラ長寿命化基本計画本文…[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra\\_roukyuuka/pdf/houbun.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/pdf/houbun.pdf)

2 環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）本文…<http://www.env.go.jp/other/infra/infra1.pdf>

貴都道府県においては、下記について、貴管内市町村等に対し、遗漏なきよう周知をお願いします。

## 記

### 1 個別施設計画（又は長寿命化総合計画）の策定対象施設

廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第2条の5）に該当する、地方公共団体が所管・管理する一般廃棄物処理施設（施行令第2条の5第1号）※を対象とする。個別施設計画（又は長寿命化総合計画）が未策定の施設においては、令和2年度までに策定されたい。

※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が整備する廃棄物処理施設（施行令第2条の5第5号）を含む。なお、最終処分場は除く。

### 2 個別施設計画策定に関する平成30年度調査結果

#### （1）個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定効果

個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定効果については、以下の図1のとおりまとめているところ、回答のあった施設のうち約7割でコスト削減や業務効率化等の効果があったと回答があった。

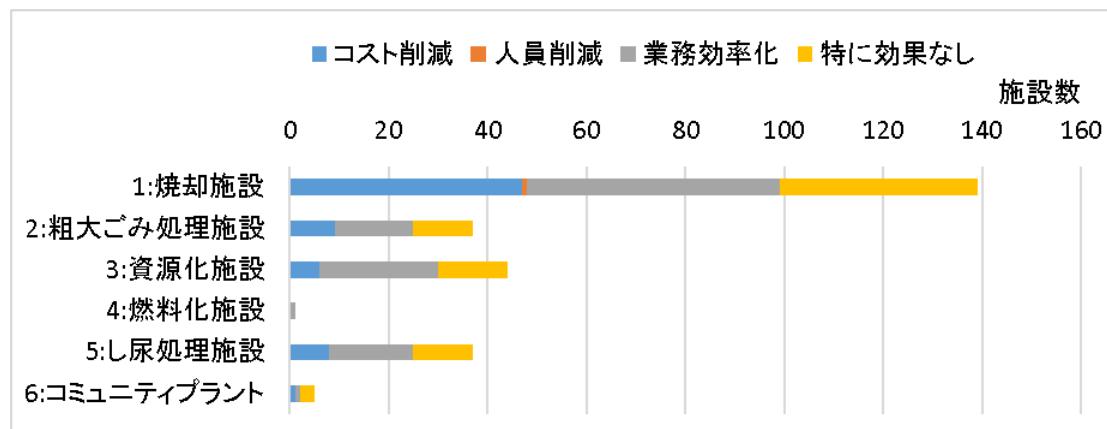


図1 個別施設計画策定の効果

#### （2）個別施設計画（長寿命化総合計画）策定に係るコスト及び従事した人数等

計画策定にかかる外部委託費用等のコスト及び従事した人数等については、以下の図2～5のとおりとなっており、外部委託を行っている7割以上の施設で600万円以下の委託費用で行っていることや、職員2名以下で策定業務を行っている施設が多かった。また、個別施設計画策定に要する期間として、6ヶ月～12ヶ月という施設が多かった。一方で従事日数の分布は多岐にわたっていた。また、計画策定の際には、図6のように、「維持管理補修履歴収集整理」が最も人的コストをかけており、次いで「維

持管理補修工事費の実績整理」「健全度の評価、劣化の予測」が続いた。また、個別施設計画を策定する際において手引きが有用であったとの回答も数多くあった。

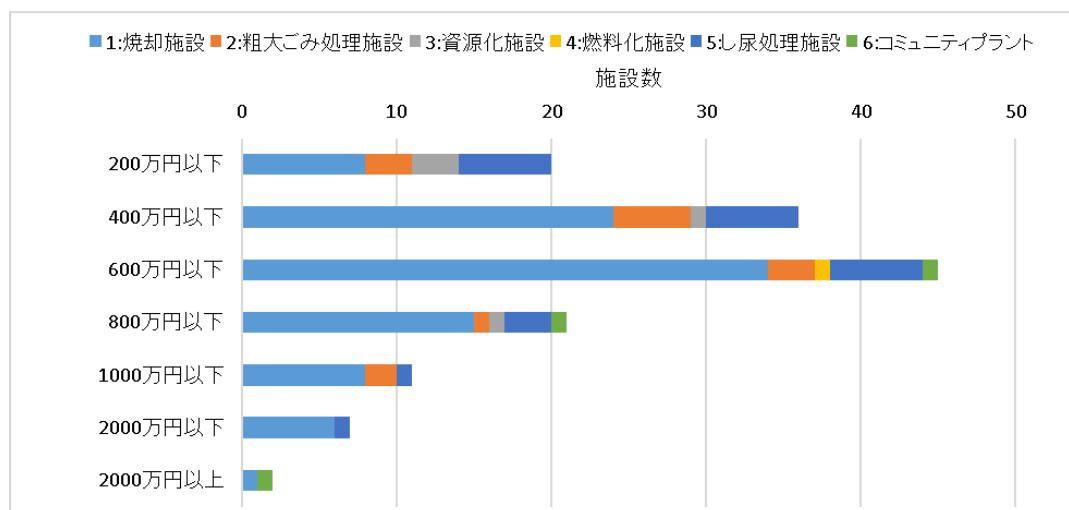


図2 個別施設計画策定を外部委託する際の費用

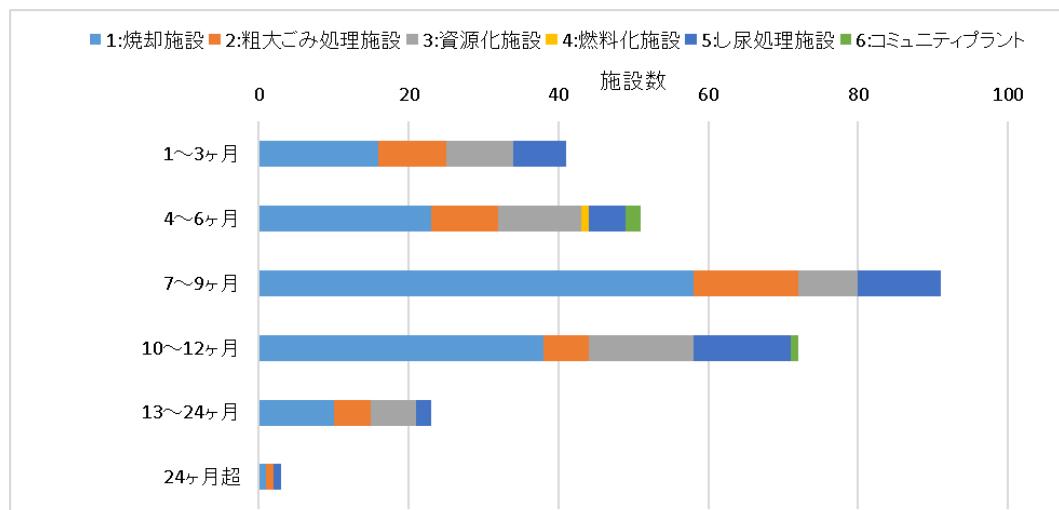


図3 個別施設計画策定に要する期間

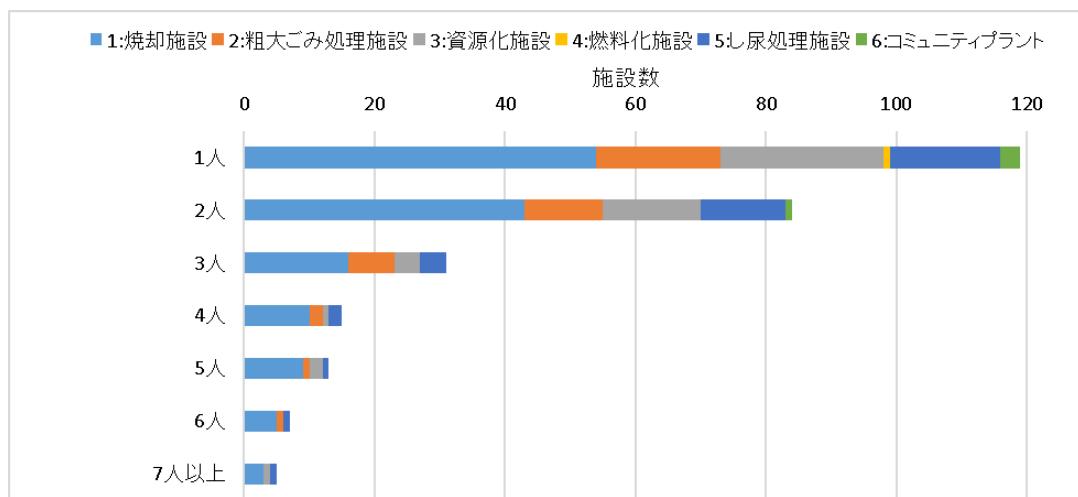


図4 個別施設計画策定時に主に従事した人数

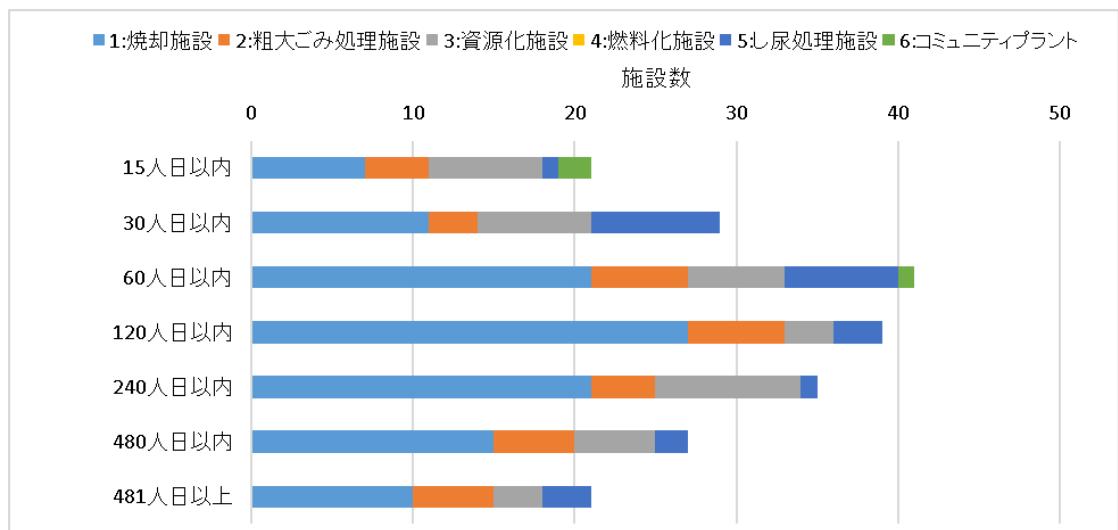


図5 個別施設計画策定に関わった職員の従事日数

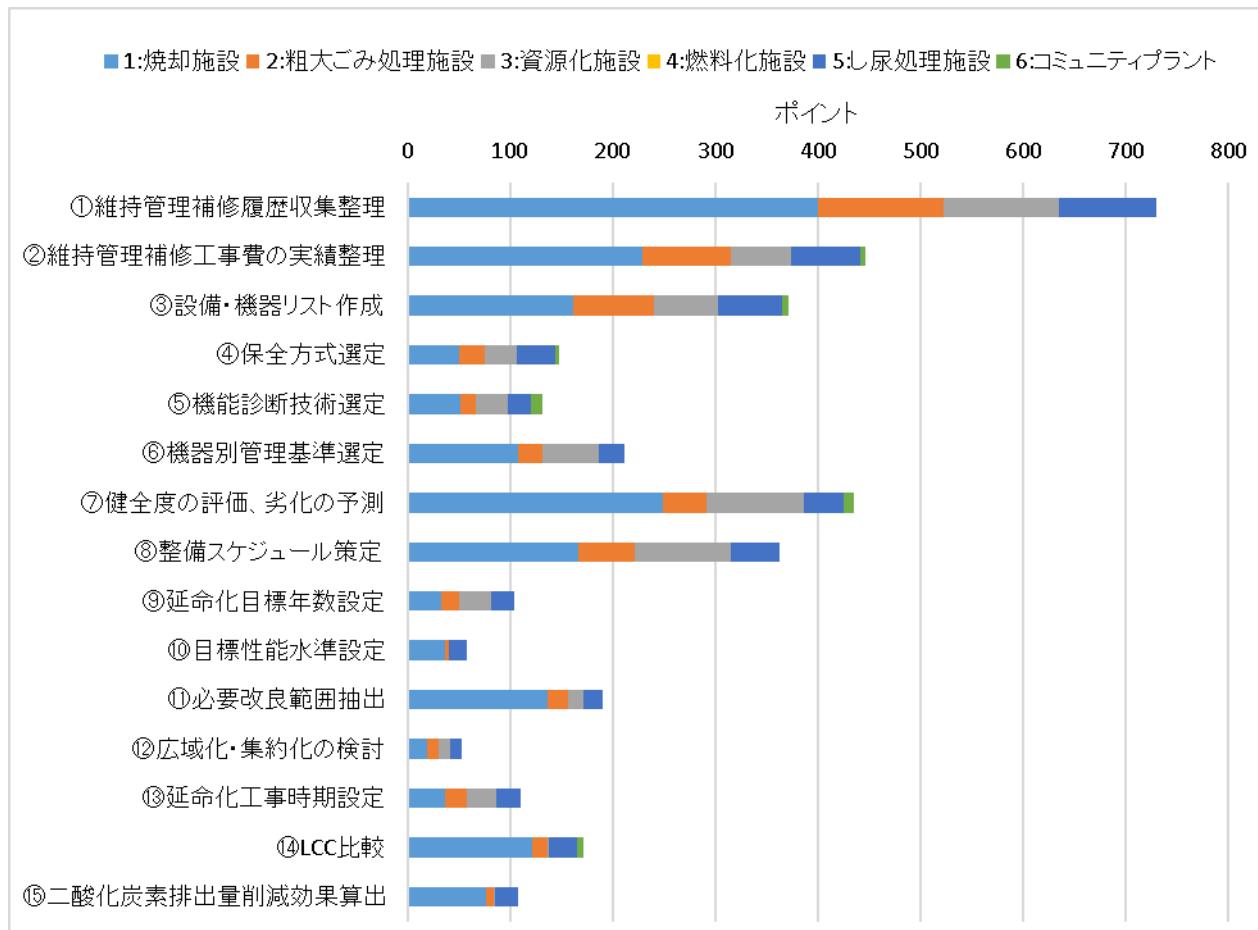


図6 計画策定時に最も人的コストをかけた項目  
(※コストをかけた順番にポイント化)

### （3） 個別施設計画における記載項目

策定されている個別施設計画において、多くの地方公共団体において盛り込まれている項目をとりまとめた。従事する人数や予算の制約等がある場合であっても、例えば、下記ア～ケの項目を盛り込むことにより、個別施設計画として一定の効果が得られるものと考えられる。

- ア 維持管理補修履歴収集整理
- イ 維持管理補修工事費の実績整理
- ウ 設備・機器リスト作成
- エ 保全方式選定
- オ 機器別管理基準選定
- カ 健全度の評価、劣化の予測
- キ 整備スケジュール策定
- ク 延命化目標年数設定
- ケ 延命化工事時期設定

### 3 機能検査及び精密機能検査の確実な実施等

平成30年度調査において、機能検査及び精密機能検査を実施していないと回答した施設はそれぞれ2割を超えていた。当該検査は法定検査であり、これを徹底するのは施設管理者の義務であることから、その重要性を改めて周知するとともに、確実な実施をお願いする。また、手引きにおける機能診断調査との関係が不明確であるとの指摘もあることから、表1及び図7のとおり改めて整理を行った。加えて、機能診断調査と機能検査及び精密機能検査の関係を考慮した場合、施設の機能状況、施設の耐用の度合等を把握するために必要な調査・検査という観点から、両者の調査・検査内容は一部で重複しており、機能診断調査により整理・蓄積された個別機器のデータ及び評価結果や、日常点検等を組み合わせることで、機能検査及び精密機能検査として位置づけることが可能である。実際に機能検査等を行う場合は表2～4を参考に、効率的な検査を行っていただくようお願いする。

表1 機能検査及び精密機能検査、機能診断調査の概要

	機能診断調査	機能検査	精密機能検査
法的根拠	—	廃棄物処理法施行規則 第4条の5第1項第14号	廃棄物処理法施行規則 第5条
位置付け	劣化予測・故障対策を的確に行うため、 <u>主要な設備・機器</u> について、必要な機能診断調査手法を検討する。機能診断調査は、設備・機器毎に採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定めたうえで定期的に実施する。 (手引きより)	<b>施設</b> の適正な維持管理にあたって、(中略)施設の機能状況、施設の耐用の度合い等を把握するため必要な機能検査。この実施により、稼働状況を常に適切に保持するため実施する。 (環整45号より)	ごみ処理 <b>施設</b> および屎処理 <b>施設</b> の機能を保全するために、定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置の状況等を調査し、(中略)処理負荷および処理機能を検討するとともに、(中略)必要な改善点を指摘する。 (環整95号より)
項目、内容	—	廃棄物の質、量の把握。 ばい煙、放流水、灰等の組成分析。	表2に示す。
頻度	—	毎年1回以上	3年に1回以上
備考	施設を構成する主要設備・機器に対し実施する調査するもの。 調査項目、内容は設備・機器毎に適切なものを選定する。	施設の維持管理が適切に行われていることを検査するもの。 機能診断調査による一部測定データ(例:排ガス、排水、灰等)は、施設の機能状況を把握する機能検査として活用可能。	施設全体の機能状況を検査するもの。 適切な維持管理を行った結果として、施設の機能がどのように発揮されているかを評価し、必要に応じて改善点を指摘する。 機能診断調査による一部測定データや評価結果は、精密機能検査に活用可能。

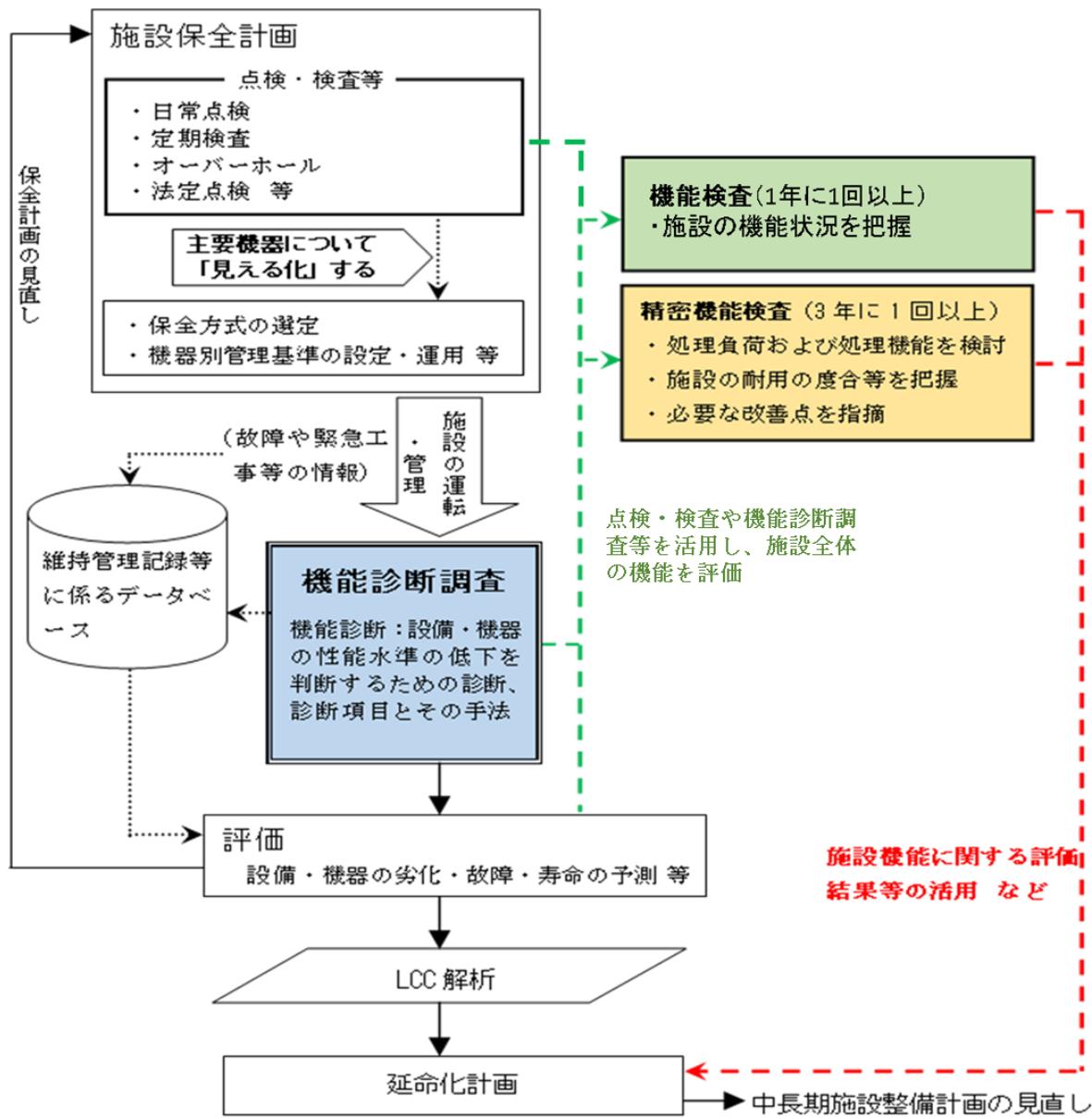


図7 施設の長寿命化における機能検査及び精密機能検査、機能診断調査の関係

表2 精密機能検査の調査項目（ごみ焼却施設の例）（環整95号）

精密機能検査	
項目	調査内容
1 施設の概要	施設の概要、処理工程及び補修工事、改良工事等の内容について調査する。
2 運転管理実績	(1) 運転管理実績 月別の搬入量、焼却量、残灰量、ダスト量、使用電力量、用水量、補助燃料消費量の実績を調査する。
	(2) 作業状況 投入、焼却、灰出し、通風等の工程ごとに日常の作業状況を調査する。また、火室、煙道の清掃、集じん器の点検等定期作業の内容について調査する。
	(3) ごみ質等検査 ごみ質については三成分、物理組成、ダストについては重金属含有量、溶出量、残灰については熱しやすく減量および重金属含有量、溶出量、排ガスについては、ばいじん、SO <sub>X</sub> 、NO <sub>X</sub> 、HCl、温度等、排水については、pH、BOD、COD、SS、重金属含有量、温度を検査する。なお、排ガスについては、排ガス処理設備の入口および出口で検査する。検査は、「ごみ処理に係る各種試験方法」に規定する方法によるものとする。
	(4) 処理条件と処理効果 投入工程、燃焼工程、排ガス処理工程、排水処理工程等工程のそれぞれについて機能を設計基準と比較し、検討する。
3 設備、装置等の状況	(1) 書類調査 基本図書および運転記録の点検並びに過去の事故等の状況を調査する。
	(2) 設備装置等の検査 各設備、装置、機器類について検査し、良、要補修、要交換、改造の四ランクに分けて判定し、その箇所を示す。
	①土木、建築設備 各設備について亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を検査する。
	②機械設備 各設備について、腐蝕、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受け等のオイル、グリスの補給状況および損耗等を検査する。
	③電気設備 各設備について、腐蝕、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線、安全器の状況等を検査する。
	④配管、弁設備 各設備について、腐蝕、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。
	⑤耐火構造設備 炉内面のレンガ壁の状況、特にクリンカーの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代等の状況等を検査する。
4 改善点の指摘	以上の調査および検討の結果に基づき、施設の構造および維持管理上の改善点を指摘する。

表3 機能診断調査に活用する診断技術例(ごみ焼却施設)

適用可能な設備・機器	診断項目	測定項目	診断技術	定期/異常時	実施頻度
ごみクレーン(レール、ガーダ)火格子、火格子支柱・梁、回転機器(軸)等	減肉、摩耗、変形、偏芯	長さ、歪、隙間 (鋼尺、ピアノ線、コンベックス、トランシット、ノギス、ダイヤルゲージ等)	寸法測定	定期	1年～4年
投入ホッパ、火格子ホッパ・シート、灰冷却水槽、コンベヤ、風煙道、煙突、ボイラー・チューブ、蒸気管等	減肉、摩耗、腐食	肉厚	超音波法	定期	1ヶ月～5年
炉、減温塔、バグフィルタ、ポンプ・モータ、電気機器・盤など	ケーシング温度異常時、耐火物、断熱材等 減耗・脱落、低温腐食、回転体軸受温度異常時、ケーブル端子緩み等	表面温度／同分布	サーモグラフィー／接触温度計・放射温度計則	定期/異常時	1年／隨時
ボイラー、空気予熱器等	破孔、リーキ	水頭	水圧検査法	定期/異常時	2年／隨時
ボイラー、タービン等	内部欠陥	欠陥	超音波探傷法(UT)	定期/異常時	4年／隨時
ボイラー、タービン等	表面欠陥	傷	磁粉探傷法(MT)	定期/異常時	10年／隨時
ボイラー、タービン等	表面欠陥(亀裂)	傷	浸透探傷法(PT)	定期/異常時	2年／隨時
ボイラー等(金属材料)	腐食、製造欠陥、材料欠陥	マクロ観察(溶接不良、ブローホール)、ミクロ観察(組織の色・形)	顕微鏡による材料観察	異常時	隨時
ボイラー等	内部欠陥	ブローホール、溶接不良など(欠陥観察)	放射線透過探傷法(RT)	異常時	溶接検査時
配管、ボイラー、他伝熱管	腐食、減肉、閉塞	目視	管内検査(ファイバースコープ)	定期/異常時	10年／隨時
配管、煙道、バグフィルタ	詰まり	圧力計の圧力差	圧力損失法	定期/異常時	日常／隨時
バグフィルタ(ろ布)	強度劣化、目詰まり	引張、伸び率、通気度	ろ布分析	定期	1年
触媒	劣化、破損、故障、腐食	NOx、付着成分など	分析法	定期	1年～3年
純水装置(樹脂)		電気伝導度		異常時	隨時
油圧装置、タービン油等		油性状		異常時	隨時
排ガス・排水・灰等(各処理装置)、油入トランク絶縁油ガス等		ガス、水、灰等(成分、金属元素)		定期/異常時	1年／隨時
回転機器		バランス不良、軸不良、軸受け不良	回転数に応じ速度、加速度、周波数等	振動法	定期/異常時 1ヶ月～1年／隨時
回転機器	軸受け不良	温度	温度測定	定期	日常
回転機器(軸)	偏芯	距離(偏芯量)	レーザー	定期	1年～4年
回転機器、スチームトラップ、タービン排気管	軸受け不良、流体の流れ、ギア異常時、タービン排気真空度劣化場所特定	熟練者による聴音器・棒の音	音響法	定期/異常時	日常～1ヶ月／隨時
回転軸、湿式洗煙装置等	強度劣化、フレークライニング劣化	くぼみの大きさ(ピッカースの場合)	硬度試験	異常時	隨時
コンベヤなど(トルク設定)	トルク計測	金属変形による抵抗値の変化	ストレインゲージ法	異常時	隨時
高圧・低圧電動機、発電機、電気式溶融炉給電部	絶縁劣化	抵抗値	絶縁抵抗試験	定期	1年
高圧電動機、発電機、高圧ケーブル	絶縁劣化	漏れ電流、抵抗値など	直流試験	定期	5年
高圧電動機、発電機、高圧ケーブル	絶縁劣化	電流-電圧特性	交流電流試験	定期	5年
高圧電動機、発電機、モールド変圧器	絶縁劣化	放電電荷、パルス発生頻度など	部分放電試験(コロナ法)	定期	5年／隨時
機械、構造物等	金属の傷や巣、ボルトの緩み	打撃音、感触	ハンマリング法(簡易)	定期	日常

表4 機能診断調査に活用する診断技術例(し尿処理施設・機械設備)

適用可能な設備・機器	診断技術及び診断手法	測定項目	診断項目	実施頻度
高速回転機器	振動法	振動速度、加速度、周波数	回転バランス不良、回転軸不良、軸受け不良	定期／異常時
回転機器	音響法	熟練者による聴音器・棒の音	軸受け不良、流体の流れ、ギア噛合異常	定期／異常時
汚泥配管、污水配管	超音波流速計	流体流速	配管内閉塞	定期／異常時
膜分離装置、ろ過装置、活性炭吸着装置、生物脱臭装置、薬液洗浄塔、配管・ダクト	圧力損失測定	配管・ダクト内の圧力	設備機器の閉塞異常、配管・ダクト閉塞	定期／異常時
回転機器	温度測定	温度	軸受け不良	定期／異常時
焼却炉、乾燥装置、熱風炉、脱臭炉	接触温度測定	表面温度	ケーシング温度異常、耐火物・断熱材減耗、ひび割れ	定期／異常時
受変電盤、動力制御盤、発電機及び設備機器全般	絶縁抵抗測定	抵抗値	主回路全体の対地絶縁特性	定期／異常時
電動機	電流測定試験	電流値	電流値の異常(過負荷など)	定期／異常時
主要設備機器	水質分析法	水質、汚泥の分析	処理工程性能遵守確認と異常の発見	定期／異常時

以上

(問い合わせ先)

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課 調査係

TEL 03-3581-3351 (内線 6826)

FAX : 03-3593-8263

E-Mail : [hairi-haitai@env.go.jp](mailto:hairi-haitai@env.go.jp)

環循適発第 1906041 号  
環水大水発第 1906041 号  
令和元年 6 月 4 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部(局)長殿  
各都道府県海岸漂着物対策担当部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長  
水・大気環境局  
水環境課海洋環境室長  
( 公 印 省 略 )

#### 漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）

一般廃棄物処理行政及び海岸漂着物対策の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、我が国の海岸に、国内外から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。また、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしており、対策が急務となっている。この問題の解決に向けては、世界全体で取り組んでいく必要があり、我が国でも、個人・NGO・企業・研究機関・行政等の幅広い主体が、連携協働して取組を進めていくことが重要である。こうした情勢に鑑み、議員立法により平成30年6月に改正された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）では、漂流ごみ等が新たに法の対象となり、本年5月31日にその変更が閣議決定された新たな「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。また、同じく本年5月31日に、「プラスチック資源循

環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議により、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。詳細については、本基本方針、本戦略及び本アクションプラン並びに「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更並びにプラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定について」（令和元年5月31日付け環境省水・大気環境局・環境再生・資源循環局事務連絡）を参照いただきたい。

こうした状況を踏まえ、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である。そのため、漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の活用及び市町村の処理施設等を活用した処理など、地域の実情に応じた処理体制を構築することが効率的・効果的な対策の一つである。また、この検討に当たっては、例えば、海岸漂着物処理推進法に基づき都道府県が設置する海岸漂着物対策推進協議会への市町村及び漁業関係団体等の参画を得て、漂流ごみ等の回収・処理のあり方の検討を進めること、必要に応じて都道府県地域計画へ反映することも考えられる。

貴職におかれては、海洋環境の保全及び地域住民の生活環境の保全の取組として、上記を念頭に貴管内市町村及び漁業関係団体等と連携し、回収された漂流ごみ等の処理体制の構築の推進を御検討いただくとともに、本通知の内容について、貴管内市町村に対し周知をお願いする。また、市町村におかれては、市町村の処理施設の活用も含めた漂流ごみ等の処理について、積極的に検討されたい。こうした際には、都道府県及び市町村が連携しつつ、必要に応じた海岸漂着物対策推進協議会への参画や、都道府県地域計画と廃棄物処理計画との整合を考慮していただきたい。

なお、水産庁より都道府県水産部局及び全国漁業協同組合連合会、一般社団法人大日本水産会に対して、「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年6月4日付け元水推第160号発水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）が発出されていることを申し添える。

環循適発第 1906281 号  
令和元年 6 月 28 日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

消費税率および地方消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取扱いについて（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）について、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号。以下「一部改正法」という。）」が平成 28 年 11 月 28 日に公布され、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の税率が従来の 8 % から、令和元年 10 月に 10% に引き上げられることとされている。

過去、平成 26 年度の消費税率の引上げ時には、一部の市町村等において、一般廃棄物の処理に関し徴収する手数料を定めている条例の改正手続きが遅れ、消費税率の引上げ後も、一般廃棄物処理業者が排出事業者から消費税増税分を含む処理費を受けることができない事例等があったことから、今回の消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取扱いについて、下記事項に留意の上、貴管内市町村等に対し周知徹底されたい。

また、今回の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する必要性に鑑み、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）」が平成 25 年 6 月 12 日に公布され、平成 25 年 10 月 1 日から施行されているところであるが、一部改正法により、同特別措置法の期限が令和 3 年 3 月 31 日まで延長されていることから、改めて、その概要について、別添のとおり参考送付する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

1. 各市町村においては、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し徴収する手数料等について、令和元年10月1日から消費税率の引上げがなされることを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう適切に対応すること。

市町村が市町村以外の者に委託して一般廃棄物の処理を行う場合における委託料については、法第6条の2第2項に基づく同法施行令（昭和46年政令第300号）第4条第5号に基づき、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が必要であるから、消費税の増税分を委託料へ適切に反映することが不可欠である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者においては、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないため、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、各市町村において当該手数料を定める条例について所要の改正がなされることが不可欠である。

2. 税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数について、どのように処理（切上げ、四捨五入又は切捨て）を行うかについては、それぞれの事業者の判断に委ねられているところ、料金設定に際しては、採用している端数処理の方法を明示するなどの適切な対応を行うこと。
3. 今回の消費税率の引上げに当たっては、円滑かつ適正な転嫁について、住民及び事業者の十分な理解を得るよう努めること。

以上

# 災害廃棄物対策室



## 1. 近年の自然災害における災害廃棄物対策

昨年度は全国各地で数多くの自然災害が発生した。各災害において被害が大きかった市町村の片付けごみ等の収集運搬及び処理等で御支援いただき、感謝申し上げる。今後も災害が発生した際には、全国都市清掃会議の協力もいただきつつ、支援を要請させていただきたく、その際には御協力をお願いしたい。

また、環境省では、災害において得られる教訓等を今後の災害廃棄物対策に活かすため、災害廃棄物処理に関する実績や取組事例、得られた教訓等について整理し、関係者への情報共有を行うとともに、今後の災害廃棄物対策へのフィードバックを行うこととしている。非常災害は、日本中どこでも発生しうるものであり、各地方公共団体においては、さらなる事前の備えを固めていただきたく、災害廃棄物対策を検討する際にはこれらの成果を御活用いただきたい。

なお、過去の災害における今般の対応状況等については、環境省災害廃棄物対策情報サイト（下記 URL）に掲載しているので、適宜御参照されたい。

＜参考資料＞

環境省 災害廃棄物対策情報サイト 災害廃棄物処理のアーカイブ

<http://koukishori.env.go.jp/archive/>

### （1）大阪府北部を震源とする地震

平成 30 年 6 月 18 日午前 7 時 58 分頃に大阪府北部を震源とする地震が発生し、大阪府大阪市北区・高槻市・枚方市・茨木市・箕面市において震度 6 弱の揺れを観測したほか大阪府や京都府の各地で震度 5 強以上の強い揺れに見舞われた。人口密集地における直下型の地震であったため、大阪府を中心全半壊約 500 棟に加え 5 万棟を超える一部損壊家屋（H30.11.6 現在）が発生したほか、茨木市、吹田市及び箕面市においては一般廃棄物焼却施設が被災し一時稼働を停止した。

環境省は発災翌日から環境省職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）の専門家を被災地に派遣し、災害廃棄物発生状況の確認等を実施した。

### （2）平成 30 年 7 月豪雨

平成 30 年 6 月 28 日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第 7 号により、全国各地で被害が発生した。西日本を中心とした広い範囲で浸水や土砂災害等が発生し、全壊約 7 千棟、半壊約 1 万 1 千棟（H31.1.9 時点）などの

甚大な家屋被害が発生したほか、各地の一般廃棄物焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等が多数被災し、長期間の停止を余儀なくされ、通常の一般廃棄物処理に支障をきたす事例も発生している。

環境省は7月9日から環境省職員及びD.Waste-Netの専門家からなる現地支援チームを岡山県、広島県、愛媛県等に順次派遣し、災害廃棄物処理に関する助言や、仮置場の設置運営等の技術的な支援を実施した。また、下記の通り全国各地の多数の自治体や関係団体からごみ収集車や人員を派遣いただき、災害廃棄物の収集運搬や広域処理、被災家屋の公費解体に関する支援等が行われた。現在は中国四国地方環境事務所が中心となって支援を実施している。

被災自治体においては災害廃棄物処理実行計画等の災害廃棄物処理に関する計画・方針が策定されており、それぞれの自治体における災害廃棄物処理についてのフローや処理期間、処理方針等を定めている。被災3県における災害廃棄物の推計量は平成31年2月時点で約180万トンにのぼり、それぞれの県では処理完了の目標を発災から約1~2年間と定めている。

### (3) 平成30年台風第19号、第20号及び第21号

平成30年8月下旬から9月上旬にかけて、複数の台風が相次いで日本列島に接近・上陸した。近畿地方を中心に高潮や暴風等により、最終処分場や一般廃棄物焼却施設の被害が発生したほか、停電により多くの施設が一時稼働を停止した。

環境省では9月6日から近畿地方環境事務所の職員を中心に被災自治体へ派遣し、災害廃棄物処理に関する助言等の支援を行った。また、7月豪雨と同様に近隣自治体や関係団体に協力いただき、災害廃棄物の収集運搬や広域処理、被災家屋の撤去に関する支援等が行われた。

### (4) 平成30年北海道胆振東部地震

平成30年9月6日午前3時7分に発生した北海道胆振東部地震により厚真町において震度7の揺れを観測したほか北海道胆振地方を中心に震度5強以上の強い揺れに見舞われた。厚真町では揺れや山崩れによる住宅被害、札幌市では液状化による住宅被害が発生し、北海道全土では全壊が462棟などの被害が発生した(H31.1.28時点)。また、道内全域で停電が発生したことにより、多数の廃棄物処理施設が一時停止したほか、地震による焼却施設の被害も発生した。

環境省は発災当日に北海道地方環境事務所職員を北海道庁に派遣し情報収集等を実施、発災翌日から環境省職員及びD.Waste-Netの専門家からなる現地支援チームを派遣し、災害廃棄物処理に関する助言や、仮置場の設

置運営等の技術的な支援を実施した。また、近隣自治体等に協力いただき、災害廃棄物の収集運搬や広域処理、被災家屋の撤去に関する支援等が行われた。現在は北海道地方環境事務所が中心となって支援を実施している。

## （5）平成30年台風第24号

平成30年9月25日に猛烈な勢力に発達した台風第24号は28日から南西諸島に接近、30日には和歌山県に上陸し、各地で暴風等による被害をもたらした。沖縄県や鹿児島県の離島において多数の一般廃棄物焼却施設の被害が発生し、生活ごみを島内に仮置きせざるを得なくなる事態も発生したほか、鹿児島県、宮崎県、愛知県及び茨城県において土砂崩れや停電等により廃棄物処理施設が一時稼働を停止した。

環境省は、続く台風第25号の通過を待ち、10月10日から九州地方環境事務所の職員を鹿児島県喜界町に派遣し、施設被害状況の確認や仮置場の運営についての助言等を実施した。

## （6）平成30年度大規模自然災害等の被災地域支援活動に対する災害対応支援環境大臣表彰

平成30年12月19日に、平成30年77月豪雨、北海道胆振東部地震、台風第21号等における被災地域に対し、災害廃棄物処理等のために人的協力及び物的協力等の支援活動を行った団体及び自治体に対して、その活動をたたえ社会に広く知らせるため、環境大臣から表彰状を授与した。

災害廃棄物等関係の受彰者は以下の134団体等（18団体、116自治体等）。

### ＜支援団体＞

エプソン販売株式会社、一般財団法人家電製品協会、国立研究開発法人国立環境研究所、JFEスチール株式会社、公益財団法人自動車リサイクル促進センター、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会、全国環境整備事業協同組合連合会、一般社団法人全国清掃事業連合会、公益社団法人全国都市清掃会議、公益社団法人における・かおり環境協会、一般財団法人日本環境衛生センター、一般社団法人日本環境保全協会、一般社団法人日本災害対応システムズ、一般社団法人日本廃棄物コンサルタント協会、公益社団法人日本ペストコントロール協会、公益財団法人廃棄物・3R研究財団、株式会社パスコ、一般社団法人パソコン3R推進協会

### ＜支援自治体等＞

岩見沢市、苫小牧市、登別市、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、常総市、草加市、東京都、千代田区、台東区、墨田区、品川区、大田区、中野区、

杉並区、豊島区、足立区、八王子市、三鷹市、府中市、町田市、大島町、横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、新潟市、富山県、高岡市、滑川市、砺波市、小矢部市、南砺市、岐阜県、岐阜市、大垣市、多治見市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、垂井町、揖斐川町、大野町、池田町、白川町、白川村、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、三重県、京都市、長岡京市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大阪市、堺市、吹田市、高槻市、交野市、神戸市、奈良市、鳥取県、島根県、浜田市、大田市、江津市、新見市、赤磐市、真庭市、備南衛生施設組合、岡山県西部環境整備施設組合、旭川中部衛生施設組合、岡山県中部環境施設組合、岡山県井原地区清掃施設組合、総社広域環境施設組合、津山圏域資源循環施設組合、徳島県、高松市、松山市、今治市、新居浜市、伊予市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松山衛生事務組合、伊予市松前町共立衛生組合、八幡浜地区施設事務組合、高知県、高知市、北九州市、福岡市、大牟田市、行橋市、朝倉市、長崎市、熊本県、熊本市、西原村、大分市、日田市、津久見市、鹿児島市

## 2. 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正等

東日本大震災や近年の災害における経験を踏まえ、大量に発生する災害廃棄物について円滑かつ迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、平成27年に法制度の充実を行った（平成27年8月6日施行）。

廃棄物処理法の改正により、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化等の規定を追加するとともに、同法施行令及び施行規則を改正し、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準の緩和等の規定を追加した。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び廃棄物処理の代行等の措置規定を追加した。詳細は以下参照。

### （1）廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法の改正として、平時の備えを強化するための関連規定と、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置を整備した。

#### ① 平時の備えの強化

平時の備えの強化としては、具体的には以下の規定を整備しており、地方自治体におかれては、災害が発生した場合における円滑かつ迅速な処理の確保のため、これらの規定を活用いただきたい。

##### （ア）災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化

災害により生じた廃棄物の処理に当たっても、平時と同様、生活環境の保全及び公衆衛生の支障を防止し、適正な処理を確保すること、また、分別、再生利用等により減量化が図られるよう配慮すること。

##### （イ）国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化

災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるためには、被災自治体、地元の事業者、専門家や国が緊密に連携した上で対処することが求められる。このため、災害時における廃棄物処理に関わる関係者の適切な役割分担及び連携・協力に係る責務を規定した。

##### （ウ）国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充

廃棄物処理法第5条の2に基づき環境大臣が定めることとなっている「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に記載すべき事項として、新たに災害時における関連施策の推進と施設整備に係る事項を追加した。また、同法第5条の5に基づき都道府県が定めることとなっている「廃棄物の減量その他

「その適切な処理に関する計画」についても、新たに災害時における事項を追加した。

## ② 非常災害時の廃棄物処理の特例

非常災害時における廃棄物処理に関する特例措置として、政省令改正も含め、具体的に以下の規定を整備している。

### (ア) 非常災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例

市町村が、災害が発生した場合に設置することを予定している一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議し同意を得ておけば、非常災害が発生した際に、通常は必要な届出後の都道府県知事による基準適合の審査を経ずに施設を設置することができる。

### (イ) 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例

市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が受託した廃棄物の処分のために設置する一般廃棄物処理施設については、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様に、都道府県知事への届出のみでよいこと。

なお、本特例措置の適用には、施設の立地する市区町村における条例が必要であるため、あらかじめ条例の制定について検討しておくことが重要である旨、管内市町村等への周知等御協力をお願いする。（条例を制定している先行事例として、熊本市・広島市・堺市・浜松市・静岡市・藤沢市等があり、今年度環境省として事例集を整理予定。）

### (ウ) 非常災害時における産業廃棄物処理施設の活用に関する特例

産業廃棄物処理施設において、その産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとするとき、平時はあらかじめ届け出ることが必要だが、非常災害時において、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、この届出が事後となってもよいこと。

### (エ) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の特例（施行令改正）

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準（※）を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができること。

#### (※) 再委託基準

- ① 日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ② 再受託者（受託者が市町村からの受託業務を委託する者）が次のいずれにも該当すること。
  - ・委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有

- し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
  - ・欠格要件に該当しないこと
  - ・再受託者が受託業務を更に他者に委託（再々委託）しないこと
  - ・一次委託契約書に再受託者となることが記載されていること
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託する際は、その収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようすること。
- ④ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと

## （2）災害対策基本法の改正

災害対策基本法の改正においては、大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する環境大臣による指針の策定を法定化するとともに、大規模な災害時の環境大臣による処理の代行措置を整備した。

今般の改正においては、大規模な災害が生じ、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要であるとして、その災害が政令で指定された場合、環境大臣が当該災害により発生した廃棄物の処理の指針を定めることとした。

また、特別措置法で規定していた環境大臣による廃棄物処理の代行について、大規模な災害が起きた場合の廃棄物処理の特例措置として追加することとした。具体的には、市区町村機能が著しく損なわれるような規模の災害が発生した場合、既に規定している廃棄物処理の特例や近隣自治体への事務委任によってもなお、廃棄物の処理が滞ることも想定されるため、被災市区町村からの要請に基づき、一定の要件に該当する場合に環境大臣が廃棄物処理の代行をすることとした。

### 3. 自治体における災害廃棄物対策及び各種支援

#### （1）自治体による災害廃棄物の処理に関する計画の策定

東日本大震災以降も毎年全国各地で大規模な災害が起きている。これらの災害では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、その被災状況を鑑み、環境省職員や D. Waste-Net の専門員からなる現地支援チームを被災地に派遣し、仮置場を巡回して分別方法について助言するなどきめ細かい対応を行ってきた。さらに災害廃棄物対策推進検討会等において、災害廃棄物処理実績を検証し、具体的な災害廃棄物処理計画の策定（発災時において各自治体が対応体制の構築、仮置場の確保、分別の徹底、民間事業者を含めた処理先の確保、他部局及び近隣自治体との連携等の必要事項をとりまとめたもの）等の事前の備えを進めておくことの重要性が示された。

しかしながら、市区町村及び都道府県の災害廃棄物処理計画の策定率（一般廃棄物処理計画や地域防災計画とは別に単独で策定されている率）は低い（都道府県：85%、市区町村：27%（平成 30 年 3 月末時点））。また、首都直下地震のように首都機能が低下し環境本省や本省職員が被災した場合、南海トラフ地震のように被害が広範囲に及ぶ場合、大規模災害が複数の地域で同時期に発生した場合など、国や都道府県による（特に初動期の）支援が全ての被災自治体に対して一律に行なうことが困難な状況になることも十分考えられる。

日本国内どの地域においても、大規模災害が発生するおそれがあると認識し、各自治体において早急に対応いただきたい。

環境省では、防災・減災、国土強靭化のための 3 か年緊急対策の一環として、災害廃棄物処理計画が未策定の自治体に対して、処理計画策定促進事業を推進しているので、御活用いただきたい。

災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、平成 28 年熊本地震等の教訓に基づき改定を行った、災害廃棄物対策指針（改定版）（平成 30 年 3 月）を活用されたい。

なお、各種技術資料・参考資料についてはウェブサイトに掲載しているので、積極的に活用されたい。

＜参考資料＞

災害廃棄物対策指針

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

## （2）自治体向けの災害廃棄物対策に係るモデル事業の実施

自治体への災害廃棄物対策の実施状況に関するアンケート調査結果を踏まえ、廃棄物処理システムの強靭化推進のため、自治体の災害廃棄物対策の推進のためのモデル事業を平成27年度から実施している。平成27・28年度は災害廃棄物処理計画策定や処理困難物対策のモデル事業を実施し、平成29・30年度は計画策定と処理困難物対策に加え、都道府県を対象に図上演習の実施に関するモデル事業を実施した。令和元年度は、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の一環で、特にマンパワーが限られている処理計画が未策定の中小規模の自治体を対象として、都道府県のリーダーシップのもと処理計画策定促進事業を実施している。

モデル事業の実施により得られたノウハウや自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策について、事例発表会や地域ブロック協議会等において関係者に周知している。各都道府県及び各市区町村におかれては、モデル事業の活用を含めて災害廃棄物対策について、幅広に管轄の地方環境事務所に相談頂きたい。

## （3）災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物処理のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

このため、各市区町村におかれては、平時の備えとして、災害時において市区町村（市区町村自らのほか、市区町村の委託を受けた者（委託業者）や市区町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者（許可業者）を含む）が一般廃棄物処理（収集・運搬及び処分・再生）事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組をお願いしたい。

平成28年9月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」においても、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性確保に関する取組の必要性を明記したところであり、改めて御確認いただきたい。

なお、環境省では、市区町村が災害時初動対応を迅速かつ確実に行うための検討事項及びチェックリスト等をとりまとめたガイド文書として「一般廃棄物処理に関する災害時初動対応の手引き」の作成を進めているところであり、作成後には御活用頂きたい。

＜参考資料＞

地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/jyuen\\_guidelines.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/jyuen_guidelines.pdf)

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H28tebiki.pdf>

市区町村のための業務継続計画作成ガイド

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/H27bcpguide.pdf>

#### （4）災害等廃棄物処理及び処理施設災害復旧事業の補助制度に 係る事務処理

近年、台風や集中豪雨等の大規模な災害により大量の廃棄物が発生する災害が多発している。環境省では、こうした災害のために市町村等が実施する災害等廃棄物の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に要する費用に対し1/2の国庫補助を行っているが、災害等廃棄物処理について平成29年度は約40市町村において約66億円（国庫補助金ベース）、平成30年度は約184市町村において約379億円（同）の予算が措置された。災害の発生状況はその年により異なるため、単純な比較はできないものの、近年増加傾向にある。

こうした災害廃棄物等に係る財政的支援の活用にあたっては、各市町村より被災の報告をいただき、環境省及び管轄の財務局の立会のもと、災害査定を行うこととなるが、災害査定にあたっては、当該事業の必要性はもとより、経理資料等が十分整っているかについても審査を行うこととなる。

補助金申請に必要となる報告書等の作成にあたっては、市町村等の実務担当者から「どのように事務手続きを行うのか」「○○は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多い。そのため、こうした実務担当者の声を形にするべく、平成26年6月、自治体担当者向けの「災害関係業務事務処理マニュアル」を整備し、各都道府県を通じ市町村等に対し周知している。

今後とも災害時の廃棄物処理等に関しては被災地の市町村や都道府県と連絡を密にし、環境省としてもできる限りの支援を行っていく考えであるため、各都道府県におかれでは、管内市区町村における、災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設の復旧等に当たり、これらの資料も参考にしつつ、幅広に管轄の地方環境事務所に相談頂きたい。

＜参考資料＞

災害関係業務事務処理マニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

## （5）災害廃棄物対策における情報の集約、発信サイト

東日本大震災をはじめとする過去の大規模な災害において得られた災害廃棄物処理に係る知見や技術は、今後の対策を検討する上で有用な情報源となるため、「災害廃棄物処理情報サイト」において集約し発信している。具体的には東日本大震災や熊本地震のアーカイブや各災害において発出した通知や大規模災害時の廃棄物処理対策に関する情報や自治体向けの説明会や講習会に関する情報を発信した。今後、関連情報の集約をさらに図っていく。

＜参考資料＞

災害廃棄物処理情報サイト

<http://koukishori.env.go.jp/>

災害廃棄物情報プラットフォーム（国立環境研究所）

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/>

## （6）循環交付金を活用した廃棄物処理システムの強靭化

循環型社会形成推進交付金においては、後述するとおり、平成26年度より、「高効率エネルギー利用」及び「災害廃棄物処理体制の強化」の両方に資する包括的な取組を行う施設に対して、交付率1/2の交付対象を重点化した。

これは、廃棄物処理施設を、地域の防災拠点として、災害時には自立稼働して地域の災害廃棄物を受け入れ、災害廃棄物の処理に伴い発生するエネルギーを高効率に回収し、公共施設や避難所等に電気・熱を供給できるインフラとし、廃棄物処理システムの強靭性を確保することを念頭に置いたものである。

各都道府県におかれては、同交付金の活用等を通じて、廃棄物処理施設の強靭化、災害拠点化が図られるよう、管下市区町村への周知、働きかけをお願いしたい。

## （7）地域ブロック協議会における取組

地域の災害廃棄物対策を強化するために、地方環境事務所が中心となり全国8か所に地域ブロック協議会を設置し、都道府県や主要な市区町村、地域の民間事業者や有識者等の参加の下、都道府県の枠を超えた地域ブロック内の実効性のある災害廃棄物処理の枠組みの構築を進めている。また、セミナーやワークショップ等を開催し、自治体の災害廃棄物処理計画策定の支援や人材育成、災害廃棄物対策に関する最新の情報提供・共有を継続している。

さらに、大規模災害も想定した平時からの備えとして、災害廃棄物の発生量の想定や地域ブロックにおける廃棄物処理に係る計画や対策等の検討を行っており、平成27年11月に策定した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を活用し、全ての地域ブロックにおいて、災害廃棄物対策行動計画を策定した。今後は必要に応じて行動計画の見直しを実施していく予定である。

各都道府県及び各市区町村におかれては、地方環境事務所を中心となって設置した協議会等において、行動計画の策定や必要な訓練等が実施されるよう引き続き御協力をお願いしたい。

#### ＜参考資料＞

大規模災害時廃棄物対策北海道協議会

[http://hokkaido.env.go.jp/recycle/post\\_27.html](http://hokkaido.env.go.jp/recycle/post_27.html)

東北地方災害廃棄物対策ブロック協議会

<http://tohoku.env.go.jp/recycle/index.html>

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

<http://kanto.env.go.jp/post.html>

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

[http://chubu.env.go.jp/recycle/mat/r\\_8.html](http://chubu.env.go.jp/recycle/mat/r_8.html)

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会

[http://kinki.env.go.jp/recycle/web\\_2.html](http://kinki.env.go.jp/recycle/web_2.html)

災害廃棄物中国ブロック協議会／災害廃棄物四国ブロック協議会

[http://chushikoku.env.go.jp/recycle/mat/m\\_7\\_1.html](http://chushikoku.env.go.jp/recycle/mat/m_7_1.html)

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

[http://kyushu.env.go.jp/recycle/post\\_7.html](http://kyushu.env.go.jp/recycle/post_7.html)

## （8）災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク（有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等から構成）を平成27年9月に発足し、平成29年1月に一般廃棄物処理業界団体や（公社）日本ペストコントロール協会等、平成30年12月に（公社）において・かおり協会と（公財）自動車リサイクル促進センターを追加し、体制を強化している。

D.Waste-Netは、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、平時、発災時の各局面において支援活動を行うこととしている。具体的には、発災時には、初動対応における災害廃棄物処理体制の構築や処理困難物

等に関する技術的助言、復旧・復興対応における災害廃棄物量の推計や災害廃棄物処理実行計画の策定支援等を行い、また、平時には自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援を行うこととしている。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、正式発足の直前から支援活動を実施し、平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨等においても、現地で支援を実施した。平成 30 年度も大阪府北部地震、7 月豪雨、北海道胆振東部地震等で支援活動を展開している。

また、D. Waste-Net の平時の取組として、（国研）国立環境研究所に「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」を策定いただいた。本ガイドブックは、災害廃棄物分野における人材育成の基本的な考え方を取りまとめた「総論編」と、ワークショップ型研修を災害廃棄物分野で実践する上での留意点や設計の考え方等を示した「ワークショップ型研修編」が策定されている。各都道府県及び各市区町村におかれては、災害廃棄物分野の人材育成の戦略や事業を主体的かつ効果的に考えるための手引きとして、御活用頂きたい。

#### ＜参考資料＞

D. Waste-Net サイト

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/d\\_waste\\_net.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/d_waste_net.html)

災害廃棄物に関する研修ガイドブックサイト（国立環境研究所）

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/index.html>

## 4. 大規模災害発生時における災害廃棄物対策に関する検討について

### (1) 国土強靭化に係る動向

国土強靭化に関する施策の策定、推進に当たっては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が成立、平成26年6月には「国土強靭化基本計画」が閣議決定され、平成30年12月には同計画の見直しが行われた。見直し後の同計画において、廃棄物処理については「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、以下の推進方針を示している。

- 都道府県、市区町村による災害廃棄物処理計画の策定や見直し、災害時においても自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入も含む、災害に強い廃棄物処理施設の整備、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物発生量の推計に合わせた仮置場の確保、災害時に有効な資機材等の確保、災害廃棄物の再生利用の推進等と、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を行う。これらの、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルでの取組を平時から進めることにより、災害廃棄物の広域連携体制の構築を進め、廃棄物処理システムの強靭化を図る。

### (2) 災害廃棄物対策に係る数値目標

平成30年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会のための指標・数値目標が設定されており、それぞれ下表のとおり災害廃棄物に関する新たな数値目標が設定されている。

指標	数値目標	目標年次
災害廃棄物処理計画策定率（代表指標）	都道府県 100% 市区町村 60%	2025 年度
災害時再稼働可能な施設の割合	50%	
ごみ焼却施設における老朽化対策	85%	
災害廃棄物に係る仮置場整備率	70%	

災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率	都道府県 80% 市区町村 60%	
災害に係る有害廃棄物対策検討実施率	100%	

### (3) 環境省における検討

大規模な災害は、その被災地域が都道府県内にまたがる、また隣接する都道府県間のみでは必要な対応が行えない等により、通常災害とは次元の異なる対応が必要となる。このため、国、都道府県、市区町村、民間事業者等の各主体が平時から備えておくべき大規模災害特有の事項について、関係者が一丸となって対策を行っていくことが重要である。

#### i) 災害廃棄物対策推進検討会

平成 28 年度から新たに災害廃棄物対策推進検討会を開催し、災害発生時における廃棄物対策について総合的な検討を進めている。

令和元年度は、①災害廃棄物処理システムや技術に関する事項、②災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方に関する事項、③一般廃棄物処理に関する災害時初動対応に関する事項等について検討を行っている。

#### ii) 災害廃棄物対策指針の改定

災害廃棄物対策指針は、地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、特に地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめている。本指針は、平成 26 年に東日本大震災の教訓を元に過去の指針等を統合して策定し、平成 30 年 3 月に、熊本地震等の近年の災害の知見を元に改定を行った。

今回の改定のポイントは、① 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応、② 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実、③ ②を受けた平時の備えの充実の 3 つである。

災害廃棄物処理計画の策定及び災害時の対応の際に本指針を参考にしていただき、適切な災害廃棄物対策を進められたい。

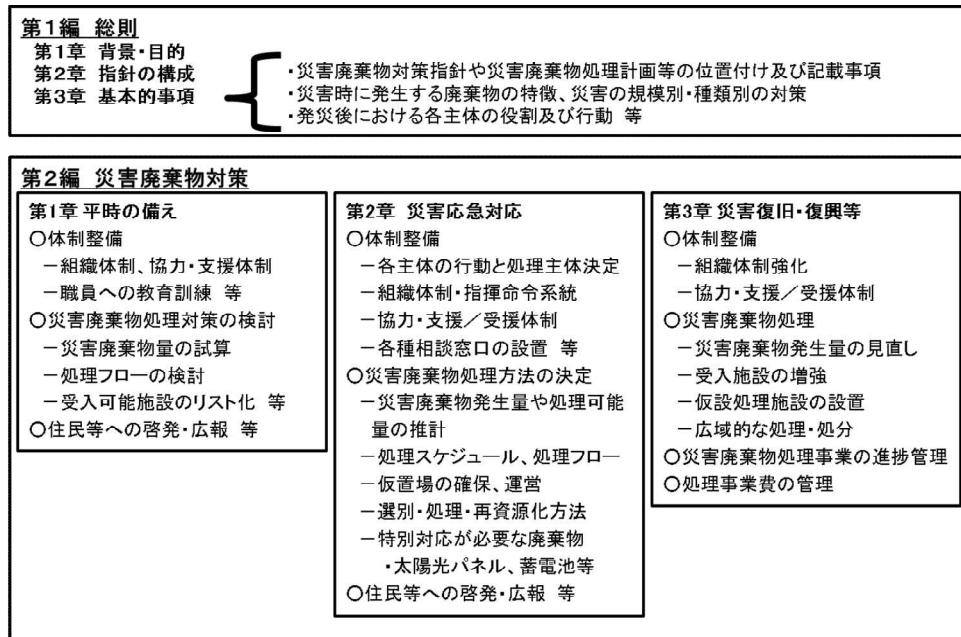


図 災害廃棄物対策指針の構成

<参考資料>

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee.html>

大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について

[http://koukishori.env.go.jp/action/investigative\\_commission/future\\_consideration/pdf/future\\_consideration\\_01.pdf](http://koukishori.env.go.jp/action/investigative_commission/future_consideration/pdf/future_consideration_01.pdf)

災害廃棄物対策に関して今後検討すべき事項とその進め方（平成30年3月）

[http://koukishori.env.go.jp/action/investigative\\_commission/future\\_consideration/future\\_consideration\\_h3003.html](http://koukishori.env.go.jp/action/investigative_commission/future_consideration/future_consideration_h3003.html)

災害廃棄物対策検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2.html>

災害廃棄物対策指針

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

# 净化槽推進室



# 1. 浄化槽法の一部を改正する法律について

浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年法律第40号。以下「改正法」という。)が、令和元年6月12日に可決・成立し、同年6月19日に公布されたところである。改正法の施行日は、公布日に施行される浄化槽処理促進区域の指定にあたっての準備行為に係る規定を除き、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とこととされており、令和2年度からの施行を予定している。

## (1) 改正の趣旨

浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)により、新築家屋においては合併処理浄化槽を設置することが義務づけられたが、生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽が約400万基残存しており、また、これらの老朽化による破損・漏水が懸念されていることから、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題となっている。

また、浄化槽は適正な維持管理がなされて初めて本来の処理性能を発揮するものであるが、定期検査の実施率が低い状況にあるため、浄化槽台帳の整備を通じた定期検査の受検率向上と適正な維持管理の指導強化が課題となっている。

今般の改正は、このような状況を踏まえ、単独処理浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上について法的措置を講ずるものである。

## (2) 改正の内容

### ① 単独処理浄化槽の転換に関する事項

#### (ア) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽(以下、「特定既存単独処理浄化槽」という。)の浄化槽管理者に対し、都道府県知事は、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう指導及び助言をすることとした。また、都道府県知事は、当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認める場合においては、除却その他必要な措置をとることを勧告することができることとともに、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。さらに、当該命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとした。

今後、都道府県知事が浄化槽管理者に対して単独処理浄化槽の転換を指導・助言し、浄化槽の転換工事を円滑に進めるためには、市町村に、環境

省の宅内配管工事に対する補助制度を活用して頂くことが重要である。一部の都道府県においては単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する市町村に対する財政支援にすでに取組まれているところもあるが、これらの都道府県の取組とも連携して管内の市町村に宅内配管工事に対する補助制度を活用頂くようお願いしたい。

#### (イ) 浄化槽処理促進区域の指定

市町村は、市町村の区域（下水道法に規定する処理区域及び予定処理区域を除く。）のうち自然的経済的・社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水（以下「汚水」という。）の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができることとした。

なお、法施行後に新たに市町村設置型浄化槽を整備する場合は公共浄化槽となる。公共浄化槽を整備する場合は、浄化槽処理促進区域を指定したうえで公共浄化槽の設置計画を定めることとなるため、あらかじめ浄化槽処理促進区域について区域指定の準備を進めて頂くよう周知願いたい。

#### (ウ) 公共浄化槽制度の創設

浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するもの及び市町村が管理する浄化槽を公共浄化槽と定義した。設置計画を作成しようとするときは、あらかじめ、浄化槽を設置することについて、土地の所有者及び建築物の所有者の同意を得なければならないこととし、排水設備の設置やくみ取り便所の水洗化に関する義務付け等を行うこととした。

### ② 浄化槽の管理に関する事項

#### (ア) 浄化槽台帳整備

浄化槽設置後等の水質検査及び定期検査の受検率を向上させ、適正な維持管理を徹底するため、都道府県知事は、浄化槽台帳を作成することとした。都道府県においては、浄化槽台帳の整備を行うとともに、浄化槽台帳を活用し、定期検査の受検の指導を行っていただきたい。

なお、浄化槽台帳の整備にあたっては、指定検査機関のみならず関係市町村、保守点検業者や清掃業者からも情報を収集できるよう体制の整備を進めて頂きたい。

#### (イ) 使用の休止の届出の創設

浄化槽管理者は、浄化槽の清掃をしたときは、浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出がれることとし、休止期間中の保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除することとした。

#### (ウ) 協議会

都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置

等、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。

地域の実情にあった課題の設定、体制の設定を行うべく、浄化槽関係団体と協議いただくようにお願いしたい。

#### (エ) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検を業とする者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加することとした。このため、浄化槽管理士の登録に関する条例において、登録の要件に研修の機会の確保に関する事項を追加頂きたい。すでに都道府県において研修の機会を浄化槽協会等において確保されている場合はその活用をすることを差し支えない。

研修の機会を得られる体制が確保されていない都道府県において、新たな研修体制の整備を支援するため、浄化槽管理士の国家資格の指定機関である日本環境整備教育センターと全国浄化槽団体連合会に対して、研修体制や研修教材が確保されるように、協力して各都道府県の浄化槽協会等に支援するように要請していく。

#### (オ) 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、水質に関する検査に関する事務その他浄化槽の管理に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこととした。

これまでも受検率の向上のために採水員制度の活用や事例集の周知等の各種施策を講じるとともに、今般の改正浄化槽法により浄化槽台帳や協議会を活用することで未受検者への指導がより進めやすくなるところであるが、改正法の施行にあたって、一部の都道府県を対象に今後の取組の意見交換をお願いしたい。

# 浄化槽法の一部改正について

## 背景

- 清らかになせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。

## 単独処理浄化槽の転換

- そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与（併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援）

### 単独転換浄化槽設置工事

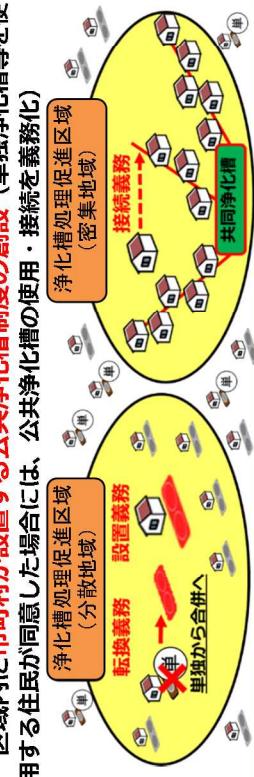


- ▶ 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。（約6,000件）
- ▶ 生活排水の垂れ流しのみならず公衆衛生に支障を生じる可能性



- ▶ 単独転換にばは宅内配管も含めた工事が必要
- ▶ 約20%が台帳未整備
- ▶ システムによる台帳管理は約40%

- 自然的経済的社会的観点から、市町村の浄化槽処理促進区域の指定
- 区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設（単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）



## 浄化槽の管理の向上

- 関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化及び停止手続き（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の明確化

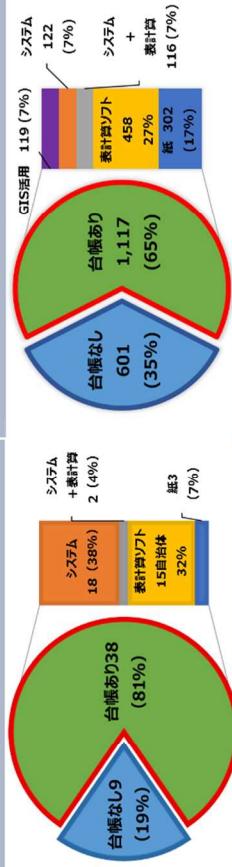
### 浄化槽台帳システムのイメージ



- ▶ 維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かい管理・指導が可能

- ▶ 清化槽管理の更なる適正化を推進
- ▶ 関係者の連携による精度の向上が必要

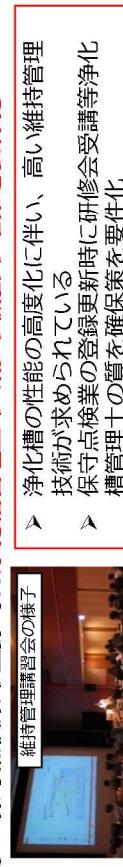
## 市町村の台帳整備の状況



- ▶ 約35%が台帳未整備
- ▶ GIS活用も含めたシステムによる台帳管理は約20%

- 行政や浄化槽関係者等を構成員とした協議会の設置（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に關して必要な協議を実施）

- 保守点検業の登録時に浄化槽の機会の確保を要件化



- 環境大臣の責務規定として、都道府県知事に對して定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

施行日：公布日から1年以内で政令で定める日

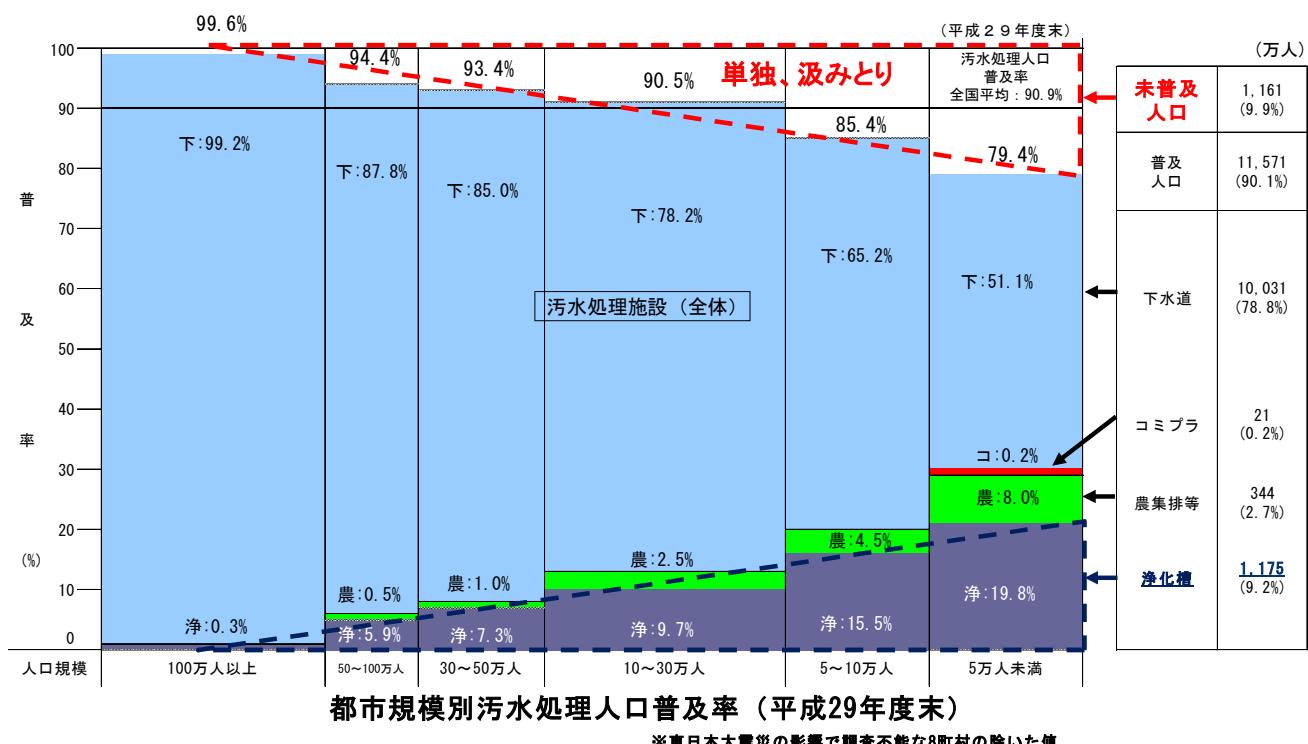
## 2. 淨化槽の設置整備・維持管理の現状

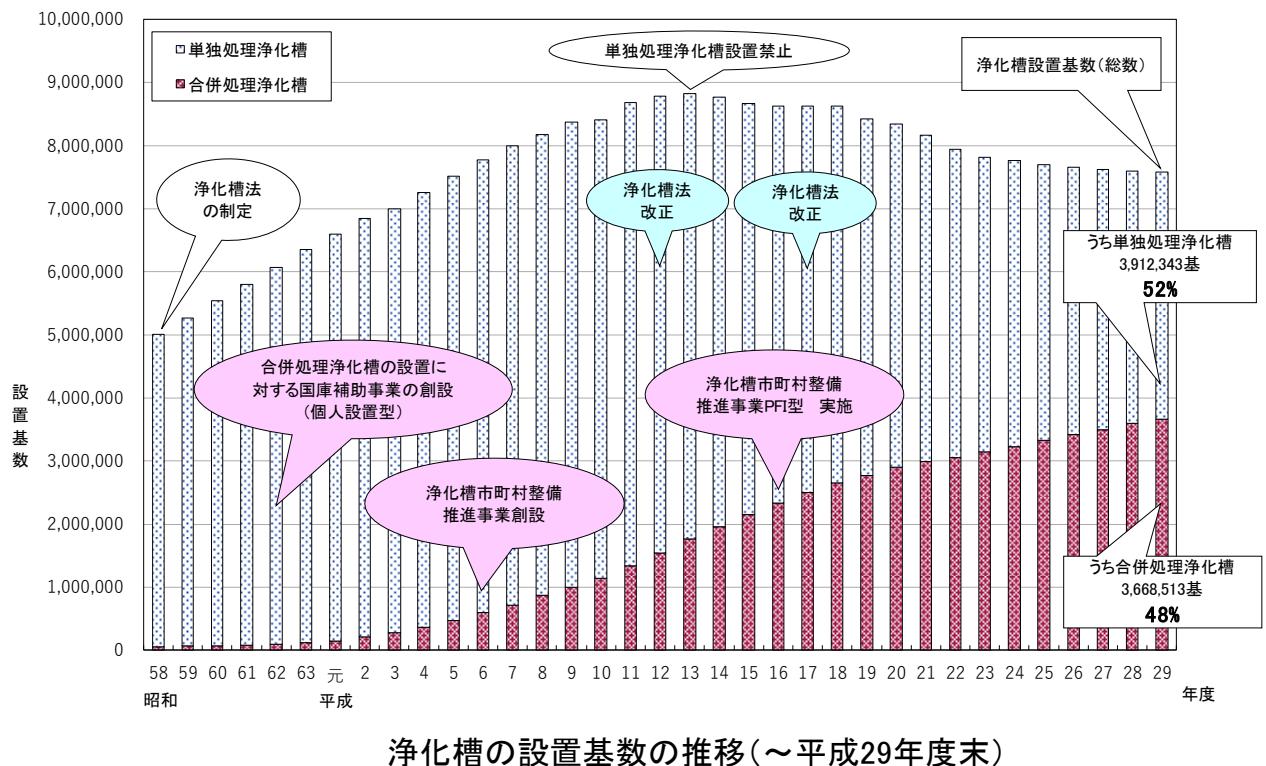
### (1) 淨化槽の設置整備の現状

汚水処理人口普及率は、平成29年3月末現在で90.9%であるが、人口100万人以上の大都市では99.6%であるのに対して、人口5万人未満の中小市町村では79.4%にとどまっており、地域格差が顕著となっている。

浄化槽は、一般に、中小市町村に多い人口散在地域において、少ない費用で短期間に設置できる特長を有する、効率的な汚水処理のシステムである。また、汚水処理施設の未整備地域には、人口減少等により、現在は人口密度の高い地域であっても、将来は人口密度が低い状況になり得る地域も多く存在する。このため、個別分散型施設であることから比較的容易に地域の計画を適正規模に変更できる浄化槽は、今後の汚水処理システムの普及の観点から、その役割はますます大きくなっていくものと考えられる。

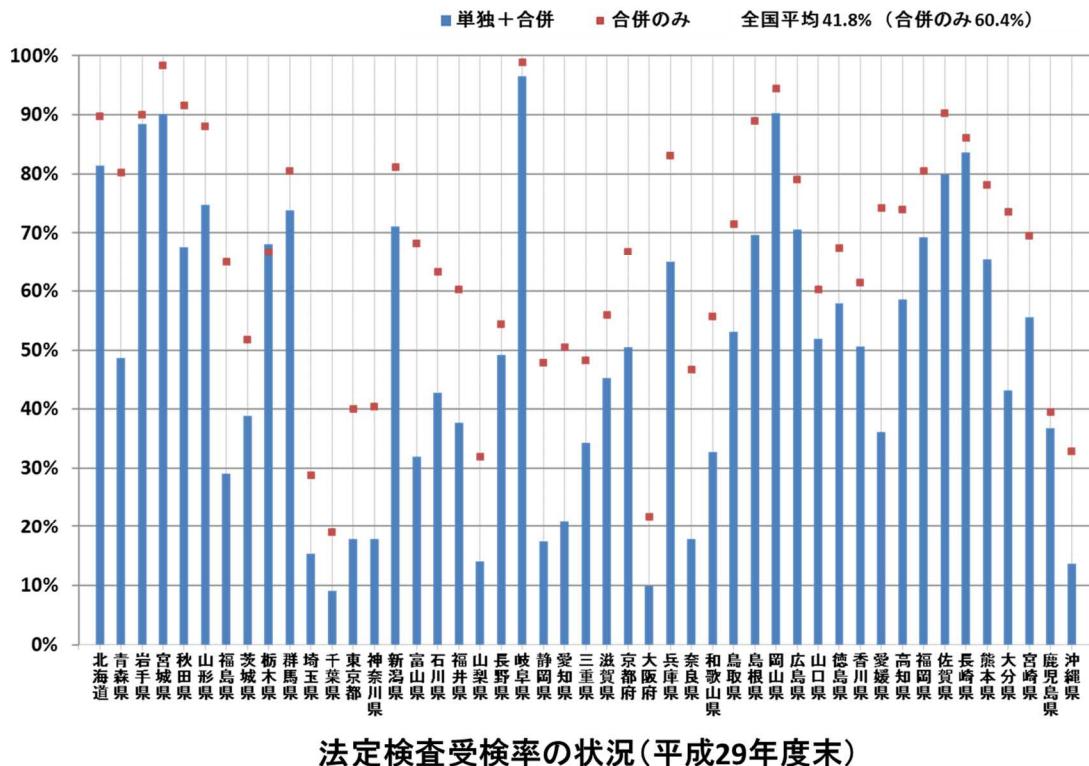
また、浄化槽は、低コストかつ短期間で設置できる個別分散型施設としての特性を生かした防災対策・災害対応等の役割にも期待されている。



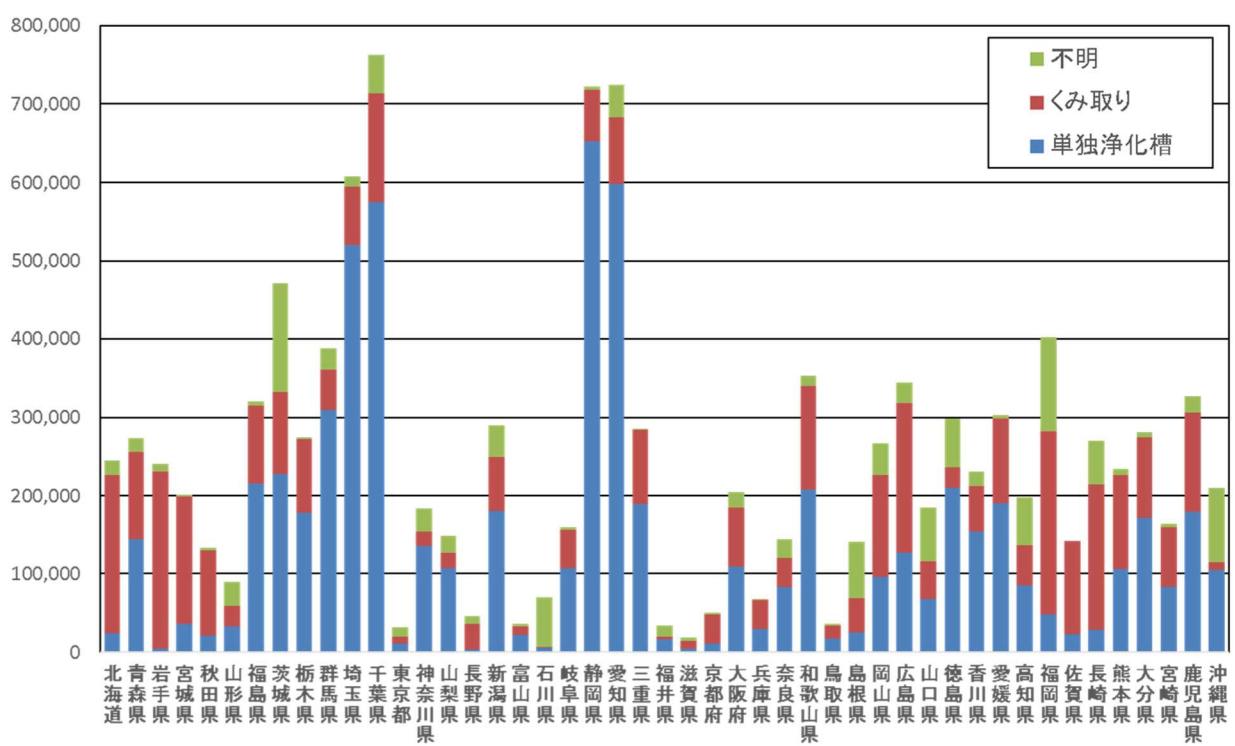


## (2) 浄化槽の維持管理の現状

平成 17 年度の浄化槽法改正等による浄化槽を取り巻く環境の変化により、浄化槽は生活環境の保全及び公衆衛生の向上への寄与という点で、下水道と同等の生活排水処理施設と認知されるようになった。しかしながら、平成 12 年より原則新設禁止となった単独処理浄化槽が未だに浄化槽の全設置基数のうち約 52%（平成 29 年度末時点）を占め、浄化槽法第 11 条の定期検査の受検率が全国平均で約 41.8%（平成 29 年度末時点、合併処理浄化槽に限れば約 60.4%）という現状である。このため、浄化槽の整備促進や適正管理の確保の観点から、単独処理浄化槽の転換促進を始めとする浄化槽の更なる整備促進の方策や、浄化槽台帳を活用した法定検査の受検率向上を始めとする維持管理体制の強化に向けた普及啓発・促進方策について検討する必要がある。



法定検査受検率の状況(平成29年度末)



汚水処理未普及人口の内訳(H29年度末)

### 3. 令和元年度整備関連予算について

#### (1) 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）において、浄化槽の施設整備の目標として、1) 浄化槽整備区域における浄化槽の普及、2) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換の推進、3) 省エネ型浄化槽整備の推進が位置づけられた。

また、同施設整備計画にも示すとおり、政府の目標である浄化槽を含めた汚水処理施設の概成を10年程度で達成していくためには、汚水処理未普及解消の課題となっている単独処理浄化槽や汲み取り便槽から浄化槽への転換を強力に進めていく必要がある。

このような背景から、令和元年度の浄化槽整備関連予算では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（以下、「単独転換」という。）に関する宅内配管工事費の助成制度や浄化槽市町村整備推進事業に関する共同浄化槽への助成制度が新たに認められた。一方、循環型社会形成推進交付金等の財源には限りがあることから、これらの予算を最大限に活用して汚水処理施設の未普及解消を加速するため、令和元年度の予算の執行にあたっては、下記

（2）以降で説明する方向性等の方針に沿って行うこととされており、本方針は「浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の実施について」

（平成31年3月29日付け環循適発第19032912号）により各都道府県知事宛に発出されたものである。

環境省の循環型社会形成推進交付金は、対前年度増額となる約106億円（令和元年度当初予算96億円、平成30年度補正予算10億円）が計上されるとともに、内閣府の地方創生推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）に約1,000億円の内数が計上された。

また、二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）についても、対前年度増額となる20億円が予算計上された。この事業は、民間企業のみならず地方公共団体が所有する浄化槽も対象になるものであり、庁舎、学校、宿舎等の老朽化した浄化槽の交換に活用することが考えられるので庁内の関係部署や管内の市町村にも積極的に周知いただきたい。

#### (2) 基本的な方向性

浄化槽市町村整備推進事業を重視し、特にコスト縮減や経営改善に資する「①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を行うものに対し予算を重点配分していく。

汚水処理未普及人口解消の観点から、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の合併処理浄化槽への転換に予算を重点化していく。

### (3) 予算措置の方針

宅内配管工事費の追加助成を行うことで、単独転換に係る要望額の増加が見込まれることから、予算配分の考え方を変更する。過年度、不用額を生じている市町村に対しては、原則的に不用額に応じて予算配賦額を査定する。

全体の要望額が予算額を超える場合、「第一に浄化槽市町村整備推進事業を優先」、「第二に浄化槽設置整備事業に係る単独転換やくみ取り便槽からの転換を優先」しつつ、残りの予算額について、浄化槽設置整備事業の新築家屋の浄化槽設置に関する助成に関して、自治体の「人口、財政力指数、汚水処理普及率」を勘案して配分をする。

#### 【補足】不用額の取扱いについて

上記のとおり、過年度、不用額を生じている市町村に対しては、不用額に応じた予算配布額の査定を行うことをご留意いただきたい。具体的には、予算額を超える金額の要望があった場合には原則的に査定を行うほか、不用額の大きい市町村に対して査定することを想定している。

また、大きな不用額を生じている市町村に対しては、都道府県を通じて個別に要因等を確認する。

については、不用額の削減のため、年度途中に行う要望額調査において過大な要望となっていないかの精査、負（マイナス）の金額の要望を行うほか、年度末において年度間調整、事業間調整、繰越しの手続きを行っていただきたい。

### (4) 助成制度の見直し等

#### ① 個人設置整備事業・市町村整備推進事業に係る助成内容の要件の見直し等

以下について交付金の要件見直し、事業の適正化を行い、地域の実情に合った支援制度となるよう実施要綱等の改正を行った。

##### ・単独転換に伴う宅内配管工事費の助成【個人設置・市町村設置】

単独転換への重点化を実施するにあたり、単独転換については、転換後の浄化槽法に定める法定検査（7条、11条）の検査依頼書の添付を要件化した上で、単独転換に係る掛かり増しの宅内配管工事について上限を決めて助成対象とした。

##### ・新築家屋の浄化槽設置及び浄化槽交換の取扱い【個人設置】

浄化槽設置整備事業について、新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の更新については、既存の汚水処理未普及解消につながるものや災害復旧対応に資するものに重点化を行った。

※他の市町村や同一市町村内の下水道区域からの転居により家屋を新築する場合、子供が分家独立した際の新築の場合の浄化槽設置については助成対象。

※助成対象外となるのは、合併処理浄化槽の設置された家屋を建て替え・増築する場合の浄化槽設置や、既設合併処理浄化槽の更新・改築（災害に伴うものは除く）。

・共同浄化槽の設置及び流入管整備への助成【市町村設置】

浄化槽による汚水処理が経済的・効率的な地域において、浄化槽を全戸に個別に設置するよりもその一部又は全部を共同浄化槽として設置する方が汚水処理を効率的・経済的に進めることができる場合、市町村が確保した土地において行う共同浄化槽（100人以内）の整備（流入管を含む）を助成対象とした。

また、共同浄化槽に接続するための流入管整備への助成については、共同浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の費用差額相当の金額を想定した上限額を定めた。さらに、共同浄化槽の設置を対象とすることを踏まえ浄化槽市町村整備推進事業の複数基数要件を撤廃した。

・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件の見直し【個人設置・市町村設置】

性能要件について、より省エネ性能の高い浄化槽が対象となるように見直した。

設置要件について、単独転換等や国土強靭化に伴う防災拠点の浄化槽整備をさらに進めるため、従来の基数要件から事業計画額全体の中の単独転換等の割合等とするように見直した。

・浄化槽市町村整備推進事業の適正化【市町村設置】

浄化槽市町村整備推進事業は、コスト縮減や経営改善に資する「①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を検討することを補助要件とした。加えて、以下の検討状況を把握したうえで、今後の予算配分に反映していくこととした。

- ①公営企業会計の適用について、既に下水道事業と一体的に公営企業会計の検討に着手している地方公共団体のうち、人口3万人以上の団体は2020年度までに適用するとともに、人口3万人未満の団体はできる限り適用すること。
- ②公営企業会計の検討未着手の地方公共団体は2019年度に適用の検討に着手すること。
- ③PFI等の民間活用や大型浄化槽による共同化については、対象整備範囲の状況や市町村内の浄化槽整備に関する実施体制状況を踏まえ、具体的な検討を行うこと。

#### 【参考】 施設整備に関する計画支援事業

共同浄化槽（もしくは戸別に設置する浄化槽）のPFI事業での設置を検討する場合には、施設整備に関する計画支援事業を活用可能。

なお、同事業について、浄化槽事業においては、PFI事業（PFI導入可能性調査、PFI事業者選定アドバイザリー）に活用可能。

※PFI事業で設置しない場合にも、市町村設置型整備事業の助成対象となる。

※検討の結果、PFI事業で設置しないこととなった場合にも、施設整備に関する計画支援事業の助成対象となる（国庫返還の必要はない）。

※申請については、循環型社会形成推進交付金の申請書にて行っていたこととなる。

### ② 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）の補助

#### 対象範囲拡大

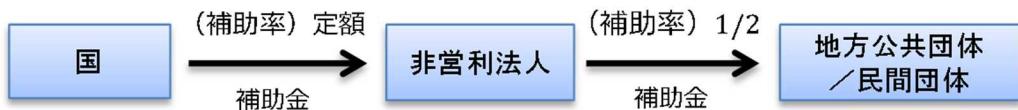
温室効果ガスの排出削減に大きく寄与するとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図ることを目的として、51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる省CO<sub>2</sub>型の高度化設備（高効率プロワ、インバータ制御装置等）の導入・改修事業に対して平成29年度より補助を行っている。

また、平成30年度より旧構造基準に基づき設置された101人槽以上の大型合併処理浄化槽（プロワを使用するものに限る）における、構造の刷新やコンパクト化によって高い省エネルギー効果が見込まれるような浄化槽本体の交換事業についても補助の対象としてきたところであるが、令和元年度から補助メニューを拡大し、新構造基準の浄化槽についても新たに対象とした上で、「60人槽以上」の大型合併処理浄化槽と人槽要件を拡大したところ。

本事業は、従来同様に地方公共団体が所有する浄化槽についても対象となる。

- ・事業実施期間：平成29年度～平成33年度
- ・助成率：1/2
- ・補助対象：地方公共団体、民間団体

## 事業スキーム



## 浄化槽（中・大型浄化槽）省エネルギーシステム導入支援

浄化槽設備では  
浄化槽本体の入替え



大型浄化槽の機械設備の例



○高効率プロワ等

○インバータ装置、タイマー等の  
省エネ運転設備  
など

## エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制

### （3）宅内配管助成にかかる実施状況等調査の結果について

#### ① 宅内配管助成にかかる実施状況調査

令和元年度5月時点における単独転換に伴う宅内配管工事への助成の実施状況等について、各自治体に対して調査を行った。その結果、有効回答があった1,446市町村のうち、国費を利用した宅内配管助成を行っている自治体は225市町村（15.6%）にとどまっている。また、実施をしていない1,221市町村（84.4%）のうち、今後実施予定がある市町村についても130自治体（9.0%）にとどまっている。

改正浄化槽法は単独転換を早急に推し進めるものとなっており、各都道府県においては、今後さらなる単独転換を促進するためにも本制度を積極的に活用頂けるよう、管内市町村への周知等、御協力をよろしくお願ひする。

◎宅内配管助成についての調査

宅内配管工事に対する助成を実施しているか（有効回答1446市町村）

している	していない
225	1221

していないのうち

今年度中に開始予定	来年度以降に実施予定	現在検討中（未定含む）	実施する予定はない	無回答
27	103	547	543	1

開始時期

今年度に開始

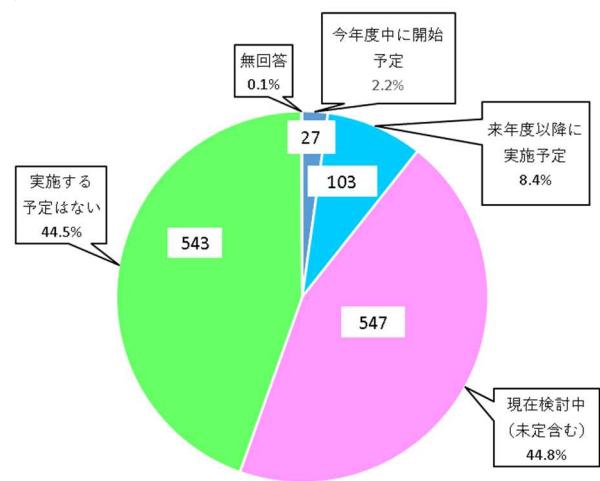
5月	2
6月	3
7月	8
8月	2
9月	3
10月	5
未定	4

来年度以降に開始

令和2年度	92
令和3年度	9
未定	2

宅内配管工事を実施していない

市町村の今後の予定



## 令和元年度国庫助成を利用した宅内配管助成の実施状況（都道府県別）

## ② 市町村整備推進事業における要件の検討状況調査

浄化槽市町村整備推進事業においては、令和元年度よりコスト縮減や経営改善に資する「①PFI 等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を検討することを補助要件としている。これに伴い、浄化槽市町村整備推進事業を行っている自治体に対し、令和元年5月における各項目の検討状況について調査を行った。調査結果によると、有効回答があった市町村整備推進事業を行っている 190 市町村のうち、PFI 等の民間活用を実施しているのは 11 市町村 (5.8%) 、大型浄化槽による共同化を実施しているのは 2 市町村 (1.0%) 、公営企業会計の適用を実施しているのは 42 市町村 (22.1%) と、いずれも低い実施率となっている。

各都道府県においては、これらの制度を積極的に活用し、市町村整備推進事業の経営状況について、健全化が図られるよう管内市町村への周知等、御協力をよろしくお願ひする。

### ◎市町村整備推進事業における要件の検討状況調査

現在の実施状況（有効回答190市町村）

	実施している	実施していない
PFI等の民間活用	11	179
大型浄化槽による共同化	2	188
公営企業会計の適用	42	148

実施していないのうち、実施のための検討を行っているか

	現在検討中	今年度中に検討を行う予定	検討した結果、実施しないこととなった
PFI等の民間活用	67	41	67
大型浄化槽による共同化	73	42	70
公営企業会計の適用	101	33	14

#### (4) 循環型社会形成推進交付金について

廃棄物等の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、廃棄物・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金」を平成17年度に創設し、令和元年度予算においては予算額約425億円、うち浄化槽分約106億円を計上したところである。この制度では、交付の対象となる地域は人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の計画対象地域を構成する市町村となっているが、沖縄、離島、奄美諸島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積に関わらず対象としているところである。

また、当該交付金は循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象としているが、複数の施設ではなく、1施設（例えば浄化槽）のみでも対象としているところである。

当該交付金は市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5か年）に基づき実施される事業の費用に交付する仕組みとなっているが、浄化槽設置整備のみの計画については、従来の生活排水処理基本計画をもって地域計画に代わるものとして取り扱っているので、御留意頂きたい。

※その他、下記の事業を助成対象としているので積極的に御活用頂きたい。

- ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（平成28年度～）
- ・公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業（市町村整備推進事業のみ）  
(平成30年度～)
- ・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業（浄化槽設置整備事業のみ）  
(平成30年度～)

#### 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）令和元年度予算額【単位：百万円】

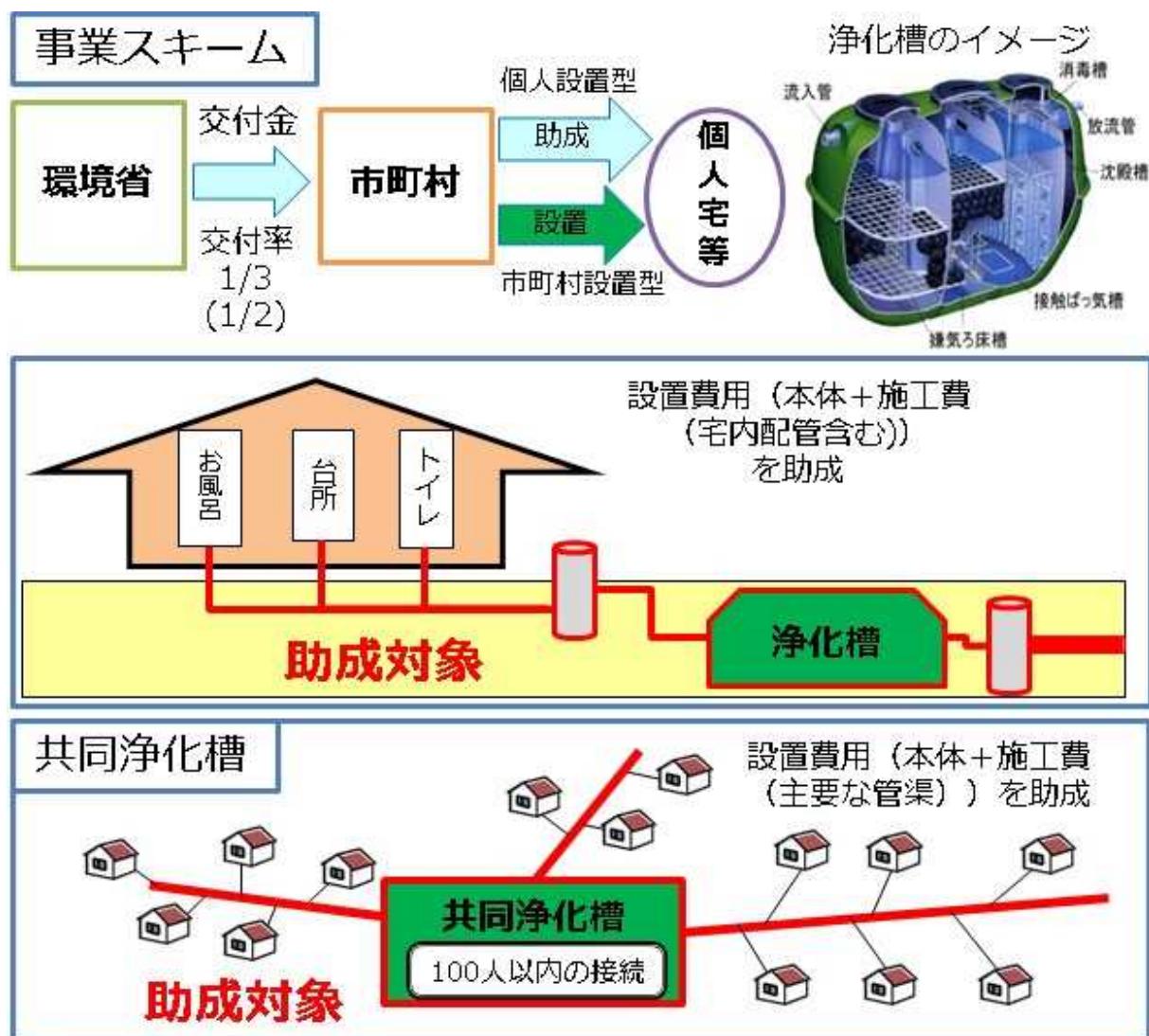
平成30年度 予 算 額 ( 8, 916) 8, 421	令和元年度 予 算 額 ( 9, 978) 9, 577 (注2)	対前年度比 (%) ( 111.9) 113.7
--	--	-----------------------------------

注1：上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

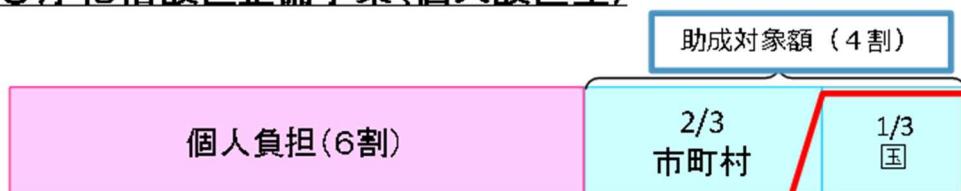
注2：うち臨時特例分（防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策費）10億円

注3：上記のほかに平成30年度補正予算（10億円）を計上

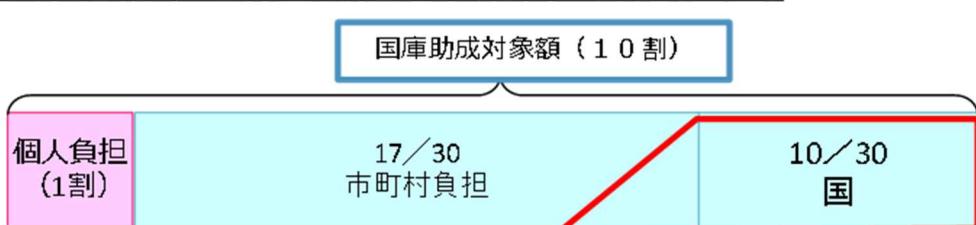
また、循環型社会形成推進交付金においては、新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用を助成する「計画策定調査費」についても、浄化槽台帳の作成等に活用することができる。



### ○浄化槽設置整備事業(個人設置型)



### ○ 浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)



## (5) 地方創生推進交付金(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)について

地方創生推進交付金は、「改正地域再生法」に基づき地方公共団体が作成する「地域再生計画」に対する支援措置である。平成17年度から実施されてきた地域再生基盤強化交付金から再編されたものであり、平成28年度からは地方創生を深化するため、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した自治体が、官民協働・地域間連携・施策間連携等による先導的な事業を「地域再生計画」に記載して認定を受けた場合、交付金を活用することができる。令和元年度は約1,000億円が内閣府に計上されている(浄化槽整備分はその内数となる)。

本交付金には、道整備交付金(市町村道、広域農道、林道)、汚水処理施設整備交付金(公共下水道、集落排水施設、浄化槽)、港整備交付金(港湾施設、漁港施設)という、類似施設を総合的に整備する事業に対して交付を受けることができる3種類の交付金がある。地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付を受けようとする自治体は、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、例えば、「まちづくり」や「定住促進」などの施策の一環として、「生活排水処理」を位置づけるとともに、公共下水道と浄化槽など2種類以上の汚水処理施設を組み合わせて整備する事業を地域再生計画に記載し、内閣府に提出し、認定を受けることにより本交付金の支援対象となる。

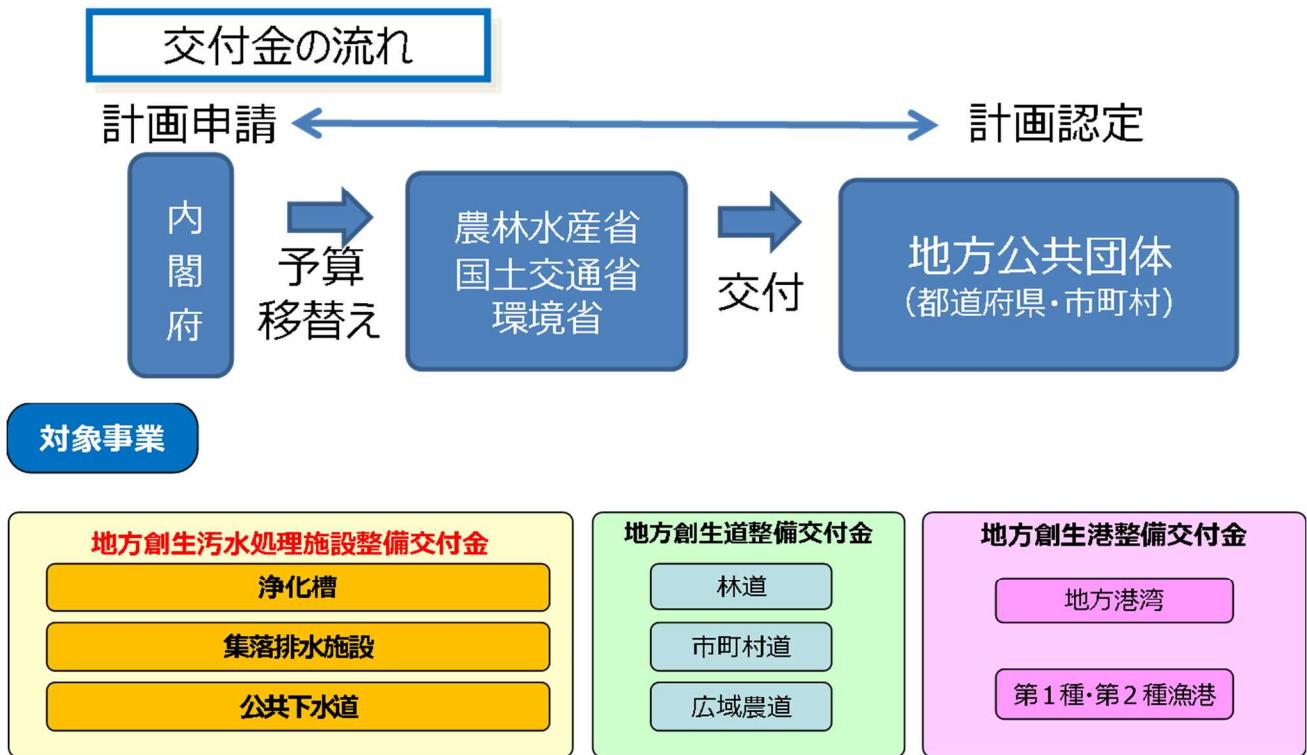
浄化槽整備の場合、助成対象、助成率などは、循環型社会形成推進交付金と基本的に同じであるが、本交付金では、実施にあたって施策効果を高めるためソフト事業との連携が期待されている。

本交付金のメリットとして、年度間での事業量変更や他の施設への交付金の充当が一定の範囲内で簡便にできるという点や、単年度ごとの国・地方の負担割合の調整が可能であり、各施設における交付金の充当率は計画期間全体で所定の割合となるよう調整することができるという点がある。

内閣府ホームページに交付要綱・要領などの関連資料が掲載されている。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>

また、地域再生計画策定にあたっては、内閣府地方創生推進室において事前相談を随時受け付けている。

各都道府県においては、浄化槽整備にあたって本交付金を積極的に活用頂けるよう、本制度の管内市町村への周知等、御協力をよろしくお願いする。



## (6) 東日本大震災復興交付金について

東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のための事業に対し、復興交付金による助成制度が創設され、基幹事業の一つとして浄化槽の復興事業も対象となっている。

復興交付金事業は、毎年度の事業実施に対し助成を行う「単年度事業型」と各市町村において復興事業実施のための基金造成に対し助成を行う「基金造成型」がある。詳細な事業要件等については、復興庁から既に通知されている制度要綱・事業要綱により確認されたい。（令和2年度まで継続）

## 4. 淨化槽の普及促進に向けた取組

今後の汚水処理施設の整備は中小市町村が中心となる中で、浄化槽は効率的に整備することが可能な汚水処理施設であると言えるが、これらの地域において、浄化槽の整備を面的に進めるためには、自治体による積極的な取組が不可欠である。

### (1) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定される。2018年6月19日に、2018年度から2022年度までの5か年の廃棄物処理施設整備計画が閣議決定された。

浄化槽関連の記載について、新計画では、都道府県構想を踏まえた浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基數割合、省エネ型浄化槽の導入によるCO<sub>2</sub>排出削減量を指標として設定している。

#### 第四次廃棄物処理施設整備計画～浄化槽関連の記載概要～

##### 指標及び目標と目標達成に向けた措置

###### 浄化槽整備区域の普及

指標：浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率  
目標：H29年度 50% → H34年度 70%

- 地域の特性を踏まえた下水道等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施。
- 市町村設置型事業を推進し、PFI等の民間活用も積極導入。
- 公営企業会計の適用や適切な使用料徴収等による持続可能な事業を実施。
- 災害対応力を高めるため、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、自立的な用水確保したうえで単独転換を含む浄化槽の整備を推進。

(参考) 現行計画の目標：浄化槽処理人口普及率 9% (平成24年度見込み) → 12% (平成29年度) [実績ベース9.3% (平成28年度)]

###### 単独転換の推進

指標：浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基數割合  
目標：H29年度 62% → H34年度 76%

- 特に、老朽化した単独処理浄化槽を対象に宅内配管工事を含めた転換を推進。
- 公共が所有する単独処理浄化槽も率先して転換推進。
- 浄化槽台帳に法定検査等の結果等も反映、単独転換や浄化槽の管理向上に活用。

###### 省エネ浄化槽整備の推進

指標：省エネ型浄化槽の導入によるCO<sub>2</sub>排出削減量  
目標：H29年度 5万トンCO<sub>2</sub> → H34年度 12万トンCO<sub>2</sub>

- 先進的な省エネ型家庭用浄化槽の導入による省エネ化推進
- エネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等により、省エネ化推進。

##### (2) 浄化槽整備計画の策定について

###### ① 3省統一の都道府県構想策定マニュアルについて

適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を行っていくための「持

続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を国交省、農水省とともに平成26年1月に公表した。このマニュアルでは、今後本格的に人口減少が進み、居住の地域的偏在や世帯構成など居住形態の変化が見込まれることを踏まえ、地区ごとに今後の人口動態・分布の見通しや既存汚水処理施設の設置状況を考慮しつつ、当該地区に最も適した効率的かつ適正な整備手法となるよう検討し、平成26年度以降に都道府県構想の早急な見直しを行うことを求めている。環境省としては、このマニュアルが活用され、地域の実情を踏まえた上で、浄化槽が整備手法として適する地域において、積極的にその導入が進むことを期待している。

各地方公共団体におかれでは、当該マニュアルを踏まえた都道府県構想の見直しと汚水処理整備の推進に関する取組を10年概成に向け加速させるようお願いする。

#### ＜参考資料＞

浄化槽サイト\_持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルについて

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/prefectures/manual.html>  
1

## ② 浄化槽処理促進区域の設定の必要性

今後の汚水処理施設の整備の中心は人口の少ない地域であり、効率的な汚水処理を行っていく上で、浄化槽の果たすべき役割がますます重要になっている。しかしながら、全国で策定されている汚水処理施設の整備構想において、浄化槽により汚水を処理する区域を、下水道、農業集落排水施設等で処理する区域以外という消極的な設定としている状況がみられる。計画的に汚水処理の整備を推進していくにあたって、浄化槽の特性を活かし、汚水処理施設の未整備の早期解消に向け、浄化槽の整備区域を積極的に設定することが重要である。

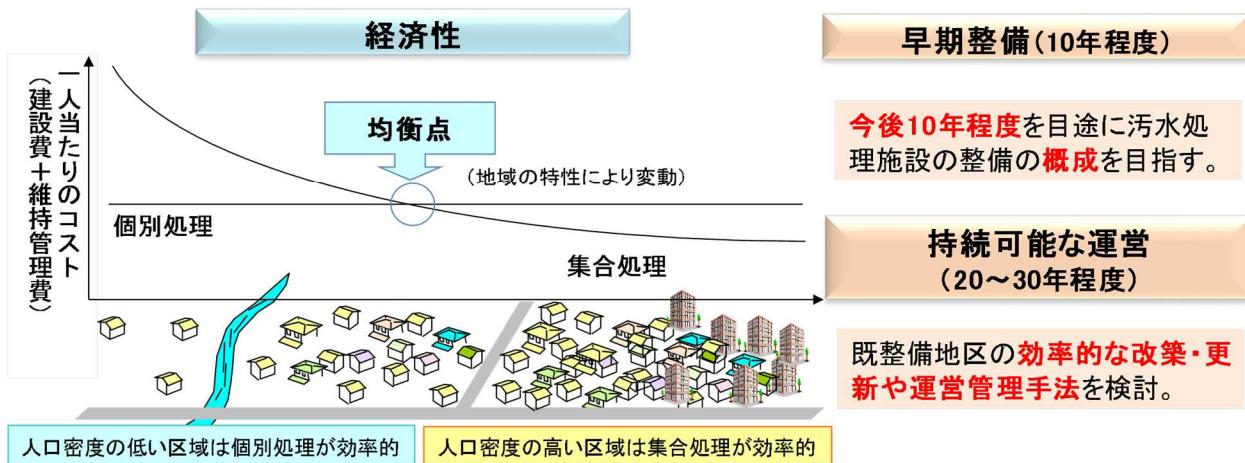
今般の法改正においては、自然的経済的・社会的観点からみて浄化槽による汚水処理を特に促進する必要がある区域を「浄化槽処理促進区域」として、市町村が指定できることとなった。浄化槽処理促進区域の指定にあたっては、都道府県構想を踏まえて行っていただきたい。

## 都道府県構想の見直し

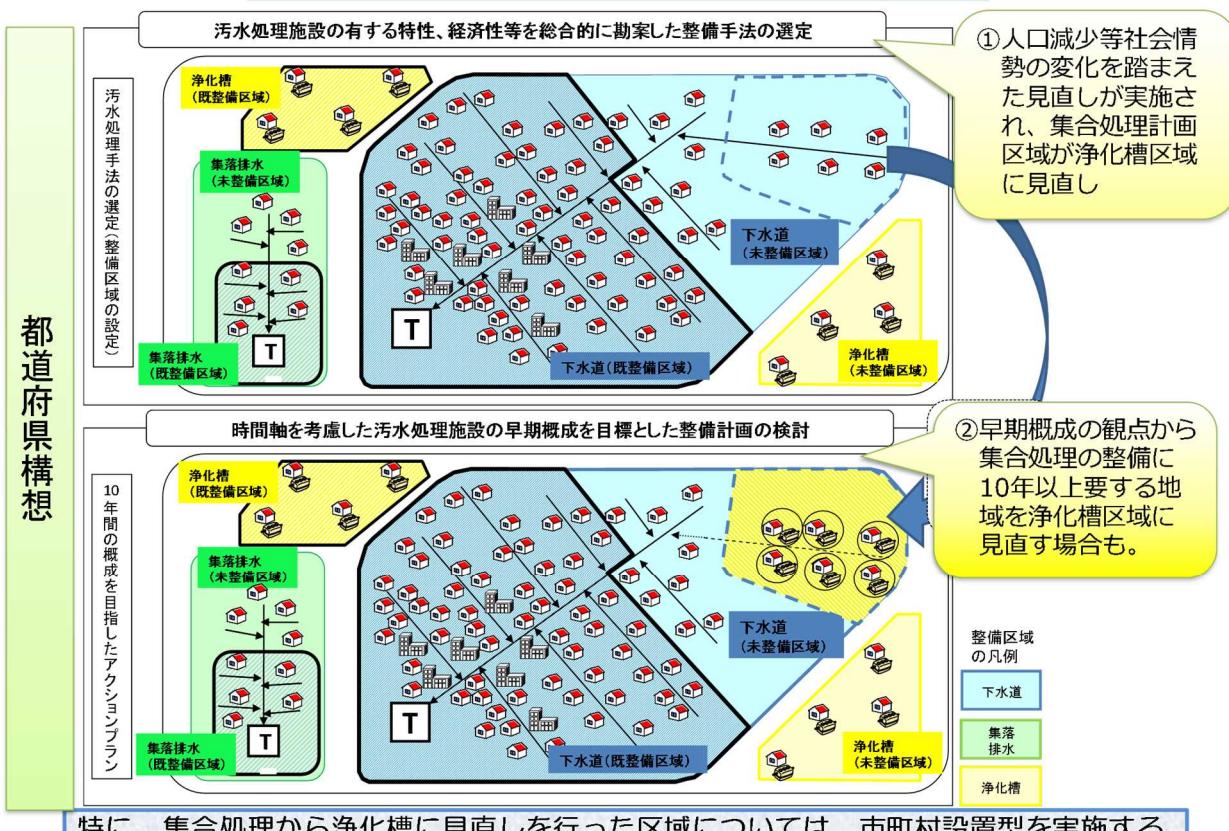
### ○都道府県構想の目的

市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、地域のニーズを踏まえ、適切な役割分担の下、計画的に実施していくために、都道府県が市町村と連携して策定（平成7年の3省通知に基づく制度）。

【持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成26年1月30日通知）】  
⇒新マニュアルを踏まえ、アクションプランを含めた都道府県構想の平成26年度以降の早急な見直しを推進



### 期待される今後の浄化槽整備の方向性（例）



## 都道府県構想策定マニュアル要旨①

## 都道府県構想策定マニュアル

- 人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の徹底した見直しを加速させるため、汚水処理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一して作成した初のマニュアル。

- ①時間軸の観点を盛り込み、中期(10年程度)での早期整備と共に、長期(20～30年)での持続的な汚水処理システム構築を目指す。
  - ②中期的なスパンとしては、汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込み、10年程度を目途に汚水処理の「概成」を目指した、より弾力的な手法を検討する。
  - ③長期的なスパン(20～30年程度)では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含める。
  - ④整備・運営管理手法については、住民の意向等の地域のニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用、汚泥の利活用の可能性、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、各地域における優先順位を十分検討した上で選定する。

## 都道府県構想策定マニュアル要旨②

## ● 都道府県構想策定手順・マニュアルの構成

I 本 編

第1章 総 論

## 第2章 策定方針の決定・基礎調査の実施 ・都道府県から計画見直しに関する方針の提

### 第3章 検討単位区域の設定

## 第4章 処理区域の設定

・人口減少等社会情勢の変化を勘案し、集合から個別へ見直し

## 第5章 整備・運営管理手法の選定

## 第6章 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定 ・市町村設置を積極的に検討

## 第7章 汚泥処理の基本方針・計画

## 第8章 都道府県構想策定時の住民関与と進捗状況の見える化

## II 事例集

先進的な事例等、策定にあたって参考となる事例  
まずは「東北復興戦略」(昭和21年)を紹介

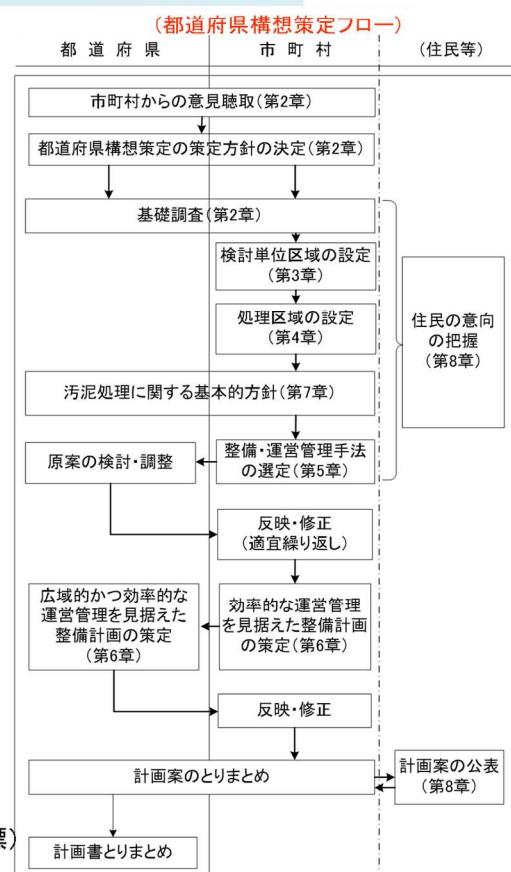
- ・静岡県富士市: GISを活用した浄化槽台帳の整備  
大阪府富田林市: PEI事業による定期点検制度の導入

・大阪府富田林市：PFI事業による官民が連携した浄化槽の整備  
・堺市：平成23年までに普及率100%を目指し構想を発表

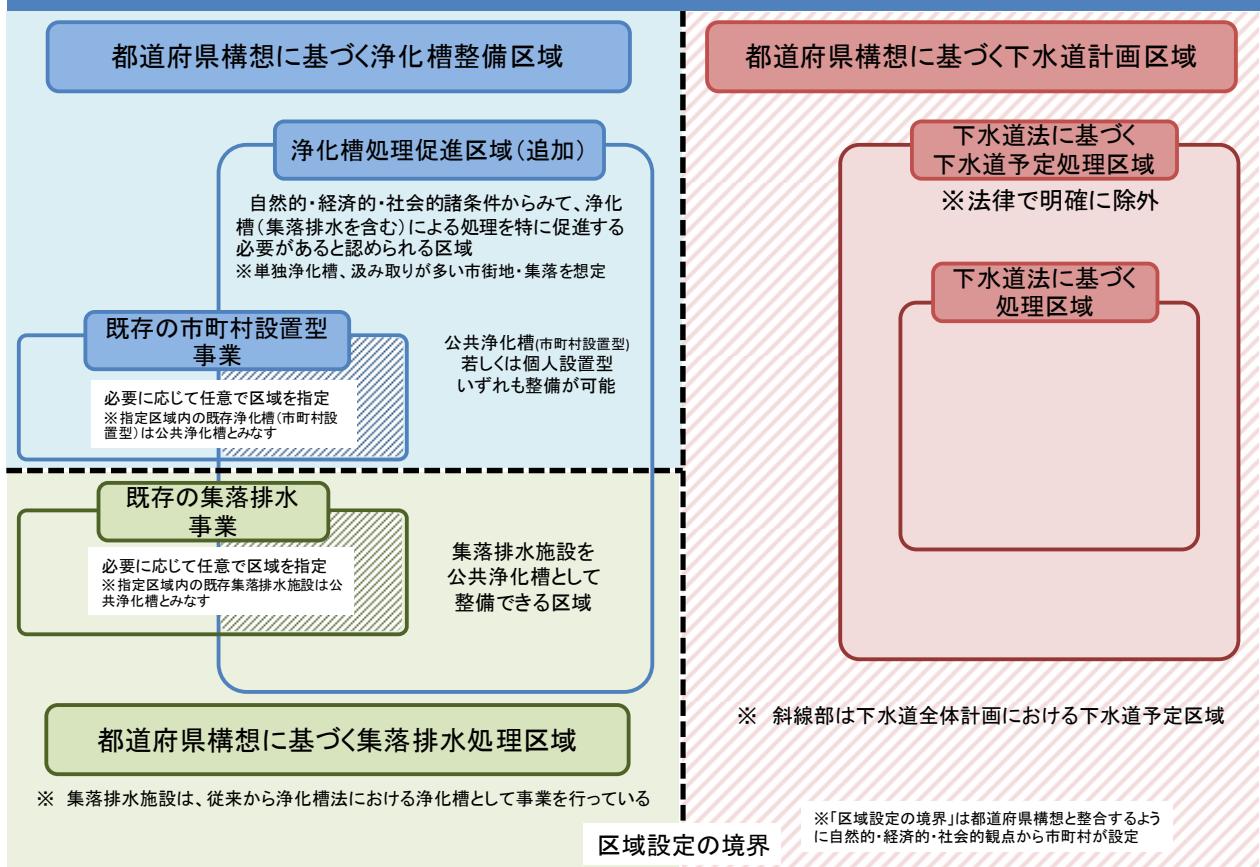
・埼玉県:平成37年までに普及率100%を目指し構想を見直し

### III 資料編

マニュアルに提示した資料の根拠や目標値のベンチマーク(指標)に関する資料等(浄化槽の使用実績を「30年～50年」に)



## 浄化槽処理整備区域の概念図



### ③ 市町村設置型事業（公共浄化槽）の推進

都道府県構想や生活排水処理計画に基づき、汚水処理施設として浄化槽を導入する場合の整備手法としては、個人（住民）が浄化槽を設置して維持管理を行う個人設置型と、市町村が主体となって浄化槽を設置し維持管理も行う市町村設置型がある。市町村においては、住民の意向等の地域ニーズを踏まえ、水環境の保全や市町村財政等を総合的に勘案した上で、「個人設置型」と「市町村設置型」のいずれかにより浄化槽の整備を進めることとなる。（今般の法改正において、浄化槽市町村整備推進事業は「公共浄化槽」として法定化されたところである。）

市町村設置型を推進する浄化槽市町村整備推進事業は、住民の設置時や維持管理における金銭的な負担や手間を軽減することから、浄化槽整備の普及促進が見込まれるとともに、維持管理の適正化も期待される。また、都道府県構想の見直しに基づき集合処理から浄化槽に見直された区域において、見直し前の集合処理と同等の公共サービスを提供し、かつ早期概成を進める上で、浄化槽市町村整備推進事業は極めて有効なツールであると考えている。各地方公共団体におかれては、浄化槽の普及

推進及び維持管理の適正化に向けて効果的な施策である浄化槽市町村整備推進事業が市町村において積極的に実施されるよう、ご協力をよろしくお願いする。

#### ＜参考資料＞

浄化槽サイト\_市町村浄化槽整備計画策定マニュアル

[http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/preparation\\_plan\\_manual.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/preparation_plan_manual.pdf)

## 市町村浄化槽整備計画策定マニュアルの概要

### （背景）

- ・汚水処理普及率が低い小規模市町村における早急な浄化槽整備の必要性
- ・浄化槽市町村整備推進事業の実施にあたって市町村のコスト負担がある

### （目的）

- ・市町村における浄化槽整備計画策定の重要性の周知
- ・市町村設置事業の負担軽減に向けたPFI等の民間活用手法の提案

※平成26年2月作成・情報共有

### ○浄化槽整備区域の設定

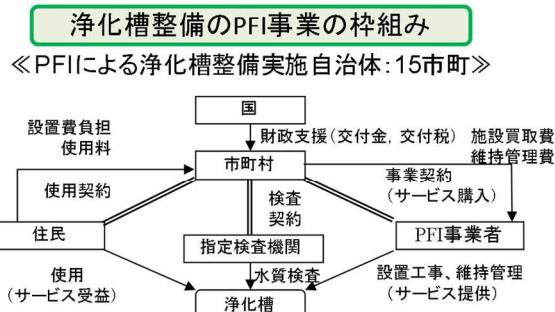
- ・生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画
- ・浄化槽の整備手法・計画

### ○市町村設置型による事業計画

### ○民間活用

- ・浄化槽PFI事業の導入
- ・PFI手法以外の民間活用手法
- ・PFI事業可能性評価ソフト
- ・市町村設置事業・浄化槽PFI事業のモデル検討事例

・PFI事業では、民間の資金調達と優れた技術やノウハウを発揮することが期待される  
・PFI手法の導入による事業費の削減、住民サービスの向上、市町村職員負担の抑制



### （3）浄化槽事業における民間活用について

全国的な自治体の財政難、人員やノウハウの不足を解決するため、浄化槽事業においても、先進的な自治体においてPFI事業が実施されている。環境省では浄化槽のPFI事業に関する情報・知見の整理に加え、PFI事業の更なる推進手法や新たな官民連携のあり方の検討を進め、平成26年2月に「市町村

「浄化槽整備計画策定マニュアル」を策定し、浄化槽整備計画の重要性を周知するとともに、浄化槽市町村整備推進事業における市町村負担の軽減法としてPFI事業による民間活用の解説及び事例紹介等を行った。

各地方公共団体におかれては、浄化槽市町村整備推進事業への民間活用を検討していただくため、「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」の周知・活用等にご協力をよろしくお願いする。

また、環境研究総合推進費により開発されたPFI導入判定ソフト及びその操作マニュアルをホームページ上で提供しているので活用されたい。

＜参考資料＞

浄化槽サイト\_PFI導入判定ソフト

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pfi/index.html>

#### （4）単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換について

し尿のみを処理し、生活雑排水を処理することができない単独処理浄化槽（みなし浄化槽）については、平成12年の浄化槽法改正により、原則として新規に設置することが禁止され、以後の設置基数は緩やかに減少しているものの、平成29年度末現在においても、なお約391万基が残存している状況にある。

既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置の際に支障となる単独処理浄化槽の撤去費用に対する助成について、平成23年度から施工上の制約により撤去跡地以外での転換を図る場合にも、撤去費への助成が認められるよう要件の緩和措置を講じたところである。各都道府県におかれては、浄化槽整備の助成制度と合わせてこれらの制度を活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するよう、管内市町村へ事業内容の周知と積極的な指導をお願いする。

併せて、省エネタイプの浄化槽を導入し、浄化槽の普及率を増加させるとともに一定割合以上の単独処理浄化槽の転換を行う場合には、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」として、助成率引き上げの対象となることから効果的に活用されるようお願いする。

一方で単独処理浄化槽を設置した住民にとっては、既に水洗化という利便性が確保されており、転換へのインセンティブが働きにくい。「浄化槽行政ブロック会議」で出された意見等から、単独処理浄化槽の実態把握に資する浄化槽台帳の整備や、普及啓発の徹底等の課題を把握している。自治体における実施体制づくりを始め、住民に対する継続的な周知（負担軽減措置の説明含む）や関係団体との協力関係の構築などが重要である。各地方公共団体におかれては、この点も踏まえ市町村での取組が推進されるよう、適切な指導や支援をお願いする。

## ① 単独処理浄化槽撤去費および単独転換時宅内配管費に関する助成制度の活用

これまで、合併処理浄化槽への転換に対する助成制度の拡充を進めてきており、平成28年度からは、単独処理浄化槽の撤去について、施工上の制約の有無に関わらず、同一敷地内に設置する場合は助成対象としている。さらに令和元年度からは、単独処理浄化槽からの転換にかかる宅内配管についても新たに補助対象となった。既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、各地方公共団体においては、市町村への事業内容の周知等、引き続き、当該制度の活用をお願いする。

### (当該制度の概要)

既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去や宅内配管工事が必要となる場合において、次の要件を満たすものについては基準額の特例を適用する。

#### 〈単独処理浄化槽撤去費〉

- ・対象地域  
市町村が定める浄化槽整備区域
- ・基準額の特例の内容

合併処理浄化槽とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽等の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額に最大9万円を加えた額を基準額とする）

#### 〈単独転換に伴う宅内配管工事の対象及び工事費〉

- ・対象となる宅内配管  
合併処理浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水）、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管。

#### ・基準額の特例の内容

単独処理浄化槽からの転換に伴う浄化槽の設置とこれに伴い必要となる宅内配管工事に要する費用が、現行の浄化槽の基準額に30万円（宅内配管工事に係る費用）を加えた金額及び撤去費の特例との合算額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額を超える額は9万円と30万円を合算した額までとする）

## 5. 淨化槽の維持管理の強化等について

### (1) 法定検査の受検の徹底

淨化槽法第7条及び第11条の水質に関する検査については、淨化槽がその所期の機能が発揮されていることを公的な第三者機関が検査するものであり、その受検が淨化槽管理者に義務付けられている。年々受検率は向上しているが、平成29年度の受検率は淨化槽設置後に行う第7条検査で94.5%、毎年1回行う第11条検査で41.8%（合併処理淨化槽においては、60.4%）と特に第11条検査の受検率は未だ不十分な状況にあり、受検の徹底が課題となっている。また、都道府県別に見た時に、第11条検査の受検率8割超過が6道県あるのに対し、2割以下が9都府県あるなど、地域の取組による差が大きくなっている。

このような背景から、平成17年の淨化槽法改正において、法定検査を受検しない者に対する指導・助言、勧告及び命令といった都道府県の指導監督に係る規定や、淨化槽の廃止、法定検査の結果等を都道府県が確実に把握できる制度を設けたところである。

このような法改正の趣旨にかんがみ、未受検者に対して指導監督を適切に行うとともに、特に第11条検査の受検率の低い都道府県においては、指定検査機関との一層の連携を図りつつ、組織的な維持管理実施のための体制整備や、検査の在り方の改善、淨化槽台帳の精査等、受検率向上のための具体的な方策を早急に講じられるようお願いする。

また、今般の法改正において、都道府県知事に対し、淨化槽台帳整備が義務づけられた。都道府県においては、淨化槽台帳を活用し、定期検査の受検の指導を行っていただきたい。

### (2) 効果的・効率的な法定検査体制の構築

淨化槽の信頼性向上のため、水質の保全に関して必要な対応を図ることができる法定検査方法を示すことが必要との考えから、平成17年度以降、法定検査の見直しのあり方について検討を進めているところである。

平成28年2月、効率化検査を実施している都道府県を対象にフォローアップ調査を行うとともに、全国を対象に法定検査に関するアンケート調査を行った。これらの結果も踏まえながら、平成28年1月～3月に「淨化槽の法定検査のあり方に関する検討会」を3回開催し、同年3月に法定検査のあるべき姿として、「効果的・効率的な法定検査の条件」をとりまとめた。

これらの条件を満たす法定検査制度を推進し、受検率の向上を図るため、前年度に引き継いで効果的・効率的な法定検査の推進に向けた検討を行った。また、全国の指定検査機関を対象に法定検査に関する全国会議を開催することにより、検討結果から得られた受検率向上策等について情報提供した

ところである。

各地方公共団体におかれでは、これらの条件を満たす法定検査体制の構築に向け、浄化槽管理者の手続きを容易にする取組み（ワンストップサービス等）による負担の軽減や、法定検査受検率向上に向けた施策の実施をお願いする。

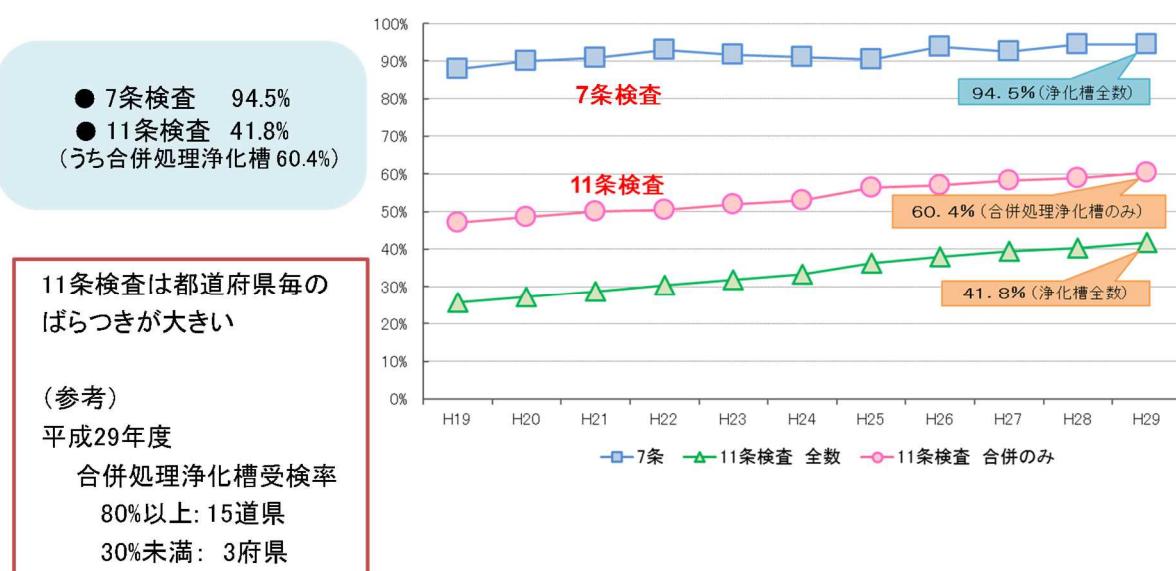
### （3）BOD 検査の導入等

第11条検査へのBOD検査の導入は、処理状況を数値化するもので、設置者にとってよりわかりやすい検査結果を得られるものであり、設置者の第11条検査への理解を深める面でも効果的であると考えられる。また、平成17年の浄化槽法改正において、BODによ

る浄化槽からの放流水の水質基準が設けられたこと等を踏まえると、可及的速やかにBOD検査の導入を図ることが必要と考えられる。

環境省では、法定検査の効率的な推進等を図る趣旨から、平成7年6月に検査項目、検査方法等の一部を改正して通知したところである。この趣旨に沿って、第11条検査にBODを導入した場合には他の検査項目の一部を軽減できることとしている。これらの制度も活用しつつ、既に、全国47都道府県のうち42の都道府県では、BOD検査を導入しており、BOD検査を未だ導入していない残りの都道府県においても、BOD検査の早急な導入、及びそのための指定検査機関の体制整備をお願いする。

### （4）台帳整備の推進



自治体において「浄化槽台帳」の整備を進め、浄化槽の設置状況や維持管理状況を把握することは、その適切な維持管理を確保するために有効である。また、東日本大震災においては、地図情報システム（GIS）を活用した浄化槽台帳が被災浄化槽の効率的な復旧に役立ったという事例もある。

このため、先進事例も参考としながら、台帳の電子化や情報管理における関係者の連携、GIS の活用など、台帳の整備及び施策への活用を促進する手法の検討を進めてきた。これらの結果について、平成 26 年 3 月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」として整理し、昨年 3 月に、より実態に即した内容となるよう第 2 版として改訂し、浄化槽の適正な維持管理の確保における台帳管理の重要性を周知するとともに、具体的な電子データベースの構築手順として、GIS（地理情報システム）等の解説やモデル紹介を行った。一方で、自治体における浄化槽台帳システムの導入にあたっては、構築に係る費用及びノウハウ不足のためマニュアルだけでは導入は難しい、業務負担の増加、個人情報の取扱い等が導入促進の妨げとなっているといった課題を踏まえ、平成 27 年度に、マニュアルに基づく浄化槽台帳システムの導入をモデル的に支援する事業として「浄化槽情報基盤整備支援事業」を実施した。この事例を「浄化槽台帳システムの整備導入に関する事例」としてとりまとめたので、各地方公共団体における台帳整備の推進において、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版」と併せてご活用いただいてきたところである。

今回の法改正により、環境省として「浄化槽台帳システムの構築」を推進していく必要があることから、令和元年度は運用環境や運用手法及び浄化槽台帳プロトタイプの構築を実施予定であり、令和 2 年度においてはシステムに伴う運用ガイドラインの取りまとめを行い、令和 3 年度において環境省 HPにおいて各地方自治体へ配布していきたい。

#### ＜参考資料＞

浄化槽サイト\_浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/ledger-introduction-manual.pdf>

浄化槽台帳システムの整備導入に関する事例

[https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/ledger/pdf/h27-introduction\\_example.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/ledger/pdf/h27-introduction_example.pdf)

## 6. その他

### (1) 震災を踏まえた対応について

環境省では、東日本大震災の被害調査結果を踏まえ、平成22年3月に策定した「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」を第2版として、より実務的なマニュアルへ改定を行った（平成24年3月）。また、東日本大震災において、1週間程度で設置できる浄化槽の特長を活かし、多くの応急仮設住宅に設置されたことを踏まえ、平成26年2月に「応急仮設住宅に設置される浄化槽の施工・維持管理・有効利用における留意点」をとりまとめた。

平成27年3月に仙台で行われた第3回国連防災世界会議においては、「浄化槽における災害対策」と題するパンフレットの配布等により浄化槽の災害対応についての情報提供を行った。

各地方公共団体におかれでは、「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」等の市町村への周知等を含め、浄化槽に係る地域の災害対応力強化に取り組まれたい。

#### ＜参考資料＞

浄化槽サイト\_災害時の浄化槽被害等対策マニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/manual04.html>

浄化槽サイト\_応急仮設住宅に設置される浄化槽の施工・維持管理・有効利用における留意点

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/makeshifthouse-consideration.pdf>

浄化槽サイト\_浄化槽における災害対策

[http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj\\_full.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj_full.pdf)

浄化槽サイト\_Disaster Countermeasures for Johkasou

[http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj-en\\_full.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj-en_full.pdf)

### (2) 国土強靭化に関する施策について

平成30年6月に実施された脆弱性評価の結果や、30年度に起った災害を受けて実施された「重要インフラの緊急点検」等を受け、平成30年12月14日に国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための新たな「国土強靭化基本計画」が閣議決定されたところである。本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」の一つとして「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」が想定されており、これに対する「事前に備えるべき目標」として「ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる」が設定されている。また、

国土強靭化の推進方針として、法定検査の徹底・単独浄化槽の転換促進により個別分散型処理システムを構築、あわせて浄化槽台帳システム整備をすることで浄化槽システム全体の災害対応力強化を図ることが新たに定められた。

さらに、上記の「重要インフラの緊急点検」を受けて国土強靭化基本計画と同日付で閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」において、早期に転換が必要な単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する「全国の浄化槽に関する緊急対策」、各自治体に向けた長寿命化計画策定のガイドラインを作成する「浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策」を行うことが盛り込まれた。

各地方公共団体におかれても国土強靭化基本計画等を踏まえ、単独転換のさらなる推進や GIS を活用した効果的・効率的な管理体制の構築や市町村との連携等、浄化槽システムの強靭化に取り組まれたい。

また、平成29年3月23日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知（国住指第4338号）において、災害避難所等の汚物処理の設備として、下水道整備区域内であっても下水道に連結しないで合併処理浄化槽を使用できることについて周知が図られた。併せて、災害時の利用を想定しつつ、通常時は公共下水道に放流することを前提に、下水道処理区域内の避難所等の建築物にあらかじめ合併処理浄化槽を設けることができることについても示された。この点について、管内の市町村にも周知頂きたい。

### （3）水循環基本法について

平成26年7月に「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること（法第一条）」を目的に水循環基本法が施行されたところである。この法律に基づく水循環に関する施策の基本となる計画として平成27年7月に策定された「水循環基本計画」の中では、生活排水処理施設として健全な水環境の保全に寄与する浄化槽に関する施策も位置付けているので、各地方公共団体におかれでは、これらの施策を踏まえた取組の推進をお願いする。

### （4）地域住民の環境意識の高揚

近年、国民の環境保全に対する意識が向上しているが、浄化槽の環境保全上や経済的に優れた点に関する知見等については、これまで関係者のみにとどまっており、一般の住民やNPO等に対しては、必ずしも十分に周知できていないことから、浄化槽に関する様々な情報を発信していくことが重要である。

また、浄化槽等の汚水処理施設が設置されていない家庭等（単独処理浄化槽の家庭を含む）については、当然ながら公共用水域等への汚濁負荷が高く

なることから、都道府県はもとより市町村としても網羅的にその状況を把握するとともに、浄化槽の設置等に対して積極的な働きかけを行うことも必要である。

このような、地域での取組は、環境保全活動、環境教育等の活動を行っているNPO等との連携を強化して行われることが望ましい。

令和元年度においては、自治体、市民、NPO等における浄化槽の普及啓発のためのフォーラムや行政会議を引き続き実施する。

各地方公共団体におかれてもその趣旨をご理解の上、ご協力をよろしくお願いする。

## （5）浄化槽の国際展開について

環境省では、国連持続可能な開発目標に掲げられた国際的な衛生問題の解決のためワークショップ等による国際ネットワークの構築、官民連携による展開も視野に入れた浄化槽技術移転と案件形成を目的とするセミナー及び現地調査、アジア太平洋地域の衛生分野の情報共有の国際拠点として発足した日本サニテーションコンソーシアムとの連携、国立環境研究所による ASEAN 諸国への浄化槽の政策・制度（性能評価試験等）と技術の提案等により、日本発の優れた技術である浄化槽等の分散型汚水処理システムの普及に向けた一層の取組を展開している。

令和元年度も平成30年度に引き続き、浄化槽等の分散型汚水処理システムに関するワークショップを開催する予定である（ベトナム・ハノイ 9月）。また、平成29年度より浄化槽セミナー及び現地調査を開催しており、令和元年度も継続して実施し、浄化槽関連企業の海外展開を後押しすると共に、日本の優れた技術である浄化槽を更に普及させていく。

なお、平成30年度までの取組で、浄化槽に関する英語資料や視覚教材を作成しており、各地方公共団体におかれでは、このような資料もご活用いただき、管内での国際的な取組において浄化槽の紹介を行うなど、浄化槽等分散型汚水処理システムの国際的な展開に向けてもご協力をよろしくお願いする。

### ＜参考資料＞

浄化槽サイト\_Night Soil Treatment and Decentralized Wastewater Treatment Systems in Japan  
[https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/wts\\_full.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/wts_full.pdf)



# 廃棄物規制課



# 1. 昨今の廃プラスチック類等の処理状況

## (1) 外国政府による廃棄物の輸入規制等の影響

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、年間約 700 万トン程度が排出されているところ、平成 29 年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置以前は、年間約 150 万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成 30 年の輸出量は約 100 万トン程度にとどまっているところである。これらの影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じているとの声が多くの産業廃棄物処理業者から寄せられている。

令和元年 5 月 20 日に公表した「外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関する調査結果」によると、32.0% (39 件) の自治体から保管基準違反及び保管量の増加傾向を確認したとの回答があり、このうち、改善命令の発出に至ったものが 2 件あった。平成 31 年 2 月末時点では、外国政府の輸入規制等の影響による廃プラスチック類の不法投棄は、自治体においては確認されていない。一方、現時点では生活環境保全上の支障の発生は確認されていないものの、一部地域において上限超過等の保管基準違反が増加し、一部は改善命令の発出に至っていること、処理業者において保管量の増加もみられることなどから、引き続き、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生する懸念がある状況が継続していると認識している。

## (2) これまでの対応状況

### ① 不法投棄の監視強化等

平成 30 年 10 月 17 日付けで都道府県等あて「『外国政府による廃棄物の輸入規制等係影響に関するアンケート調査』について（報告）」に合わせ、廃プラスチック類の不法投棄が発生しないよう普及啓発や不法投棄等の監視について、より一層強化いただくようお願いした。

外国政府による廃棄物の輸入規制等に係るものとして廃プラスチック類の不法投棄等の不適正処理が確認された際には、当省あて速やかにご一報願いたい。

### ② 廃棄物処理公社等での廃プラスチック類の受入依頼

平成 30 年 11 月 16 日付けで都道府県等あて「廃棄物処理公社等での廃プラスチック類の受入について（依頼）」の事務連絡を発出した。

廃プラスチック類の不法投棄等不適正事案が発生しないよう、国内の円滑な処理に向けて、廃棄物処理公社等関係事業者（廃棄物処理センター、廃棄物処理を行う公共関与の法人などを含む）での廃プラスチック類の受入にご配意願いたい。

また、大量の廃プラスチック類の不法投棄などが発生し、緊急に処理する必要が生じた際には、都道府県等を通じて相談させていただくこともあるので、その際は協力願いたい。

### ③ プラスチックリサイクル施設導入に対する補助事業

中華人民共和国等の使用済プラスチック等の輸入禁止措置に対応とともに、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保するため、プラスチックの高度なリサイクルに資する設備への補助事業を平成30年度より大幅に拡充したところである。各都道府県・各政令市においては、プラスチックの処理を行う事業者に対して本制度を周知し、活用を促進されたい。

## （3）廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）

（1）に示したような状況を踏まえ、令和元年5月20日付で都道府県等あて「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」を発出した。本通知は、当面の対策を示しており、重要と考える事項から順に記載している。以下に主要な部分を抜粋し示すので、特に留意いただき、御協力願うとともに、貴管内の排出事業者及び処理業者への周知及び指導頂くようお願いしたい。

### ① 広域的な処理の円滑化のための手続等の合理化について

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。このような廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により要請してきたところである。

特に廃プラスチック類については、国内における処理が逼迫している状況に鑑み、広域的な処理の円滑化及び不適正処理の防止のため、これらの搬入規制の廃止、緩和を速やかに実施されたいこと。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたい。

### ② 排出事業者責任の徹底

排出事業者は、廃棄物処理法の規定により、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理をするか、他人に委託する場合には処理業者等の同法において他人の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならないとされており、その責任は極めて重いものである。

廃プラスチック類の処理に当たっては、広域的な処理に係る運搬費用の増加や廃プラスチック類の処理に係る中間処理後の二次委託先における処理料金の値上げ等により処理コストが増加傾向にあるものの、処理業者からは、これに対応するための処理料金の値上げについて、排出事業者の理解が得られないとの声も上がっている。

廃棄物処理法第19条の6の規定において、排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に關し適正な対価を支払うことが求められており、委託先の処理業者による不適正処理により生活環境の保全上支障が生じた場合等においては、排出事業者が措置命令の対象となる可能性もあるため、各都道府県・各政令市におかれては、処理業者だけでなく、排出事業者に対しても廃プラスチック類の処理が逼迫していることを周知するとともに、分別の徹底及び適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について指導ありたい。

さらに、廃棄物処理法第12条第7項や第12条の3第8項などの排出事業者に係る規定が適切に運用されているかを確認し、適正処理が確保されるよう、必要に応じて指導を強化されたい。

### ③ 産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理

廃棄物処理法第11条2項に規定されているとおり、市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。このことを踏まえ、ごみ焼却施設又は廃プラスチック類の再生施設等を保有する市町村においては、今般の状況に鑑み、当該施設において、緊急避難措置として、必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受入れて処理することについて、積極的に検討されたい。

（中略）

産業廃棄物を受け入れる際には、排出事業者責任等を勘案し処理費用として料金を徴収するなど、市町村財政に負担をかけないこととする。料金水準については、例えば、産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の処理料金の水準と同等とすること等が考えられる。

### （4）バーゼル条約附属書改正

本年4月29日から5月10日にスイス（ジュネーブ）で開催された、第14回バーゼル条約締約国会議において、我が国は、ノルウェーと共同で、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを条約の規制対象とする旨を提案し、今次会合において決定された。改正附属書は令和3年1月1日に発効する予定で、それ以後、汚れたプラスチックごみの輸出入が国際的に規制されることとなる。

## 2. 排出事業者責任について

排出事業者責任については、廃棄物処理法第3条第1項において、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと規定されている（排出事業者責任）。その重要性については、かねてから通知等により周知を図ってきたところである。

平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県・市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」と指摘を受けたことを踏まえ、排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（環廃対発第1703212号環廃産発第1703211号平成29年3月21日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長産業廃棄物課長通知）を発出した。

また、排出事業者が果たすべき責務（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）をチェックリストにまとめた「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」（環廃産発第1706201号平成29年6月20日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を発出した。

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがある。

このように、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、法第12条第7項において、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずることとされている。これに関し、具体的な措置として自治体の条例において現地確認を義務付けること等を定めているものが見受けられるところであるが、「必要な措置」とは、注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、施設を実地に確認する方法や他者が間接的に確認する方法などの措置を講ずれば免責されるというものではない。この注意義務は、

例えば現地確認を他者に任せきりにするなどによって果たせるものではなく、排出事業者自らの責任において適切に履行すべきものである。

また、上記の注意義務を怠った場合や排出事業者の委託基準及び管理票の義務等に係る違反によって、不適正処理が行われた場合又はそのような義務等に何ら違反していないが適正な対価を負担していない等の一定の要件を満たす場合において生活環境保全上の支障が認められるときは、積極的に措置命令を発出するなど、不適正処理を行った者のみならず、排出事業者の責任を追及することも重要である。今般改訂した

「行政処分の指針について」環循規発第18033028号（平成30年3月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、事案に応じて、排出事業者の責任の追及をお願いしたい。

さらに、今般、環境省のウェブサイト上にも排出事業者責任の徹底を図る特設サイトを開設したところ、各都道府県・政令市においても、排出事業者が処理責任を適切に果たすよう指導及び周知徹底等をお願いしたい。

なお、法令や条例といった、事業者の行為や事務取扱いの標準となるもの（規則）が廃棄物処理法の規定に相反する内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい（例えば、規則で委託契約書の省略を定めている場合であっても、産業廃棄物処理の委託に当たっては廃棄物処理法に基づき書面による契約が必要となる。）。

＜参考＞

排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

行政処分の指針について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/shishin18033028.pdf>

### 3. PCB廃棄物処理に向けた取組について

＜参考＞

環境省 PCB廃棄物関連ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

#### （1）北九州PCB廃棄物処理事業（変圧器・コンデンサー等）の完了について

北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等については、平成16年の操業開始から約1万2,000の事業者が保有していた、変圧器約3,000台、コンデンサー約5万9,000台の計約6万2,000台を処理し、平成31年3月に計画どおり処理を完了した。操業を終了したJESCO北九州PCB処理事業所（第1期施設）については、安全第一で解体撤去を進めている。北九州事業対象地域の先行的な取組や事例を他の地域における取組に展開し、国全体のPCB廃棄物処理事業を更に推進していく。

#### （2）地方公共団体の率先実行について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」においては、地方公共団体の役割として、地方公共団体自らも率先してその保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることができることから、各都道府県・政令市におかれても、積極的な取組をお願いする。また、各都道府県におかれても、貴管下の市町村に関しても、同様の取組を促進していただきたい。

#### （3）PCB廃棄物に係る留意事項について

##### ① 高濃度PCB廃棄物について

高濃度PCB廃棄物の処理を計画的に進めていくためには、JESCOでの着実な処理の実施に加え、各都道府県・政令市による保管事業者への指導徹底が極めて重要になる。各都道府県・政令市においては、引き続き、広域協議会等での調整等に加え、早期処理連絡会等を通じて関係者と連携しながら保管事業者への早期処理に関する指導徹底をお願いする。

また、公共施設における業務用・施設用照明器具のPCBが使用された安定器については、平成12年12月13日付け「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」（生衛発第1798号）において、原則として平成13年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう周知されてきたところであるが、近年になってもPCBが使用された安定器が破裂する事故が発生している。PCB安定器が過去

の調査では確認されずに未だ使用されている可能性があることにも十分留意し、改めて必要な確認をお願いしたい。

PCBを含有した塗料についても、PCB特別措置法において保管・所有事業者は処分期間内の処分が義務付けられていることから、高濃度PCB廃棄物等となる塗膜について早急な対応が必要となり、調査実施要領をもとに平成30年11月末より調査を進めて頂いているところである。

## ② 低濃度PCB廃棄物について

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定事業者数は令和元年6月末現在で34事業者となっている。各都道府県・政令市においては、無害化処理の認定事業者における処理に、低濃度PCB廃棄物の保管事業者への周知をお願いしたい。

また、基本計画において、今後は無害化処理認定制度に加え廃棄物処理法に基づく各都道府県・政令市による特別管理産業廃棄物処分業の許可制度も活用しながら処理体制を確保するとしている。各都道府県・政令市においても、PCB廃棄物を処理する施設の設置についての申請があれば、所要の手続・審査といった必要な対応をお願いしたい。

なお、低濃度PCB汚染物の該当性判断基準について一部不明確であったことから、都道府県・政令市の判断がわかれることなどが課題となり、PCB廃棄物の適正な処理の推進において支障となっていた。そのため、平成31年3月28日付け「低濃度PCB汚染物の該当性判断基準について」（環循規発第1903283号・環循規発第1903281号）環境省より通知を発出したところである。

## （4）未処理のPCB使用製品、PCB廃棄物の掘り起こし調査及び保管事業者等に対する指導について

各都道府県・政令市においては、基本計画に基づき、国、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力し、管内における未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査（掘り起こし調査）を行った上で、未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に記載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、一日も早くJESCOへの処理委託が行われるよう、必要な指導を行う必要がある。

このため、環境省はこれまでに実施されたPCB廃棄物等の掘り起こし調査の実施結果を踏まえ、平成30年8月に、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第5版）」を通知した。また掘り起こし調査の加速化に資するべく、調査対象に該当する可能性のある事業者一覧表を作成し、平成31年1月に各都道府県・政令市に提供した。

各都道府県・政令市におかれでは、管内におけるPCB廃棄物等の状況を把握する際に本マニュアルを活用し、PCB廃棄物等の掘り起こし調査を実施の上、一日も早いP

CB廃棄物の処理完了に向けて、適切な対応をお願いしたい。また、法に基づく報告徴収・立入検査権限も活用し、掘り起こし調査の早期実施・完了をお願いする。

環境省では、各都道府県・政令市の取組を支援するため、地方環境事務所の体制強化を行っているところ。また、今年度の請負業務において、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団により、以下の掘り起こし調査等の支援を行っており、積極的に活用されたい。【参考1】

- ・PCB全般に関する相談窓口の設置による支援
- ・各都道府県・政令市が実施する掘り起こし調査に対する支援
- ・各都道府県・政令市が実施する現地調査・立入検査に対する支援
- ・自治体担当者向け説明会の開催による支援
- ・事業者向け説明会に対する支援

なお、平成29年度より、「高濃度PCB使用製品等の調査経費」として地方交付税交付金の措置を新規で講じているところ、こうした点を踏まえ、各自治体において、PCB特措法に基づく事務の適正な執行に必要な体制の整備に向け、必要な措置を講じていただくようお願いする。

## 都道府県市による掘り起こし調査の支援

参考1

- ・都道府県市によるPCB廃棄物等の掘り起こし調査の支援を実施。

### (1) PCB全般に関する相談窓口

- ・PCB廃棄物に関する日常の問合せ等への対応
- ・自治体関係者や一般事業者等からの相談を受付

(問合せ内容の例)

- ・PCB特別措置法・掘り起こし調査・PCB含有の電気工作物、安定器の判別方法
- ・PCB廃棄物等の処分方法・PCB分析会社の紹介・補助金制度等の紹介

### (2) 掘り起こし調査の問合せ対応

- ・調査票の記入方法等に関する問合せ等への対応

### (3) 現地調査及び立入検査の支援

- ・PCB含有の電気工作物や安定器の見分け方、安定器の設置場所等を説明
- ・自治体施設の現地調査や事業者への立入検査へ同行

### (4) 自治体担当者向け説明会

- ・保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施
- ・内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

### (5) 事業者向け説明会

- ・一般事業者、保管事業者を対象に実施
- ・内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

## (5) その他の早期処理促進策

### ① PCB廃棄物処理基金について

PCB廃棄物処理基金については、中小企業者等が保管しているPCB廃棄物の処理に要する費用の一部に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構に設置され、中小企業者の処分料金の70%軽減措置が行われている。また、「破産している法人」及び「PCB廃棄物を保管する個人（ただし、個人事業主を除く。）」については、70%軽減措置を活用しても処理ができない者がいることから、処分料金の95%軽減措置を行うこととした。【参考2】

各都道府県・政令市におかれでは中小企業者等に対し、PCB廃棄物の処理費用の軽減に関する周知を行っていただくようお願いする。【参考3】

### ② 日本政策金融公庫における貸付制度

日本政策金融公庫において、平成29年度から高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を処分しようとする中小事業者に対する貸付制度が開始された。貸付の対象は処理委託まで保管に係る費用、処理施設までの運搬費用及び処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）等のPCB廃棄物処理に必要な長期運転資金である。

各都道府県・政令市におかれでは、本貸付制度が広く活用され早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。【参考3】

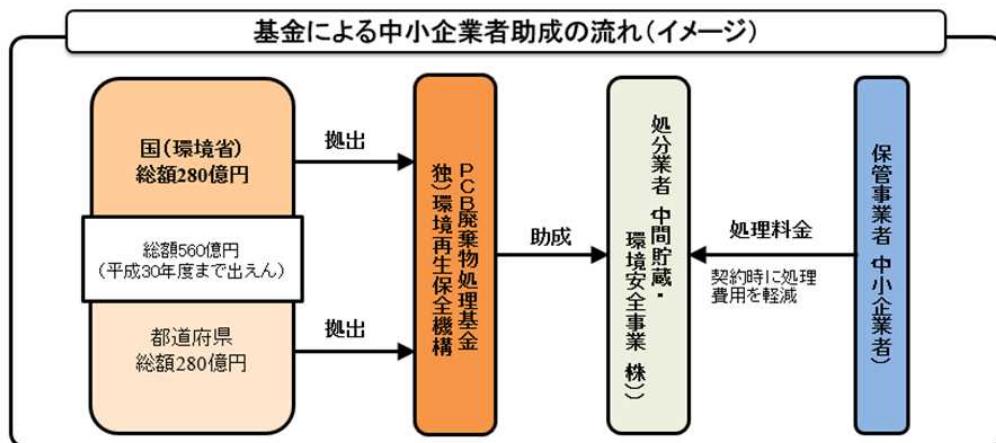
### (ア) PCB使用照明器具のLED化によるCO<sub>2</sub>削減推進事業

環境省では、PCB使用照明器具のLED照明への交換、PCB含有有無の調査の一部を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的にした補助事業を行っている（執行団体：一般社団法人温室効果ガス審査協会）。各都道府県・政令市におかれでは、当該補助事業が広く活用されPCB安定器の早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。【参考4】

## 中小企業者等の負担軽減措置

参考2

- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- 中小企業者等については処分料金の70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については、処分料金の95%を軽減している。**

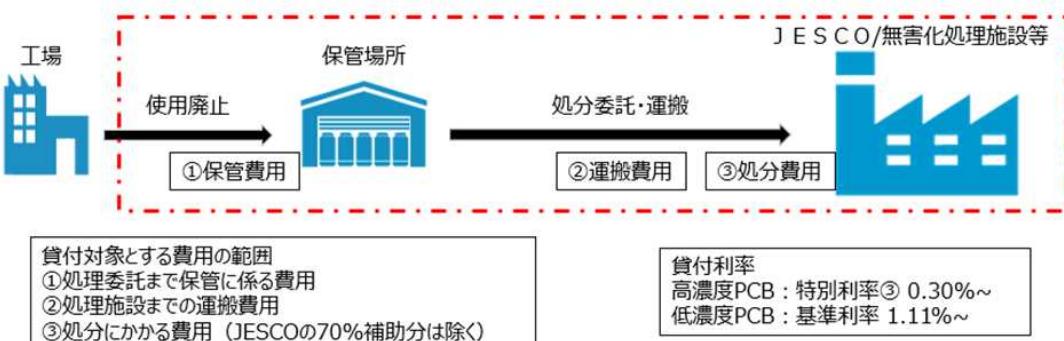


※会社法に基づく「会社」以外の法人であって中小企業支援法に規定する中小企業者に当たらない法人については、助成の対象となる規模が一律に「従業員100人以下」としていたところ、中小企業支援法に規定する業種毎に定める基準(最大で900人以下)を適用するため、所要の法令改正を実施。

## 日本政策金融公庫における貸付制度(PCB廃棄物処理に係る運転資金)

参考3

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金 (事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと)
- 貸付対象：中小事業者 (PCB廃棄物の保管事業者)
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



## PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

参考4

- 目的：PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB使用照明器具の早期処理を促進するとともに、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図る
- 対象事業の要件：
  - (1) PCB使用照明器具の調査事業：昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査
  - (2) PCB使用照明器具のLED照明への交換事業：使用中のPCB使用照明器具のLED照明器具への交換  
※いずれも、PCB使用照明器具の早期処理が確実であること。
- 補助金の交付額：(1) PCB使用照明器具の調査費用の10分の1  
(2) 工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の2分の1
- 補助対象：(※地方公共団体、独立行政法人は対象外)
  - ・民間企業
  - ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
  - ・その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
- 事業実施期間：平成29～31年度  
※今年度の公募期間：平成31年4月23日～令和2年1月31日



## 4. バーゼル法について

### (1) 廃棄物等の不適正な越境移動の防止について

越境移動を伴う有害廃棄物等が環境上適正に管理されることを目的とするため、1992年に「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が発効された。本条約では、有害廃棄物の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付けるものである。本条約の担保法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、いわゆるバーゼル法は、条約の発効と同年の1992年に制定され、約25年が経過した。この間、リサイクル目的での廃電子基板や使用済み鉛蓄電池の取引量が急増し、我が国から輸出された貨物が不法貨物として返送される事例の増加や、輸入における手続きの長期化など、輸出入の双方において、現行法における様々な課題が顕在化し、こうした課題を解決するため、平成29年に法改正が行われ、平成30年10月1日より改正バーゼル法が施行された。

また、令和元年4月29日から5月10日にスイス（ジュネーブ）で開催された、第14回バーゼル条約締約国会議において、我が国は、ノルウェーと共に、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを条約の規制対象とする旨を提案し、今次会合において決定された。改正附属書は令和3年1月1日に発効する予定で、それ以後、汚れたプ

ラスチックごみの輸出入が国際的に規制されることとなる。

国内では、廃棄物処理法及びバーゼル法に基づき、有害廃棄物等の越境移動を規制しているところであり、今後、附属書の改正に対応するための措置を講じていく予定。

## (2) バーゼル法の運用について

### ① 不適正輸出等の取締りに係る情報提供等のお願い

廃棄物等の不適正輸出等を未然に防止するために、環境省と地方自治体との連携した対応が不可欠であるところ、環境省（地方環境事務所）から個別の事案につき情報提供があった場合には、廃棄物処理法に基づく厳正な対処をお願いしたい。また、排出事業者、処理事業者に関する情報提供の依頼が環境省（地方環境事務所）からあった場合にも、可能な範囲で協力ををお願いしたい。また、地方自治体において、廃棄物等の不適正輸出に関与していると思われる排出事業者、処理事業者等を覚知した場合には、環境省（地方環境事務所）へ情報提供いただき、可能な範囲で協力・連携をお願いしたい。特に前述した雑品スクラップの不適正輸出の防止においては、改正廃棄物処理法において新たに規定した「有害使用済機器」の届出等の情報が重要となってくることから密な情報共有・連携をお願いしたい。

なお、環境省においては、不適正な輸出入防止のより一層の体制強化を目指し、平成30年4月より、主に横浜港における対応を念頭に横浜事務所を新設したこともご承知おきいただきたい。

### ② 再生利用等事業者等の環境法令の遵守状況に関する情報提供について

改正バーゼル法において新設する「再生利用等事業者」等の認定審査においては、廃棄物処理法等の環境法令の遵守状況の確認が重要となってくる。認定申請者の環境法令の遵守状況について環境省（地方環境事務所）から情報提供の依頼があった場合には、可能な範囲での協力ををお願いしたい。

### ③ バーゼル法等説明会に関する周知の御協力のお願い

環境省は、経済産業省と協力し、輸出入事業者等を対象とした「バーゼル法等説明会」をこれまで行ってきた。本年は10月1日に改正バーゼル法が施行されることをみずえ、夏に全国10か所程度での開催を予定している。開催日程及び場所等の詳細については、確定次第、環境省ホームページにおいて周知する予定である。

地方自治体においては、担当者の理解向上のため、このような機会を積極的に利用いただきとともに、廃棄物等の適正な輸出入の推進に向け、関係者への周知に引き続き協力ををお願いしたい。

### (3) シッカリサイクル法の成立について

2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「シッカリサイクル条約」という。）を我が国において履行するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「シッカリサイクル法」という。）案が第 196 回国会に提出され、平成 30 年 6 月 13 日に成立したところである。シッカリサイクル法においては、船舶の解体に伴う環境汚染や労働災害を防止する観点から、総トン数 500 トン以上の外航船の再資源化解体業者について、許可制（5 年ごとの更新制）とすること、これらの外航船の再資源化解体目的の譲受等に対して、再資源化解体計画の作成及び主務大臣による承認の義務付けを行うこと等を措置するものである。

なお、本法律の施行日については、シッカリサイクル条約の国内における発効日とされており、シッカリサイクル条約が発効要件を充足後 24 か月で発効することとされていることに鑑みると、本年中に発効要件が充足すれば、2020 年にも施行が見込まれている。また、これらに係る事務の実施に当たっては、本年 1 月に閣議決定されたシッカリサイクル法施行令において、環境省において実施する予定である。

## 5. その他産業廃棄物処理制度の動向について

### (1) 有害物質等を含む廃棄物の適正管理について

#### ① 水銀廃棄物の処理について

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成 29 年 8 月 16 日に発効した。

水俣条約では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することが求められており、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）」を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物処理法施行令の改正を行い、廃水銀等の特別管理廃棄物への指定等については平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。加えて、廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準、廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については、平成 29 年 10 月 1 日に完全施行されたところであり、ガイドライン及びリーフレットを活用し改正政省令等に基づく適切な運用を行っていただきたい。

また、医療機関等に退蔵された水銀血圧計等の回収を促進するため、平成 27 年度に回収マニュアルの策定セミナーの開催等を行い、平成 28 年度からは、回収マニュアルを活用した回収事業の全国展開を促進してきた。平成 29、30 年度は、それまでの医療機関に加え、教育機関等の回収事業の促進に向け、教育機関等を対象としたセミナーを開催した。令和元年度も引き続き、医療機関や教育機関等に回収促進事業を実施している。今後も引き続き水銀廃棄物対策について、御協力をお願いしたい。

#### ＜参考資料＞

水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26070.pdf>

廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令の閣議決定（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/101621.html>

医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル（平成29年3月改訂）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

水銀廃棄物関係（ガイドライン、リーフレット等）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

## ② 残留性有機汚染物質（P O P s）廃棄物の処理について

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に対する廃棄物分野における対応としては、これまで、平成16年に「P O P s廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（平成21年改訂）、平成22年に「P F O S含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（平成23年改訂）を策定し各都道府県・政令市の御協力を得ながら適正処理を進めてきているところである。近年、平成27年に開催されたストックホルム条約第7回締約国会議（C O P 7）では、H C B D（ヘキサクロロブタジエン）、P C N（ポリ塩化ナフタレン）、P C P（ペンタクロロフェノール）とその塩及びエステル類が、平成29年の同条約C O P 8では、D e B D E（デカブロモジフェニルエーテル）、S C C P（短鎖塩素化パラフィン）が、令和元年の同条約C O P 9では、ジコホル並びにP F O A（ペルフルオロオクタン酸）とその塩及びP F O A関連物質が追加されるなど、規制対象物の範囲が大きく拡大してきている。

こうした国際的な動向も踏まえ、環境省ではP O P sを含む廃棄物の処理のあり方を検討しているところである。詳細が決まり次第順次周知させていただく予定としているので、御承知おきいただきたい。

## ③ 感染性廃棄物の処理について

感染性廃棄物の処理については、その適正な処理を確保するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を作成している。「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成28年2月9日）」に基づいた、国際的に脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合の対応方法の記載や感染症法の改正等に対応するため、同マニュアルを改訂し、各都道府県・政令市や関連団体に周知している。

各都道府県・政令市におかれでは、引き続き関係者に周知いただくとともに、感染性廃棄物の適正処理の確保を徹底していただくようお願いしたい。

#### ＜参考資料＞

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月改訂）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>

## ④ 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策について

廃棄物の処理は国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、国内において新型インフルエンザが流行した場合にあっても、その事業を継続し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うことが求められる。このような状況を踏まえ、平成21年3月に「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定し、各都道府県・政令市へ通知した。

また、廃棄物処理事業者による事業継続計画の作成について十分な取組がなされていない状況に鑑み、平成23年8月には、事業継続計画の作成を改めて促すため、新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成し、各都道府県・政令市へ送付した。

各都道府県・政令市におかれては、管轄下の廃棄物処理事業者に対し、引き続き事業継続計画の策定についての指導、策定状況の把握等に努めるようお願いしたい。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員（感染性産業廃棄物の処理業者を含む）、対策実施に携わる公務員が優先的に予防ワクチンの接種を受けられるよう特定接種への登録を行うことができる。特定接種管理システムによって登録事業者の登録申請・変更申請、情報管理がなされており、初めての登録が平成29年度に完了し、平成30年度には、登録事業者を管轄する都道府県・市区町村にその変更申請内容の確認を行っていただいたところ。厚生労働省から提供されているスケジュールでは平成31年度に新たな登録申請の受付を開始予定であり、引き続き登録内容の確認等をお願いしたい。

### ＜参考情報＞

#### 特定接種の概要

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108816.pdf>

#### 特定接種管理システム

<https://toukei.mhlw.go.jp/Vaccine2/adminLogin>

## ⑤ 石綿を含む廃棄物の処理について

廃石綿等及び石綿含有廃棄物を適正に処理するためには法令の趣旨を十分に理解し、遵守することが必要である。特に石綿含有廃棄物は、今後、建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想され、吹付け石綿についても除去対策の促進が想定されることから、これらの石綿含有廃棄物等を滞ることなく処理を進めることはもちろんのこと、処理の過程で石綿を飛散させない適切な対策と十分な管理を行うことが重要である。

各都道府県・政令市におかれては「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」に則し、石綿含有廃棄物等の適正な処理に向け指導の徹底を図るとともに、平成20年5月16日付け「産業廃棄物に関する立ち入り検査及び指導の強化について」（環廃産発第080516001号）に基づき実効性ある立入検査を実施されたい。

なお、廃棄物処理法に基づく石綿の無害化処理認定事業者数は令和元年5月末現在で2事業者となっており、各都道府県・政令市においては、これらの施設に関する情報についても排出事業者等に提供いただくなど、石綿を含む廃棄物が適正に処理されるよう指導をお願いしたい。

## ⑥ 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について

環境省では、排出事業者が処理業者に対して産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の適正な提供に資するため、平成18年に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定し、平成25年6月には同ガイドラインを見直し、廃棄物データシート（WDS）の記載内容の見直しなどを行ってきた（「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）について」（環廃産発第1306063号））。本ガイドラインについて、引き続き、事業者、処理業者等の関係者に広く周知するとともに、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底をお願いしたい。

また、平成29年2月の中央環境審議会意見具申において「特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべきである。」とされたところであり、廃棄物の処理過程における事故の防止と適正処理の確保に向けた情報伝達のあり方について検討を進めているところである。

＜参考資料＞

廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

## （2）温暖化対策について

### ① 廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

熱回収（燃焼の用に供することができる廃棄物を、熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）に関しては、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を定めた循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第7条第3号において、再使用及び再生利用がなされないものであって熱回収できるものは熱回収がなされなければならないとされている。

これを踏まえ、廃棄物処理施設からの一層の熱回収を促進することにより、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現することを目的として、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者（市町村を除く。）のうち、廃棄物の焼却時に一定基準以上の熱回収を行う者が都道府県知事又は政令市長の認定を受けることができることとした。熱回収施設設置者として認定を受けた者（以下「認定熱回収施設設置者」という。）は、環境省令で定める熱回収施設の技術上の基準及び者の能力の基準を満たした施設として公的に評価されることとなり、これにより、熱回収に係る意識の高い排出事業者が認定熱回収施設設置者への処理委託を行うケースが増加し、認定熱回収施設設置者の経営面での付加価値の向上に資する効果が期待される。平成 29 年 12 月現在、18 事業者が熱回収施設設置者の認定を受けている。

各都道府県・政令市におかれては、平成 23 年 2 月 4 日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（環廃対発第 110204005 号、環廃産発第 110204002 号）及び「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」（平成 23 年 2 月）を参照のうえ、認定をお願いしたい。

#### ＜参考資料＞

廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

## ② 産業廃棄物処理における温暖化対策の推進について

平成 27 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」を踏まえ、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 26% 削減する中期目標の達成に向けて、更には 2050 年に 80% 削減する長期目標を着実に実行するため、循環型社会の形成において天然資源の消費抑制を図るとともに、廃棄物処理分野からの温室効果ガスの一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る必要がある。また、全国産業廃棄物連合会は産業廃棄物処理業における低炭素社会実行計画の見直しを行い、産業廃棄物の焼却、最終処分及び収集運搬に伴う温室効果ガス排出削減目標について、2030 年度は 10% 削減することとし、2050 年度目標のあり方・方向性については計画全体の進捗状況による検討を行うとしている。

環境省では、地球環境の保全及び循環型社会形成に資することを目的に、民間事業者等が行う高効率の廃棄物エネルギー利用施設の整備を促進するため、当該設備の整備に対して経済的支援を行う「低炭素型廃棄物処理支援事業」を実施している。対象となる事業は、廃棄物処理業者が行う高効率熱回収施設、燃料製造施設及び廃棄物由来バイオガス熱回収施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、廃棄物由来エネルギー等の利用先を含めた計画策定から施設の設置まで包括的な支援が可能となっている。また、廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化に対する支援も行っている。

補助対象となり得る優良な事業計画がある場合には、本事業の周知をお願いする。また、政府の地方創生に係る動向を踏まえつつ、優良な事業の形成に向けて、産業廃棄物処理業者と、産業廃棄物の排出事業者及び熱・電気の利用者等との連携の働きかけ等を行っていただきたい。

#### ＜低炭素型廃棄物処理支援事業＞

- ・対象者

- 民間事業者等

- ・対象事業

- 廃棄物処理業低炭素化促進事業

- ①事業計画策定支援

- 廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を支援

- ②低炭素型設備等導入支援

- a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置

- b 廃棄物由来燃料製造施設の設置

- c 廃棄物処理施設の省エネ化

- d 廃棄物収集運搬車の低燃費化

- e 廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の設置（平成30年度新規）

- ・補助額

- ①対象経費の2／3、②対象経費の1／3

- ・スケジュール

- 平成30年度事業は①計画策定事業、②a 廃熱有効利用施設、b 燃料製造施設、e バイオガス熱回収施設については、公募済み。②c 省エネ化設備については、6／5（火）から7／4（水）まで公募中。②d 収集運搬車については、7月頃公募予定。

### （3）産業廃棄物処理業の振興策について

#### ① 産業廃棄物処理業の振興について

産業廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフラとなっている。

他方、産業廃棄物処理業は経済の静脈を担う重要な産業であるだけではなく、地方の雇用を創り出し、新たな循環ビジネスを生み出し得るものである。また、災害発生時に

は早急な復興・復旧に向け、その技術やノウハウを生かしつつ、自治体や関係者と連携して早期処理に取り組むことが期待されている。このように、産業廃棄物処理業は、地方創生に貢献し得る最も有力な産業の1つである。

そこで、産業廃棄物処理業者が廃棄物の適正処理等の社会的責任を果たしつつ、それ以外にも、地域経済の活性化・雇用の創出等の地方創生に貢献することとなるよう、環境省では、平成29年5月19日に「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」（産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会）を公表したところである。

同提言においては、労働力人口の減少や環境制約顕在化等の社会経済動向の変化により「悪貨が良貨を駆逐する業界」に後戻りするリスクの高まりを指摘し、それらに対応して産業廃棄物処理業が持続的な発展を遂げるために、処理業者における成長と底上げ戦略の確立と、処理業者を支援するための関係者による方策として①先進的優良企業の育成（優良認定制度の強化と有効活用等）、②排出事業者の意識改革（排出事業者責任についての周知等）、③意欲ある企業の支援体制整備（環境に配慮した契約・調達の促進等）、④優良先進事例のPR・情報発信（産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート等）が掲げられた。

併せて、同提言の中で関係者ごとに取り組むべき振興方策が整理され、地方公共団体の役割としては、排出事業者が処理業者を選定するに当たって、価格のみならず資源循環推進や低炭素化促進といった付加価値が評価されるよう排出事業者の意識改革を進めるための指導強化や、業界団体による処理技術や労働安全管理、経営面・法令面の課題解決の支援への協力、処理業者や再生利用先等との連携による再生材の品質基準整備、業界団体による人材確保・育成に関する取組への協力、地域における環境教育や環境学習の場としての産業廃棄物処理施設の活用等が求められている。

## ② 産業廃棄物処理業の振興に向けた取組について

廃棄物規制課では、昨年1月に『産業廃棄物処理業振興チーム』を立ち上げて、振興施策の立案・実施に向けて体制を強化している。これまで、産業廃棄物処理業の更なる振興のため、同提言の普及を目的に有識者及び産業廃棄物処理業者によるシンポジウムを開催し、平成29年度は5都市（仙台市、千代田区、金沢市、名古屋市及び福岡市）、平成30年度は4都市（札幌市、大阪市、広島市及び高松市）で実施している。現在、同提言等を踏まえ、産廃処理業の優良認定制度のあり方や、電子化、IoTやAIの活用に関する検討などを始めており、各都道府県・政令市においても、各地域の状況を踏まえた施策の推進等をお願いしたい。

また、昨年度には、産業廃棄物処理における課題について議論を行い、産業廃棄物の効率的な処理の推進及び産業廃棄物処理業者等の負担軽減を図る方策を検討するための意見交換を、産業廃棄物処理業者の業界団体である連合会及び同連合会正会員（各都県協会）並びに開催県、周辺県市及び環境省の担当部局等の関係者により平成30年11

月（福岡市及び横浜市）及び平成31年2月（名古屋市）において計3回開催した。今年度も同様の取組を他地域で実施予定であることから、開催地の決定後、関連の各都道府県・政令市におかれでは、積極的に参加していただきたい。

平成31年2月には『特定災害防止準備金（維持管理積立金）制度の税務手続に関する手引き』を作成した。特定廃棄物最終処分場の適正な維持管理の実施を図るため、処分場設置者が維持管理積立金の積立てを行った場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第20条の2、第56条及び第68条の46の規定に基づき、一定の要件のもとで、その積立額について損金又は必要経費に算入することができる税制上の特例措置がある。同特例措置は、廃棄物の最終処分場を有する処理業者の経営に資することにより、ひいては適正処理の推進につながるため、都道府県等におかれでは、管内の処理業者に積極的な活用を周知いただきたい。

更に、産業廃棄物処理業者が活用可能な各省庁の支援策をまとめた『産業廃棄物処理業者が活用できる平成31年度政府支援策一覧の作成について』を環境省ウェブサイトに掲載しているので、併せて周知及び活用いただきたい。

### ③ 令和2年度税制改正要望について

平成30年度税制改正大綱（平成29年12月22日閣議決定）に基づき、租税特別措置法等の改正により、廃棄物関係の税制について、下記のとおりとされた。これらのうち、下記(a)及び(b)については今年度末をもってその期限を迎えることから、令和2年度の税制改正要望を行う予定である。については、当該制度が活用されるよう、引き続き廃棄物処理の関係者に広く周知するようお願いする。

#### （ア）特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金または必要経費に算入できる特例措置について、準備金の一括取崩し事由に、特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合及び特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合を加えた上、その適用期限を2年延長することとされた。

なお、通知額を超えてなされた先行積立てに係る積立額については、損金の額に算入できないものであることに御留意いただきたい。

#### （イ）公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る特例措置（固定資産税）

公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設（※1）：1/2、一般廃棄物の最終処分場（※2）：2/3、P C B廃棄物等処

理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設（※3）：1/3）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

・産業廃棄物処理施設のうち廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設については、課税標準を価格の2分の1（現行：3分の1）とする。

（※1）ごみ処理施設であって、廃棄物処理法第8条第1項の許可に係るもの。

（※2）一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第8条第1項の許可に係るもの。

（※3）PCB廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定または第15条の4の4第1項に係るもの、石綿含有産業廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定または第15条の4の4第1項に係るもの。

#### （ウ）廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

廃棄物処理事業を営む者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税の課税を免除する特例措置について、その適用期限を2年延長することとされた。

#### ④ 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定・活用について

平成24年に成立した中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等は、経営力向上のための人材育成、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣（廃棄物処理業については環境大臣）に申請し、認定を受けることにより、固定資産税の軽減措置や各種金融措置の対象となるため、当該制度が活用されるよう、必要に応じて管内市町村及び廃棄物処理業者への周知をお願いしたい。

＜参考資料＞

経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

#### ⑤ 公共関与等による施設整備の推進について（廃棄物処理センター制度）

環境省では、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物処理法第15条の5の規定に基づき、公的主体の関与した一定の法人等を廃棄物処理センターとして指定するとともに、これらが廃棄物処理施設の整備を図ることによる維持管理や事業運営等についての知見を得ることを目的に財政上の支援等を行っている。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数については、現時点においては目標を達成しているものの、最終処分場の新たな整備が困難な状況が見られること、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け

たインフラ更新による影響が想定されることから、引き続き最終処分量の削減や最終処分場の確保に向けた取組が必要となっている。以上のことから、産業廃棄物の適正な処理に必要な施設の確保に向け、これらの制度の積極的な活用についての検討をお願いしたい。

なお、廃棄物処理センターの目的の一つとして、広域的な処理の確保に資することが挙げられる。課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業において、他地域の廃棄物の受け入れを排除している場合は、事業の採択が困難になることを御留意いただきたい。

#### ＜廃棄物処理センターの指定状況＞

平成 30 年 5 月現在、岩手県、愛媛県、香川県、新潟県、高知県、三重県、宮崎県、島根県、茨城県、佐賀県、山梨県、滋賀県、愛知県、熊本県、鹿児島県、兵庫県、沖縄県及び鳥取県の 19 法人（岩手県内 2 法人）について指定を行っている。

#### ＜課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の概要＞

- ・廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の一層の適正化を図る上で必要とされる取組に対し、各都道府県・政令市の出資（補助を含む。）額の同額を国庫補助。（ただし、施設整備費の 1／4 が上限）
- ・都道府県ごと、施設の種類ごとに 1 つに限り補助対象。
- ・補助対象施設：管理型最終処分場、安定型最終処分場、遮断型最終処分場
- ・対象事業者：廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、PFI 選定事業者

## ⑥ 優良産廃処理業者認定制度について

### （ア） 優良産廃処理業者認定制度の概要について

環境省では、平成 15 年度から、優良産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持される資源循環ビジネスの形成確立を目指し、産業廃棄物処理業の優良化を図るための事業を実施している。

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度としては、平成 17 年 4 月 1 日より優良性評価制度が施行されていたが、この制度については、「今後の廃棄物処理制度の見直しの方向性について」（平成 22 年 1 月 25 日中央環境審議会意見具申）において、各都道府県・政令市の制度運用の統一を図るとともに、評価基準の見直しや、評価を受けた産業廃棄物処理業者へのインセンティブの改善を行うべきとの指摘があった。

この意見具申における指摘等を踏まえ国会に提出した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 34 号）により、優良産廃処理業者認定制度を創設し、平成 23 年 4 月 1 日より施行している。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る 5 つの基準（優良基

準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としている。本制度による優良基準の適合確認の実績は、平成29年7月31日現在で、8,680件（1,137事業者）となっている。本制度により、域内における産業廃棄物処理業の健全な発展を図ることで、不法投棄・不適正処理の撲滅につながるものと考えられる。各都道府県・政令市におかれでは、引き続き本制度の運用と周知に格段の御協力をお願いするとともに、優良認定業者に対して各都道府県・政令市が独自に優遇措置を講ずるなどの本制度の積極的な推進をお願いしたい。

優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、当該事実を産廃情報ネット上で遅滞なく公表することが必要である。

優良産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持されるためには、排出事業者に優良認定業者の情報を広く周知し、優良認定業者の活用を促すことが必要である。また、本制度の信頼性を保つために、各都道府県・政令市においては、新たに優良認定等を行った場合、優良認定事業者の代表者名等の変更があった場合や優良認定を受けた処理業者が認定の要件に該当しない事態に至った場合には、産廃情報ネットや優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんぽいナビ）に反映させる必要があるため、遅滞なく御報告いただくようお願いしたい。

廃棄物処理法上、排出事業者は委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければならないこととされている（第12条第7項）が、優良産廃処理業者認定事業者に産業廃棄物の処理を委託する際、当該産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、上記確認を当該公開情報等により間接的に行う方法も考えられる。

このことは、平成23年2月4日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号）においてすでにお示ししているところであり、これを踏まえ、排出事業者に対する周知をよろしくお願いしたい。

また、優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準については、各都道府県・政令市において当該基準への適合性の判断に係る考え方が必ずしも統一されていないことから、優良認定を伴う許可に係る許可の更新の申請を行おうとする産業廃棄物処理業者に無用な負担を生じさせているとの指摘や、企業の実務運営等にそぐわない過度に厳格な運用により優良認定が受けられないとの指摘もなされているところである。

これらの指摘を踏まえ、平成30年2月2日付けで廃棄物処理法施行規則を改正し、財務諸表等の公表については、企業の実務運営等に則した取扱いがなされるよう、規

定の趣旨を明確化したところである。これに合わせて、同日付けで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（環循規適発第1802021号・環循規発1802021号）の通知を発出している。

また、財務諸表等以外の公表事項についても、優良認定制度の趣旨を踏まえて各都道府県・政令市において制度の適切な運用がなされるよう、平成30年6月8日付け「優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について」（環循規第1806081号）を発出し、事業の透明性に係る基準への適合性の判断等に係る考え方を示したところである。

各都道府県・政令市におかれては、これらの規則改正や通知発出を契機に、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るという優良認定制度の趣旨を改めて確認していただき、当該趣旨に沿って優良産廃処理業者認定制度を運用されるようお願いしたい。

なお、本制度については、平成29年2月中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、制度の見直しが取り上げられ、認定の数と質の両面の向上が必要という認識の下、認定業者の信頼性の向上や情報公表に係る事項、財務要件の見直し等の認定基準の見直し・強化に加えて、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置の検討等が必要とされた。この意見具申を踏まえ、平成30年12月から有識者等による「優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会」を開催し、制度の運用改善、認定要件の見直し、制度の活用促進等についての検討を行い、その結果を取りまとめ、令和元年5月29日の中央環境審議会循環型社会部会において対応方針として報告した。今後は、対応方針の具体化を進めていく予定である。

#### ＜参考情報＞

産廃情報ネット

[http://www2.sanpainenet.or.jp/zyohou/index\\_main.php](http://www2.sanpainenet.or.jp/zyohou/index_main.php)

優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんぱいナビ）

<http://www3.sanpainenet.or.jp/>

優良産廃処理業者認定制度

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

#### （イ）環境配慮契約法との関係について

環境配慮契約法に基づく基本方針において、契約類型として「産業廃棄物の処理に係る契約」が位置付けられている。これにより国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託においては、基本方針に規定する環境配慮契約を推進することとされているところである。産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約においては、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を評価し、一定基準を満たした事業者のみに入札参加資格を与える裾切り方式を採用することとされている。このうち、

適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績の基準は、優良産廃処理業者認定制度の優良基準とほぼ同じとなっており、優良認定事業者が国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託に係る入札において有利な立場になる仕組みとなっている。

この結果、平成 25 年度の制度導入以来、国及び独立行政法人等における産業廃棄物処理に係る契約において環境配慮契約を実施した割合は増加傾向にあるものの、平成 28 年度の実績においては、平成 27 年度と比較して、環境配慮契約の実施割合（件数・廃棄物量）及び環境配慮契約の実施量（廃棄物量）が減少しており、この点を踏まえて、環境契約配慮法基本方針検討会において、産業廃棄物の処理に係る契約について、本年度に検討が行われる予定となっている。

地方公共団体については、環境配慮契約を推進する努力義務を有しており、関係部署と連携し、環境配慮契約に積極的に取り組まれるとともに、環境配慮契約の実施の際には、入札時における優良産廃処理事業者の参入の促進に積極的に取り組まれたい。

#### ＜参考情報＞

環境配慮契約について

<http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」パンフレット

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/pamph03\\_hairyo.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/pamph03_hairyo.pdf)

### （ウ） 広域認定制度・再生利用認定制度について

広域認定制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売等の事業を行うものが広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、廃棄物処理業の許可を不要とする環境大臣認定制度である。平成 15 年 12 月の運用開始以降、順調に認定件数が伸びてきており、産業廃棄物については平成 30 年 3 月末現在で 278 件となっている。最近、販売促進のツールとして、あるいは単なる業許可逃れのために本制度を取得しようとする相談が散見されるが、そもそも本制度の趣旨は、拡大生産者責任により、製造事業者等自身が自社の製品の再生・処理の行程に関与することで、効率的な再生利用、減量等を推進し、適正処理を確保するとともに、再生・処理しやすい製品設計への反映を進めることであることから、各都道府県・政令市において事業者等へ本制度の活用を紹介する場合には、本制度の趣旨を適切に説明願いたい。なお、広域認定制度の概要及び申請の手引き（最終改定：平成 30 年 3 月）については、申請書等の様式とともに環境省のホームページで公開しており、参考にされたい。

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を不要とする制度であり、平成 9 年 12 月の運用開始以降、廃ゴム

製品、廃プラスチック類、廃肉骨粉、金属を含む廃棄物等について認定が行われております、産業廃棄物については平成 30 年 3 月末現在の認定数は 64 件となっている。認定の対象となる廃棄物は、生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、環境大臣が個別に告示により指定することとなっており、当該告示に適合する再生利用については積極的に本制度を活用するよう、事業者等へ周知願いたい。なお、申請の手引き（最終改定：平成 25 年 3 月）については、申請書等の様式とともに環境省のホームページで公開しており、参考にされたい。

環境省では、広域認定業者や再生利用認定業者に対し定期的な立入検査を実施しているところであるが、最近、広域認定において不適切な運用事例が散見されていることから、平成 28 年度に東京及び大阪において広域認定業者連絡会を開催し、広域認定に関する法令の遵守について周知徹底を図るとともに、その適切な運用について指導したところである。各都道府県・政令市は廃棄物処理法に基づき広域認定業者や再生利用認定業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有していることから、広域認定業者や再生利用認定業者に対する指導内容等について引き続き協力いただき、情報を提供頂きたい。

また、3Rの推進の観点から、積極的に再生資源を用いた製品や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達を行うよう併せてお願ひしたい。

#### ＜参考情報＞

広域認定制度の概要及び申請の手引

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

再生利用認定制度申請の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/index.html>

## （4）マニフェストについて

### ① 電子マニフェストの普及状況

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって事務の効率化や情報管理の合理化につながることに加え、各都道府県・政令市における監視業務の効率化、不適正処理の原因者究明の迅速化や廃棄物処理システムの透明化を図ることができるなどメリットが大きい。平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、電子マニフェストの普及率を 2022 年度（令和 4 年度）において 70% に拡大することを目標に掲げ、平成 30 年 10 月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき各種施策を推進しているところであり、令和元年 5 月末現在、59% となっている。

各都道府県・政令市におかれでは、上記目標の達成に向け、排出事業者や処理業者への普及啓発、公共事業や庁舎から排出される産業廃棄物の処理を委託する場合における

電子マニフェストの率先活用、廃棄物処理センター等の公共関与の処理施設での電子マニフェスト利用促進など、電子マニフェストの普及促進につき格段の御協力をお願いしたい。

また、改正法により電子マニフェストの使用義務者となる排出事業者に対し、国においても各都道府県において電子マニフェスト制度の説明会を順次開催しているところであるが、各都道府県・政令市におかれても、電子マニフェストの使用に関する周知について御協力をお願いするとともに、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の国への情報提供について御協力をお願いしたい。併せて、電子マニフェスト導入済みの排出事業者において廃棄物引渡し後の迅速な登録が徹底されるよう、これらの事業者への周知についても御協力をお願いしたい。

## ② 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

### (ア) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計結果の活用等について

排出事業者が産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用した場合における、排出事業者から各都道府県・政令市への産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）の提出については、委託量を報告の項目に追加した上で平成20年度より再開する旨、平成18年12月27日付け「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」（環廃産発第061227006号）により周知を行った。

報告書の情報については、産業廃棄物の排出状況を把握する上で重要なものであることから、各都道府県・政令市におかれでは、管下の循環型社会形成に向けた計画や都道府県廃棄物処理計画の立案、産業廃棄物処理業者への立入検査等に活用されたい。

また、各都道府県・政令市からの報告書の集計結果に係る情報提供については、当分の間、「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について（依頼）」（平成20年6月27日付け事務連絡）に基づく各都道府県・政令市から報告書の集計結果に係る情報の提供を休止することとしている（平成29年3月31日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）」（環廃産発第1703317号））。

なお、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、計画書等の様式の統一のほか、「地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。」旨が勧告されている。これらを踏まえ、実態把握の調査を行うことを予定しているところ、各都道府県・政令市においては協力を願いしたい。

### (イ) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の法定様式の見直しについて

管理票交付者については、施行規則様式第三号により定める様式により報告書を作成し、産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に

提出することになるが、一部の各都道府県・政令市において、義務付けではないとしつつも必要な事項として記載事項を追加するなど、様式の記載事項を独自に追加又は省略している事例が散見されている。総務省の行政評価・監視結果（「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告（一般手続関連）」（平成25年11月1日））及び「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）においても、報告書等の様式の統一化等のため、必要な措置を講ずるよう勧告されたところ。また、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「地域の実情に応じた各都道府県・政令市の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けているところである。

報告書については、規則様式第三号を遵守する旨、平成29年3月31日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）」（環廃産発第1703317号）において通知したところであるが、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）においても、報告書の様式の統一のほか、「地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。」旨が勧告されていたことから、様式について平成30年度に実態把握の調査を行わせていただいた。この調査結果を踏まえ検討を行い、報告書の様式の電子データについて環境省HPにアップしたところである。各都道府県・政令市においては、改めて当該様式に統一されるようお願いしたい。

## （5）不法投棄等の不適正処分対策について

各都道府県及び政令市の協力を得て取りまとめた「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成28年度）」によると、平成28年度に新たに判明したと報告された不法投棄は、件数が131件（前年度143件、-12件）、投棄量は2.7万トン（前年度16.6万トン、-13.9万トン）であった。ピーク時に比べて件数・量ともに減少傾向にあるものの、依然として毎年新たな不法投棄が報告されており、撲滅には至っていない。

また、平成28年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理は、件数が132件（前年度261件、-129件）、不適正処理量は7.5万トン（前年度40.7万トン、-33.2万トン）であった。

なお、平成28年度末の時点で、2,604件（前年度2,646件、-42件）、1,585.2万トン（前年度1,609.7万トン、-24.5万トン）の不法投棄等事案が残存しており、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去等に着手している又は計画的に実施すると報告のあった事案は95事案であった。

＜参考資料＞

産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成 28 年度）について

<https://www.env.go.jp/press/104888.html>

## ① 未然防止・拡大防止対策

環境省では、平成 19 年度から更なる未然防止及び拡大防止対策を強化するため、5 月 30 日から 6 月 5 日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と設定し、国、各都道府県・政令市、市民等が連携して具体的な監視活動や啓発活動を一斉に実施するなど、取組強化を図ってきたところである。引き続き、国と各都道府県・政令市が緊密に連携し、監視活動等を推進するとともに、産業廃棄物の実務、関係法令等に精通した専門家チームを派遣して原因者への責任追及や支障除去の手法等を助言することにより各都道府県・政令市を支援する「不法投棄等事案対応支援事業」を実施するなど、未然防止・拡大防止のための取組を推進していく所存である。

各都道府県・政令市におかれても、引き続き、地方環境事務所との連携を図り、不法投棄等対策を強力に推進し、対応に万全を期されたい。併せて、不法投棄等対策には、未然防止はもとより早期発見、早期対応による拡大防止が重要であることから、監視や立入検査を強化し、事案が確認された際には、今般改訂した「行政処分の指針について」（環循規発第 18033028 号平成 30 年 3 月 30 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、生活環境の保全を図るため、権限の行使を怠ることなく措置命令を発出するなど、行政処分等を速やかにかつ厳正に実施されたい。

＜参考資料＞

全国不法投棄監視 ウィーク

[https://www.env.go.jp/recycle/ill\\_dum/kanshi\\_week/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/kanshi_week/index.html)

## ② 残存事案対策

### （ア）産廃特措法に基づく支援

平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた不法投棄等を対象とする産廃特措法については、その期限が平成 34 年度末とされている。同法に基づき、生活環境保全上の支障等を除去するための実施計画を策定し、平成 25 年 3 月末までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県・政令市においては、支障除去等事業が計画期間内に完了するよう着実に実施されたい。

### （イ）廃棄物処理法に基づく支援

平成 10 年 6 月 17 日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法に基づく基金から支援を行ってきたところである。当該基金は、国と産業界が協力して造成しており、産業界の負担については、平成 27 年度から、マニフェストを頒布等している団体等の協力を得ている。引き続き、基金を通じて国及び産業界による支援を行い、

不法投棄等による支障の除去等を推進していくが、不法投棄等の事実を把握しながら行政措置がきわめて不十分であった事案等、行政対応が十分とはいえない事案については、支援の対象外となるので、支援を希望する各都道府県・政令市におかれでは、十分留意願いたい。

また、各都道府県・政令市において基金の支援を受けようと検討される際には、環境省及び同基金が設けられている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に早めに連絡いただきたい。

## (6) 改正廃棄物処理法以外の施行について

### ① 産業廃棄物処理業の許可事務について

#### (ア) 統一書式の利用について

各産業廃棄物処理業等の許可申請書の添付書類の様式については、従前より標準様式に統一するようお願いしてきたところであるが、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、事業者の事務を軽減する観点から、一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類等様式の統一を進め、周知をしていくべき旨の指摘を受けたこと等を踏まえ、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請書等の添付書類の様式について、廃棄物処理法施行規則において新たに定めた（平成29年10月1日施行）ので、同様式に統一されたい。

また、多量排出事業者による処理計画書及び実施状況報告書の様式の統一（平成22年の廃棄物処理法施行規則の改正）についても、事業者の事務を軽減する観点から、各都道府県・政令市ごとの独自の様式ではなく、統一様式の利用を徹底されたい。

なお、先行許可証の提出をもって、許可事務において添付書類を一部省略することができることについては、従前より通知してきたところであるが、本制度を一層積極的に活用されたい。更新許可手続き等について、事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように審査の迅速化を行っていただくようお願いしたい。

#### (イ) 条例等による独自規制について

流入規制や住民同意等の地方自治体独自の対策は、他人の不要物を自区域で処理することに対する忌避感や、都道府県域を越えて搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきたこと等から生ずる産業廃棄物の処理全体に対する住民の不信感等を背景に、一部の地方自治体が導入してきたものである。

しかしながら、これらの取組が産業廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するものとなるよう、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱

等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により周知してきたところである。

更に、平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、住民同意については、「実質的な住民同意についても、その実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」旨の指摘を、受けているところである。

同意見具申を踏まえ、必要に応じた改善が可能になるよう、今後、関係者による意見交換等の場の設定等について、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含め検討していくところ、その際には御協力をお願いしたい。

#### **(ウ) 港湾コンテナターミナルにおける密閉型コンテナの一時保管に係る運用の統一について（規制改革ホットライン関係）**

産業廃棄物のコンテナ輸送に係る積替え保管の解釈を明確化した平成 17 年 3 月 25 日付け「「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（環廃産発第 050325002 号）における「コンテナが滞留しないこと」とは、廃棄物が正当な理由（例えば、完全予約制により積載する船舶・積載量等があらかじめ決まっているコンテナが合理的な理由により積込みを待っている場合、災害等により、コンテナを積み込む予定の船舶の着岸が遅延したり、船舶から降ろしたコンテナを運搬する車両に遅延が生じた場合など。）なく一定の場所に放置されることを防止する趣旨であり、必ずしも当日中の積替えを一義的に求めているものではない。

コンテナの「滞留」が産業廃棄物の積替え保管に当たる行為に該当するか否かについては、各都道府県・政令市において個別具体的な状況に応じて適切に判断されたい。

#### **(エ) コンテナ輸送用シャーシの共用に係る運用の統一について（規制改革ホットライン関係）**

コンテナ輸送用シャーシを複数の収集運搬業者の間で相互に融通し合うことは、(a)当該収集運搬業者が当該シャーシの継続的な使用権限を有し、かつ、(b)当該融通が名義貸し（外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせること）に該当するなど産業廃棄物の不適正な収集運搬と判断される場合でなければ、現行制度下でも対応可能であるため、この点御留意願いたい。

#### **(オ) 産業廃棄物のコンテナ輸送のコンテナに係る規格について（規制改革ホットライン関係）**

産業廃棄物のコンテナ輸送のコンテナに係る規格について、「その他関係規格等」とあるところ、例えば日本工業規格 Z1618 等が「汚染土壌の運搬に関する基準等について」において汚染土壌を輸送するためのコンテナの規格として規定されており、産業廃棄物のコンテナ輸送に関してもこれらの規格等構造・性能等に係る基準を満たしたコンテナの使用が想定されることから、「その他関係規格等」の解釈については各都道府県・政令市において適切に判断されたい。

#### (力) 店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）

店頭回収された廃ペットボトル等の適正な再生利用を促進するため、平成 28 年 1 月 8 日付け「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）」（環廃企発第 1601085 号環廃対発第 1601084 号環廃産発第 1601084 号）を発出し、その法的取扱い、再生利用指定制度の趣旨、個別指定の手続、個別指定の対象、再生輸送業者の個別指定の基準及び一般指定の活用等の明確化並びに周知を図ることとしたところ。

については、廃ペットボトル等について既存の適正処理ルートを生かしつつ、再生利用指定制度の適正な活用を進められたい。

今後、再生利用指定制度の活用状況について定期的にフォローアップを行う予定でいるところ、その際には御協力をお願いしたい。

#### (キ) 使用済太陽光発電設備の廃棄について

使用済太陽光発電設備を廃棄する場合には、資源循環の観点からリユース、リサイクルを推進することが望まれるところであるが、使用済太陽電池モジュール等の最終処分にあたっては、一般的には、産業廃棄物の品目である「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の混合物として取り扱われるところ、太陽電池モジュールは電気機械器具に該当することから、埋立処分する場合には、廃プラスチック類を最大径おおむね 15 センチメートル以下になるよう破碎等をおこなったうえで、管理型最終処分場に埋め立てることが必要である。また、太陽電池モジュールを構成している太陽電池セルは、太陽光が当たることにより電圧が生じ、感電するおそれもあることから、各都道府県又は政令市にあっては、これらの事に留意のうえ、排出事業者又は産業廃棄物処理業者を適切に指導・監督されたい。

#### (ク) 廃棄物該当性の判断について

廃棄物処理法第 2 条において、廃棄物とは、「汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。下記の参考を含め、これらについて、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、近年、循環資源の再生利用等が一層活発化し、循環型社会の形成が着実に進んでいると認識している。ただし、循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であるから（循環型社会形成推進基本法第2条）、循環型社会の形成推進に当たっては生活環境の保全、廃棄物の適正処理の推進並びに不法投棄及び不適正処理の防止が重要であることは言うまでもなく、資源の有効利用などと称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し、廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないよう留意したい。

#### ＜参考資料＞

「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg\\_ref/no\\_13032911.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf)

バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h25-01.pdf>

「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg\\_ref/no\\_1306281.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306281.pdf)

「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg\\_ref/no\\_1306282.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306282.pdf)

「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年上期に講ずることとされた措置（廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化）について

<http://www.env.go.jp/recycle/%E3%80%90%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88% E7%89%88%E3%80%91130628%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7% B5%A1%EF%BC%88%E8%A6%8F%E5%88%B6%E6%94%B9%E9%9D%A9%E9% 80%9A%E7%9F%A5QA%E6%94%B9%E6%AD%A3%EF%BC%89.pdf>

#### （ヶ） 産業廃棄物処理業者による違法な廃棄物回収対策について

近年、産業廃棄物処理業者が一般廃棄物処理業の許可等を有しないまま一般家庭から排出される使用済家電製品等の収集又は運搬を行う事案が見受けられるが、これらの者に対しては、一般廃棄物である使用済家電製品等の回収又は廃棄物回収業者等からの一般廃棄物である使用済家電製品等の引受けはできない旨、周知していただくようお願いする。また、産業廃棄物処理業の新規許可時及び許可の更新時においては、適切な指導を行うとともに、悪質な場合には、産業廃棄物処理業の許可の取消し処分又は産業廃棄物処理業の許可の更新申請に対する不許可処分も念頭に厳正に対処されたい。

各都道府県・政令市においては、違法な使用済家電製品等の回収に対する取締りの強化等に御尽力いただいているところであるが、人口規模の小さな市町村では対応に苦慮している場合もあることから、貴管内においてイニシアチブを発揮し、市町村や都道府県警察、地方環境事務所とも連携の上、今後も継続して違法な使用済家電製品等の回収に対応していただくとともに、県民及び県内事業所に対しても、使用済家電製品等を排出するに当たっては、違法な廃棄物回収業者を利用しないことについて普及啓発の徹底をお願いしたい。

## **(コ) 電子申請の推進について**

平成 29 年 2 月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、許可申請等の負担軽減や合理化について、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供や行政運営の効率化の観点から、電子申請の活用を進めるべきであるとされた。また、政府全体においても、「デジタルガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）の策定などにより、更なる電子化の推進を図っており、環境省としても政府全体の動きと連携を図りながら必要な検討を行うこととしている。

環境省においては、平成 30 年度に「廃棄物分野の情報の電子化に関する検討会」を開催し、産業廃棄物行政情報システムと電子マニフェストシステム及び産廃振興財団システム「さんぱいくん」とのデータ連携を行い、産業廃棄物の適正処理を図ることが望ましいとの結論を得たことから、必要な予算が確保できた段階で、データ連携のためのシステム改修等を行うこととしている。データ連携が最大の効力を発揮するためには、産業廃棄物処理業の許可情報及び行政処分情報が漏れなく産業廃棄物行政情報システムに登録される必要があることから、各都道府県・政令市においては、産業廃棄物行政情報システムへの登録が迅速・活実に行われるよう、担当者に周知願いたい。

## **(サ) 再生利用指定制度の更なる活用について**

建設汚泥やコンクリート塊については、建築物等インフラが更新時期を迎えてること等により、今後発生量の増大が見込まれていることから、その再生利用をより一層推進する必要がある。

一方、例えは建設汚泥処理物等については、平成 29 年 2 月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、土地造成に用いる建設資材等と称して不法投棄される等の不適正処理のおそれがあることも指摘されている。

これらの課題解決のためには、不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現することが重要であるが、特に建設汚泥については、廃棄物処理法施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用指定制度を活用した適正な再生利用の促進を期待しているところであり、各都道府県・政令市においては、平成 18 年 7 月 4 日付け「建設汚泥の

再生利用指定制度の運用における考え方について」（環廃産 060704001 号）で示した考え方を踏まえ、当該指定制度の積極的な運用に努められたい。

### （シ）建築物の解体時の残置物の取扱いについて

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物（以下「残置物」という。）がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。各都道府県・政令市においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。

なお、一般廃棄物については、その処理について市町村が統括的処理責任を有するところ、残置物の排出者である元々の占有者が、倒産、夜逃げ等において所在が不明である場合等、元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあった際には、当該市町村における処理方法（排出方法、市町村が自ら処理しない物については連絡すべき処理業者等）を示す、又は適正な処理業者に対して市町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従った適正な処理を行っていただきたい。この問題については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされており、これを受け 環境省では、今後、残置物の取扱いに係る周知を予定している。

## ② 産業廃棄物処理業からの暴力団排除

今日、多くの企業は、企業倫理として暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組を進めているところであるが、暴力団排除意識の高い企業であったとしても暴力団関係企業等と知らず、結果的に経済取引を行ってしまうケースがあることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組を一層推進する必要がある。

このような共通認識の下、平成 19 年 6 月 19 日に開催された第 3 回犯罪対策閣僚会議幹事会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「企業指針」という。）が同幹事会申合せとして了承され、同年 7 月 3 日に開催された第 9 回犯罪対策閣僚会議にその旨報告がなされた。（企業指針については、首相官邸の犯罪対策閣僚会議のホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>）から全文の閲覧が可能となっている。）。

これを受け環境省では、産業廃棄物処理業界からの暴力団排除を強力に推進するため、同年7月17日付け依頼文（環廃産発第070717002号）により各都道府県・政令市に産業廃棄物処理業界等への周知徹底を依頼し、産業廃棄物処理業界へのより一層の周知を図るため、同様の依頼を社団法人全国産業廃棄物連合会（現：公益社団法人全国産業廃棄物連合会）に行うなど、経済界、産業廃棄物処理業界との各種会合において普及活動を積極的に行ってきました。また、平成21年度からは、年3回程度、自治体職員、産業廃棄物処理業者を対象とした暴力団排除講習を実施している。

平成25年5月28日に開催された犯罪対策閣僚会議においても、「公共事業等及び起業活動からの暴力団排除の取組」、「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組」が議論されるなど、政府が一丸となって暴力団排除対策を推進していることが確認されたところである。各都道府県・政令市におかれても、同様に暴力団排除対策について強力に推進されるようお願いしたい。

なお、本年度も、産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会を開催することとしているので、関係職員に積極的に御参加いただくとともに、開催地及び開催地周辺の自治体にあっては、管轄区域内の産業廃棄物協会、産業廃棄物処理業者に対しても参加を積極的に呼びかけていただくよう御配意願いたい。

### ③ 行政情報システムの運用について

産業廃棄物行政情報システムは、産業廃棄物処理業者等に係る情報を適切に管理することとともに、各都道府県・政令市が行う産業廃棄物行政に係る事務の円滑化を図ることを目的として設置されたものである。

同システムは、令和2年度に、システム更新の時期を迎えるが、産業廃棄物の更なる適正処理を目的として、収集する許可データの充実、電子マニフェストシステム及び産廃振興財団システム「さんぱいくん」とのデータ連携等を行うことを予定している。現行システムでは、廃棄物の種類や処理方法に関する情報を収集していないが、システム更新でこれらの情報を収集し、「さんぱいくん」で公開することにより、排出事業者が適切な処理業者を選択することが可能となるほか、電子マニフェストシステムと連携することにより、許可期限の切れた処理業者への委託や許可された廃棄物以外の廃棄物の委託を検知できるようになるため、適正処理を図ることが可能となる。

各都道府県・政令市におかれでは、事業者等の情報のうち、少なくとも環境省ホームページ（データ連携後は「さんぱいくん」）で公開される事項については確実に登録を行うとともに、常に最新の状態に更新されたい。また、行政処分を実施した場合においても同システムへ遅滞なく登録するなど、同システムを適切に活用いただきたい。

#### ④ 産業廃棄物に係る調査の早期化等について

産業廃棄物排出・処理状況調査、産業廃棄物処理施設状況調査及び産業廃棄物行政組織等調査などの廃棄物処理法の施行状況等の調査については、全国的な産業廃棄物に関する基礎的な統計情報を把握するため、毎年度各都道府県・政令市の協力を得て実施しているところであり、引き続き円滑な統計調査の実施に御協力をお願いしたい。

また、本年度の産業廃棄物排出・処理状況調査の実施に当たっても、調査の早期化の要請を踏まえ、平成28年度実績((確定値)及び平成29年度実績(速報値)の調査とりまとめを実施する予定でいるので御協力をお願いしたい。

### 6. その他

#### (1) 産業廃棄物等に係る火災・爆発事故の発生について

今般、令和元年5月15日に、茨城県常総市内の有害使用済機器又はその疑いのある物の保管場所において火災が発生し、鎮火までに13日間を要する事態となった。また、同年7月6日には、大阪府高槻市内の産業廃棄物収集運搬業の事業場内において、台風により浸水し販売できず返送された約3,000本もの未使用廃エアゾール製品に、金槌で穴を開け内容物を抜く作業をしていたところ爆発・火災事故に至り、隣接地への延焼や半径200m圏の建物の窓ガラス破損等、甚大な生活環境保全上の支障を生じさせた他、作業に関わった2名が死亡、他2名は意識不明の重体に至ったところである。

有害使用済機器は、主要部材にプラスチック等の可燃物が使用されているほか、火災の原因となり得る電池、油等の混入の可能性があることから、その保管に係る基準においては、火災防止の観点から高さ制限の規定が設けられているとともに、延焼防止及び消火活動の円滑化の観点から、集積面積及び離隔距離についても規定されているところであり、製品産業廃棄物についても同様の性質の物であることから、同基準も参考に、生活環境保全上の支障が生じないよう処理されるべきものである。また、廃エアゾール製品については、内容物又は噴射のための圧縮／液化ガスが、可燃性であることが想定され、引火や爆発等の危険性があることから、ため、その処理にあつては、静電気等の着火源を避け換気に注意しながら事前に内容物を出し切ることや、防爆構造を有する施設施設で処理すること等が重要である。なお、廃エアゾール製品の処理については「廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について(通知)」(環循規発第1812273号平成30年12月27日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)を参照されたい。

各都道府県・政令市においては、これらについて今一度留意されるとともに、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び有害使用済機器保管等業者の指導・監督を通じ産業廃棄物等の適正処理を確保し、産業廃棄物等の処理に係る火災・爆発事故等の発生防止に努めていただきたい。



# **東日本大震災対応について**



# 1. 放射性物質に汚染された廃棄物の処理について

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、大量の放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）が一般環境中に拡散したことから、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下この項において「法」という。）が制定され、平成 24 年 1 月 1 日より完全施行されている。

## （1）法第 16 条に基づく調査・報告義務等

法第 16 条第 1 項において、一定の要件に該当する水道施設等の管理者は、施設から生じた汚泥、焼却灰等の廃棄物についての事故由来放射性物質による汚染の状況を調査して、その結果を管轄の地方環境事務所長に報告しなければならないとされている。

具体的な調査・報告等の方法については、ガイドラインを公開しているので、参考にされたい。

＜参考資料＞

廃棄物関係ガイドライン 第一部：汚染状況調査方法ガイドライン  
[http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-g101\\_ver2.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-g101_ver2.pdf)

## （2）法第 18 条に基づく指定の申請について

占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の放射性セシウム濃度（セシウム 134 及びセシウム 137 の合計値を言う。以下同じ。）が 8,000Bq/kg を超える場合、当該廃棄物の占有者は、法第 18 条第 1 項に基づき、管轄の地方環境事務所長に対し、指定廃棄物として指定することを申請することができる。具体的な申請の際は、地方環境事務所とよく相談されたい。

具体的な調査・申請方法については、ガイドラインを公開しているので、参考にされたい。

＜参考資料＞

廃棄物関係ガイドライン 第一部：汚染状況調査方法ガイドライン  
[http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-g101\\_ver2.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-g101_ver2.pdf)

### (3) 指定廃棄物の指定及び指定解除について

#### ① 指定廃棄物の指定について

環境大臣は、法第16条第1項又は第18条第1項に基づく調査の結果、廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しない（放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg超）と認めるときは、法第17条第1項に基づき、その廃棄物を「指定廃棄物」として指定する。指定廃棄物に該当することとなったものについては、法に基づき、国がその処理を行う。

法第17条第2項において、法第16条第1項の調査の実施者は、調査対象の廃棄物が指定廃棄物として指定された場合、当該指定廃棄物が、国、国の委託業者等に引き渡されるまでの間、指定廃棄物の保管基準に従い、これを保管しなければならないとされている。また、法第18条第5項において、指定廃棄物の指定の申請をした者についても、同様の規定が置かれている。指定廃棄物の保管基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい。

平成31年3月31日時点における指定廃棄物の指定状況は、全国11都県で指定されており、総量は229,030トンとなっている。福島県が一番多く201,172トン、栃木県が13,533トン、千葉県が3,711トン、宮城県が3,291トン、茨城県が3,536トン、群馬県が1,187トンとなっている。

#### 指定廃棄物の指定状況(平成31年3月31日時点)

	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計				
	焼却灰（一般）		焼却灰（産廃）		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)			
	件	数量(t)	件	数量(t)															
岩手県	9	312.1												3	277.1	12	589.3		
宮城県						9	1,014.2							4	2,274.4	8	2.5	21	3,291.1
福島県	586	155,168.2	220	4095.0	36	2,445.2	8	435.1	120	10,849.2	71	5,492.5	270	22,686.9	1,311	201,171.9			
茨城県	20	2,380.1							2	925.8	1	0.4	3	229.4	26	3,535.7			
栃木県	24	2,447.4			14	727.5	0	※ <sup>1</sup> (1)	0	(66.6)	8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	79	13,533.1	
群馬県					6	545.8	1	127.0	5	513.9						12	1,186.7		
千葉県	46	2,719.4	2	0.6					1	542.0			15	449.0	64	3,710.9			
東京都	1	980.7	1	1.0												2	981.7		
神奈川県														3	2.9	3	2.9		
新潟県					4	1,017.9										4	1,017.9		
静岡県														1	8.6	1	8.6		
合計	686	164,007.9	223	4,096.5	69	5,750.6	9	562.1	136	15,030.9	103	15,904.3	309	23,677.7	1,535	229,030			

※1 栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

＜参考資料＞

廃棄物関係ガイドライン 第三部：指定廃棄物関係ガイドライン

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/18931.pdf>

指定廃棄物処理情報サイト 指定廃棄物の指定状況

[http://shiteihaiki.env.go.jp/radiological\\_contaminated\\_waste/designated\\_waste/](http://shiteihaiki.env.go.jp/radiological_contaminated_waste/designated_waste/)

## ② 指定廃棄物の指定解除について

平成 28 年 4 月 28 日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」(平成 23 年環境省令第 33 号)の一部改正により、指定廃棄物の指定解除に関する要件や手続の整備を行った。

指定解除の仕組みは、放射能濃度が 8,000Bq/kg を下回ったことが確認された指定廃棄物について、国と一時保管者等の協議が調った場合に、指定解除を行うことができるというものであり、指定解除後の廃棄物の処理について、国は技術的・財政的支援を行うこととしている。

＜参考資料＞

放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト「指定解除について」

[http://shiteihaiki.env.go.jp/radiological\\_contaminated\\_waste/guidelines/deling.html](http://shiteihaiki.env.go.jp/radiological_contaminated_waste/guidelines/deling.html)

## (4) 指定廃棄物の処理等について

### ① 福島県内

福島県内の指定廃棄物については、放射能濃度が 8,000Bq/kg を超え、10 万 Bq/kg 以下のものは既存の管理型処分場、10 万 Bq/kg 超のものは中間貯蔵施設に搬入する計画である。既存の管理型処分場（旧フクシマエコテッククリーンセンター）の活用に当たっては、平成 28 年 4 月に同処分場を国有化した。その後、国と県及び地元 2 町、富岡町の地元行政区（太田、毛萱）、檜葉町の地元行政区（上繁岡、繁岡）とそれぞれ安全協定を締結した。廃棄物の管理型処分場への搬入は、平成 29 年 11 月より開始しており、引き続き、安全を第一に事業を進めるとともに、平成 30 年 8 月に開館した特定廃棄物埋立処分情報館「リップルンふくしま」を活用しながら、本事業の適切な情報発信に努め、地域住民とのさらなる信頼の構築に取り組んでいく。

## 管理型処分場を活用した特定廃棄物埋立処分事業の状況

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。
- これまでに富岡町・楓葉町の廃棄物を中心に80,413袋搬入済み。(2019年6月末時点)
- 搬入開始前後のモニタリング結果において、空間線量率等の特異的な上昇は見られていない。

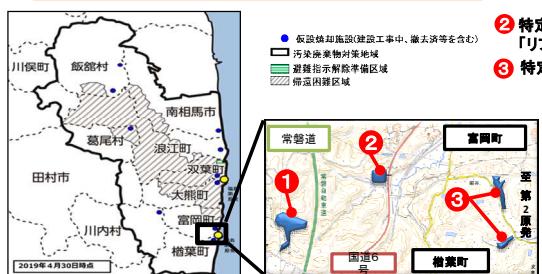
※特定廃棄物とは、対策地域内廃棄物と指定廃棄物を指す。

### 施設の概要

- 既存の管理型処分場（旧フクシマエコテッククリーンセンター）を活用
- 富岡町に立地（搬入路は楓葉町）
- 地元との調整の結果、施設を国有化
- 最終処分場としての位置づけ

### 埋立対象物・搬入期間

- 対策地域内廃棄物等（10万Bq/kg以下）：約6年
- 福島県内の指定廃棄物（10万Bq/kg以下）：約6年
- 双葉郡8町村の生活ごみ：約10年
- なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入

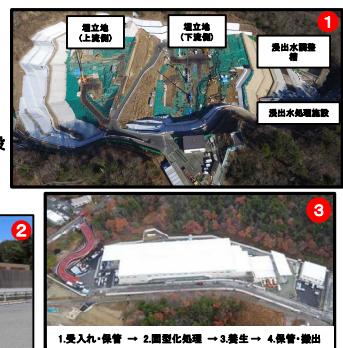


### これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・楓葉町に受入れを要請
- 2015.12.4 県・富岡町・楓葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場を国有化
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で安全協定を締結
- 2017.11.13 国から県・富岡町・楓葉町に対し、17日に搬入を開始する旨、伝達
- 2017.11.17 搬入開始
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リブルンふくしま」開館
- 2019. 3.20 特定廃棄物等固化型処理施設稼働

### 関連施設について

- ① 特定廃棄物埋立処分施設
- ② 特定廃棄物埋立情報館「リブルンふくしま」
- ③ 特定廃棄物等固化型処理施設



また、下水汚泥や農林業系廃棄物などの指定廃棄物については、保管が長期化すると腐敗や臭気などのおそれがあることから、性状を安定させ保管スペースを確保する目的で、焼却等の減容化事業を以下のとおり行っている。

- ・福島市堀河町終末処理場：下水汚泥減容化事業（平成26年10月末に乾燥炉の運転終了。現在は保管乾燥汚泥の搬出中。）
- ・県中浄化センター（郡山市）：下水汚泥焼却事業（平成26年3月末に指定廃棄物の焼却終了。現在は焼却灰の詰替施設を建設中であり、完成次第管理型処分場へ搬出予定。）
- ・福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業（平成27年7月末に焼却終了。）
- ・福島県飯舘村蕨平地区における可燃性廃棄物減容化事業（平成28年1月に仮設焼却施設で焼却を開始。仮設資材化施設の運転を平成28年4月に開始し、平成30年3月に運転を終了。）
- ・開閉所農林業系廃棄物減容化事業（平成29年8月に仮設焼却施設で焼却を開始。）
- ・安達地方における可燃性廃棄物（農林業系廃棄物・除染廃棄物）減容化事業（令和元年6月に仮設焼却施設で焼却を開始。）

## ② 福島県以外

宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県においては、有識者会議を開催し、長期管理施設の安全性を適切に確保するための対策や候補地の選定手順等について、科学的・技術的な観点からの検討を実施し、平成25年10月に長期管理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる案を取りまとめた。その後、それぞれの県における市町村長会議の開催を通じて長期管理施設の安全性や候補地の選定手法等に関する共通理解の醸成に努めた結果、宮城県、栃木県及び千葉県においては、各県の実情を反映した選定手法が確定した。

これらの選定方法に基づき、環境省は、宮城県においては平成26年1月に3か所、栃木県においては平成26年7月に1か所、千葉県においては平成27年4月に1か所、詳細調査を実施する候補地を公表した。詳細調査候補地の公表後には、それぞれの県において、地元の理解を得られるよう各県の関係者の協力を得ながら取り組んでいるところだが、いずれの県においても詳細調査は未だ実施できていない。

その一方で、各県ごとの課題に応じた段階的な対応も進めている。

宮城県においては、県の主導のもと各市町村等が8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に取り組まれており、仙南圏域を始め試験焼却が終了した圏域から順次、本焼却が実施されているところである。環境省はそのような県及び市町の取組を財政的・技術的に支援することとしている。

栃木県においては、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、平成30年11月、指定廃棄物を一時保管している農家等が所在する市町の首長が集まる会議を開催し、国から栃木県及び保管市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化という方針を提案し、合意が得られた。現在、当該方針に基づく集約化の実施に向けて、県・保管市町と調整を行っている。

茨城県においては平成28年2月、群馬県においては同年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定した。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下になったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指している。

今後とも、関係自治体と連携し、地元住民の理解を得ながら、指定廃棄物の処理を着実に推進していくこととしており、関係都県の重ねての御協力をお願いしたい。

＜参考資料＞

指定廃棄物処理情報処理サイト  
<http://shiteihaikei.env.go.jp/>

## （5）対策地域内廃棄物の処理

法に基づき、福島県の汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等（以下

「対策地域内廃棄物」という。)は、国が処理することとされている。

福島県の11市町村にまたがる地域が汚染廃棄物対策地域として定められている。これまで、避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標としてきた。こうした取組により、平成27年度末までに、帰還困難区域を除いて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を完了した。また、地域住民の方々のご理解と地方公共団体との緊密な連携によって、平成31年4月末までに、約229万トンの廃棄物の仮置場への搬入が完了した。仮置場に搬入した可燃性の災害廃棄物等は、仮設焼却施設でその減容化を図っているところ。

#### 国直轄による福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理進捗状況 2019.5.31環境省

- 災害廃棄物等の仮置場への搬入は、2019年4月末時点で、約229万トン完了(うち、約41万トンが焼却処理済、約144万トンが再生利用済、約29,300トンが埋立て処分済)。
- 搬入された災害廃棄物等は可能な限り再生利用を行っている。

##### 【災害廃棄物等の種類別状況】

###### (1)津波による災害廃棄物の処理

- 2016年3月に、帰還困難区域を除いて、津波がれきの撤去と仮置場への搬入を完了。

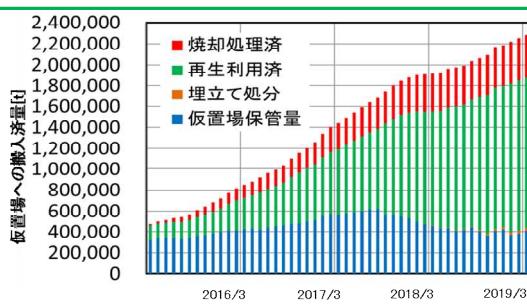
###### (2)被災家屋等の解体撤去

- 被災家屋等の解体関連受付・調査を行い、順次解体撤去を実施中。

- これまでに、解体撤去申請は約15,900件受付済であり、解体工事公告済が約15,300件、うち、解体撤去済は約12,800件。

###### (3)片付けごみの処理

- ステーション回収や戸別回収訪問を実施。
- 戸別回収については、希望者と日程を調整の上、回収を実施。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量



被災家屋等の解体の様子

大熊町の仮設焼却施設

この仮設焼却施設については、計9市町村で10施設を設置することとしている。平成30年度には双葉町で着工を開始したほか、富岡町では撤去が始まり、令和元年5月末時点ではこのうち5施設が稼働中、1施設が建設中であるほか、4施設では処理を完了している。事業を実施している仮設焼却施設においては、排ガス中の放射能濃度、敷地内・敷地周辺における空間線量率のモニタリングを行って安全に減容化できていることを確認し、その結果を公表しているところ。

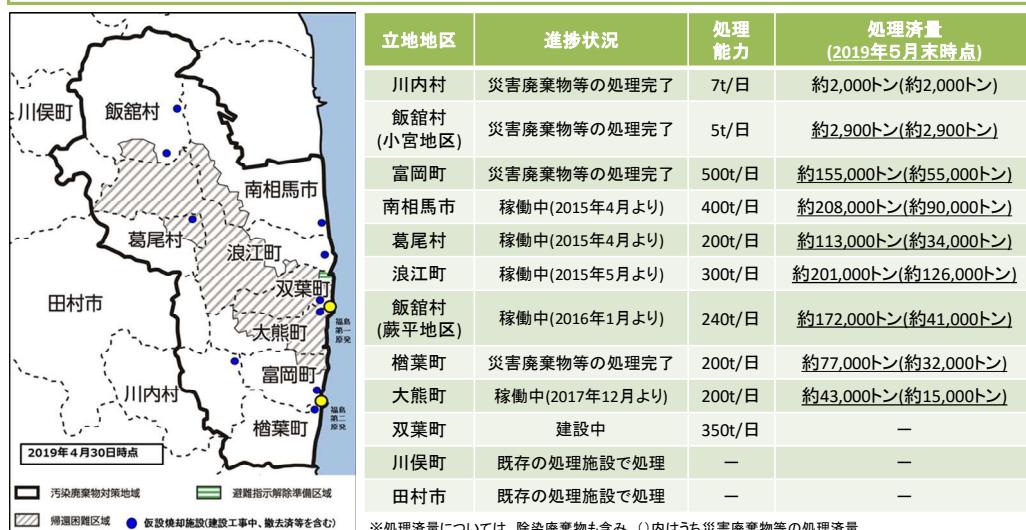
なお、帰還困難区域においては、福島復興再生特別措置法に基づき、現在、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村全ての特定復興再生拠点区域で解体・除染工事を実施している。

### 国直轄による福島県(対策地域内)における仮設焼却施設の設置状況

○ 9市町村(10施設)において仮設焼却施設を設置することとしており、それぞれの進捗状況は下表のとおり。2019年5月末までに約101万トン(除染廃棄物を含む)を処理済。

○ 現在稼働している仮設焼却施設においては、環境モニタリング(※1)を実施しており、排ガス中の放射能濃度が検出下限値未満であること等を確認している。

(※1) 環境省放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <<http://shiteihaiki.env.go.jp/>>



#### <参考資料>

放射性物質汚染廃棄物処理情報処理サイト

<http://shiteihaiki.env.go.jp/>

対策地域内廃棄物処理計画の改定について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17563>

## (6) 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理

法第 23 条において、事故由来放射性物質に汚染され、又はそのおそれがある廃棄物（特定一般廃棄物・特定産業廃棄物）の処理を行う者には、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準に加えて、特別の処理基準が適用される（※）。処理基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい。

#### <参考資料>

廃棄物関係ガイドライン

第二部：特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン

[http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-g102\\_ver2.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-g102_ver2.pdf)

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物については、平成 24 年 11 月の省令改正により、要件の見直しを行ったが、その後に得られた追加的な知見に基づき、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件を見直し、平成 28 年 3 月に省令改正を行ったところ。

省令改正後の特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件（範囲）については以下のWEBサイトに公表しているので、参照されたい。

＜参考資料＞

「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/102255.html>

（※）特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理に当たり適用される特別処理基準

- ① バグフィルター等を備えた設備を用いた焼却、溶融等
- ② おおむね50cm以上の土壌層が敷設された場所での埋立て等

なお、事業者が特定産業廃棄物の処理を他者に委託する場合には、契約書に特定産業廃棄物である旨を記載するとともに、産業廃棄物の引渡しの際に交付される産業廃棄物管理票（マニフェスト）に特定産業廃棄物である旨を記載する必要がある。

## （7）特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の維持管理

法第24条において、事故由来放射性物質により汚染されたおそれのある廃棄物の処理を行う可能性の高い一定の要件に該当する廃棄物処理施設（特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設）の設置者等には、廃棄物処理法に基づく施設の維持管理基準に加えて、特別維持管理基準が適用される。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理基準及び特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準の詳細については、環境省において以下のガイドラインを策定しているので、参照されたい。

＜参考資料＞

廃棄物関係ガイドライン

第二部：特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン

[http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-g102\\_ver2.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-g102_ver2.pdf)

## （8）放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理について

### ① 円滑な処理の確保

放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、周辺住民よりも被ばくしやすい作業者の追加的な被ばく量（内部被ばく及び外部被ばくの合計値）が、通常の処理を行った場合において原子力安全委員会決定において示された目安である1mSv/年を下回ること、及び、埋立処分を終了した最終処分場は、適切な管理を行うことにより、原子力安全委員会決

定において示された目安である  $10 \mu\text{Sv}/\text{年}$  となることが、安全評価により確認されているところであり、通常の処理方法で適切な管理を行うことにより、周辺住民及び作業者いずれの安全も確保した上での処理が十分に可能である。

なお、法に規定する特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物並びに特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設において処理される廃棄物は、 $8,000\text{Bq}/\text{kg}$  以下の放射性セシウム濃度を想定したものであり、通常の処理方法により安全な処理が可能であるが、放射性セシウム濃度の濃縮が想定される中間処理及び長期間にわたって管理が必要となる埋立処分については、より入念的に処理の安全性確保を行う観点から、廃棄物処理法に基づく処理基準及び維持管理基準に加えて、特別の基準を適用することとしたものである。また、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物となる廃棄物の範囲並びに特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設となる施設の要件は、相当程度安全側に立って設定している。

放射性セシウム濃度が  $8,000\text{Bq}/\text{kg}$  以下の廃棄物の最終処分を進めるに当たっては、科学的根拠に基づいて安全性について周辺住民、廃棄物処理業者等の理解を得る際に、最終処分場における放流水等の放射能濃度等のモニタリング結果も活用することができる。

以上の点については「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」(環廃対発第 120120001 号、環廃産発第 120120001 号) 及び「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について」

(環廃対発第 1307121 号、環廃産発第 1307122 号) においても通知しているところであるが、このような状況を十分に踏まえ、法の趣旨等に基づき、廃棄物関係ガイドラインに準拠した方法で廃棄物の処理を行うよう、改めてお願いする。

#### ＜参考資料＞

「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」(環廃対発第 120120001 号、環廃産発第 120120001 号)

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/no120120001.pdf>

「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について」(環廃対発第 1307121 号、環廃産発第 1307122 号)

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/no1307121.pdf>

## ② 農林業系廃棄物の処理促進について

(農林業系廃棄物の処理加速化事業の積極的な活用のお願い)

放射性セシウム濃度が  $8,000\text{Bq}/\text{kg}$  以下の廃棄物は、通常の処理方法で安全に処理することが可能であることから、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物については市町村等が、産業廃棄物については排出事業者が処理することとなっている。

しかしながら、従来循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染されたことにより廃棄物となったものについては、放射性セシウム濃度が  $8,000\text{Bq}/\text{kg}$  以下であっても、処理が進まず問題となっている。このため、平

成30年度においても当該廃棄物の処理に要する経費を助成する事業（農林業系廃棄物の処理加速化事業）を措置するとともに、平成31年度においても本事業を概算決定したところである（以下の事業概要を参照）。

本事業を活用した農林業系廃棄物の処理が進むよう、引き続き、都道府県の農林業部局等とも連携し、当該廃棄物が発生している市町村等に対し本事業の情報提供を行うなど、処理の促進に向けて特段の御協力をお願いする。

#### ＜事業概要＞

- ア. 補助対象者：一般廃棄物の処理を行う市町村等（一部事務組合を含む。）
- イ. 補助率：1／2（地方負担額は震災復興特別交付税で全額措置）
- ウ. 平成30年度予算額：約39億円、平成31年度概算決定額：約34億円

#### ＜参考資料＞

放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/fiscal/subsidy05.html>

### （9）指定廃棄物に指定された産業廃棄物等の産業廃棄物管理票の取扱について

産業廃棄物が指定廃棄物の指定を受けた場合等の産業廃棄物管理票の取扱について、「中間処理産業廃棄物が指定廃棄物となった場合等の産業廃棄物管理票等の取扱いについて」（平成25年1月18日付け環廃産発第1301183号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を踏まえ、その運用に遺漏なきよう、御留意頂きたい。

#### ＜参考資料＞

中間処理産業廃棄物が指定廃棄物となった場合等の産業廃棄物管理票等の取扱いについて

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/no1301183.pdf>

### （10）電離放射線障害防止規則について

取り扱う廃棄物の放射能濃度が10,000Bq/kgを超える場合等は、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）に従って作業者の安全を確保いただくよう、平成23年の事務連絡等で案内していたが、平成25年の電離則改正により、10,000Bq/kgを超える廃棄物の処分業務に従事する作業者に係る安全対策が整備された。これにより、電離則及び同ガイドラインが適用される、放射能濃度が10,000Bq/kgを超える廃棄物等の処分（※）業務（事故由来廃棄物等処分業務）を行う場合は、その趣旨を御理解の上、ガイドラインを適切に活用いただきたい。

※処分 … 最終処分（埋立て）、中間貯蔵、中間処理（選別、破碎、圧縮、濃縮、焼却等）及びそれらに関連する施設・設備の保守・点検作業

なお、上下水道施設において発生した事故由来廃棄物等に該当する汚泥等や、焼却施設において一般廃棄物や産業廃棄物を焼却した灰が結果的に10,000Bq/kgを超えたものを単に貯蔵する業務（汚泥等を遠隔操作等により作業員が直接触れない方法で容器に封入する業務を含む。）は、事故由来廃棄物等処分業務には含まれず、事故由来廃棄物等以外の放射性物質の貯蔵として、従前どおり規制が適用される。

＜参考＞

除染等業務に係る放射線障害防止対策について（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>

## 2. 除染・中間貯蔵施設の現状について

### (1) これまでの取組について

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質による環境の汚染が生じ、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題とされた。こうした状況を踏まえ、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下この項において「法」という。)が平成23年8月に議員立法により可決・成立し、平成24年1月より全面施行された。平成23年11月には同法に基づく基本方針が閣議決定され、同年12月には政省令やガイドラインが策定された。国が直轄で除染を実施する除染特別地域（田村市、楢葉町、川内村、大熊町、葛尾村、川俣町、双葉町、南相馬市、富岡町、浪江町及び飯舘村の11市町村）については、平成29年3月までに除染実施計画に基づく面的除染が完了した。その後、平成30年3月までに、市町村等が除染を実施する汚染状況重点調査地域も含め、帰還困難区域を除く8県100市町村の全てで面的除染が完了した。

また、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域については、現在、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の6町村全てで家屋等の解体や除染工事を実施している。汚染状況重点調査地域では、平成29年3月末までに、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された12市町村において、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除された。

さらに、福島県内の除染に伴い発生した土壤や廃棄物等（除去土壤等）を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、現在、用地取得を進めるとともに、施設の整備、除去土壤等の輸送を進めている。

中間貯蔵施設に係る用地取得については、令和元年6月末までに、1,705人、約1,118haについて契約に至り、着実に進捗している。

また、中間貯蔵施設の整備については、平成28年11月から受入・分別施設と土壤貯蔵施設の整備を進めている。平成29年6月に除去土壤等の分別処理を開始し、平成29年10月には分別した土壤の貯蔵を開始した。さらに他の工区でも土壤貯蔵施設等の整備を進めている。

中間貯蔵施設への除去土壤等の輸送については、仮置場等の早期解消に向け、平成30年度は予定していた180万m<sup>3</sup>の除去土壤等を中間貯蔵施設へ輸送し、令和元年6月27日時点で輸送対象物量の23%に相当する累計約331万m<sup>3</sup>を輸送している。また、令和元年度は400万m<sup>3</sup>程度を輸送する予定である。搬出が完了した仮置場については、実現可能で合理的な範囲・方法で復旧することを基本に、原状回復を進めている。

福島県外での最終処分に向けた当面の減容処理技術の開発や除去土壤等の再生利用等に関する中長期的な方針として、平成28年4月に「中間貯蔵

除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略」を取りまとめた。本戦略については、中間目標の達成状況等を踏まえ、平成31年3月に見直しを行った。現在、福島県南相馬市及び飯舘村の2か所で除去土壤を再生資材化し、試験盛土の造成や、農地の造成を行った上で資源作物等の試験栽培等を行うといった再生利用の安全性を確認する実証事業を実施している。また、福島県大熊町では、除去土壤の分級処理技術の実証事業を実施している。

また、福島県外で発生した除去土壤の処分方法を定めるため、有識者による「除去土壤の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めるとともに、除去土壤の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村及び栃木県那須町の2か所で実施している。令和元年5月には実証事業結果の中間取りまとめを公表した。

## (2) 今後の予定

帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備については、福島復興再生特別措置法に基づき、環境省としても家屋等の解体・除染といった必要な役割を果たしていく。

中間貯蔵施設については、引き続き、施設の整備及び除去土壤等の輸送を安全かつ確実に進める。平成30年12月に公表した「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、令和2年前半には幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指すとともに、令和3年度までに、県内に仮置きされている除去土壤等（帰還困難区域を除く）の搬入を、概ね完了することを目指す。

除去土壤等の再生利用についても、引き続き、実証事業等を通じて、安全性や必要性を説明し、丁寧に取組を進めていく。

また、福島県外で発生した除去土壤の処分方法については、「除去土壤の処分に関する検討チーム」において、安全に埋立処分する方法について取りまとめた実証事業の結果等を踏まえ、埋立処分の方法を示していく予定である。

<参考資料>

平成 31 年度予算案(「平成 31 年度環境省重点施策」(平成 30 年 12 月)より抜粋)

### 3. 東日本大震災からの復興・創生

#### (1) 被災地の環境再生に向けた取組の着実な実施

①中間貯蔵施設について、用地取得・施設整備・搬入の流れを着実に進める。同時に、仮置場の跡地について円滑に原状回復を行い返地を進めていく。また、引き続き除去土壤等の再生利用に向けた取組を進めていく。

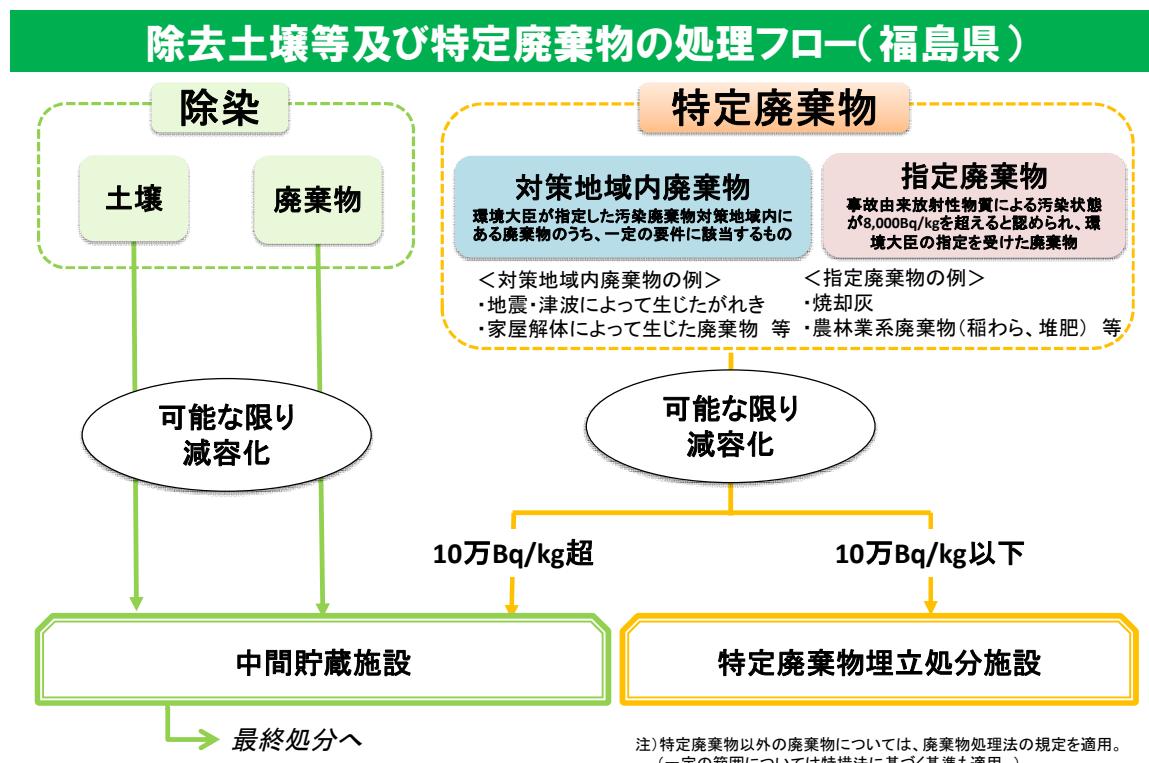
《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・中間貯蔵施設の整備等 【復興特】 208,127 (279,902)
- ・除去土壤等の適正管理・搬出等の実施 【復興特】 118,686 (121,212)

②認定された特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内における家屋等の解体・除染を着実に実施する。

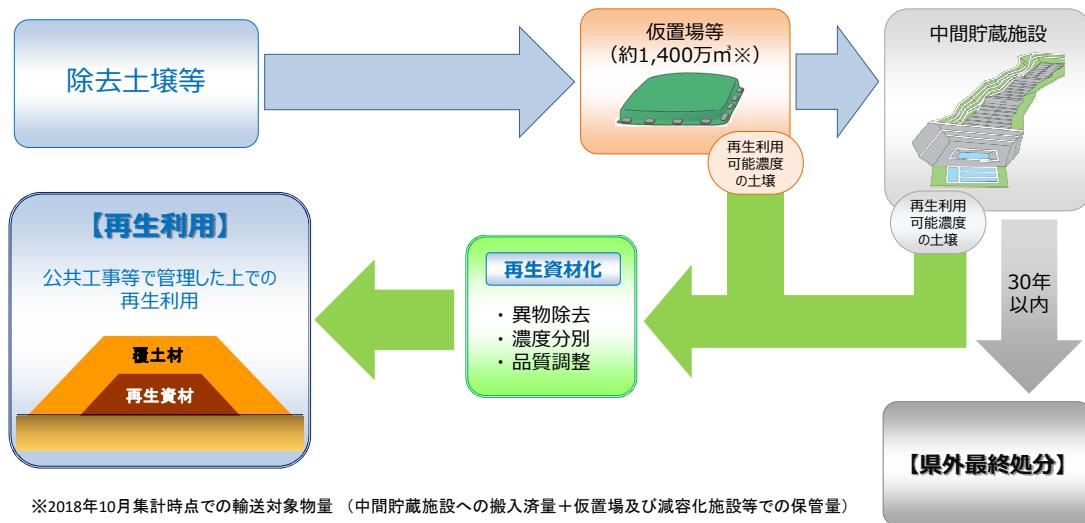
《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・特定復興再生拠点整備事業 【復興特】 86,941 (69,037)



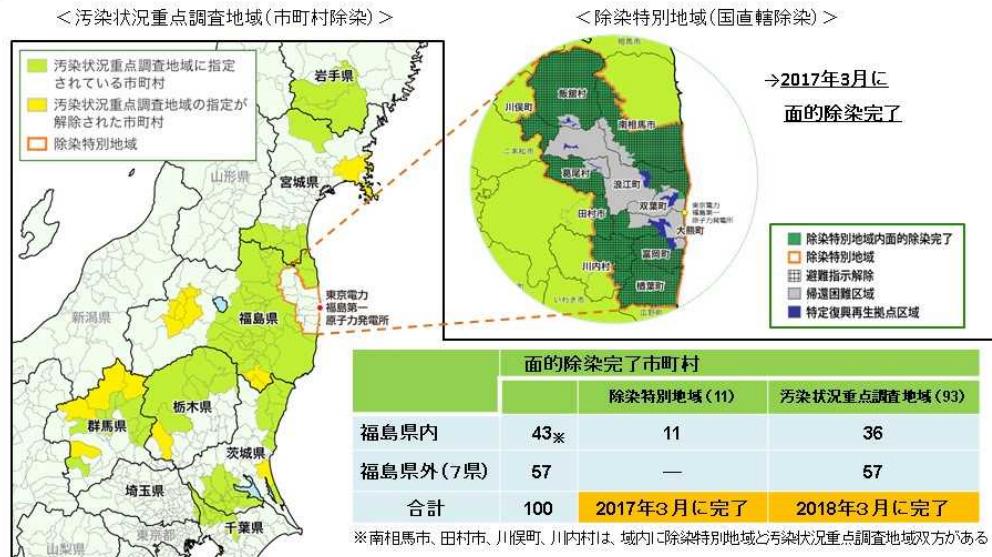
## 福島県内で発生した除去土壤等について

- 福島県内で発生した除去土壤等については、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしている。
- 福島県内の除去土壤等の県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壤等の減容・再生利用等に取り組んでいるところ。



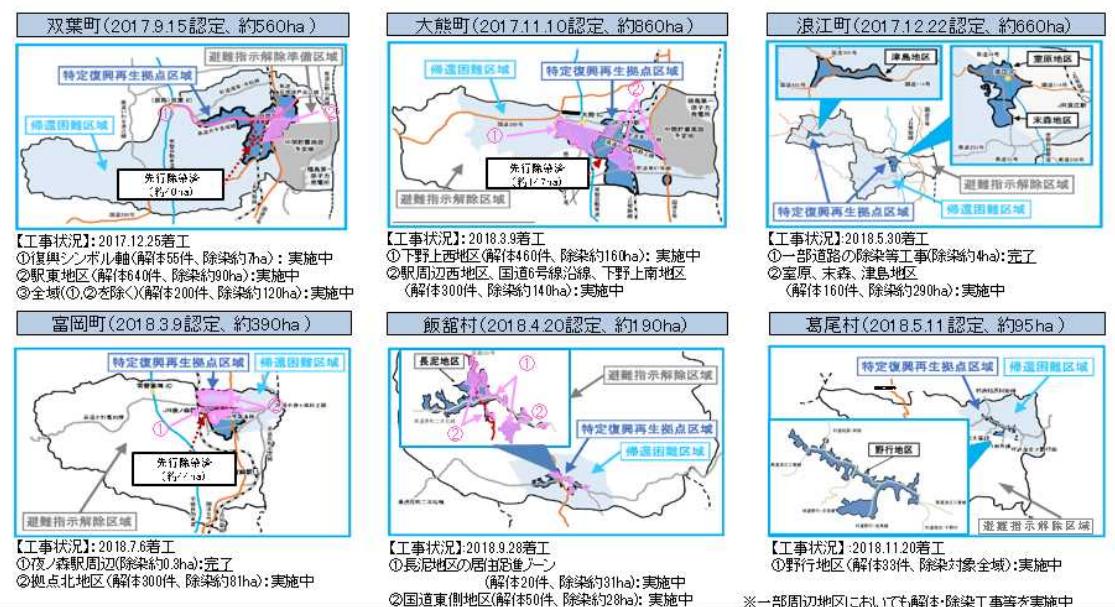
## 除染の進捗状況

- 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。（帰還困難区域については、今後、特定復興再生拠点区域の整備の中で対応。）



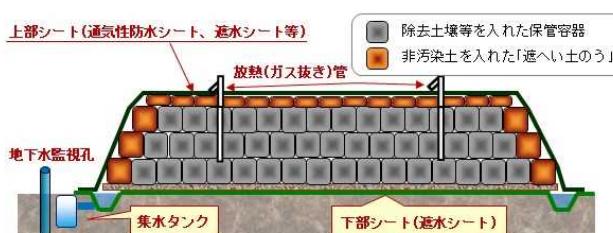
## 特定復興再生拠点区域整備の状況(2019年6月30日時点)

- 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることができた。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進(計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す)。
- これまでに、以下6町村の計画が認定され、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村で解体・除染等工事に着手。



## 仮置場等での保管について

### ○仮置場の基本構造及び管理・点検(直轄除染の仮置場の例)



### 管理・点検の内容

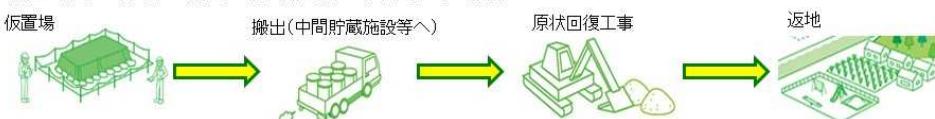
日常点検	週 1 回	・目視点検 ・空間線量率の計測
	月 1 回	・地下水の計測
必要時		・集水タンク内 浸出水の計測と処理 ・不具合箇所の補修
異常気象・地震時の緊急点検		・目視点検 ・空間線量率の計測

### ○仮置場等の箇所数及び除去土壌等の数量(保管物数)

※直轄除染の数値は2019年5月31日時点。  
市町村除染の数値は福島県内分のみで  
2019年3月31日時点。(福島県公表資料に基づき作成)

	仮置場箇所数	現場保管箇所数	除去土壌等の数量(保管物数)
直轄除染	189箇所	—	約543万袋
市町村除染	616箇所	86,175箇所	約529万m <sup>3</sup>

### ○仮置場での保管～搬出～原状回復～返地までの流れ



## 中間貯蔵施設について

＜中間貯蔵施設とは＞

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壤や廃棄物等が大量に発生。
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。
- 施設では、福島県内の除染に伴い発生した除去土壤や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵。



※2018年12月時点で各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまどまりのある範囲で整備していくこととしています。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性があります。

### 【中間貯蔵施設事業の進め方】

用地取得

(受入・分別施設、土壤貯蔵施設等の)  
施設整備

(県内仮置場から中間貯蔵施設へ)  
輸送

(除去土壤、廃棄物等の)  
処理・貯蔵

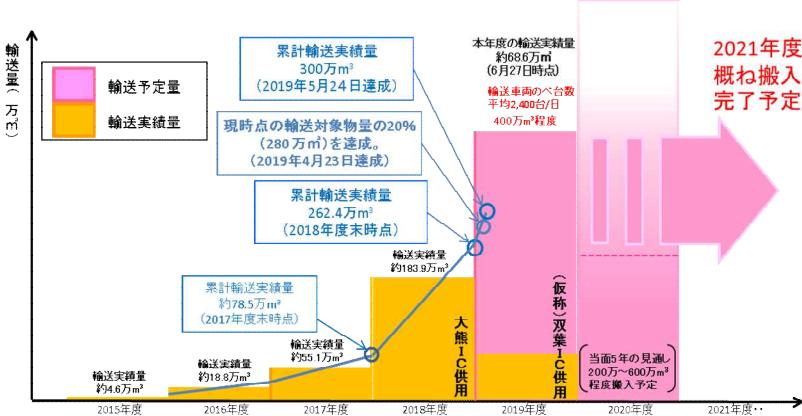
## 中間貯蔵施設に係る当面の輸送のイメージ

- 輸送対象物量1400万m<sup>3</sup>(※)の中間貯蔵施設への搬入に向け、用地や施設整備等の状況を踏まえて、輸送量は段階的に拡大。

※2019年1月時点

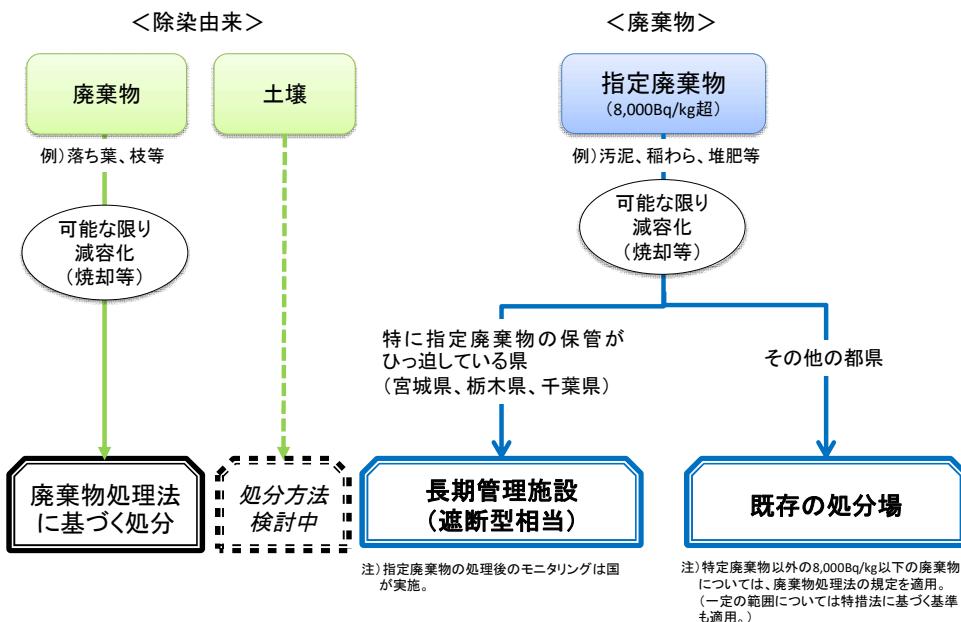
<2018.12.6 「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表>

- ・2019年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、400万m<sup>3</sup>程度を輸送する。
- ・2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壤等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指す。



\* 大熊ICが本年3月31日に開通したことを受け、中間貯蔵施設への除去土壤等の輸送に利用を開始しました。

## 除去土壤等及び指定廃棄物の処理フロー(福島県以外の都県)



### 福島県外における除去土壤の埋立処分について

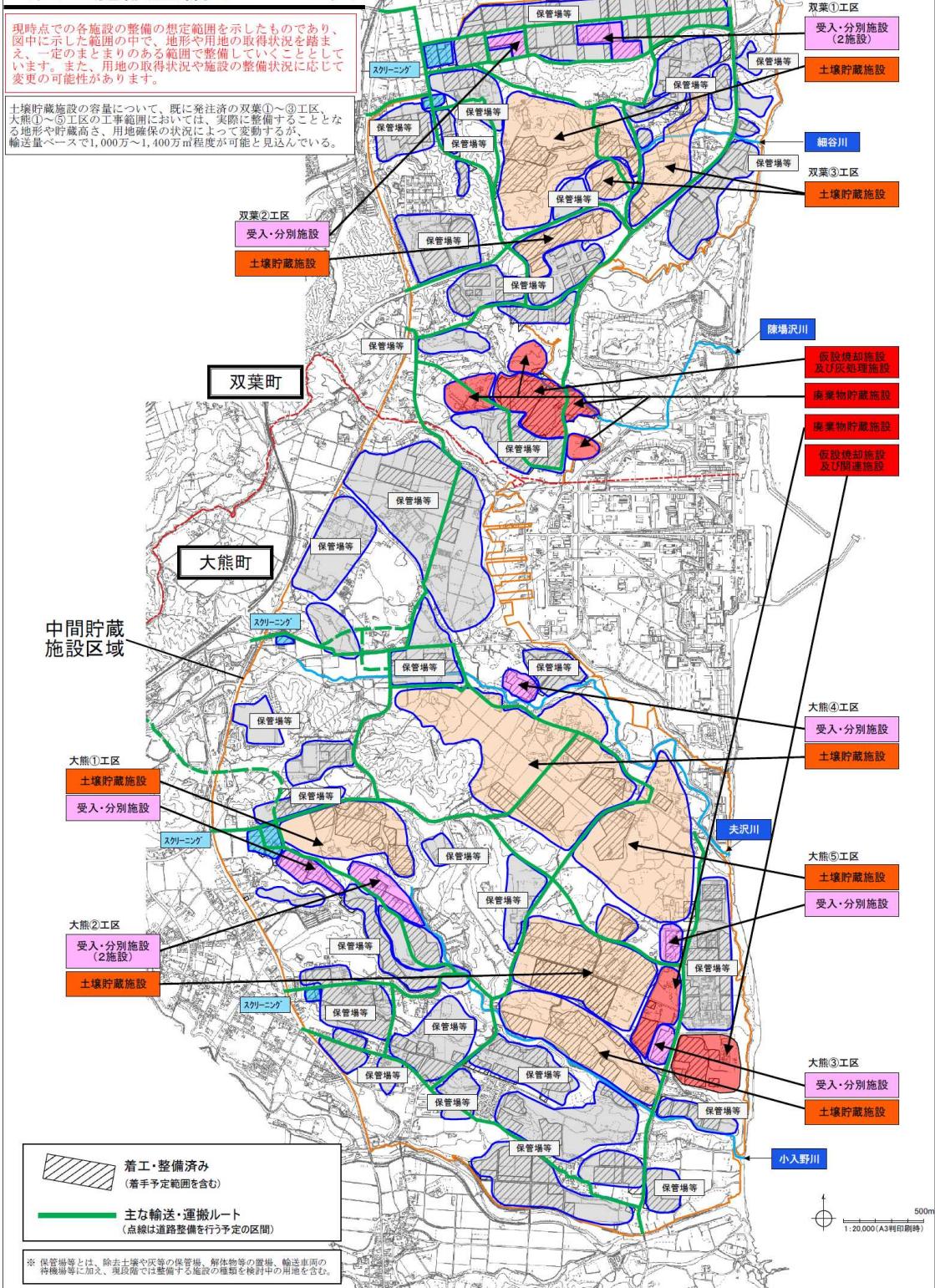
- 福島県外の市町村が、適切に保管されている除去土壤を集約して埋立処分を行ふことを選択する場合、国が定める処分方法(省令等)に従って行う必要がある。

- ・ 処分方法を定めるため、「除去土壤の処分に関する検討チーム」を設置し、専門的見地から管理下での処分方法について検討中。
- ・ 除去土壤の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認するため、東海村及び那須町において埋立処分の実証事業を実施。
- ・ 実証事業の結果等を踏まえ、環境省令やガイドラインにおいて埋立処分の方法を定める予定。

#### 【実証事業のイメージ】

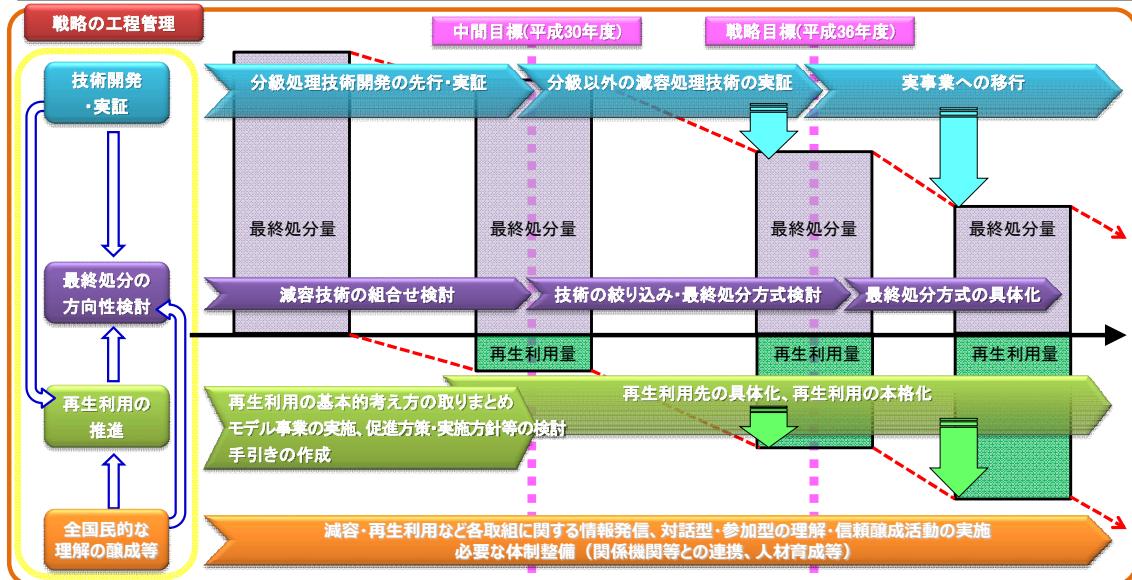


## 当面の施設整備イメージ図



## 中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略 イメージ

- 除去土壤等の福島県外最終処分に向けて、減容技術等の活用により、除去土壤等を処理し、再生利用の対象となる土壤等(浄化物)の量を可能な限り増やし、最終処分量の低減を図る。
- 減容・再生利用技術開発の目標や優先順位を明確にし、減容・再生利用を実施するための基盤技術の開発を今後10年程度で一通り完了し、処理の実施に移行する。
- 安全性の確保を大前提として、安全・安心に対する全国民的な理解の醸成を図りつつ、可能な分野から順次再生利用の実現を図る。
- 技術開発の進捗状況や再生利用の将来見込みを踏まえて、最終処分場の構造・必要面積等について一定の選択肢を提示する。



## 再生資材化した除去土壤の安全な利用の考え方(2016年6月)

### 【基本的考え方】

- 除去土壤を適切な前処理や分級などの物理処理をした後、用途先の条件に適合するよう品質調整等した再生資材(8,000Bq/kg以下を原則とし、用途ごとに設定)を、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等の構造基盤の部材に限定した上で、適切な管理の下で限定的に利用する。

### 用途の限定

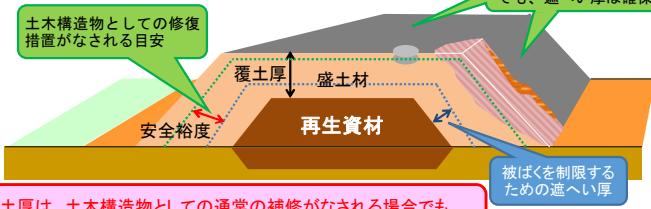
- 長期間にわたって人為的な形質変更が想定されない防潮堤、海岸防災林、道路等の盛土材の構造基盤の部材や、廃棄物処分場の覆土材、土地造成における埋立材・充填材、農地(園芸作物・資源作物)等に用途を限定する。

### 適切な管理

- 管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定。
- 追加被ばく線量を制限するための放射能濃度を設定。具体的には、追加被ばく線量が施工中1mSv/年を超えないようにする。(供用中は、その1/100を超えないように覆土等の遮へいをする。)
- 覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等を行う。

### 再生利用の進め方

再生利用の本格化に向けた環境整備として、上記の考え方から従って実証事業、モデル事業等を実施し、放射線に関する安全性の確認、具体的な管理方法の検証、関係者の理解・信頼の醸成等を行う。



【参考】中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書(2015.2.25 福島県、大熊町、双葉町、環境省)  
(最終処分を完了するために必要な措置等)

第14条 4

内(環境省)は、福島県民その他の国民の理解の下に、除去土壤等の再生利用の推進に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。

# フロン類の排出抑制 について

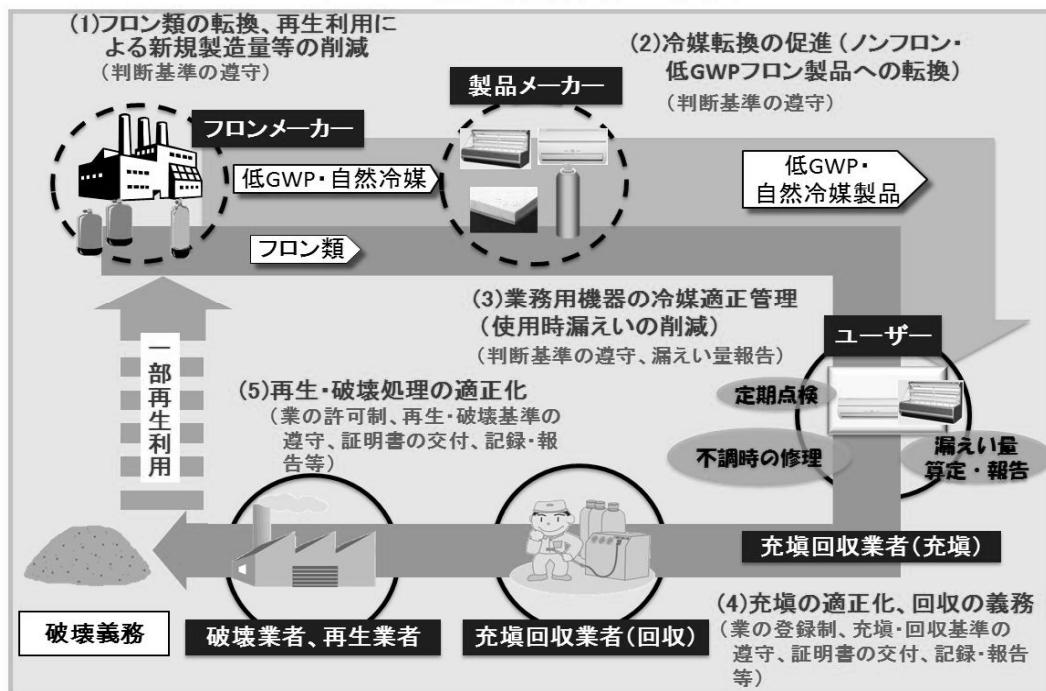


## 1. 現状と課題

フロン類は、主に冷媒用途として、冷凍冷蔵機器や空調機器に用いられる。我が国では平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（略称：フロン回収・破壊法）」を制定し、排出削減に取り組んできたが、オゾン層を破壊するフロン類からHFCへの代替が進み、HFCの排出量は増加傾向にある。また、冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えいや廃棄時の排出など機器の管理に当たっての大きな課題を有している。

このため、平成27年4月に施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称：フロン排出抑制法）」により、これまでのフロンの回収、破壊にとどまらず、下図のようにフロン類の製造から使用、廃棄に至るライフサイクル全体の包括的な対策を講じることとしている。なお、同法は業務用の冷凍冷蔵機器（ターボ冷凍機、冷凍冷蔵ショーケース、業務用冷蔵庫、冷水機、ビールサーバー等）及び空調機器（ビル用マルチエアコン、店舗用パッケージエアコン等）を対象としている。家電としての冷凍冷蔵庫及び空調については家電リサイクル法を、カーエアコンについては自動車リサイクル法を通じてフロン回収がなされている。

### フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)の概要



第一種特定製品（業務用冷凍空調機器のうち、カーエアコン以外）からの使用時の漏えいについては、機器の管理者による機器の点検義務等の機器の適正な管理を通じて改善が期待されている。他方、機器廃棄時のフロン類回収率については、一定の向上は見られるものの10年以上にわたって3割台で低迷しており、直近でも4割弱に止まっている。このため、地球温暖化対策計画で定める2020年度50%、2030年度70%の目標達成に向け、本年6月にフロン法を改正し（2020年4月施行予定）、廃棄物・リサイクル業者に対する機器の引取制限などを新たに加え、機器廃棄時の取組を強化することとしている。

### フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要

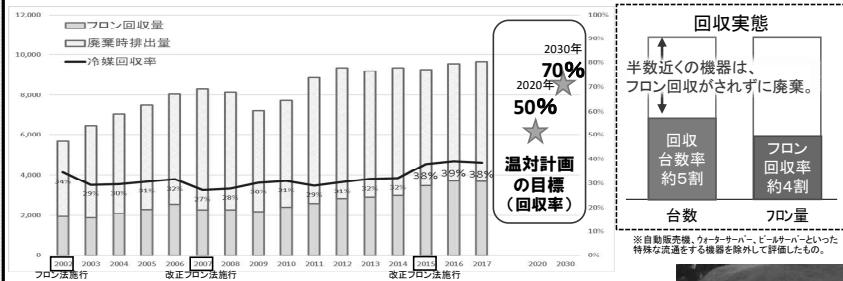
#### 現行法の概要

（令和元年6月5日公布）

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類を使用する業務用冷凍空調機器について、廃棄時のフロン類の充填回収業者への引渡し等を義務付け。

#### 現状

- ◆ 業務用機器廃棄時のフロン回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割弱。
- ◆ 地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）の目標達成には、対策の強化が不可欠。



#### 主な改正事項

（中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議で提案。）

回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。



建物解体時にフロン類の回収がされず放置されている業務用エアコン

#### 【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上
  - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入  
(現行:間接罰(指導→勧告→命令→罰則の4段階)→直接罰(1段階)へ)
  - 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け  
(充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)



#### 【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上
  - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
  - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
  - 解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け 等



#### 【機器が引き取られる際の取組】

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止  
(廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

#### その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

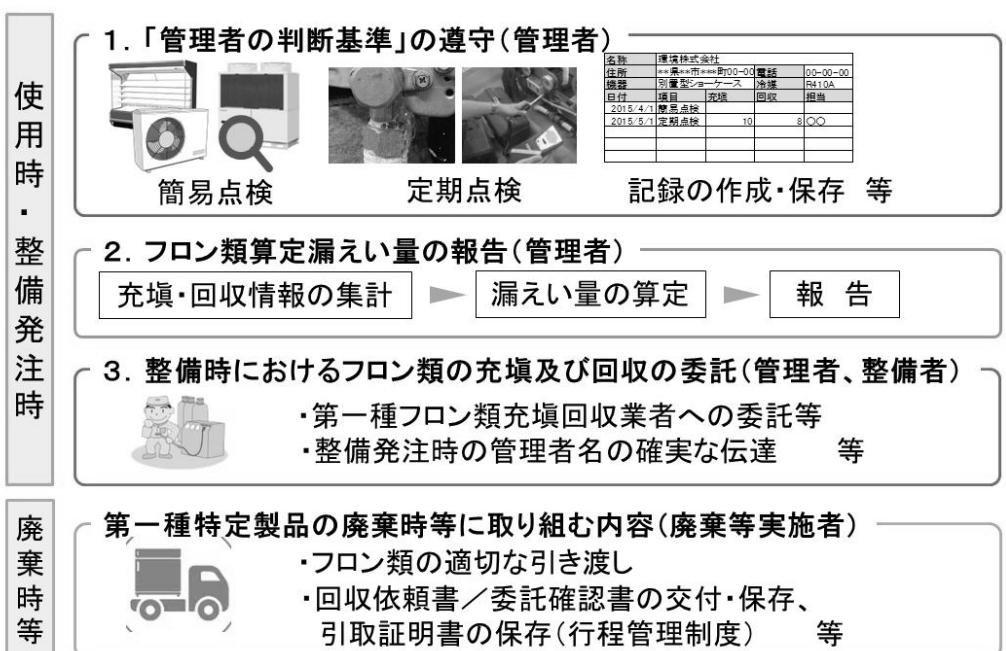
2020年度に廃棄時回収率50%の達成へ

## 2. 業務用冷凍空調機器の管理者が行うべき取組

使用時、整備発注時、廃棄時に対策が必要となるのは、第一種特定製品の「管理者」である。第一種特定製品の管理者は、下図のとおり、使用時・整備発注時に、1.～3.のような役割を負うこととなる。また、廃棄時には、充填回収業者へフロン類の回収を直接依頼するか、産廃業者などを通じて充填回収業者へのフロン類の回収依頼を委託する必要がある。

### 第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者の役割

○第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者は、以下の措置に取り組む必要があります。

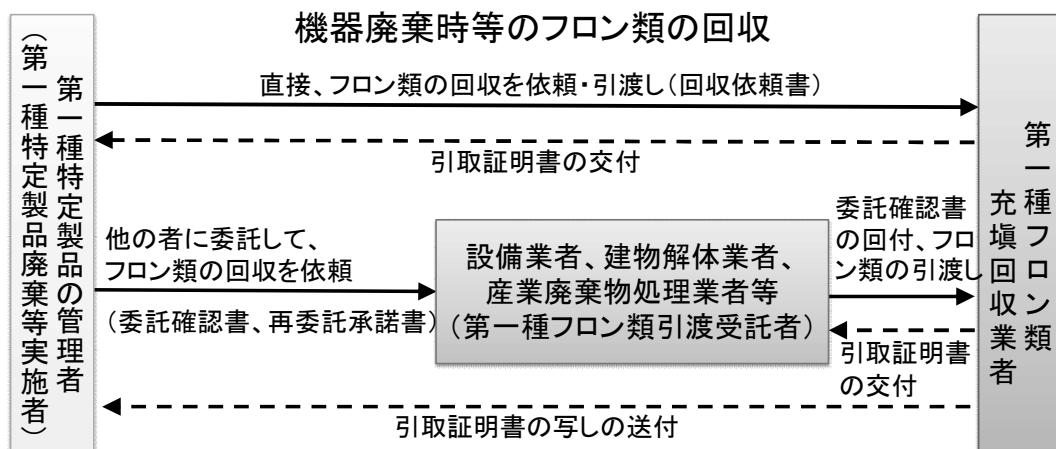


### (1) 第一種特定製品の管理者とは

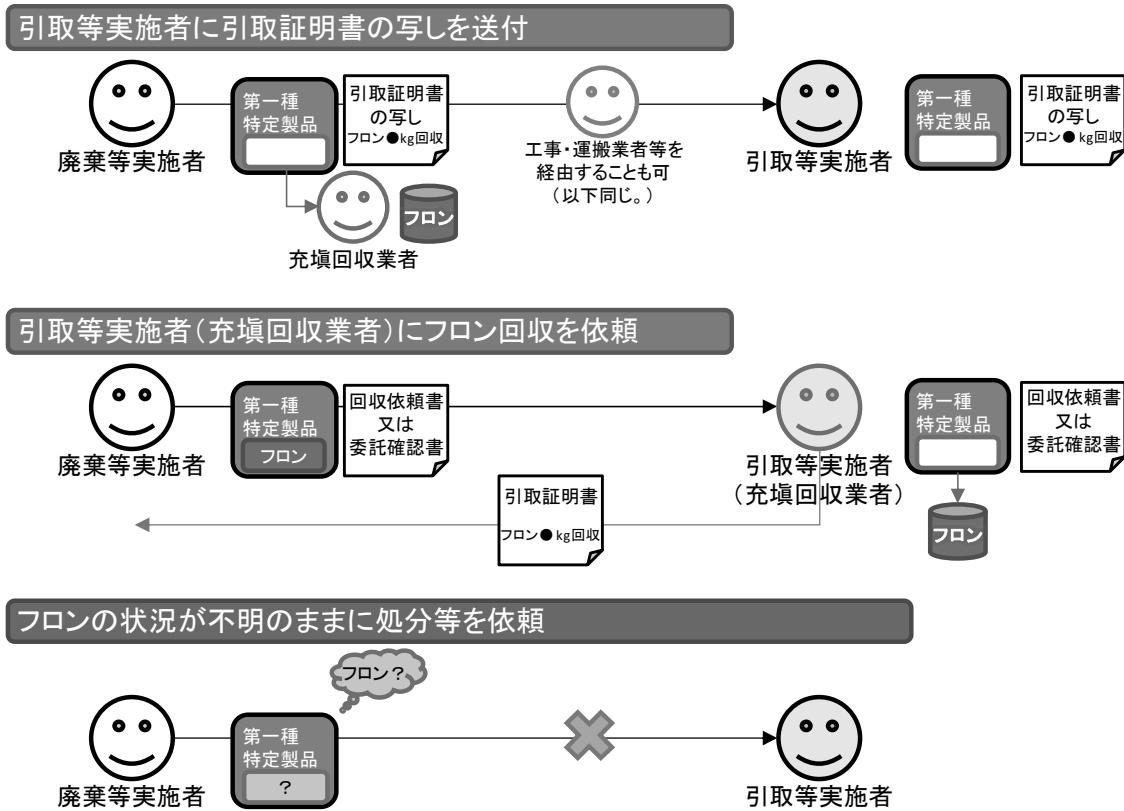
フロン排出抑制法における「管理者」とは、原則として、当該製品の所有権を有する企業・法人が該当する。ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、責務を負うものが管理者となる（一方、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行った側の方が管理者になるので注意が必要。）。

## (2) 機器廃棄時のフロン類の引渡義務

第一種特定製品の廃棄又はリサイクル目的の譲渡を行う管理者（第一種特定製品廃棄等実施者）は、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すか、フロン類の引渡しを設備業者、建物解体業者等に委託する必要がある。また、フロン類の行程管理のため、第一種特定製品廃棄等実施者は、引渡し方法に応じて、行程管理票（回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書）の交付及びその写しの保存、第一種フロン類充填回収業者から交付される引取証明書の保存を行う必要がある。



また、改正法の施行後は、第一種特定製品の引取り等を行おうとする者（第一種特定製品引取等実施者）が、自らがフロン回収作業等を行う場合を除き、回収作業実施済みと確認できない機器を引き取ること等が禁止される。そのため、廃棄等実施者は、機器を引取等実施者に引き渡す際に、引取証明書の写し等を交付することが必要となる。



### 3. 建物解体時のフロン類の排出抑制

フロン類の回収に関しては、従前から、建築物等の解体工事の際、特定解体工事元請業者（解体工事の受注者）は事前に機器の設置の有無を確認し、発注者に対して確認結果を書面で説明することとされている。

#### 特定解体工事元請業者の確認及び説明（フロン排出抑制法第42条）

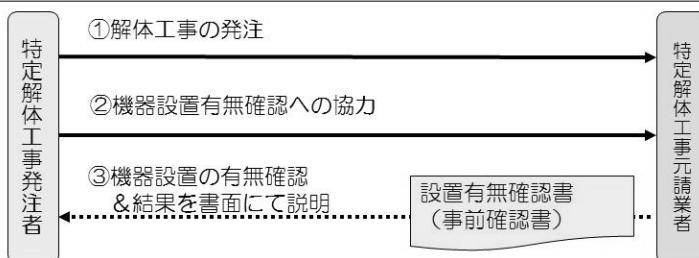
**【趣旨】** 日常的に機器の廃棄等を行うことが少ない廃棄者（ビル、飲食店オーナー等）に対し、日常的に建設・解体工事を請け負っている事業者（ゼネコン、解体業者等）が、フロン類を含む業務用冷凍空調機器の確認・説明を行うことにより、廃棄者の責任を認識させ、フロン類の引渡し（回収委託）の実施を確保。

**【内容】**

① 建設業者（建築物の解体を伴う建設工事を、当該工事の発注者から、直接請け負おうとする建設業者（特定解体工事元請け業者））は、（工事を請け負う前に）第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）について、

- 1) 設置の有無の確認を行うと共に、
- 2) 確認結果について、発注者に対し、書面を交付して説明しなければならない。

② 特定解体工事の発注者（第一種特定製品のユーザー・所有者など）は、設置の有無についての確認に協力しなければならない。



「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法）」にも、解体工事の元請業者に事前説明義務、発注者に事前届出義務があり、フロン排出抑制法所管部局において情報の共有化を図って頂きたい。

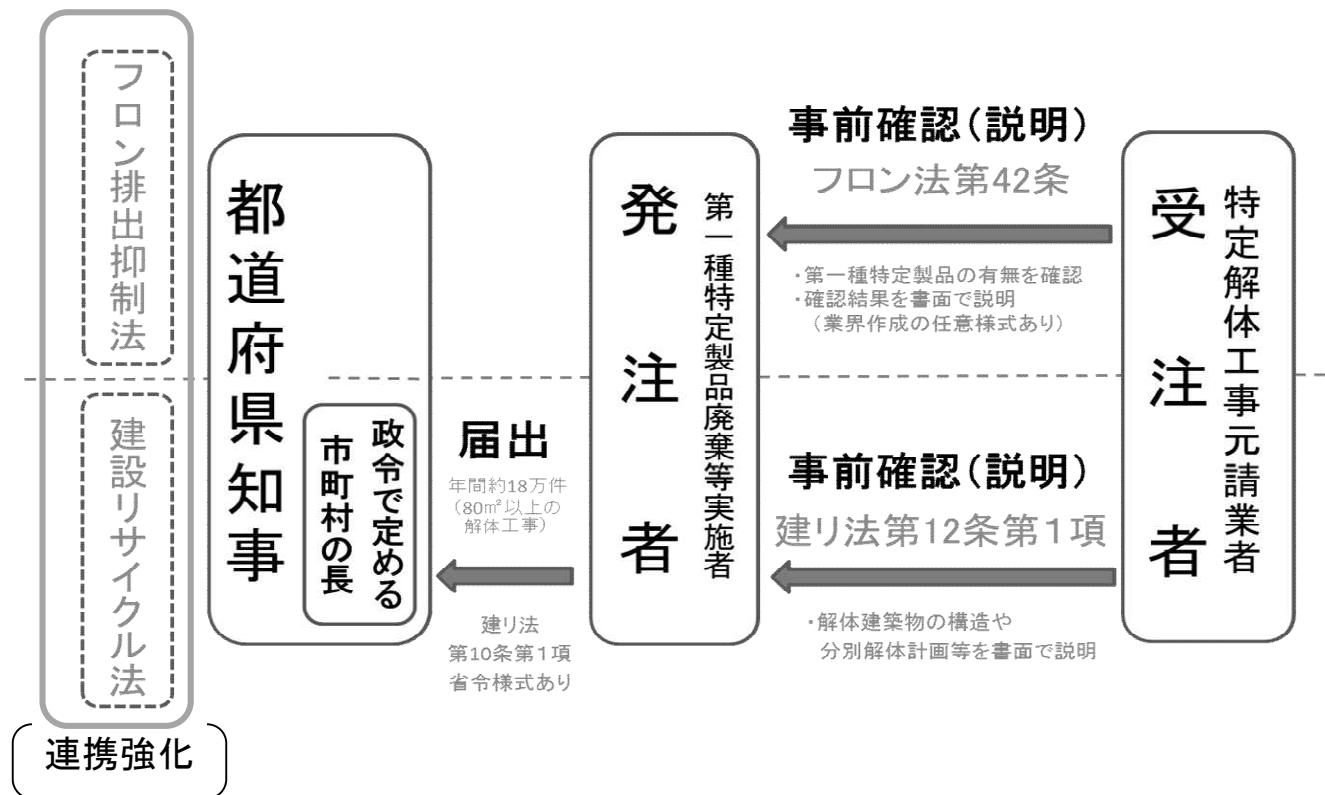
特に、事前届出には、解体工事の発注者、解体する建築物等の用途及びその構造等の情報が含まれており、次に掲げるとおり、都道府県知事がフロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の廃棄等に係る規定の遵守状況を確認し、必要な指導監督を行うために非常に有用である。

- ・届出者（発注者）：廃棄等実施者に該当する可能性があり、届出者が事業者であるか、どのような事業者であるかを確認できる。
- ・建築物等の用途：住居用途であるか、その他の業務用の用途であるかを確認できる。
- ・建築物等の構造：業務用ビル等の鉄筋・鉄骨を使用した構造であるか否かを確認できる。
- ・残存物品：残存物品として第一種特定製品が記入されている場合がある。
- ・その他：第一種特定製品の有無やフロン回収実施の有無が記入されている場合がある。

また、建設リサイクル法に基づく分別解体及び再資源化等の適正な実施の確保を目的に、都道府県の建設リサイクル法所管部局等では、春期と秋期の全国一斉パトロール等を実施して頂いているところであるが、その機会等を通じて、フロン排出抑制法所管部局との連携を図り、建築物等の解体現場におけるフロン排出抑制法の遵守について、引き続き協力して頂きたい。

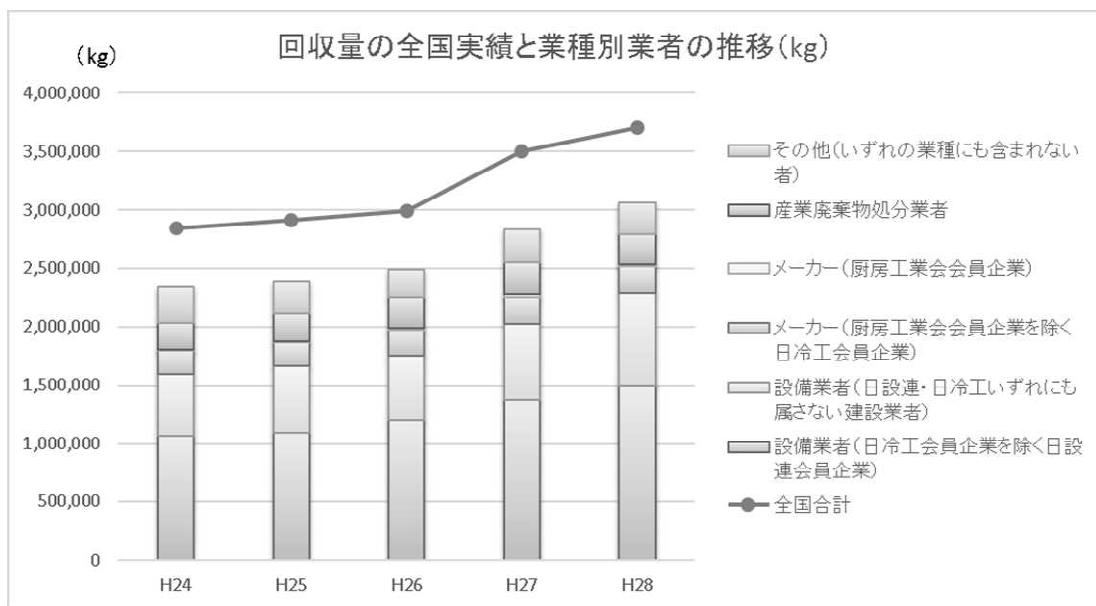
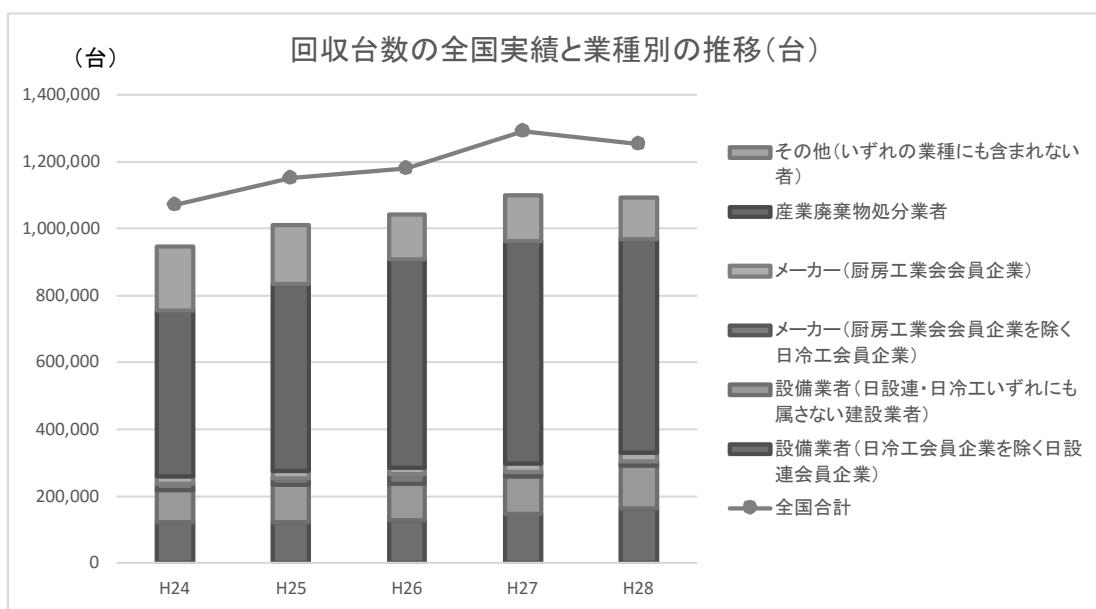
## 建築物の解体工事における指導・取組の強化

- 建築物等の解体工事の際に、当該建築物等に設置された第一種特定製品からのフロン類の引渡が複数の事業者を経由して受託される場合等において、フロン類引渡しが適切になされず、不法放出のリスクが高まる懸念。
- ↓ 引渡しの適正化が必要。
- フロン排出抑制法においては、解体工事現場における業務用冷凍空調機器からのフロン類の放出防止のため、特定解体工事元請業者が着工前に第一種特定製品の設置の有無を確認し、発注者に説明する義務規定が存在
- ⇒ 建設リサイクル法にも解体工事の元請業者に事前説明義務／発注者に事前届出義務があることから、都道府県等の各法律の執行当局間で情報の共有化を行い、指導に活かすなど連携を図ることが必要。
  - ⇒ 環境省から各都道府県に対し、平成26年1月通知を発出。（同年8月に補足事務連絡を追送。）
- （「フロン回収・破壊法に基づく第一種特定製品が設置された事業場等における建築物等の解体作業等情報把握の推進について」環地温発第14011163号）



## 4. 充填回収業者のうち、産業廃棄物処分業許可を有する事業者の特徴

第一種特定製品の登録充填回収業者は、充填回収業を主たる業として営む事業者のみならず、メーカー、設備業者、産廃処分・リサイクル業者等、様々な業種の事業者が都道府県に登録を行っている。下図は、平成 28 年度の充填回収量報告のうち、廃棄時の回収台数及び回収量が多かった事業者について、都道府県から提供を受けたデータを元に業種別に分類を行った結果である。充填回収業者のうち産廃処分業の許可を有する事業者は、全国の廃棄時回収台数の大要を占めており、回収台数の向上に大きく貢献していることが分かる。一方で、回収量としては他の業種に比してあまり多くはない。



充填回収業者のうち産廃処分業者等は、主として小型（冷媒内蔵型）の機器の廃棄時回収を行っている可能性が示唆される。これら産廃処分業を営む充填回収業者へのヒアリング等により、第一種特定製品のうち内蔵型機器を産廃処分場等で受け取り、リサイクル作業行程の一環としてフロン回収を行っているという商流等も明らかになってきている。

こうした小型機器の回収台数の増加には、小型機器製造メーカーが、機器故障時・更新時の下取り等を通じてユーザーから機器を自主的に回収し、その後自ら又は廃棄物処分業者等に委託してフロンを回収していることも寄与していると考えられる。加えて、産業廃棄物処分業者等においては、自らがフロン回収を行わないものも含めて、多くの業務用冷凍空調機器を取り扱う事業者でもあり、廃棄時のフロン類の回収を進めるに当たって、非常に重要なプレイヤーの一人であると考えられる。

改正法の施行後には、さらにその重要性が増すとともに、第一種特定製品を引き取る産業廃棄物処分業者等に対する都道府県知事の指導監督権限が法的に位置付けられることとなる。

廃棄物・リサイクル主管課の皆様におかれでは、こうした点も踏まえ、引き続き、フロン排出抑制法担当部局とも連携をお願いしたい。

## 5. おわりに

フロン排出抑制法に基づく規制事務の多くは都道府県に行って頂いている。また、フロン排出抑制法の所管については、自治体に応じて異なるが、一部の自治体においては廃棄物・リサイクル行政所管部局において御担当されている。建設リサイクル法所管部局・廃棄物・リサイクル行政主管部局においては、引き続きフロン排出抑制法所管部局との連携を図り、管理者や充填回収業者への指導・監督及び事業者からの照会、通報、相談等について、積極的に対応されることをお願いしたい。

## ＜参考資料＞

### フロン類対策の今後の在り方に関する検討会報告書概要

環境省は、平成 28 年度に、現行のフロン類に係る規制等の枠組みの総点検を行うとともに、フロン類対策のさらなる施策効果向上やモントリオール議定書 H F C 改正をうけた対応など今後の対策の在り方についての調査・検討を行うため、フロン類対策の今後の在り方に関する検討会を開催した。

平成 29 年 3 月に取りまとめられた「フロン類対策の今後の在り方に関する検討会報告書（環境省、平成 29 年 3 月）」では、今後の方向性として、以下に示す項目が示された。

#### （1）上流対策

- ①モントリオール議定書 H F C 改正を受けた H F C の生産量の規制
- ②省エネ型・脱フロン型の冷凍空調機器の普及
- ③GWP の高いフロン類を使用した製品の流通抑制のための仕組み

#### （2）中・下流対策

- ①使用時漏えいの現状の分析と必要に応じた対策の検討
- ②管理者が漏えい対策を行うための技術基準の検証
- ③廃棄時回収率が向上しない要因の分析と対策の検討
- ④充填回収業者が回収時に従う技術基準の検証
- ⑤業務用冷凍空調機器の管理者を効果的に監督する仕組み
- ⑥指導監督体制の強化

#### （3）横断的事項

- ①経済的手法
- ②普及啓発
- ③その他

## ＜参考資料＞

「解体工事の際には、フロン類の回収をしなくてはなりません！」

[http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/furon-kaitai.pdf](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/furon-kaitai.pdf)